

宍粟市防災会議条例

平成17年 4 月 1 日 条例第173号

改正

平成17年10月 1 日 条例第228号

平成19年 3 月14日 条例第11号

平成22年 9 月29日 条例第30号

平成24年 3 月14日 条例第10号

平成25年 3 月26日 条例第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第 6 項の規定に基づき、宍粟市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 宍粟市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 兵庫県知事の部内の職員のうちから市長が指名する職の者
 - (2) 兵庫県警察の警察官のうちから市長が指名する職の者
 - (3) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が指名する職の者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する職の者
 - (5) 副市長及び教育長
 - (6) 西はりま消防組合消防本部消防長
 - (7) 消防団長及び消防団支団長
 - (8) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者
- 6 前項各号の委員の総数は、45人以内とする。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、兵庫県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月1日条例第228号）

この条例は、公布の日から施行し、平成17年7月1日から適用する。

附 則（平成19年3月14日条例第11号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。（後略）

（宍粟市防災会議条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 改正法附則第3条第1項の規定により収入役として在職するものとされた者については、第7条の規定による改正後の宍粟市防災会議条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年9月29日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月14日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月26日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中宍粟市防災会議条例第3条第5項第6号の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

宍粟市災害対策本部条例

平成17年4月1日条例第174号

改正

平成25年3月26日条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、宍粟市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部の設置)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月26日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。(後略)

宍粟市防災会議運営規程

平成18年 7 月26日訓令第17号

改正

平成19年 3 月30日訓令第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宍粟市防災会議条例（平成17年宍粟市条例第173号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、宍粟市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第 2 条 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができる。

(会議)

第 3 条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 防災会議の議長は、会長が当たる。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会長の職務を代行すべき委員)

第 4 条 条例第 3 条第 4 項に規定する会長の職務を代行すべき委員は、副市長の職にある委員とする。

(意見の聴取等)

第 5 条 会長は、必要と認めるときは、防災会議に専門委員その他適当と認める者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(代理出席)

第 6 条 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、その防災会議において委員とみなす。

(議事の特例)

第 7 条 防災会議の議案で、一部の特定の機関にのみ関係のある事案については、会長が適宜の方法により関係のある委員と協議して決することができる。

2 会長は、前項の規定により協議して決した事項は、次の防災会議にその旨を報告するものと

する。

(専決処分等)

第8条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号のいずれかに該当するときは、専決処分することができる。

(1) 会長において防災会議を招集する暇がないと認めたとき。

(2) 軽易な事項で、速やかに措置を要するとき。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長は、その旨を次の防災会議において報告し、承認を求めなければならない。

(部会の設置)

第9条 防災会議は、必要に応じ事務を定めて部会を置くことができる。

(委員の異動報告)

第10条 委員が異動等により変更のあった場合は、当該委員の後任者は、その職、氏名及び異動年月日を速やかに会長に報告しなければならない。

(公表の方法)

第11条 宍粟市地域防災計画を作成し、又は修正した場合その要旨の公表その他防災会議が行う公表は、宍粟市公告式条例（平成17年宍粟市条例第3号）を準用して行う。

(庶務)

第12条 防災会議の庶務は、防災担当課において処理する。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第6号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

大栗市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成17年4月1日条例第93号

改正

平成23年9月22日条例第35号

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
 - (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
 - (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくして生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者と生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これ

らの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいらした者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1か月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270万円
 - エ 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の山崎町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年山崎町条例第41号）、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年一宮町条例第15号）、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年波賀町条例第23号）又は災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年千種町条例第12号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年9月22日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以降に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

宍粟市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成17年4月1日規則第57号

(趣旨)

第1条 この規則は、宍粟市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年宍粟市条例第93号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

- 2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を出させるものとする。

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状況となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状況となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

- 2 市は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を出させるものとする。

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
 - (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
 - (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
 - (4) 保証人となるべき者に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
 - (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借

入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) その他市長が必要と認めた書類

- 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3か月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第3号）を借入申込者に交付するものとする。

- 2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した災害援護資金借用書（様式第5号）に資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第8号）を当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第9号）を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第14号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第15号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を市長に氏名等変更届（様式第16号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年一宮町規則第7号）、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年波賀町規則第10号）又は災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年千種町規則第9号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

宍粟市災害等見舞金支給規則

平成17年4月1日規則第58号

改正

平成20年5月20日規則第17号

平成20年6月30日規則第22号

平成24年10月31日規則第37号

(趣旨)

第1条 宍粟市に居住している者が災害若しくは犯罪行為により負傷若しくは死亡し、又は住家、工場等が損傷若しくは滅失したとき、その遺族、負傷した者又はその世帯に対して見舞金を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 「宍粟市に居住している者」とは、宍粟市に居住し住民基本台帳に登録されている者をいう。その他の者については、その都度市長が定める。

2 「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火事若しくは爆発により被害を生ずることをいう。

3 「犯罪行為」とは、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。

(見舞金の基準)

第3条 見舞金を支給する基準は、別表に定めるとおりとする。ただし、犯罪行為により負傷又は死亡した場合に見舞金の支給を受けることができる者は、法による犯罪被害者等給付金の支給を受けることができる者のうち、法第6条の規定により犯罪被害者等給付金を全部支給しないこととできる者でない者に限る。

2 市長は、理由により前項の額を増減することができる。

3 見舞金は、災害の状況等に応じ、物品で支給することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の山崎町災害見舞金支給内規（昭和43年山崎町内規第2号）又は千種町災害救助条例（昭和29年千種町条例第44号）（以下これらを「合併前の条例等」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 合併前の条例等の規定により支給した、又は支給すべきであった見舞金等の取扱いについては、なお合併前の条例等の例による。

附 則（平成20年5月20日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年6月30日規則第22号）

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成24年10月31日規則第37号）

この規則は、平成24年11月1日から施行する。

別表（第3条関係）

支給区分		支給対象者	支給額
負傷（治療に要する期間が1か月を超える場合に限る。）		当該負傷者	10,000円
死亡（災害が起因で10日以内に死亡した場合を含む。）		当該死亡者と同居していた遺族	100,000円
住家の損傷又は滅失	床上浸水、部分焼	当該住宅に居住する（していた）者の属する世帯の世帯主	30,000円
	半壊、半焼		50,000円
	大規模半壊		70,000円
	全壊、全焼		100,000円
生業が営まれる工場、作業場、店舗、事務所その他これらに類する建物の全壊又は全焼		当該生業を営む者	50,000円

備考 工場、作業場、店舗、事務所その他これらに類する建物と併用される住家が被害を受けた場合は、住家の被害程度を優先する。

宍粟市被害家屋等調査判定委員会規程

平成21年 8月10日訓令第13号

改正

平成22年 3月31日訓令第14号

平成23年 3月30日訓令第 8 号

平成24年 3月29日訓令第 6 号

平成25年10月18日訓令第11号

平成26年 3月31日訓令第 2 号

(設置)

第1条 災害等における市内の被害家屋等調査の審査に際し、適正な判定に基づく被害認定を行うため、宍粟市被害家屋等調査判定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 被害家屋等判定結果に対する再調査依頼による調査結果の審査及び被害認定に関すること。
- (2) その他被害家屋等調査の審査及び被害認定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 副会長は、副市長をもって充てる。
- 4 委員は、参事、市民局長、企画総務部長、まちづくり推進部長、市民生活部長及び建設部長をもって充てる。
- 5 会長が必要と認めるときは、委員以外の関係者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(職務)

第4条 会長は、会務を総理し、委員会の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、会長が必要に応じて招集する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、被害家屋等調査担当課において行う。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年 3月31日訓令第14号抄）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成22年 4月 1日から施行する。
附 則（平成23年 3月30日訓令第 8 号）
この訓令は、平成23年 4月 1日から施行する。
附 則（平成24年 3月29日訓令第 6 号）
この訓令は、平成24年 4月 1日から施行する。
附 則（平成25年10月18日訓令第11号）
この訓令は、平成25年10月18日から施行する。
附 則（平成26年 3月31日訓令第 2 号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

火災・災害等即報要領

昭和 59 年 10 月 15 日

消防災第 267 号消防庁長官

改正 平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、平成 12 年 11 月消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第 66 号、平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月第 166 号、平成 24 年 5 月 31 日消防応第 111 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等につい

て主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁

長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

- (1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。
- (2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。
- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請又は実施したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
- 3) 特定事業所内の火災（1)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・ 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急処理事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

- (1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられ

る等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ。
- 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - ② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- 4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

カ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4 災害即報

ア 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

イ 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の4)又は5)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

- ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
 - エ) り災者の避難保護の状況
 - オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況(他の地方公共団体の応援活動を含む。)
- 3) 林野火災
- ア) 火災概況(火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等)
※必要に応じて図面を添付する。
 - イ) 林野の植生
 - ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
 - エ) 空中消火の実施状況(出動要請日時、消火活動日時、機種(所属)、機数等)
- 4) 交通機関の火災
- ア) 車両、船舶、航空機等の概要
 - イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式(特定の事故)

(1) 事故名(表頭)及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○(株)○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。)第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法(昭和23年法律第186号)で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分(製造所等の別)についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消

防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

<災害即報>

4 第4号様式

1) 第4号様式—その1 (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

- (ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- (イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- (ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- (エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- (オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村(消防機関を含む。)及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上(東京23区については、震度5強以上)の地震の場合は、

1 1 9 番通報件数についても概数を記入すること。

(例)

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式—その2 (被害状況即報)

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、

1 1 9 番通報件数についても概数を記入すること。

(例)

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況

第 1 号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

※ 爆発を除く。

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他			
出 火 場 所				
出 火 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮 圧 日 時) 鎮 火 日 時	(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・ 用 途		事 業 所 名 (代表者氏名)		
出 火 箇 所		出 火 原 因		
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人	死者の生じた 理 由		
建 物 の 概 要	構造 建築面積 階層 延べ面積			
焼 損 程 度	全 焼 棟 焼 損 半 焼 棟 程度 部分焼 棟 ぼ や 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a
り 災 世 帯 数	世帯		気 象 状 況	
消 防 活 動 状 況	消防本部 (署) 台 人 消 防 団 台 人 そ の 他 人			
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況				
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況				
その他参考事項				

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()				
施設の概要	危険物施設の 区 分				
事故の概要					
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等	人 (人)	
			重 症	人 (人)	
			中等症	人 (人)	
			軽 症	人 (人)	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消防本部(署)	台 人		
		消 防 団	台 人		
		海上保安庁	人		
		自 衛 隊	人		
そ の 他	人				
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)	
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死 者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）記入して報告すれば足りること。）

(被害状況即報)

32

区 分		被 害		災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県			
公 立 文 教 施 設		千円						
農 林 水 産 業 施 設		千円						
公 共 土 木 施 設		千円						
そ の 他 の 公 共 施 設		千円						
小 計		千円						
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数		団体		市 町 村				
そ の 他	農 業 被 害	千円						
	林 業 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
そ の 他		千円		災 害 救 助 法	適 用 市 町 村 名	計 団体		
被 害 総 額		千円		消防職員出動延人数				
備 考		災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類・概況 応急対策の状況 119番通報件数 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況						

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

火災・災害等即報要領「即報基準」と「直接即報基準」の比較表

<参考>

種別	第2 即報基準	第3 直接即報基準
火災	(1) 一般基準 1) 死者が3人以上生じたもの 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの	
	(2) 個別基準 次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。 ア 火災 ア) 建物火災 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災 5) 損害額1億円以上と推定される火災	オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
	イ) 林野火災 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの 2) 空中消火を要請又は実施したもの 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの	
	ウ) 交通機関の火災 船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの 1) 航空機火災 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災 3) トンネル内車両火災 4) 列車火災 エ) その他 以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの (例示) ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災	ア 交通機関の火災 第2の1の(2)のアのウ)に同じ。 船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの 1) 航空機火災 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災 3) トンネル内車両火災 4) 列車火災
	イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 (例示) ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの 3) 特定事業所内の火災(1)以外のもの。)	イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 第2の1の(2)のイ1、2)に同じ。 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 (例示) ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
	ウ 危険物等に係る事故 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。) 1) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの 2) 負傷者が5名以上発生したもの 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故5) 海上、河川への危険物等流出事故 6) 高速道路路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故	ウ 危険物等に係る事故(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。) 1) 第2の1の(2)のウ1、2)に同じ。 ① 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの ② 負傷者が5名以上発生したもの 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 4) 市街地又は高速道路路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの 5) 市街地又は高速道路路上において発生したタンクローリーの火災
	エ 原子力災害等 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあつたもの 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があつたもの 3) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあつたもの 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であつて、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあつたもの	
	オ その他特定の事故 可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であつて、社会的に影響度が高いと認められるもの	カ 爆発、異臭等の事故であつて、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性のあるものを含む。)
	(3) 社会的影響基準 (1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であつても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。	

火災・災害等即報要領「即報基準」と「直接即報基準」の比較表

<参考>

種別	第2 即報基準	第3 直接即報基準
救急・救助事故	救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。 1)死者5人以上の救急事故 2)死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 3)要救助者が5人以上の救助事故 4)覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故 5)その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。） （例示） ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故 ・バスの転落による救急・救助事故 ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 ・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故 ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故 ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故	死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの 1)列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 2)バスの転落等による救急・救助事故 3)ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 4)映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 5)その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの
武力攻撃災害	1)武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 2)武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態	第2の3の1)、2)に同じ。 1)武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 2)武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
災害	(1) 一般基準 1)災害救助法の適用基準に合致するもの 2)都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの 3)災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの (2) 個別基準 ア 地震 地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの イ 津波 津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの ウ 風水害 1)崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの 2)河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの 3)強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの エ 雪害 1)雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの 2)道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの オ 火山災害 1)噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの 2)火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの (3) 社会的影響基準 （1）一般基準、（2）個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。	ア 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。） イ 第2の4の(2)のイ（※津波）、ウ（※風水害）及びオ（※火山災害）のうち、死者又は行方不明者が生じたもの

重要水防箇所評定基準(国土交通省)

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	■計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)が現況の堤防高を超える箇所	■計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)が現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
堤防断面	■現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の二分の一未満の箇所	■現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ二分の一以上確保されている箇所	
法崩れ・すべり	■法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所	■法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所 ■法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所	
漏水	■漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所	■漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所 ■漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所	
水衝・洗掘	■水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所 ■橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所 ■波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所	■水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所	
工作物	■河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所 ■橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)以下となる箇所	■橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
工事施工			■出水期間中に堤防を開削する工事箇所 ■又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所
新堤防・破堤跡・旧川跡			■新堤防で築造後三年以内の箇所 ■破堤跡又は旧川跡の箇所
陸閘			■陸閘が設置されている箇所

河川、海岸における重要水防箇所指定基準（兵庫県）

第1条（総 則）

この基準は、水防法（昭和24年法律193号）第7条第1項に基づく兵庫県水防計画第8章第4節の重要水防区域を、県が管理する河川、海岸の区域について指定することについての基準を示すものである。

第2条（定 義）

この基準において「重要水防箇所」とは、洪水又は高潮が公共に及ぼす影響が大きいため、水防活動を重点的に実施すべき区域をいう。

第3条（箇所指定の条件）

河川、海岸の背後地が別表第1の何れかに該当し、かつ河川、海岸の現状が別表第2の何れかに該当する区域。

別表第1 背後地の重要度に関する基準

1	市街地又は集落を形成している区域があること。
2	公共施設（鉄道、国道、県市町道等）、公共建物（官公署、学校、病院等）のうち、重要なものが所在する区域があること。
3	農地、工場等の地域経済において重要な区域があること。
4	その他の上記に準じる重要な区域があること。

別表第2 河川における重要水防箇所指定基準

種 別	重 要 水 防 箇 所		
	A 水防上最も重要な箇所	B 次に重要な箇所	要注意箇所
堤 防 高 (流下能力) ※	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	

種 別	重 要 水 防 箇 所		
	A 水防上最も重要な箇所	B 次に重要な箇所	要注意箇所
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠損等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤防・旧川跡			新堤防で築造後３年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

※ 神戸土木事務所については、100年確率流量に対して現況流下能力が1／2以下を重要水防箇所とし、背後地の状況により防水上最も重要な箇所、次に重要な箇所を選定している。ただし、改修済区域は重要水防箇所の対象外とする。

備考１ 堤防の計画余裕高及び天端幅は、河川管理施設等構造令に準ずる。（表１、表２）

表 1 計画余裕高

項	1	2	3	4	5	6
計画高水流量 (m ³ /s)	200 未満	200 以上 500 未満	500 以上 2,000 未満	2,000 以上 5,000 未満	5,000 以上 10,000 未満	10,000 以上
計画高水位に加える値 (m)	0.6	0.8	1.0	1.2	1.5	2.0

表 2 天端幅

項	計画高水流量 (m ³ /s)	天端幅 (m)
1	500 未満	3.0
2	500 以上 2,000 未満	4.0
3	2,000 以上 5,000 未満	5.0
4	5,000 以上 10,000 未満	6.0
5	10,000 以上	7.0

- 2 計画高水流量とは、中小、小規模、激特、助成、関連、農改等で一定規模で河川改修工事の完了区域はその改修断面相当の流量を計画高水流量とし、その他の区域は平気降雨強度 50mm/hr とし、合理式により算出した流量を計画高水流量とする。

別表第3 海岸における重要水防箇所指定基準

種 別	重 要 水 防 箇 所		
	A 水防上最も重要な箇所	B 次に重要な箇所	要注意箇所
施 設 高	計画高潮位が現況の施設高を越える箇所。	計画高潮位と現況の施設高との差が波高に満たない箇所。	
被 災	被災の実績があり、その対策が未施工の箇所。	被災の実績があり、その対策が暫定施工の箇所。	
漏 水	漏水の履歴があり、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。	
沈 下	耐震診断結果において、地震時に施設が沈下し、その高さがH.W.Lを下回る箇所で、その対策が未施工の箇所。	耐震診断結果において、地震時に施設が沈下し、その高さが計画高潮位を下回る箇所で、その対策が未施工の箇所。	
施設老朽化		今後概ね10年以内に対策が必要とされる箇所。	
工事施工			台風期に施設を開削する工事箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所（区間）。

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

姫路河川国道事務所

① 図面 象番	② 河川名	③ 左右 の	④ 種別	⑤ 重要	⑥ 地先名	⑦ 距離杭	⑧ 延長	⑨ 対象とする 流 量 ()は、堤防高 対象距離杭	⑩ 対 象 と す 流 量 を 現 道 に 流 し 時 の 水 位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤 余 裕	⑬ 担 出張	⑭ 備考
115	揖保川	左	工作物	B	宍粟市山崎町下宇原	24.000km	1ヶ所	3,300(24.0)	66.18	68.34	1.50	龍野	宇原橋(S37)
117	揖保川	左	堤防高	B	宍粟市山崎町下宇原	24.100～24.500km	400	3,300(24.4)	69.26	69.62	1.50	龍野	無堤
119	揖保川	左	堤防高	A	宍粟市山崎町宇原	24.500～24.900km	400	3,300(24.8)	69.92	69.71	1.50	龍野	
122	揖保川	左	堤防高	B	宍粟市山崎町川戸	25.300～25.700km	400	3,300(25.6)	74.27	75.18	1.50	龍野	
123	揖保川	左	堤防高	B	宍粟市山崎町川戸	25.900～27.300km	1400	3,300(26.0)	76.70	77.16	1.50	龍野	
124	揖保川	右	堤防高	A	宍粟市山崎町下比地	26.100～27.100km	1,000	3,300(26.6)	77.83	77.65	1.50	龍野	
125	揖保川	右	水衝・洗掘	B	宍粟市山崎町下比地	26.400～26.500km	100	3,300(26.4)	77.54	76.37	1.50	龍野	
126	揖保川	左	堤防断面	B	宍粟市山崎町川戸	26.900～27.300km	400	3,300(27.2)	80.01	80.83	1.50	龍野	
127	揖保川	右	堤防高	A	宍粟市山崎町御名	27.100～27.900km	800	3,300(27.4)	80.26	79.56	1.50	龍野	
128	揖保川	右	水衝・洗掘	B	宍粟市山崎町御名	27.300～27.400km	100	3,300(27.4)	80.26	79.56	1.50	龍野	
129	揖保川	右	工作物	B	宍粟市山崎町中比地	27.400km	1ヶ所	3,300(24.0)	80.26	79.56	1.50	龍野	戸原橋(旧)
130	揖保川	左	工作物	B	宍粟市山崎町御名	27.400km	1ヶ所	3,300(24.0)	80.26	81.82	1.50	龍野	戸原橋(新)
131	揖保川	左	堤防高	A	宍粟市山崎町川戸	27.700～28.100km	400	3,000(28.0)	82.65	81.90	1.50	龍野	無堤
132	揖保川	右	堤防高	A	宍粟市山崎町千本屋	27.900～29.300km	1400	3,000(28.6)	84.70	84.04	1.50	龍野	無堤
133	揖保川	左	堤防高	B	宍粟市山崎町川戸	28.100～28.500km	400	3,000(28.2)	83.16	83.78	1.50	龍野	無堤
134	揖保川	左	堤防高	A	宍粟市山崎町須賀沢	29.100～29.500km	400	3,000(29.4)	89.20	88.86	1.50	龍野	無堤
135	揖保川	右	工作物	A	宍粟市山崎町野	29.200km	1ヶ所	3,000(29.2)	88.83	86.46	1.50	龍野	山崎大橋(S39)
136	揖保川	左	水衝・洗掘	A	宍粟市山崎町須賀沢	29.200～29.300km	100	3,000(29.2)	88.83	85.92	1.50	龍野	
137	揖保川	右	堤防高	A	宍粟市山崎町中広瀬	29.300～30.300km	1,000	3,000(29.8)	89.59	89.24	1.50	龍野	
138	揖保川	左	堤防高	B	宍粟市山崎町須賀沢	29.500～29.900km	400	3,000(29.8)	89.59	89.82	1.50	龍野	
139	揖保川	左	堤防断面	B	宍粟市山崎町須賀沢	29.700～29.900km	200	3,000(29.8)	89.59	89.82	1.50	龍野	
140	揖保川	左	堤防断面	A	宍粟市山崎町須賀沢	29.900～30.100km	200	3,000(30.0)	92.22	90.54	1.50	龍野	
141	揖保川	左	堤防高	A	宍粟市山崎町須賀沢	29.900～30.300km	400	3,000(30.2)	92.31	91.66	1.50	龍野	
142	揖保川	右	工作物	A	宍粟市山崎町中広瀬	30.200km	1ヶ所	3,000(30.2)	92.31	91.33	1.50	龍野	宍粟橋(S9)
143	揖保川	右	堤防高	B	宍粟市山崎町中広瀬	30.300～30.700km	400	3,000(30.6)	93.37	93.58	1.50	龍野	
144	揖保川	左	堤防高	B	宍粟市山崎町須賀沢	30.300～30.700km	400	3,000(30.4)	93.11	93.56	1.50	龍野	
145	揖保川	右	堤防高	A	宍粟市山崎町中広瀬	30.700～30.900km	200	3,000(30.8)	94.82	94.25	1.50	龍野	
146	揖保川	左	堤防高	A	宍粟市山崎町高所	30.700～30.900km	200	3,000(30.8)	94.82	94.51	1.50	龍野	
147	揖保川	左	堤防断面	B	宍粟市山崎町高所	30.700～30.900km	200	3,000(30.8)	94.82	94.51	1.50	龍野	
148	揖保川	右	堤防高	B	宍粟市山崎町中広瀬	30.900～31.300km	400	3,000(31.0)	95.31	96.51	1.50	龍野	
149	揖保川	右	工作物	B	宍粟市山崎町中広瀬	31.000km	1ヶ所	3,000(31.0)	95.31	96.51	1.50	龍野	河東大橋(S46)
150	揖保川	左	堤防高	B	宍粟市山崎町高所	31.100～31.300km	200	3,000(31.2)	95.78	96.78	1.50	龍野	

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

姫路河川国道事務所

① 図面 象番	② 河川名	③ 左右 の	④ 種別	⑤ 重要	⑥ 地先名	⑦ 距離杭	⑧ 延長	⑨ 対象とする 流 量 ()は、堤防高 対象距離杭	⑩ 対 象 と す 流 量 を 現 道 に 流 し 時 の 水 位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤 余 裕	⑬ 担 出張	⑭ 備考
151	揖保川	左	堤防断面	B	宍粟市山崎町高所	31.100～32.100km	1000	2,800(31.6)	98.99	98.66	1.50	龍野	
152	揖保川	右	堤防高	A	宍粟市山崎町三津	31.300～32.100km	800	2,800(31.8)	99.32	98.40	1.50	龍野	無堤
153	揖保川	左	堤防高	A	宍粟市山崎町高所	31.300～31.700km	400	2,800(31.6)	98.99	98.66	1.50	龍野	
154	揖保川	左	堤防高	B	宍粟市山崎町高所	31.700～32.100km	400	2,800(32.0)	99.98	100.54	1.50	龍野	
155	揖保川	右	堤防高	B	宍粟市山崎町三津	32.100～32.300km	200	2,800(32.2)	100.04	100.10	1.50	龍野	
156	揖保川	右	工作物	A	宍粟市山崎町神谷	32.300km	1ヶ所	2,800(32.4)	103.30	100.68	1.50	龍野	さつき大橋(S52)
157	揖保川	右	堤防高	A	宍粟市山崎町三津	32.300～33.100km	800	2,800(32.6)	103.77	102.26	1.50	龍野	
158	揖保川	左	堤防高	A	宍粟市山崎町神谷	32.300～32.700km	400	2,800(32.6)	103.77	13.59	1.50	龍野	
159	揖保川	左	堤防断面	B	宍粟市山崎町高所	32.500～33.900km	1,400	2,800(33.2)	105.41	106.90	1.50	龍野	
160	揖保川	左	堤防高	B	宍粟市山崎町神谷	32.700～33.900km	1,200	2,800(33.4)	106.59	107.93	1.50	龍野	
161	揖保川	右	堤防高	B	宍粟市山崎町五十波	33.100～33.700km	600	2,800(33.4)	106.59	107.12	1.50	龍野	
162	揖保川	右	堤防高	B	宍粟市山崎町五十波	33.900～34.100km	200	2,800(34.0)	108.76	109.94	1.50	龍野	
163	揖保川	右	水衝・洗掘	A	宍粟市山崎町五十波	33.900～34.000km	100	2,800(34.0)	108.76	109.94	1.50	龍野	
164	揖保川	右	堤防高	A	宍粟市山崎町五十波	34.100～34.300km	200	2,800(34.2)	110.69	110.67	1.50	龍野	
165	揖保川	左	堤防高	A	宍粟市山崎町岸田	34.100～34.300km	200	2,800(34.2)	110.69	109.67	1.50	龍野	
166	揖保川	左	堤防断面	A	宍粟市山崎町岸田	34.200～34.500km	300	2,800(34.4)	110.86	111.36	1.50	龍野	
167	揖保川	左	堤防高	B	宍粟市山崎町岸田	34.300～34.500km	200	2,800(34.4)	110.86	111.36	1.50	龍野	
168	揖保川	右	堤防高	B	宍粟市山崎町五十波	34.300～34.500km	200	2,800(34.4)	110.86	111.23	1.50	龍野	
169	揖保川	左	堤防断面	B	宍粟市山崎町岸田	34.500～34.600km	100	2,800(34.6)	112.88	112.42	1.50	龍野	
170	揖保川	左	堤防断面	A	宍粟市山崎町岸田	34.600～35.100km	500	2,800(35.0)	115.47	114.65	1.50	龍野	
171	揖保川	左	堤防高	A	宍粟市山崎町岸田	34.500～34.700km	200	2,800(34.6)	112.88	112.42	1.50	龍野	
172	揖保川	右	堤防高	A	宍粟市山崎町五十波	34.500～34.700km	200	2,800(34.6)	112.88	112.03	1.50	龍野	
173	揖保川	右	堤防高	B	宍粟市山崎町五十波	34.700～34.900km	200	2,800(34.8)	113.50	113.92	1.50	龍野	
174	揖保川	左	堤防高	B	宍粟市山崎町岸田	34.700～34.900km	200	2,800(34.8)	113.50	113.79	1.50	龍野	
175	揖保川	左	堤防高	A	宍粟市山崎町岸田	34.900～35.100km	200	2,800(35.0)	115.47	114.65	1.50	龍野	
176	揖保川	右	工作物	B	宍粟市山崎町田井	35.100km	1ヶ所	2,800(35.2)	116.19	118.07	1.50	龍野	神河橋(H5)
177	揖保川	左	堤防高	B	宍粟市山崎町岸田	35.100～35.500km	400	2,800(35.4)	116.14	116.40	1.50	龍野	
178	揖保川	左	堤防断面	B	宍粟市山崎町岸田	35.200～35.500km	300	2,800(35.4)	116.14	116.40	1.50	龍野	
179	揖保川	左	水衝・洗掘	B	宍粟市山崎町岸田	35.200～35.300km	100	2,800(35.2)	116.19	116.60	1.50	龍野	
180	揖保川	右	堤防高	A	宍粟市山崎町田井	35.300～36.100km	800	2,800(35.8)	119.54	118.41	1.50	龍野	
181	揖保川	左	水衝・洗掘	A	宍粟市山崎町岸田	35.300～35.400km	100	2,800(35.4)	116.14	116.40	1.50	龍野	
182	揖保川	左	堤防高	A	宍粟市山崎町岸田	35.500～36.100km	600	2,800(35.8)	119.54	118.58	1.50	龍野	

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

姫路河川国道事務所

① 図面 象番	② 河川名	③ 左右 の	④ 種別	⑤ 重要	⑥ 地先名	⑦ 距離杭	⑧ 延長	⑨ 対象とする 流 量 ()は、堤防高 対象距離杭	⑩ 対 象 と す 流 量 を 現 道 に 流 し 時 の 水 位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤 余 裕	⑬ 担 出張	⑭ 備考
183	揖保川	左	堤防断面	A	宍粟市山崎町岸田	35.500～35.900km	400	2,800(35.8)	119.54	118.58	1.50	龍野	
184	揖保川	左	水衝・洗掘	A	宍粟市山崎町岸田	35.800～35.900km	100	2,800(35.8)	119.54	118.58	1.50	龍野	
185	揖保川	左	堤防断面	B	宍粟市山崎町岸田	35.900～36.300km	400	2,800(36.2)	120.01	120.03	1.50	龍野	
186	揖保川	右	堤防断面	B	宍粟市山崎町田井	35.900～36.100km	200	2,800(36.0)	119.71	119.45	1.50	龍野	
187	揖保川	左	堤防高	B	宍粟市山崎町野々上	36.100～36.300km	200	2,800(36.2)	120.01	120.03	1.50	龍野	
188	揖保川	右	堤防高	B	宍粟市山崎町田井	36.300～36.500km	200	2,800(36.4)	121.86	123.08	1.50	龍野	
189	揖保川	左	堤防高	A	宍粟市山崎町野々上	36.300～36.700km	400	2,800(36.6)	123.06	121.19	1.50	龍野	
190	揖保川	左	堤防断面	A	宍粟市山崎町野々上	36.300～36.500km	200	2,800(36.4)	121.86	121.04	1.50	龍野	
191	揖保川	右	堤防高	A	宍粟市山崎町田井	36.500～36.700km	200	2,800(36.6)	123.06	121.53	1.50	龍野	無堤
192	揖保川	左	工作物	A	宍粟市山崎町野々上	36.600km	1ヶ所	2,800(36.6)	123.06	121.19	1.50	龍野	野田橋(S36)
193	揖保川	右	堤防高	B	宍粟市山崎町田井	36.700～36.900km	200	2,800(36.8)	124.74	125.13	1.50	龍野	
194	揖保川	右	堤防高	B	宍粟市山崎町田井	37.100～37.300km	200	2,800(37.2)	126.77	127.68	1.50	龍野	
195	揖保川	右	堤防高	A	宍粟市山崎町田井	37.300～37.700km	400	2,800(37.6)	129.01	128.12	1.50	龍野	
196	揖保川	左	堤防高	A	宍粟市山崎町杉ヶ瀬	37.300～38.300km	1000	2,800(37.8)	130.57	128.74	1.50	龍野	無堤
197	揖保川	左	工作物	A	宍粟市山崎町杉ヶ瀬	37.400km	1ヶ所	2,800(37.4)	127.43	125.86	1.50	龍野	井ヶ瀬橋(S40)
198	揖保川	右	水衝・洗掘	A	宍粟市山崎町与井	38.000～38.100km	100	2,800(38.0)	130.93	130.54	1.50	龍野	
199	揖保川	右	堤防高	A	宍粟市山崎町与井	38.100～38.300km	200	2,800(38.0)	130.93	130.54	1.50	龍野	
200	揖保川	右	堤防高	A	宍粟市山崎町与井	38.300～38.700km	400	2,800(38.4)	132.80	132.38	1.50	龍野	
201	揖保川	左	堤防高	A	宍粟市山崎町木ノ谷	38.400～39.500km	1,100	2,800(39.0)	135.38	134.99	1.50	龍野	無堤
202	揖保川	左	水衝・洗掘	A	宍粟市山崎町木ノ谷	38.400～38.500km	100	2,800(38.4)	132.80	132.05	1.50	龍野	
203	揖保川	右	堤防高	A	宍粟市山崎町木ノ谷	38.700～38.900km	200	2,800(38.8)	135.24	133.20	1.50	龍野	無堤
204	揖保川	右	堤防高	A	宍粟市山崎町清野	39.100～39.300km	200	2,800(39.2)	137.56	134.68	1.50	龍野	
205	揖保川	右	堤防高	A	宍粟市山崎町清野	39.300～40.100km	800	2,800(39.4)	137.77	136.47	1.50	龍野	
206	揖保川	右	堤防高	B	宍粟市山崎町清野	40.100～40.300km	200	2,800(40.2)	143.17	143.95	1.50	龍野	
207	揖保川	右	工作物	B	宍粟市山崎町清野	40.400km	1ヶ所	2,800(40.4)	143.67	145.24	1.50	龍野	清姫橋(S33)
208	揖保川	右	堤防高	B	宍粟市山崎町清野	40.500～40.900km	400	2,800(40.6)	146.18	146.63	1.50	龍野	
209	揖保川	左	堤防高	B	宍粟市一宮町嶋田	40.700～41.100km	400	2,800(41.0)	147.95	149.11	1.50	龍野	
210	揖保川	右	堤防断面	B	宍粟市山崎町清野	40.700～40.900km	200	2,800(40.8)	146.94	147.33	1.50	龍野	
211	揖保川	左	水衝・洗掘	B	宍粟市一宮町嶋田	40.800～40.900km	100	2,800(40.8)	146.94	147.80	1.50	龍野	
212	揖保川	左	堤防高	B	宍粟市一宮町嶋田	41.300～41.500km	200	2,800(41.4)	150.06	151.45	1.50	龍野	
213	揖保川	左	堤防高	A	宍粟市一宮町須行名	41.700～41.900km	200	2,800(41.8)	153.84	153.60	1.50	龍野	
214	揖保川	左	堤防高	B	宍粟市一宮町須行名	41.900～42.500km	600	2,800(42.2)	154.75	155.65	1.50	龍野	

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

姫路河川国道事務所

① 図面 象番	② 河川名	③ 左右 の	④ 種別	⑤ 重要	⑥ 地先名	⑦ 距離杭	⑧ 延長	⑨ 対象とする 流 量 ()は、堤防高 対象距離杭	⑩ 対 象 と す 流 量 を 現 道 に 流 し 時 の 水 位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤 余 裕	⑬ 担 出張	⑭ 備考
215	揖保川	左	堤防断面	B	宍粟市一宮町須行名	41.900～42.100km	200	2,800(42.0)	154.42	154.76	1.50	龍野	
216	揖保川	右	工作物	A	宍粟市一宮町閭賀	42.400km	1ヶ所	2,800(42.4)	155.36	161.12	1.50	龍野	名畑橋(S30)
217	揖保川	左	堤防断面	B	宍粟市一宮町名畑	42.300～42.700km	400	2,800(42.6)	155.75	157.73	1.50	龍野	
218	揖保川	左	堤防高	B	宍粟市一宮町名畑	42.900～43.300km	400	2,800(43.2)	159.90	161.22	1.50	龍野	
219	揖保川	左	堤防断面	B	宍粟市一宮町名畑	43.100～43.500km	400	2,800(43.4)	160.97	162.63	1.50	龍野	
220	揖保川	右	堤防高	A	宍粟市一宮町閭賀	43.400～44.500km	1,100	2,800(43.6)	161.81	160.05	1.50	龍野	
221	揖保川	左	堤防高	B	宍粟市一宮町安積	43.700～43.900km	200	2,800(43.8)	164.32	164.68	1.50	龍野	
222	揖保川	左	堤防断面	B	宍粟市一宮町安積	43.700～43.900km	200	2,800(43.8)	164.32	164.68	1.50	龍野	
223	揖保川	右	工作物	A	宍粟市一宮町閭賀	44.000km	1ヶ所	2,300(44.0)	165.06	163.12	1.50	龍野	閭賀橋(S36)
224	揖保川	左	水衝・洗掘	B	宍粟市一宮町嶋田	44.000～44.100km	100	2,300(44.0)	165.06	167.28	1.50	龍野	
225	揖保川	左	堤防高	A	宍粟市一宮町安積	44.100～44.500km	400	2,300(44.4)	167.22	166.22	1.50	龍野	
226	揖保川	左	堤防高	B	宍粟市一宮町安積	44.500～44.700km	200	2,300(44.6)	167.30	167.48	1.50	龍野	
227	揖保川	右	堤防高	A	宍粟市一宮町安積	44.500～45.500km	1,000	1,300(45.2)	172.39	170.47	1.50	龍野	
228	揖保川	左	堤防高	A	宍粟市一宮町安積	44.700～45.100km	400	1,300(45.0)	171.78	171.26	1.50	龍野	
229	揖保川	左	工作物	A	宍粟市一宮町安積	44.800km	1ヶ所	2,300(44.8)	168.63	168.04	1.50	龍野	曲橋(S46)
230	揖保川	左	工作物	A	宍粟市一宮町安積	44.949km	1ヶ所	1,300(45.0)	171.78	171.26	1.50	龍野	曲里頭首工
231	揖保川	左	工作物	A	宍粟市一宮町安積	45.000km	1ヶ所	1,300(45.0)	171.78	171.26	1.50	龍野	安積橋(S6)
232	揖保川	右	堤防高	B	宍粟市一宮町安積	45.500～45.700km	200	1,300(45.6)	175.17	175.25	1.50	龍野	
233	揖保川	左	堤防高	B	宍粟市一宮町安積	45.500～45.900km	400	1,300(45.8)	177.95	178.32	1.50	龍野	
234	揖保川	右	工作物	B	宍粟市一宮町安積	45.600km	1ヶ所	1,300(45.6)	175.17	175.25	1.50	龍野	木坂橋(S39)
235	揖保川	右	堤防高	A	宍粟市一宮町安積	45.700～45.900km	200	1,300(45.8)	177.95	177.48	1.50	龍野	
236	揖保川	左	堤防高	A	宍粟市一宮町安積	45.900～46.300km	400	1,300(46.2)	179.97	179.41	1.50	龍野	
237	揖保川	左	堤防高	B	宍粟市一宮町安積	46.300～46.400km	100	1,300(46.4)	183.08	183.34	1.50	龍野	

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

姫路河川国道事務所

① 図面対 象番号	② 河川名	③ 左右岸 の 別	④ 種別	⑤ 重要度	⑥ 地先名	⑦ 距離杭	⑧ 延長	⑨ 対象とする 流 量 ()は、堤防高 対象距離杭	⑩ 対象とす 流量を現 道に流し 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余 裕 高	⑬ 担 当 出張所	⑭ 備考
1	引原川	右	堤防高	A	宍粟市一宮町閨賀	44.800～44.900km	100	1,100(44.8)	169.14	168.58	1.50	龍野	無堤
2	引原川	右	堤防断面	B	宍粟市一宮町西安積	44.800～45.900km	1,100	1,100(44.8)	169.14	168.58	1.50	龍野	無堤
3	引原川	左	堤防高	A	宍粟市一宮町西安積	44.800～44.900km	100	1,100(44.8)	169.14	167.92	1.50	龍野	
4	引原川	右	堤防高	A	宍粟市一宮町閨賀	44.900～45.300km	400	1,100(45.0)	170.32	169.52	1.50	龍野	無堤
5	引原川	左	堤防高	A	宍粟市一宮町西安積	44.900～45.300km	400	1,100(45.0)	170.32	169.27	1.50	龍野	無堤
6	引原川	左	堤防断面	B	宍粟市一宮町安積	45.000～45.900km	900	1,100(45.6)	176.61	175.41	1.50	龍野	無堤
7	引原川	左	工作物	A	宍粟市一宮町安積	45.200km	1ヶ所	1,100(45.2)	171.94	171.31	1.50	龍野	西安積橋(S35)
8	引原川	左	水衝・洗掘	A	宍粟市一宮町安積	45.300～45.400km	100	1,100(45.4)	173.98	173.43	1.50	龍野	
9	引原川	右	堤防高	A	宍粟市一宮町西安積	45.300～45.900km	600	1,100(45.6)	176.47	173.66	1.50	龍野	無堤
10	引原川	左	堤防高	A	宍粟市一宮町西安積	45.300～46.500km	1,200	1,100(46.0)	179.40	177.37	1.50	龍野	無堤
11	引原川	右	堤防高	A	宍粟市一宮町西安積	46.300～46.500km	200	1,100(46.4)	182.48	181.88	1.50	龍野	無堤

事 務 所 別 重 要 水 防 箇 所

龍野土木事務所

水系名	河川名	左右岸	水 防 上 最 も 重 要 な 箇 所					次 に 重 要 な 箇 所					要 注 意 箇 所				
			番号	延長 (m)	地 名	危険理由	対策 工法	番号	延長 (m)	地 名	危険理由	対策 工法	番号	延長 (m)	地 名	危険理由	対策 工法
揖保川	揖保川	左															
		右	20	100	宍粟市一宮町百千家満 (砂出河原橋下流)	1-A 堤防断面	積土俵										
揖保川	引原川	左															
		右						21	450	宍粟市一宮町杉田 (杉田橋上下流)	1-B 堤防高	積土俵					
揖保川	引原川	左	22	200	宍粟市波賀町谷 (谷橋上流)	1-A 堤防断面	積土俵										
		右															
揖保川	引原川	左	23	200	宍粟市波賀町原 (原橋上流)	1-A 堤防断面	積土俵										
		右															
	合計	左	2	400													
		右	1	100				1	450								

山腹崩壊危険地区一覧表(H26.3.31現在)

県治山課所管

箇所 番号	事務所名	大字	字	危険度	危険 地区 面積 [ha]	保安林 等
227-001	光都農林	山崎町下比地	湯谷ヶ口	A	3.79	無
227-002	光都農林	山崎町段	観音谷	A	2.6	無
227-003	光都農林	山崎町土万	小保木	A	7.04	無
227-004	光都農林	山崎町土万	山根	C	4.24	無
227-005	光都農林	山崎町塩山	加賀須	A	3.6	無
227-006	光都農林	山崎町大沢	河内	A	6.16	無
227-007	光都農林	山崎町大沢	野々谷	A	9.95	有
227-008	光都農林	山崎町小茅野	ニラ畑	B	6.42	無
227-009	光都農林	山崎町小茅野	宮ノ下	B	24.09	無
227-010	光都農林	山崎町小茅野	上月	A	8.03	無
227-011	光都農林	山崎町塩山	赤坂	A	5.63	無
227-012	光都農林	山崎町土万	サコ山	A	16.58	有
227-013	光都農林	山崎町塩田	籠桶	C	4.7	有
227-014	光都農林	山崎町青木	向イ谷	A	7.28	有
227-015	光都農林	山崎町塩田	成岡	A	3.93	無
227-016	光都農林	山崎町塩田	北谷口	A	8.47	無
227-017	光都農林	山崎町塩田	政所	A	5.3	無
227-018	光都農林	山崎町塩田	木戸	A	2.34	無
227-019	光都農林	山崎町青木	廻り谷	A	29.3	有
227-020	光都農林	山崎町青木	槇谷	A	6.66	無
227-021	光都農林	山崎町青木	三田ノ上	A	9.16	無
227-022	光都農林	山崎町高下	大谷	A	6.31	無
227-023	光都農林	山崎町高下	管本	A	16.16	有
227-024	光都農林	山崎町高下	米山	B	4.45	無
227-025	光都農林	山崎町市場	法津	C	5.69	無
227-026	光都農林	山崎町加生	奥ノ谷山	B	8.57	有
227-027	光都農林	山崎町上寺	雨ノ鼻	A	3.25	有
227-028	光都農林	山崎町上寺	雨ノ鼻	A	9.07	有
227-029	光都農林	山崎町上牧谷	高下	C	2.11	無
227-030	光都農林	山崎町東下野	西田	A	22.55	有
227-031	光都農林	山崎町東下野	井口	A	16.09	無
227-032	光都農林	山崎町中野	三度佐	A	9.19	有
227-033	光都農林	山崎町中野	宮ノ元	A	2.81	有
227-034	光都農林	山崎町上ノ	老後	A	16.69	有
227-035	光都農林	山崎町上ノ	田ノ上	A	34.89	有
227-036	光都農林	山崎町上ノ	川原山口	B	21.12	有
227-037	光都農林	山崎町上ノ	上ノ山	A	36.79	無
227-038	光都農林	山崎町中野	権現	A	10.24	無
227-039	光都農林	山崎町東下野	ナサラベ	B	2.99	無
227-040	光都農林	山崎町上牧谷	糸崎	A	3.65	無
227-041	光都農林	山崎町片山	山根	A	7.37	無
227-042	光都農林	山崎町生谷	東法師ヶ谷	A	3.08	有
227-043	光都農林	山崎町三津	北山	A	6.89	有
227-044	光都農林	山崎町五十波	大畑	A	8.03	有
227-045	光都農林	山崎町五十波	才の元	A	2.02	無
227-046	光都農林	山崎町田井	妙慶谷	C	2.52	無
227-047	光都農林	山崎町田井	菖蒲谷	A	28.54	有
227-048	光都農林	山崎町田井	宮ノ谷	A	15.71	有
227-049	光都農林	山崎町清野	長谷	A	5.18	無
227-050	光都農林	山崎町杉ヶ瀬	クシヶ谷	A	25.49	無
227-051	光都農林	山崎町矢原	宮ノ谷	A	10.96	無
227-052	光都農林	山崎町中	中山	C	0.78	無
227-053	光都農林	山崎町三谷	道上	A	4.78	無
227-054	光都農林	山崎町須賀沢	非尼谷	A	1.04	無
227-055	光都農林	山崎町川戸	上ノ山	B	4.75	有
227-056	光都農林	山崎町川戸	上ノ山	A	10.02	有
227-057	光都農林	山崎町宇原	堰山	B	2.79	有
227-058	光都農林	山崎町母栖	上ノ山	B	7.78	無
227-059	光都農林	山崎町塩山	宮ノ段	A	2.08	無

山腹崩壊危険地区一覧表(H26.3.31現在)

県治山課所管

箇所 番号	事務所名	大字	字	危険度	危険 地区 面積 [ha]	保安林 等
227-060	光都農林	山崎町段	亀ノ尾	A	6.04	無
227-061	光都農林	山崎町葛根	畑尻の上	B	13.73	無
227-062	光都農林	山崎町元山崎	上ノ山	B	0.72	無
227-063	光都農林	山崎町三谷	淡路	A	8.56	有
227-064	光都農林	一宮町閨賀	高畑	A	7.91	有
227-065	光都農林	一宮町深河谷	弥治郎 谷山	B	11.42	有
227-066	光都農林	一宮町深河谷	上工谷	A	15.12	無
227-067	光都農林	一宮町西深	上ノ山	A	32.87	有
227-068	光都農林	一宮町西深	小田	A	0.03	有
227-069	光都農林	一宮町河原田	釜河内	A	9.88	有
227-070	光都農林	一宮町三方町	城山	B	17.59	無
227-071	光都農林	一宮町公文	峡	B	5.42	有
227-072	光都農林	一宮町百千家満	寺垣内	C	2.25	無
227-073	光都農林	一宮町倉床	生身	A	4.78	有
227-074	光都農林	一宮町黒原	西坂谷	B	3.4	有
227-075	光都農林	一宮町黒原	丑ノ谷	A	2.71	無
227-076	光都農林	一宮町上岸田	戸谷	A	9.91	無
227-077	光都農林	一宮町上岸田	松葉谷	A	2.41	無
227-078	光都農林	一宮町福中	イシコロビ	A	5.83	無
227-079	光都農林	一宮町草木	西家の上	B	5.78	無
227-080	光都農林	一宮町千町	浦山	A	20.64	無
227-081	光都農林	一宮町福知	田ノ小屋	A	34.55	有
227-082	光都農林	一宮町福知	登り	A	8.63	有
227-083	光都農林	一宮町福知	向ヒ山	A	6.81	有
227-084	光都農林	一宮町福知	長山	B	4.49	無
227-085	光都農林	一宮町生栖	梶原	A	22.45	有
227-086	光都農林	一宮町安積	曲里山	A	62.61	有
227-087	光都農林	一宮町下野田	トチノ元	A	48.14	有
227-088	光都農林	一宮町東市場	人ツ山	A	17.36	無
227-089	光都農林	一宮町黒原	ホウ山	A	5.89	無
227-090	光都農林	一宮町深河谷	川永	A	18.79	無
227-091	光都農林	一宮町西深	垣見口	C	7.2	有
227-092	光都農林	波賀町日見谷	ホラ谷	A	11.19	無
227-093	光都農林	波賀町日見谷	ホキ	A	9.05	無
227-094	光都農林	波賀町小野	タヌキヨ	A	9.26	無
227-095	光都農林	波賀町小野	段林	A	18.72	無
227-096	光都農林	波賀町小野	向ヒ山	B	2.5	無
227-097	光都農林	波賀町小野	ヒナ山	A	11.37	無
227-098	光都農林	波賀町安賀	空林	A	19.16	無
227-099	光都農林	波賀町安賀	宮ノ上	B	1.15	無
227-100	光都農林	波賀町齊木	漆谷	C	3.44	有
227-101	光都農林	波賀町原	宮ノ谷	A	19.87	有
227-102	光都農林	波賀町原	トチサコ	A	2.74	有
227-103	光都農林	波賀町原	西ニレンジ	C	7.06	有
227-104	光都農林	波賀町鹿伏	植木	B	5.49	無
227-105	光都農林	波賀町鹿伏	セイキ	C	2.45	有
227-106	光都農林	波賀町戸倉	スガ町	C	4.99	無
227-107	光都農林	波賀町戸倉	スガ町	A	10.19	有
227-108	光都農林	波賀町戸倉	宮ノ後	B	5.75	無
227-109	光都農林	波賀町戸倉	上向山	B	3.63	無
227-110	光都農林	波賀町道谷	町通り	A	7.51	有
227-111	光都農林	波賀町道谷	畑ヶ谷	A	6.04	無
227-112	光都農林	波賀町戸倉	杉谷	A	11.47	有
227-113	光都農林	波賀町鹿伏	鶴ヶ岡	A	3.4	無
227-114	光都農林	波賀町鹿伏	堂山	B	3.74	無
227-115	光都農林	波賀町鹿伏	カイサコ	A	3.73	有
227-116	光都農林	波賀町引原	三久安	A	8.03	有
227-117	光都農林	波賀町日ノ原	大曲り	A	22.86	無
227-118	光都農林	波賀町日ノ原	二連瀬	A	11.48	有

山腹崩壊危険地区一覧表(H26.3.31現在)

県治山課所管

箇所 番号	事務所名	大字	字	危険度	危険 地区 面積 [ha]	保安林 等
227-119	光都農林	波賀町原	防垣内	B	6.49	有
227-120	光都農林	波賀町原	権現	B	1.44	有
227-121	光都農林	波賀町原	権現	A	3.68	無
227-122	光都農林	波賀町野尻	向山	A	15.33	有
227-123	光都農林	波賀町皆木	白口	A	30.63	無
227-124	光都農林	波賀町上野	徳長	A	3.34	無
227-125	光都農林	波賀町上野	城	B	2.49	無
227-126	光都農林	波賀町谷	溝野山	A	12.07	有
227-127	光都農林	波賀町谷	中山	A	9.07	無
227-128	光都農林	波賀町谷	東山	A	5.51	無
227-129	光都農林	波賀町今市	森の前	B	1.24	無
227-130	光都農林	波賀町鹿伏	清木	A	7.73	有
227-131	光都農林	千種町下河野	宮ノ下	A	11.31	無
227-132	光都農林	千種町室	奥	C	1.47	無
227-133	光都農林	千種町西山	土井	B	7	無
227-134	光都農林	千種町西山	門前	B	3.17	無
227-135	光都農林	千種町西山	花尻	B	6.91	無
227-136	光都農林	千種町西山	垣内	A	4.28	無
227-137	光都農林	千種町千草	木ノ原	A	7.01	無
227-138	光都農林	千種町西河内	高保木	B	17.62	無
227-139	光都農林	千種町河内	水木	B	4.97	無
227-140	光都農林	千種町河内	下田	A	4.4	無
227-141	光都農林	千種町岩野辺	森脇	B	7.61	有
227-142	光都農林	千種町岩野辺	室谷	C	12.76	有
227-143	光都農林	千種町岩野辺	高山	C	2.58	有
227-144	光都農林	千種町岩野辺	山田	C	4.44	無
227-145	光都農林	千種町黒土	道ノ上	A	15.76	無
227-146	光都農林	千種町鷹巣	棟山	C	2.46	無
227-147	光都農林	千種町鷹巣	村ノ内	A	8.9	無
227-148	光都農林	千種町鷹巣	村ノ岡	A	1.35	無
227-149	光都農林	千種町下河野	井筒元	A	6.2	有
227-150	光都農林	千種町岩野辺	円の元	C	0.15	無
227-151	光都農林	千種町鷹巣	谷口	B	6.77	有
227-152	光都農林	山崎町梯	毛剃	A	21.26	有
227-153	光都農林	山崎町上ノ	老後下	B	17.45	有
227-154	光都農林	山崎町与位	シカキ谷	B	24.36	有
227-155	光都農林	山崎町五十波	大畑	C	11.86	有
227-156	光都農林	一宮町草木	向山	A	7.76	無
227-157	光都農林	一宮町横山	上ミ谷	C	8.87	有
227-158	光都農林	一宮町安積	本谷	C	9	有
227-159	光都農林	一宮町能倉	地ゴク谷	C	3.04	有
227-160	光都農林	一宮町上岸田	滝山	B	9.84	無
227-161	光都農林	波賀町上野	中谷	C	2.72	有
227-162	光都農林	波賀町上野	墓地	C	13.77	有
227-163	光都農林	波賀町上野	上東山	B	5.53	有
227-164	光都農林	一宮町上野田	打呑口	B	6.66	有
227-165	光都農林	波賀町有賀	長谷	A	6.56	無
227-166	光都農林	千種町千草	上谷	B	18.94	無
227-199	光都農林	一宮町深河谷	ユリ上ゴ	A	7.31	有
227-203	光都農林	一宮町福知	白口向ヒ	C	4.9	有
227-204	光都農林	一宮町福知	白口向ヒ	A	7.98	有
227-214	光都農林	千種町七野	西谷	B	20	無
227-215	光都農林	波賀町今市	上ミ山	B	5.29	無
227-250	光都農林	千種町七野	山根	B	1.18	無
227-251	光都農林	千種町七野	向河原	B	2.5	有
227-252	光都農林	山崎町土万	サコ山	C	1.09	無
227-253	光都農林	千種町岩野辺	柳谷	B	6.25	無
227-254	光都農林	一宮町福知	南	B	4.14	無

箇所 番号	事務所名	大字	字	危険 度	危険 地区 面積 [ha]	延長	保安林等
227-001	光都農林	山崎町下比地	下谷	A	0.366	610	有
227-002	光都農林	山崎町下比地	子の谷	A	0.33	550	有
227-003	光都農林	山崎町下比地	湯屋ヶ口	A	0.312	520	有
227-004	光都農林	山崎町上比地	砂理谷	A	0.702	780	有
227-005	光都農林	山崎町金谷	亀ヶ尾	B	0.039	130	無
227-006	光都農林	山崎町段	観音谷	B	0.12	200	有
227-007	光都農林	山崎町春安	鎌谷	A	0.24	400	無
227-008	光都農林	山崎町春安	大谷	A	0.51	850	有
227-009	光都農林	山崎町木谷	北水ヶ谷	A	0.864	960	無
227-010	光都農林	山崎町高下	保工	A	0.324	540	有
227-011	光都農林	山崎町高下	間所	A	0.204	340	無
227-012	光都農林	山崎町高下	平	A	0.348	580	無
227-013	光都農林	山崎町高下	皆森	A	0.444	740	無
227-014	光都農林	山崎町高下	助森	A	0.354	590	有
227-015	光都農林	山崎町高下	助森	A	0.702	780	有
227-016	光都農林	山崎町青木	若狭	A	0.936	1040	無
227-017	光都農林	山崎町土万	大谷	B	0.102	170	無
227-018	光都農林	山崎町塩山	デンシヨボ	B	0.459	510	有
227-019	光都農林	山崎町塩山	平	B	0.084	280	無
227-020	光都農林	山崎町大沢	谷ノ奥	A	0.504	560	有
227-021	光都農林	山崎町大沢	差の谷	A	1.608	1340	有
227-022	光都農林	山崎町塩山	神子谷	A	0.36	600	有
227-023	光都農林	山崎町土万	カトロ	B	0.354	590	無
227-024	光都農林	山崎町土万	高尾上山	B	0.222	370	有
227-025	光都農林	山崎町土万	キノミ	C	0.099	110	有
227-026	光都農林	山崎町土万	ゴンゲン	A	0.204	340	有
227-027	光都農林	山崎町葛根	小矢野東平	C	0.405	450	有
227-028	光都農林	山崎町葛根	峠	B	2.088	1740	有
227-029	光都農林	山崎町青木	向ノ谷	A	0.477	530	有
227-030	光都農林	山崎町青木	井塚	A	7.83	870	無
227-031	光都農林	山崎町青木	宮ノ谷	A	0.621	690	無
227-032	光都農林	山崎町青木	角ヶ谷	A	0.42	700	無
227-033	光都農林	山崎町高下	大谷	A	0.585	650	無
227-034	光都農林	山崎町高下	広岡	A	0.24	400	有
227-035	光都農林	山崎町高下	谷	A	0.252	420	無
227-036	光都農林	山崎町高下	米山	A	0.27	450	無
227-037	光都農林	山崎町市場	百枝月	A	0.342	570	無
227-038	光都農林	山崎町加生	外輪谷山	A	0.306	510	有
227-039	光都農林	山崎町加生	上ノ山	A	0.204	340	無
227-040	光都農林	山崎町門前	上ノ山	A	0.204	340	有
227-041	光都農林	山崎町上寺	雨ヶ鼻	B	0.108	180	有
227-042	光都農林	山崎町下町	コニヶ谷	A	0.369	410	無
227-043	光都農林	山崎町上牧谷	高下	B	0.648	720	有
227-044	光都農林	山崎町東下野	西田	A	0.36	400	有
227-045	光都農林	山崎町中野	矢柄	A	0.558	620	無
227-046	光都農林	山崎町中野	宮ノ元	A	0.396	440	有
227-047	光都農林	山崎町上ノ	小和田	A	0.621	690	有
227-048	光都農林	山崎町上ノ	白井谷	A	0.765	850	有
227-049	光都農林	山崎町上ノ	明延	A	0.468	390	有
227-050	光都農林	山崎町中野	山ノ上	A	1.74	1450	有
227-051	光都農林	山崎町中野	権現	A	0.684	760	有
227-052	光都農林	山崎町東下野	ナサラベ	A	1.062	1180	有
227-053	光都農林	山崎町大谷	北畑	A	2.325	1550	有
227-054	光都農林	山崎町片山	山根	A	0.21	350	有
227-055	光都農林	山崎町宇野	谷口	A	0.654	1090	無
227-056	光都農林	山崎町宇野	東山	B	0.228	380	無
227-057	光都農林	山崎町生谷	西法師ヶ谷	B	1.536	1280	有
227-058	光都農林	山崎町梯	西山	B	0.27	450	有

箇所 番号	事務所名	大字	字	危険 度	危険 地区 面積 [ha]	延長	保安林等
227-059	光都農林	山崎町梯	北山	B	0.306	510	有
227-060	光都農林	山崎町五十波	宮山	A	0.348	580	有
227-061	光都農林	山崎町与位	奥谷	A	0.963	1070	有
227-062	光都農林	山崎町与位	頃谷山	A	2.88	1920	有
227-063	光都農林	山崎町与位	北山	A	0.558	620	有
227-064	光都農林	山崎町与位	黒尾山	B	1.788	1490	有
227-065	光都農林	山崎町母栖	トンゴネ	A	0.945	630	有
227-066	光都農林	山崎町野々上	本谷	A	1.416	1180	有
227-067	光都農林	山崎町野々上	寺谷	A	1.068	890	無
227-068	光都農林	山崎町野々上	妙見谷	A	0.657	730	無
227-069	光都農林	山崎町岸田	カシ谷	A	0.312	520	有
227-070	光都農林	山崎町神谷	森谷	A	0.864	960	無
227-071	光都農林	山崎町神谷	森谷	A	0.33	550	無
227-072	光都農林	山崎町三谷	寺谷	A	1.956	1630	無
227-073	光都農林	山崎町三谷	ツヅラ谷	A	0.6	1000	有
227-074	光都農林	山崎町川戸	上ノ山	A	0.297	330	有
227-075	光都農林	山崎町宇原	禪師ヶ谷	A	0.486	810	有
227-076	光都農林	山崎町高下	西山	B	0.924	770	有
227-077	光都農林	山崎町塩山	木野見	A	0.54	900	有
227-078	光都農林	山崎町下町	戸敷	B	0.264	440	無
227-079	光都農林	山崎町三谷	淡路	B	0.8325	1110	有
227-080	光都農林	山崎町塩田	籠桶	C	0.696	1160	無
227-081	光都農林	山崎町下町	与泰寺	A	0.975	1300	無
227-082	光都農林	山崎町木ノ谷	畑ノ谷	B	0.234	390	無
227-083	光都農林	山崎町土万	両歩谷	C	0.126	210	無
227-084	光都農林	山崎町土万	市場	B	0.06	100	無
227-085	光都農林	山崎町段	西山	C	0.708	1180	有
227-086	光都農林	山崎町下町	権現	B	0.114	190	無
227-087	光都農林	山崎町大沢	丸山	B	0.0486	30	無
227-088	光都農林	山崎町塩山	平	C	0.5508	340	無
227-089	光都農林	山崎町葛根	小矢野東平	B	0.324	200	有
227-090	光都農林	山崎町大谷	坂手	C	0.081	50	無
227-091	光都農林	山崎町川戸	川戸	B	0.081	90	有
227-092	光都農林	一宮町閨賀	三尾	A	1.236	1030	有
227-093	光都農林	一宮町西安積	上ヶ市山	A	0.492	820	有
227-094	光都農林	一宮町西安積	上ヶ市山	A	0.468	780	有
227-095	光都農林	一宮町西安積	大道山	A	2.775	1850	有
227-096	光都農林	一宮町深河谷	松崎山	A	0.621	690	有
227-097	光都農林	一宮町深河谷	金山末	A	0.828	920	有
227-098	光都農林	一宮町深河谷	下河原	A	0.162	270	無
227-099	光都農林	一宮町西深	池田	A	0.576	640	有
227-100	光都農林	一宮町西深	下上ノ山	A	0.9	1000	有
227-101	光都農林	一宮町西深	岡常	A	0.396	660	有
227-102	光都農林	一宮町福野	テラタニ	A	1.116	620	有
227-103	光都農林	一宮町福野	ウエヤマ	A	1.02	850	有
227-104	光都農林	一宮町河原田	西奥	A	1.392	1160	無
227-105	光都農林	一宮町河原田	段	B	0.12	200	無
227-106	光都農林	一宮町河原田	石飛	C	0.246	410	無
227-107	光都農林	一宮町公文	上高下	A	0.558	620	無
227-108	光都農林	一宮町公文	大畑ヶ	B	0.243	270	無
227-109	光都農林	一宮町公文	肥土	B	0.15	250	無
227-110	光都農林	一宮町横山	月谷	B	0.603	670	無
227-111	光都農林	一宮町倉床	青菜	B	4.248	2360	有
227-112	光都農林	一宮町倉床	生身	A	1.467	1630	有
227-113	光都農林	一宮町黒原	奥太谷	A	1.332	1480	有
227-114	光都農林	一宮町黒原	松山	A	0.204	340	有
227-115	光都農林	一宮町黒原	東坂谷	A	0.216	240	有
227-116	光都農林	一宮町黒原	丑ノ谷	A	0.936	780	無

箇所 番号	事務所名	大字	字	危険 度	危険 地区 面積 [ha]	延長	保安林等
227-117	光都農林	一宮町上岸田	戸谷	A	1.341	1490	無
227-118	光都農林	一宮町百千家満	坂ノ谷	A	0.9	1000	無
227-119	光都農林	一宮町三方町	地獄谷	A	1.26	700	有
227-120	光都農林	一宮町三方町	井ノ谷	A	0.39	650	有
227-121	光都農林	一宮町千町	大谷	C	6.096	2540	有
227-122	光都農林	一宮町福知	高取り	A	0.567	630	無
227-123	光都農林	一宮町福知	藪	B	3.6126	2230	有
227-124	光都農林	一宮町福知	東	A	1.68	1400	有
227-125	光都農林	一宮町福知	空	A	1.296	1080	有
227-126	光都農林	一宮町生栖	梶原	A	0.621	690	有
227-127	光都農林	一宮町生栖	平石	A	0.747	830	有
227-128	光都農林	一宮町生栖	ユリ	A	1.8	1500	有
227-129	光都農林	一宮町安積	本谷	A	1.488	1240	有
227-130	光都農林	一宮町下野田	平戸	A	0.585	650	有
227-131	光都農林	一宮町能倉	山根	A	1.485	990	有
227-132	光都農林	一宮町能倉	西山	A	1.86	1240	有
227-133	光都農林	一宮町東河内	山田堂ケ市	A	0.852	710	無
227-134	光都農林	一宮町東河内	山田岡ノ上	A	2.445	1630	有
227-135	光都農林	一宮町東河内	林	A	4.656	1940	有
227-136	光都農林	一宮町公文	中山	A	0.828	920	有
227-137	光都農林	一宮町東河内	中山	A	2.256	1880	有
227-138	光都農林	一宮町東河内	秋曾	A	0.792	880	有
227-139	光都農林	一宮町安黒	湯ノ郷	A	0.666	740	無
227-140	光都農林	一宮町福野	ヲウエガイチ	B	0.1305	290	無
227-141	光都農林	一宮町黒原	東坂谷	C	0.216	240	無
227-142	光都農林	一宮町東河内	日城	A	0.684	570	有
227-143	光都農林	一宮町千町	奥田谷	B	0.81	900	有
227-144	光都農林	一宮町横山	板屋	B	0.144	240	無
227-145	光都農林	一宮町公文	下金屋	A	0.5022	310	有
227-146	光都農林	一宮町生栖	塚ノ元	A	0.6642	410	無
227-147	光都農林	一宮町千町	林	B	0.1458	90	有
227-148	光都農林	一宮町黒原	東坂谷	A	1.0854	670	有
227-149	光都農林	一宮町東市場	岡城山	C	0.324	200	有
227-150	光都農林	一宮町能倉	打呑口	A	0.972	600	有
227-151	光都農林	波賀町小野	アカタマ	A	1.701	1050	無
227-152	光都農林	波賀町小野	井ノ谷	B	0.054	90	無
227-153	光都農林	波賀町安賀	白滝	B	0.846	940	無
227-154	光都農林	波賀町安賀	一ノ谷	A	0.459	510	無
227-155	光都農林	波賀町齊木	ソマ谷	A	1.092	910	有
227-156	光都農林	波賀町原	宮ノ谷	A	0.21	350	有
227-157	光都農林	波賀町引原	三久安	C	0.552	460	有
227-158	光都農林	波賀町原	トチサコ	B	0.138	230	有
227-159	光都農林	波賀町鹿伏	植木	A	0.288	480	無
227-160	光都農林	波賀町鹿伏	セイキ	B	2.115	2350	有
227-161	光都農林	波賀町戸倉	スガ町	C	0.162	180	有
227-162	光都農林	波賀町道谷	六朗谷	A	2.088	2320	有
227-163	光都農林	波賀町道谷	町通り	A	4.428	410	有
227-164	光都農林	波賀町道谷	アリヤス	B	0.444	740	無
227-165	光都農林	波賀町道谷	惣屋敷	A	1.272	1060	有
227-166	光都農林	波賀町鹿伏	奥山	B	1.008	1680	有
227-167	光都農林	波賀町鹿伏	平桑モミヤマ	A	0.531	590	有
227-168	光都農林	波賀町原	トチサコ	B	0.36	400	有
227-169	光都農林	波賀町皆木	大谷	B	0.45	750	有
227-170	光都農林	波賀町上野	徳長	B	0.768	640	有
227-171	光都農林	波賀町上野	大榎	A	0.48	800	無
227-172	光都農林	波賀町上野	南垣内	A	0.549	610	有
227-173	光都農林	波賀町谷	溝野山	A	0.819	910	有
227-174	光都農林	波賀町鹿伏	平桑	A	2.445	1630	有

箇所 番号	事務所名	大字	字	危険 度	危険 地区 面積 [ha]	延長	保安林等
227-175	光都農林	波賀町鹿伏	平桑	A	0.456	760	有
227-176	光都農林	波賀町戸倉	宮ノ後	C	0.102	170	無
227-177	光都農林	波賀町上野	下滝ヶ畑	B	0.045	50	有
227-178	光都農林	波賀町原	大將	A	0.549	610	有
227-179	光都農林	波賀町齊木	ハカサカ	B	0.324	200	有
227-180	光都農林	波賀町原	ウツノミ	B	0.3402	210	無
227-181	光都農林	波賀町原	ウルシ谷	A	0.5184	320	有
227-182	光都農林	波賀町引原	三久安	C	0.5022	310	無
227-183	光都農林	千種町七野	西谷	B	1.8468	1140	有
227-184	光都農林	千種町室	清水	A	1.08	900	無
227-185	光都農林	千種町西山	岩吹	B	1.593	1770	有
227-186	光都農林	千種町西河内	上ノ山	A	0.528	880	有
227-187	光都農林	千種町西河内	寺谷	A	1.368	2280	有
227-188	光都農林	千種町西河内	千ノ尾	C	0.264	440	無
227-189	光都農林	千種町河内	寺谷	A	0.546	910	有
227-190	光都農林	千種町河内	テラタニ	A	1.068	1780	有
227-191	光都農林	千種町河内	川井	A	0.426	710	有
227-192	光都農林	千種町河呂	山平	A	0.414	690	無
227-193	光都農林	千種町岩野辺	高谷	A	0.636	1060	有
227-194	光都農林	千種町岩野辺	室谷	A	0.981	1090	有
227-195	光都農林	千種町岩野辺	荒尾	A	0.504	840	有
227-196	光都農林	千種町下河野	揃木	A	0.774	860	有
227-197	光都農林	千種町下河野	岡	A	0.81	900	有
227-198	光都農林	千種町下河野	下田	C	0.414	460	有
227-199	光都農林	千種町下河野	阿踏	B	0.486	540	有
227-200	光都農林	山崎町高下	保工	B	0.2754	170	無
227-201	光都農林	山崎町高下	池ノ谷	A	0.06	200	無
227-202	光都農林	一宮町杉田	トチガクボ	A	1.863	1150	有
227-203	光都農林	山崎町五十波	大畑	A	0.3	500	無
227-204	光都農林	一宮町伊和	滝ノ内	A	1.233	1370	有
227-205	光都農林	千種町下河野	戌ヶ谷	A	0.696	1160	有
227-206	光都農林	一宮町三方町	下モ田	A	0.675	750	有
227-207	光都農林	千種町下河野	猶原	A	0.045	50	無
227-208	光都農林	千種町下河野	竹内	A	0.348	580	有
227-209	光都農林	一宮町百千家満	青木	A	0.51	850	有
227-210	光都農林	一宮町百千家満	菖蒲ヶ谷	A	1.008	1120	有
227-211	光都農林	一宮町深河谷	大サコ山	A	0.372	310	有
227-212	光都農林	一宮町横山	水船	C	0.234	260	有
227-213	光都農林	一宮町福中	キドコ山1	A	0.189	210	有
227-214	光都農林	一宮町福中	キドコ山	A	0.333	370	有
227-215	光都農林	千種町下河野	宮ノ下	A	0.657	730	無
227-216	光都農林	千種町七野	寺ノ前	A	0.297	330	有
227-217	光都農林	山崎町上牧谷	アガタ	B	0.12	200	有
227-218	光都農林	一宮町上岸田	鐘鑄場	B	0.042	140	有
227-219	光都農林	一宮町上岸田	鐘鑄場	B	0.06	200	有
227-220	光都農林	一宮町上岸田	鐘鑄場	B	0.072	240	有
227-221	光都農林	一宮町千町	ヲソゴエ	B	0.513	570	有
227-222	光都農林	一宮町千町	奥田谷	C	0.678	1130	有
227-223	光都農林	一宮町東公文	丑神	A	0.072	240	有
227-224	光都農林	一宮町東公文	丑神	A	0.087	290	有
227-225	光都農林	千種町七野	寺ノ前	A	1.017	1130	有
227-226	光都農林	千種町河呂	高下	A	0.066	110	有
227-227	光都農林	一宮町井内	クソ原	C	0.156	260	有
227-228	光都農林	一宮町福知	ヨシノ	A	0.09	300	有
227-229	光都農林	一宮町横山	大坪	B	0.036	120	有
227-230	光都農林	一宮町生栖	塚ノ元	B	0.222	370	有
227-231	光都農林	一宮町生栖	柴	A	0.912	760	有
227-232	光都農林	一宮町千町	向ヒ	B	0.132	220	有

崩壊土砂流出危険地区一覧表(H26.3.31現在)

県治山課所管

箇所 番号	事務所名	大字	字	危険 度	危険 地区 面積 [ha]	延長	保安 林等
227-233	光都農林	山崎町大谷	向林	A	0.12	200	有
227-234	光都農林	一宮町倉床	板屋	B	0.204	340	無
227-235	光都農林	一宮町黒原	山出	B	0.09	150	無
227-236	光都農林	一宮町黒原	一ノ谷	B	0.318	530	無
227-237	光都農林	一宮町閨賀	三尾2	B	0.22	370	無

箇所 番号	事務所名	大字	字	危険度	危険地区 面積 [ha]	保安林
227-001	光都農林	一宮町生栖	下モ山	B	64	有
227-002	光都農林	一宮町生栖	栃ヶ磯	C	11	有
227-003	光都農林	一宮町深河谷	ヤケハタ山	C	8	有
227-004	光都農林	一宮町福知	熊原	C	90	無
227-005	光都農林	一宮町深河谷	弥治朗谷	B	53	無
227-006	光都農林	一宮町富士野	坂谷山	B	43	有
227-007	光都農林	波賀町引原	三久安	C	39	無
227-008	光都農林	波賀町引原	高山	C	26	無
227-009	光都農林	波賀町戸倉	兵坂	C	14	無

急傾斜地崩壊危険箇所等(Ⅰ…人家5戸以上等の箇所)

龍野土木事務所

斜面	箇所 番号	箇所名	位置		地形		
			郡市名	大字小字名	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)
自然	(山)1	清野	宍粟市	山崎町清野	34	230	120
自然	(山)2	与位	宍粟市	山崎町与位	35	300	70
自然	(山)3	田井(1)	宍粟市	山崎町田井	32	480	190
自然	(山)4	杉ヶ瀬	宍粟市	山崎町杉ヶ瀬	31	100	80
自然	(山)5	野々上	宍粟市	山崎町野々上	39	200	40
自然	(山)6	田井(2)	宍粟市	山崎町田井	36	720	330
自然	(山)7	五十波(1)	宍粟市	山崎町五十波	37	170	90
自然	(山)8	矢原	宍粟市	山崎町矢原	35	300	100
自然	(山)9	神谷	宍粟市	山崎町神谷	35	120	70
自然	(山)10	三谷	宍粟市	山崎町三谷	41	310	70
自然	(山)11	中	宍粟市	山崎町中	37	180	60
自然	(山)12	出石	宍粟市	山崎町須賀沢出石	35	370	50
自然	(山)13	梯	宍粟市	山崎町梯	37	270	60
自然	(山)14	五十波(2)	宍粟市	山崎町五十波	39	270	80
自然	(山)15	三津	宍粟市	山崎町三津	41	200	130
自然	(山)16	山崎(2)	宍粟市	山崎町中野宮ノ北	30	250	190
自然	(山)17	山崎(3)	宍粟市	山崎町上ノ上ノ下	34	100	150
自然	(山)18	山崎(4)	宍粟市	山崎町上ノ上ノ上	30	270	150
自然	(山)19	宮ノ元	宍粟市	山崎町中野宮ノ元	35	220	50
自然	(山)20	中野	宍粟市	山崎町中野	37	300	260
自然	(山)21	東下野	宍粟市	山崎町東下野	30	190	130
自然	(山)22	上牧谷	宍粟市	山崎町上牧谷	36	250	60
自然	(山)23	片山	宍粟市	山崎町片山	34	300	70
自然	(山)24	宇野	宍粟市	山崎町宇野	37	270	100
自然	(山)25	寺西	宍粟市	山崎町塩田寺西	32	180	150
自然	(山)26	塩田(1)	宍粟市	山崎町塩田	36	250	100
自然	(山)27	塩田(2)	宍粟市	山崎町塩田	35	160	90
自然	(山)28	塩田(4)	宍粟市	山崎町塩田	30	200	90
自然	(山)29	塩田(3)	宍粟市	山崎町塩田	42	200	90
自然	(山)30	中井	宍粟市	山崎町中井	34	280	80
自然	(山)31	大沢	宍粟市	山崎町大沢	40	350	60
自然	(山)32	大沢(2)	宍粟市	山崎町大沢	31	370	70
自然	(山)33	小河内	宍粟市	山崎町小河内	30	360	90
自然	(山)34	塩山	宍粟市	山崎町塩山	32	260	140
自然	(山)35	土万(2)	宍粟市	山崎町土万	30	200	120
自然	(山)36	土万	宍粟市	山崎町土万	35	260	80
自然	(山)37	葛根	宍粟市	山崎町葛根	33	240	120
自然	(山)38	青木(1)	宍粟市	山崎町青木	34	240	40
自然	(山)39	青木(2)	宍粟市	山崎町青木	35	210	50
自然	(山)40	宇原	宍粟市	山崎町宇原	30	130	50
自然	(山)41	加生	宍粟市	山崎町加生	31	500	30
自然	(山)42	上寺	宍粟市	山崎町上寺	30	100	40
自然	(山)43	寺町	宍粟市	山崎町山崎寺町	32	320	70
自然	(山)44	最上山	宍粟市	山崎町元山崎原谷	45	160	30
自然	(山)45	春安	宍粟市	山崎町春安	35	155	50
自然	(山)46	山崎(1)	宍粟市	山崎町上比地	37	200	30
自然	(山)47	下比地	宍粟市	山崎町下比地	40	240	170
自然	(山)48	川戸(2)	宍粟市	山崎町川戸東北山	30	340	70
自然	(山)49	川戸(1)	宍粟市	山崎町川戸東北山	30	290	70
自然	(山)50	川戸(3)	宍粟市	山崎町川戸	31	160	60
自然	(山)51	葛根(2)	宍粟市	山崎町葛根	36	80	15
自然	(山)52	高下(1)	宍粟市	山崎町高下	34	150	60
自然	(山)53	高下(2)	宍粟市	山崎町高下	34	140	100
自然	(山)54	高下(3)	宍粟市	山崎町高下	38	250	70
自然	(山)55	塩田(5)	宍粟市	山崎町塩田	36	200	110

急傾斜地崩壊危険箇所等(Ⅰ…人家5戸以上等の箇所)

龍野土木事務所

斜面	箇所 番号	箇所名	位置		地形		
			郡市名	大字小字名	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)
自然	(山)56	川戸(4)	宍粟市	山崎町川戸	34	170	20
自然	(山)57	久住	宍粟市	山崎町中野久住	35	320	190
自然	(山)58	上牧谷(1)	宍粟市	山崎町上牧谷	30	70	30
自然	(山)59	上牧谷(2)	宍粟市	山崎町上牧谷	41	80	80
自然	(山)60	三津(2)	宍粟市	山崎町三津	30	70	10
自然	(山)61	野々上(2)	宍粟市	山崎町野々上	31	90	30
自然	(山)62	野々上(3)	宍粟市	山崎町野々上	34	110	80
自然	(山)63	小河内(2)	宍粟市	山崎町小河内	35	220	50
自然	(山)64	土万(3)	宍粟市	山崎町土万	30	130	60
自然	(山)65	土万(4)	宍粟市	山崎町土万	38	270	80
自然	(山)66	土万(5)	宍粟市	山崎町土万	34	240	70
自然	(山)67	最上山(2)	宍粟市	山崎町元山崎	45	300	30
自然	(山)68	万燈山	宍粟市	山崎町高所	37	100	30
自然	(山)69	三谷(2)	宍粟市	山崎町三谷	30	110	40
自然	(山)70	矢原(2)	宍粟市	山崎町矢原	43	100	140
自然	(山)71	杉ヶ瀬(2)	宍粟市	山崎町杉ヶ瀬	33	260	160
自然	(山)72	杉ヶ瀬(3)	宍粟市	山崎町杉ヶ瀬	43	240	140
自然	(山)73	横須(1)	宍粟市	山崎町横須	30	150	70
自然	(山)74	横須(2)	宍粟市	山崎町横須	33	350	130
自然	(山)75	横須(3)	宍粟市	山崎町横須	32	200	70
自然	(山)76	横須(4)	宍粟市	山崎町横須	30	200	80
自然	(山)77	下町(1)	宍粟市	山崎町下町	35	120	120
自然	(山)78	下町(2)	宍粟市	山崎町下町	32	180	170
自然	(山)79	宮ノ元(2)	宍粟市	山崎町中野宮ノ元	33	220	130
自然	(山)80	段(1)	宍粟市	山崎町段	36	90	40
自然	(山)81	段(2)	宍粟市	山崎町段	32	200	100
自然	(山)82	寺西(2)	宍粟市	山崎町塩田寺西	35	80	70
自然	(山)83	大谷	宍粟市	山崎町大谷	30	130	60
自然	(山)84	大沢(3)	宍粟市	山崎町大沢	40	450	70
自然	(山)85	東下野(2)	宍粟市	山崎町東下野	35	90	100
自然	(山)86	宇野(2)	宍粟市	山崎町宇野	35	140	70
自然	(山)87	宇野(3)	宍粟市	山崎町宇野	36	130	60
自然	(山)88	神谷(2)	宍粟市	山崎町神谷	31	110	60
自然	(山)89	与位(2)	宍粟市	山崎町与位	34	550	250
自然	(山)90	梯(2)	宍粟市	山崎町梯	34	400	300
自然	(山)91	生谷	宍粟市	山崎町生谷	30	300	90
人工	(山)1	加生	宍粟市	山崎町加生	34	110	40
自然	(一)1	富士野	宍粟市	一宮町富士野倉床	32	410	200
自然	(一)2	倉床(3)	宍粟市	一宮町倉床	30	300	110
自然	(一)3	倉床(1)	宍粟市	一宮町倉床	30	340	60
自然	(一)4	倉床(2)	宍粟市	一宮町倉床	40	190	90
自然	(一)5	倉床(4)	宍粟市	一宮町倉床	34	170	80
自然	(一)6	黒原	宍粟市	一宮町黒原	36	200	110
自然	(一)7	大野	宍粟市	一宮町黒原	35	220	90
自然	(一)8	井内(1)	宍粟市	一宮町井内	35	140	65
自然	(一)9	上千町	宍粟市	一宮町千町	31	170	80
自然	(一)10	草木	宍粟市	一宮町草木	39	350	60
自然	(一)11	三方(1)	宍粟市	一宮町三方町	45	140	30
自然	(一)12	三方(2)	宍粟市	一宮町三方町	30	160	25
自然	(一)13	三方(3)	宍粟市	一宮町三方町	30	125	45
自然	(一)14	三方(4)	宍粟市	一宮町三方町	30	30	30
自然	(一)15	河原田	宍粟市	一宮町河原田	52	115	90
自然	(一)16	平	宍粟市	一宮町河原田平	30	200	90
自然	(一)17	福野	宍粟市	一宮町福野	50	280	90
自然	(一)18	福中	宍粟市	一宮町福中	45	300	190

急傾斜地崩壊危険箇所等(Ⅰ…人家5戸以上等の箇所)

龍野土木事務所

斜面	箇所番号	箇所名	位置		地形		
			郡市名	大字小字名	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)
自然	(一)19	吉野	宍粟市	一宮町福知吉野	30	220	240
自然	(一)20	福知	宍粟市	一宮町福知	40	260	90
自然	(一)21	上西深	宍粟市	一宮町西深上西深	34	295	320
自然	(一)22	下西深	宍粟市	一宮町西深下西深	35	100	50
自然	(一)23	東川	宍粟市	一宮町深河谷段垣内	55	445	130
自然	(一)24	生栖	宍粟市	一宮町生栖	30	185	130
自然	(一)25	三林(2)	宍粟市	一宮町安積三林	36	120	60
自然	(一)26	三林(1)	宍粟市	一宮町安積三林	35	80	50
自然	(一)27	中安積	宍粟市	一宮町安積中安積	33	200	40
自然	(一)28	曲里(1)	宍粟市	一宮町安積曲里	55	220	40
自然	(一)29	曲里(2)	宍粟市	一宮町安積曲里	53	85	17
自然	(一)30	曲里(3)	宍粟市	一宮町安積曲里	37	125	230
自然	(一)31	曲里(4)	宍粟市	一宮町安積曲里	30	50	50
自然	(一)32	三軒屋	宍粟市	一宮町東市場三軒屋	45	260	14
自然	(一)33	閨賀(2)	宍粟市	一宮町閨賀	39	280	80
自然	(一)34	閨賀(1)	宍粟市	一宮町閨賀	35	260	140
自然	(一)35	下野田	宍粟市	一宮町下野田	36	200	180
自然	(一)36	上野田	宍粟市	一宮町上野田	30	110	60
自然	(一)37	三林(3)	宍粟市	一宮町安積三林	30	170	60
自然	(一)38	吉野(2)	宍粟市	一宮町福知吉野	30	90	230
自然	(一)39	下野田(2)	宍粟市	一宮町下野田	36	150	390
自然	(一)40	倉床(5)	宍粟市	一宮町倉床	30	150	80
自然	(一)41	倉床(6)	宍粟市	一宮町倉床	35	200	50
自然	(一)42	百千家満	宍粟市	一宮町百千家満	32	130	50
自然	(一)43	福野(2)	宍粟市	一宮町福野	38	120	80
自然	(一)44	生栖(2)	宍粟市	一宮町生栖	30	115	140
自然	(一)45	生栖(3)	宍粟市	一宮町生栖	31	500	40
自然	(一)46	中坪	宍粟市	一宮町東河内中坪	36	160	90
自然	(一)47	河原田(2)	宍粟市	一宮町河原田	36	140	90
自然	(一)48	河原田(3)	宍粟市	一宮町河原田	30	100	40
自然	(一)49	上岸田	宍粟市	一宮町上岸田	32	80	45
自然	(一)50	深河谷	宍粟市	一宮町深河谷	35	55	140
自然	(一)51	深河谷(2)	宍粟市	一宮町深河谷	30	130	30
自然	(一)52	深河谷(3)	宍粟市	一宮町深河谷	40	240	100
自然	(一)53	千町	宍粟市	一宮町千町	32	100	70
自然	(一)54	三方(5)	宍粟市	一宮町三方町	35	250	120
自然	(一)55	三方(6)	宍粟市	一宮町三方町	50	310	40
自然	(一)56	西深	宍粟市	一宮町西深	30	80	100
自然	(一)57	下西深(2)	宍粟市	一宮町西深	30	140	25
自然	(一)58	下西深(3)	宍粟市	一宮町西深	35	460	70
自然	(一)59	曲里(5)	宍粟市	一宮町安積曲里	36	90	110
自然	(一)60	曲里(6)	宍粟市	一宮町安積曲里	31	80	110
自然	(一)61	本谷	宍粟市	一宮町東河内本谷	38	90	20
自然	(一)62	福田	宍粟市	一宮町東河内福田	30	410	130
自然	(一)63	井内(2)	宍粟市	一宮町井内	32	80	70
自然	(一)64	黒原(2)	宍粟市	一宮町黒原	32	200	60
自然	(一)65	糺屋a	宍粟市	一宮町公文	45	110	50
自然	(一)66	曲里(7)	宍粟市	一宮町安積曲里	40	135	280
自然	(一)67	曲里(8)	宍粟市	一宮町安積曲里	40	190	200
自然	(一)68	閨賀(3)	宍粟市	一宮町	40	190	180
自然	(一)69	三軒屋(2)	宍粟市	一宮町東市場三軒屋	40	400	220
自然	(一)70	本谷(2)	宍粟市	一宮町東河内本谷(2)	35	180	230
自然	(波)1	戸倉	宍粟市	波賀町戸倉	40	210	60
自然	(波)2	鹿伏(1)	宍粟市	波賀町鹿伏	30	180	80
自然	(波)3	鹿伏(2)	宍粟市	波賀町鹿伏	30	190	140

急傾斜地崩壊危険箇所等(Ⅰ…人家5戸以上等の箇所)

龍野土木事務所

斜面	箇所 番号	箇所名	位置		地形		
			郡市名	大字小字名	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)
自然	(波)4	引原	宍粟市	波賀町引原	40	90	130
自然	(波)5	日ノ原	宍粟市	波賀町原	40	75	130
自然	(波)6	原(1)	宍粟市	波賀町原	30	125	100
自然	(波)7	原(2)	宍粟市	波賀町原	30	260	90
自然	(波)8	野尻	宍粟市	波賀町野尻	30	130	30
自然	(波)9	皆木	宍粟市	波賀町皆木	40	200	120
自然	(波)10	安賀	宍粟市	波賀町安賀	40	220	60
自然	(波)11	奥谷	宍粟市	波賀町谷奥谷	40	200	90
自然	(波)12	谷	宍粟市	波賀町谷	40	135	110
自然	(波)13	下谷	宍粟市	波賀町谷下谷	30	220	80
自然	(波)14	日見谷	宍粟市	波賀町日見谷	32	350	130
自然	(波)15	安賀(2)	宍粟市	波賀町安賀	45	240	60
自然	(波)16	上小野(1)	宍粟市	波賀町小野上小野	45	100	60
自然	(波)17	上野(1)	宍粟市	波賀町上野	45	280	20
自然	(波)18	安賀(3)	宍粟市	波賀町安賀	40	150	25
自然	(波)19	上野(2)	宍粟市	波賀町上野	40	110	100
自然	(波)20	安賀(4)	宍粟市	波賀町安賀	45	200	12
自然	(波)21	溝野(1)	宍粟市	波賀町谷溝野	32	200	150
自然	(波)22	上小野(2)	宍粟市	波賀町小野上小野	40	330	200
自然	(波)23	道谷(1)	宍粟市	波賀町道谷	40	120	65
自然	(波)24	道谷(2)	宍粟市	波賀町道谷	40	140	125
自然	(波)25	日ノ原(2)	宍粟市	波賀町日ノ原	50	80	30
自然	(波)26	原(3)	宍粟市	波賀町原	48	80	190
自然	(波)27	水谷	宍粟市	波賀町上野水谷	40	140	110
自然	(波)28	下小野	宍粟市	波賀町小野下小野	37	140	110
自然	(波)29	奥谷(2)	宍粟市	波賀町谷奥谷	46	150	60
自然	(波)30	原(4)	宍粟市	波賀町原	40	120	80
自然	(波)31	小野(2)	宍粟市	波賀町小野	40	120	120
自然	(波)32	引原(2)	宍粟市	波賀町引原	65	120	16
自然	(波)33	道谷(3)	宍粟市	波賀町道谷	35	150	50
自然	(波)34	道谷(4)	宍粟市	波賀町道谷	40	100	75
自然	(波)35	鹿伏(3)	宍粟市	波賀町鹿伏	35	150	135
自然	(波)36	鹿伏(4)	宍粟市	波賀町鹿伏	35	550	140
自然	(波)37	引原(3)	宍粟市	波賀町引原	40	250	155
自然	(波)38	日ノ原(3)	宍粟市	波賀町日ノ原	40	350	60
自然	(波)39	原(5)	宍粟市	波賀町原	40	230	55
自然	(波)40	原(6)	宍粟市	波賀町原	35	350	150
自然	(波)41	原(7)	宍粟市	波賀町原原有賀	35	80	150
自然	(波)42	野尻(2)	宍粟市	波賀町野尻	32	150	150
自然	(波)43	野尻(3)	宍粟市	波賀町野尻	40	300	110
自然	(波)44	飯見(1)	宍粟市	波賀町飯見	35	200	70
自然	(波)45	有賀(1)	宍粟市	波賀町有賀	45	50	10
自然	(波)46	上野(3)	宍粟市	波賀町上野	35	200	110
自然	(波)47	上野(4)	宍粟市	波賀町上野	40	120	25
自然	(波)48	上野(5)	宍粟市	波賀町安賀	30	250	40
自然	(波)49	今市	宍粟市	波賀町今市	45	130	90
自然	(波)50	溝野(2)	宍粟市	波賀町谷溝野	40	100	120
自然	(波)51	原(8)	宍粟市	波賀町原	45	260	230
自然	(波)52	上野(6)	宍粟市	波賀町上野	43	170	160
自然	(波)53	上野(7)	宍粟市	波賀町上野	60	170	60
自然	(波)54	上野(8)	宍粟市	波賀町上野	60	360	70
自然	(波)55	高山	宍粟市	波賀町引原高山	40	250	190
自然	(千)1	川井(1)	宍粟市	千種町川井	40	160	135
自然	(千)2	川井(2)	宍粟市	千種町川井	44	125	215
自然	(千)3	千草(1)	宍粟市	千種町千草	44	40	35

急傾斜地崩壊危険箇所等(Ⅰ…人家5戸以上等の箇所)

龍野土木事務所

斜面	箇所 番号	箇所名	位置		地形		
			郡市名	大字小字名	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)
自然	(千)4	越峠	宍粟市	千種町岩野辺	30	155	20
自然	(千)5	千草(2)	宍粟市	千種町千草	45	80	20
自然	(千)6	鷹巣(1)	宍粟市	千種町鷹巣	35	220	100
自然	(千)7	鷹巣(2)	宍粟市	千種町鷹巣	35	100	50
自然	(千)8	城ヶ峠	宍粟市	千種町黒土	40	220	50
自然	(千)9	紙屋	宍粟市	千種町西山	45	150	30
自然	(千)10	西山(1)	宍粟市	千種町西山	55	170	45
自然	(千)11	西山(2)	宍粟市	千種町西山	45	175	35
自然	(千)12	西山(3)	宍粟市	千種町西山	40	110	55
自然	(千)13	七野	宍粟市	千種町七野	45	100	100
自然	(千)14	猶原	宍粟市	千種町下河野	45	250	250
自然	(千)15	下河野(1)	宍粟市	千種町下河野	50	130	170
自然	(千)16	宮ノ下	宍粟市	千種町下河野	43	360	200
自然	(千)18	竹ノ内(2)	宍粟市	千種町下河野	50	105	60
自然	(千)19	西河内A	宍粟市	千種町西河内	37	120	25
自然	(千)20	西河内D	宍粟市	千種町西河内	40	135	120
自然	(千)21	奥西山C	宍粟市	千種町西山	35	235	150
自然	(千)22	鷹巣c	宍粟市	千種町鷹巣	65	75	80
自然	(千)23	西河内b	宍粟市	千種町西河内	35	410	80
自然	(千)24	河内B	宍粟市	千種町河内	42	145	50
自然	(千)25	河内D	宍粟市	千種町河内	40	180	95
自然	(千)26	河呂A	宍粟市	千種町河呂	30	190	430
自然	(千)27	西山A	宍粟市	千種町西山	40	45	50
自然	(千)28	西山	宍粟市	千種町西山	45	190	70
自然	(千)29	奥西山E	宍粟市	千種町西山	60	145	60
自然	(千)30	下河野1	宍粟市	千種町下河野	65	190	300
自然	(千)31	下河野b	宍粟市	千種町下河野	47	250	230
自然	(千)32	鷹巣B	宍粟市	千種町鷹巣	40	75	50
自然	(千)33	鷹巣C	宍粟市	千種町鷹巣	35	75	20
自然	(千)34	下鷹巣1	宍粟市	千種町鷹巣	30	50	20
自然	(千)35	七野A	宍粟市	千種町七野	30	90	70
自然	(千)36	黒土1	宍粟市	千種町黒土	30	130	95
自然	(千)37	黒土b	宍粟市	千種町黒土	45	260	60
人工	(千)1	西河内F	宍粟市	千種町西河内	40	115	230

急傾斜地崩壊危険箇所等(Ⅱ…人家1～4戸の箇所)

龍野土木事務所

斜面	箇所 番号	箇所名	位置		地形		
			郡市名	大字小字名	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)
自然	(山)1	万合A	宍粟市	山崎町万合	36	130	110
自然	(山)2	塩山A	宍粟市	山崎町塩山	33	60	40
自然	(山)3	塩山B	宍粟市	山崎町塩山	35	110	90
自然	(山)4	塩山C	宍粟市	山崎町塩山	30	130	50
自然	(山)5	塩山D	宍粟市	山崎町塩山	32	160	50
自然	(山)6	土万A	宍粟市	山崎町土万	30	120	70
自然	(山)7	土万B	宍粟市	山崎町土万	30	80	70
自然	(山)8	土万C	宍粟市	山崎町土万	38	110	100
自然	(山)9	葛根A	宍粟市	山崎町葛根	40	90	30
自然	(山)10	葛根B	宍粟市	山崎町葛根	30	60	15
自然	(山)11	葛根C	宍粟市	山崎町葛根	30	40	20
自然	(山)12	比地町A	宍粟市	山崎町比地町	45	70	30
自然	(山)13	比地町B	宍粟市	山崎町比地町	45	120	50
自然	(山)14	寺西A	宍粟市	山崎町塩田寺西	40	80	110
自然	(山)15	塩田A	宍粟市	山崎町塩田	45	80	40
自然	(山)16	塩田B	宍粟市	山崎町塩田	37	80	30
自然	(山)17	中井A	宍粟市	山崎町中井	35	120	70
自然	(山)18	中井B	宍粟市	山崎町中井	40	130	50
自然	(山)19	高下A	宍粟市	山崎町高下	37	100	120
自然	(山)20	高下B	宍粟市	山崎町高下	34	90	40
自然	(山)21	段A	宍粟市	山崎町段	34	60	20
自然	(山)22	段B	宍粟市	山崎町段	33	40	40
自然	(山)23	上比地A	宍粟市	山崎町上比地	38	220	80
自然	(山)24	上比地B	宍粟市	山崎町上比地	33	90	60
自然	(山)25	上ノ下A	宍粟市	山崎町上ノ上ノ下	30	100	80
自然	(山)26	上ノ下B	宍粟市	山崎町上ノ上ノ下	36	100	30
自然	(山)27	上ノ下C	宍粟市	山崎町上ノ上ノ下	36	80	90
自然	(山)28	上ノ下D	宍粟市	山崎町上ノ上ノ下	35	100	120
自然	(山)29	上ノ下E	宍粟市	山崎町上ノ上ノ下	32	70	50
自然	(山)30	中野A	宍粟市	山崎町中野	36	100	60
自然	(山)31	久住A	宍粟市	山崎町中野久住	32	110	90
自然	(山)32	上牧谷A	宍粟市	山崎町上牧谷	37	160	160
自然	(山)33	大谷A	宍粟市	山崎町大谷	30	70	100
自然	(山)34	宇野A	宍粟市	山崎町宇野	41	100	70
自然	(山)35	下町A	宍粟市	山崎町下町	35	160	130
自然	(山)36	横須A	宍粟市	山崎町横須	39	70	50
自然	(山)37	梯A	宍粟市	山崎町梯	39	60	40
自然	(山)38	五十波A	宍粟市	山崎町五十波	39	120	80
自然	(山)39	五十波B	宍粟市	山崎町五十波	40	90	110
自然	(山)40	矢原A	宍粟市	山崎町矢原	38	50	80
自然	(山)41	三谷A	宍粟市	山崎町三谷	34	50	20
自然	(山)42	中山A	宍粟市	山崎町中	38	100	70
自然	(山)43	高所A	宍粟市	山崎町高所	31	60	30
自然	(山)44	須賀沢A	宍粟市	山崎町須賀沢	39	90	90
自然	(山)45	須賀沢B	宍粟市	山崎町須賀沢	34	40	20
自然	(山)46	土万D	宍粟市	山崎町土万	30	100	40
自然	(山)47	土万E	宍粟市	山崎町土万	30	100	70
自然	(山)48	下町B	宍粟市	山崎町下町	40	150	110
自然	(山)49	下町C	宍粟市	山崎町下町	36	100	170
自然	(山)50	宇野B	宍粟市	山崎町宇野	30	130	60
自然	(山)51	宇野C	宍粟市	山崎町宇野	37	160	100
自然	(山)52	片山A	宍粟市	山崎町片山	36	120	60
自然	(山)53	須賀沢C	宍粟市	山崎町須賀沢	37	60	60
自然	(山)54	段C	宍粟市	山崎町段	31	90	60
自然	(山)55	上ノ上A	宍粟市	山崎町上ノ上ノ上	36	80	60
自然	(山)56	大沢A	宍粟市	山崎町大沢	37	100	70
自然	(山)57	中井A	宍粟市	山崎町中井	37	70	130

急傾斜地崩壊危険箇所等（Ⅱ…人家1～4戸の箇所）

龍野土木事務所

斜面	箇所 番号	箇所名	位置		地形		
			郡市名	大字小字名	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)
自然	(山) 58	中井B	宍粟市	山崎町中井	41	180	70
自然	(山) 59	塩田C	宍粟市	山崎町塩田	34	90	40
自然	(山) 60	三谷B	宍粟市	山崎町三谷	32	110	70
自然	(山) 61	高下C	宍粟市	山崎町高下	31	120	60
自然	(山) 62	上牧谷B	宍粟市	山崎町上牧谷	45	70	60
自然	(山) 63	川戸A	宍粟市	山崎町川戸	31	300	110
自然	(山) 64	小芽野A	宍粟市	山崎町小芽野上月	30	220	70
自然	(山) 65	大沢B	宍粟市	山崎町大沢	30	320	100
自然	(山) 66	大沢C	宍粟市	山崎町大沢	35	170	60
自然	(山) 67	大沢D	宍粟市	山崎町大沢	30	420	60
自然	(山) 68	上ノ上B	宍粟市	山崎町上ノ上ノ上	30	150	50
自然	(山) 69	上ノ上C	宍粟市	山崎町上ノ上ノ上	34	110	140
自然	(山) 70	上ノ下F	宍粟市	山崎町上ノ上ノ下	31	150	140
自然	(山) 71	上ノ下G	宍粟市	山崎町上ノ上ノ下	31	250	230
自然	(山) 72	上ノ下H	宍粟市	山崎町上ノ上ノ下	34	100	70
自然	(山) 73	小河内A	宍粟市	山崎町小河内	39	220	80
自然	(山) 74	小河内B	宍粟市	山崎町小河内	35	170	90
自然	(山) 75	土万F	宍粟市	山崎町土万	35	300	100
自然	(山) 76	土万G	宍粟市	山崎町土万	30	120	90
自然	(山) 77	土万H	宍粟市	山崎町土万	30	80	90
自然	(山) 78	土万I	宍粟市	山崎町土万	30	190	100
自然	(山) 79	土万J	宍粟市	山崎町土万	31	300	110
自然	(山) 80	葛根D	宍粟市	山崎町葛根	30	170	50
自然	(山) 81	葛根E	宍粟市	山崎町葛根	30	360	70
自然	(山) 82	葛根F	宍粟市	山崎町葛根	35	200	90
自然	(山) 83	葛根G	宍粟市	山崎町葛根	30	170	30
自然	(山) 84	葛根H	宍粟市	山崎町葛根	30	350	30
自然	(山) 85	葛根I	宍粟市	山崎町葛根	30	300	60
自然	(山) 86	葛根J	宍粟市	山崎町葛根	34	120	60
自然	(山) 87	葛根K	宍粟市	山崎町葛根	36	150	80
自然	(山) 88	葛根L	宍粟市	山崎町葛根	34	130	40
自然	(山) 89	比地町C	宍粟市	山崎町比地町	41	310	140
自然	(山) 90	比地町D	宍粟市	山崎町比地	35	250	70
自然	(山) 91	寺西B	宍粟市	山崎町塩田寺西	30	600	300
自然	(山) 92	寺西C	宍粟市	山崎町塩田寺西	42	130	80
自然	(山) 93	寺西D	宍粟市	山崎町塩田寺西	36	200	150
自然	(山) 94	青木A	宍粟市	山崎町青木	40	250	50
自然	(山) 95	青木B	宍粟市	山崎町青木	32	250	90
自然	(山) 96	青木C	宍粟市	山崎町青木	37	300	60
自然	(山) 97	宮ノ北A	宍粟市	山崎町中野宮ノ北	30	110	100
自然	(山) 98	宮ノ北B	宍粟市	山崎町中野宮ノ北	30	80	90
自然	(山) 99	宮ノ元A	宍粟市	山崎町中野宮ノ元	30	100	90
自然	(山) 100	宮ノ元B	宍粟市	山崎町中野宮ノ元	45	100	60
自然	(山) 101	大谷B	宍粟市	山崎町大谷	30	110	70
自然	(山) 102	大谷C	宍粟市	山崎町大谷	33	200	80
自然	(山) 103	上牧谷C	宍粟市	山崎町上牧谷	30	100	90
自然	(山) 104	上牧谷D	宍粟市	山崎町上牧谷	30	100	80
自然	(山) 105	下町D	宍粟市	山崎町下町	30	80	50
自然	(山) 106	下町E	宍粟市	山崎町下町	30	100	120
自然	(山) 107	上寺A	宍粟市	山崎町上寺	32	130	50
自然	(山) 108	三谷C	宍粟市	山崎町三谷	35	200	70
自然	(山) 109	梯B	宍粟市	山崎町梯	33	200	90
自然	(山) 110	五十波C	宍粟市	山崎町五十波	45	230	60
自然	(山) 111	野々上A	宍粟市	山崎町野々上	33	500	200
自然	(山) 112	比地A	宍粟市	山崎町比地	33	170	40
自然	(山) 113	中比地A	宍粟市	山崎町中比地	32	170	85
自然	(山) 114	下比地A	宍粟市	山崎町下比地	40	380	170

急傾斜地崩壊危険箇所等(Ⅱ…人家1～4戸の箇所)

龍野土木事務所

斜面	箇所 番号	箇所名	位置		地形		
			郡市名	大字小字名	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)
自然	(山)115	下字原A	宍粟市	山崎町下字原	30	350	210
自然	(山)116	中野B	宍粟市	山崎町中野	34	130	70
自然	(山)117	与位A	宍粟市	山崎町与位	42	370	80
自然	(山)118	生谷A	宍粟市	山崎町生谷	35	110	100
自然	(山)119	矢原B	宍粟市	山崎町神谷	43	210	140
自然	(山)120	木ノ谷A	宍粟市	山崎町木ノ谷	31	120	60
自然	(山)121	与位c	宍粟市	山崎町与位	30	270	70
自然	(山)122	田井c	宍粟市	山崎町田井	30	150	180
自然	(山)123	五十波e	宍粟市	山崎町五十波	34	250	80
自然	(山)124	五十波h	宍粟市	山崎町五十波	30	280	180
自然	(山)125	中野f	宍粟市	山崎町中野	35	150	30
自然	(山)126	塩田b	宍粟市	山崎町塩田	34	140	90
自然	(山)127	青木b	宍粟市	山崎町青木	30	170	160
自然	(山)128	中a	宍粟市	山崎町中	30	200	50
自然	(一)1	溝谷A	宍粟市	一宮町溝谷	34	90	90
自然	(一)2	小原A	宍粟市	一宮町小原	45	150	50
自然	(一)3	西公文A	宍粟市	一宮町西公文	38	90	40
自然	(一)4	東公文A	宍粟市	一宮町公文	30	80	20
自然	(一)5	東公文B	宍粟市	一宮町東公文	31	100	30
自然	(一)6	東公文C	宍粟市	一宮町公文	31	90	50
自然	(一)7	糺屋A	宍粟市	一宮町鬼門	37	120	50
自然	(一)8	倉床A	宍粟市	一宮町倉床	32	100	20
自然	(一)9	倉床B	宍粟市	一宮町倉床	30	180	70
自然	(一)10	横山A	宍粟市	一宮町横山	30	80	35
自然	(一)11	横山B	宍粟市	一宮町横山	30	150	30
自然	(一)12	横山C	宍粟市	一宮町横山	35	190	50
自然	(一)13	上岸田A	宍粟市	一宮町上岸田	38	200	26
自然	(一)14	上岸田B	宍粟市	一宮町上岸田	38	60	80
自然	(一)15	上岸田C	宍粟市	一宮町上岸田	31	100	80
自然	(一)16	黒原A	宍粟市	一宮町黒原	32	105	50
自然	(一)17	黒原B	宍粟市	一宮町黒原	31	85	40
自然	(一)18	黒原C	宍粟市	一宮町黒原	39	180	130
自然	(一)19	大谷	宍粟市	一宮町大谷	38	110	90
自然	(一)20	百千家満A	宍粟市	一宮町百千家満	42	150	50
自然	(一)21	百千家満B	宍粟市	一宮町百千家満	30	140	50
自然	(一)22	草木A	宍粟市	一宮町草木	34	80	50
自然	(一)23	下千町A	宍粟市	一宮町千町	37	140	50
自然	(一)24	河原田A	宍粟市	一宮町河原田	32	90	50
自然	(一)25	三方町A	宍粟市	一宮町三方町	33	125	80
自然	(一)26	三方町B	宍粟市	一宮町三方町	31	90	110
自然	(一)27	福知A	宍粟市	一宮町福知	32	140	50
自然	(一)28	福知B	宍粟市	一宮町福知	31	60	120
自然	(一)29	西深A	宍粟市	一宮町西深	30	60	80
自然	(一)30	西深B	宍粟市	一宮町西深	38	110	150
自然	(一)31	生栖A	宍粟市	一宮町生栖	39	65	40
自然	(一)32	生栖B	宍粟市	一宮町生栖	35	95	50
自然	(一)33	深河谷A	宍粟市	一宮町深河谷	35	110	70
自然	(一)34	田ノ尻	宍粟市	一宮町田ノ尻	30	100	50
自然	(一)35	閨賀A	宍粟市	一宮町閨賀	30	90	60
自然	(一)36	閨賀B	宍粟市	一宮町閨賀	40	100	130
自然	(一)37	下野田A	宍粟市	一宮町下野田	40	80	170
自然	(一)38	下野田B	宍粟市	一宮町下野田	30	50	70
自然	(一)39	山田A	宍粟市	一宮町山田	30	70	60
自然	(一)40	福田	宍粟市	一宮町福田	30	120	18
自然	(一)41	本谷A	宍粟市	一宮町本谷	31	75	30
自然	(一)42	本谷B	宍粟市	一宮町本谷	35	125	50
自然	(一)43	本谷C	宍粟市	一宮町本谷	30	50	40

急傾斜地崩壊危険箇所等(Ⅱ…人家1～4戸の箇所)

龍野土木事務所

斜面	箇所 番号	箇所名	位置		地形		
			郡市名	大字小字名	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)
自然	(一)44	本谷D	宍粟市	一宮町本谷	37	70	30
自然	(一)45	本谷E	宍粟市	一宮町本谷	40	50	50
自然	(一)46	伊和	宍粟市	一宮町伊和	35	130	30
自然	(一)47	安黒	宍粟市	一宮町安黒	34	70	130
自然	(一)48	高野A	宍粟市	一宮町河原田	41	210	80
自然	(一)49	河原田B	宍粟市	一宮町河原田	30	120	90
自然	(一)50	溝谷B	宍粟市	一宮町溝谷	34	190	40
自然	(一)51	小原B	宍粟市	一宮町小原	32	110	80
自然	(一)52	小原C	宍粟市	一宮町小原	37	140	45
自然	(一)53	阿舎利A	宍粟市	一宮町阿舎利	38	150	60
自然	(一)54	阿舎利B	宍粟市	一宮町阿舎利	37	150	50
自然	(一)55	阿舎利C	宍粟市	一宮町阿舎利	40	75	80
自然	(一)56	阿舎利D	宍粟市	一宮町阿舎利	40	135	80
自然	(一)57	本谷F	宍粟市	一宮町本谷	30	90	40
自然	(一)58	志倉	宍粟市	一宮町志倉	31	80	50
自然	(一)59	富士野A	宍粟市	一宮町倉床	34	110	90
自然	(一)60	富士野B	宍粟市	一宮町倉床	36	75	70
自然	(一)61	小原D	宍粟市	一宮町小原	31	140	100
自然	(一)62	溝谷C	宍粟市	一宮町溝谷	36	110	80
自然	(一)63	溝谷D	宍粟市	一宮町溝谷	33	80	100
自然	(一)64	溝谷E	宍粟市	一宮町溝谷	32	70	90
自然	(一)65	倉床B	宍粟市	一宮町倉床	35	80	60
自然	(一)66	倉床C	宍粟市	一宮町倉床	33	50	110
自然	(一)67	倉床D	宍粟市	一宮町倉床	37	75	30
自然	(一)68	倉床E	宍粟市	一宮町倉床	30	100	60
自然	(一)69	横山D	宍粟市	一宮町横山	32	100	90
自然	(一)70	黒原D	宍粟市	一宮町黒原	35	120	70
自然	(一)71	黒原E	宍粟市	一宮町黒原	38	90	80
自然	(一)72	横山E	宍粟市	一宮町横山	40	60	60
自然	(一)73	上岸田D	宍粟市	一宮町上岸田	33	70	60
自然	(一)74	百千家満C	宍粟市	一宮町百千家満	32	60	50
自然	(一)75	東公文D	宍粟市	一宮町公文	30	90	50
自然	(一)76	東公文E	宍粟市	一宮町東公文	32	160	90
自然	(一)77	黒原F	宍粟市	一宮町黒原	32	140	80
自然	(一)78	千町A	宍粟市	一宮町千町	30	100	50
自然	(一)79	千町B	宍粟市	一宮町千町	30	120	50
自然	(一)80	河原田C	宍粟市	一宮町河原田	33	90	60
自然	(一)81	百千家満D	宍粟市	一宮町百千家満	41	65	80
自然	(一)82	三方町C	宍粟市	一宮町三方町	35	50	60
自然	(一)83	三方町D	宍粟市	一宮町三方町	37	70	50
自然	(一)84	下西深A	宍粟市	一宮町西深	34	100	190
自然	(一)85	深河谷B	宍粟市	一宮町深河谷	34	90	60
自然	(一)86	西安積A	宍粟市	一宮町安積	35	80	50
自然	(一)87	下野田C	宍粟市	一宮町下野田	40	60	100
自然	(一)88	富士野C	宍粟市	一宮町倉床	40	300	150
自然	(一)89	富士野D	宍粟市	一宮町倉床	34	190	110
自然	(一)90	倉床F	宍粟市	一宮町倉床	30	60	30
自然	(一)91	倉床G	宍粟市	一宮町倉床	35	60	60
自然	(一)92	倉床H	宍粟市	一宮町倉床	45	130	30
自然	(一)93	倉床I	宍粟市	一宮町倉床	31	180	170
自然	(一)94	横山F	宍粟市	一宮町横山	33	80	80
自然	(一)95	横山G	宍粟市	一宮町横山	30	110	70
自然	(一)96	横山H	宍粟市	一宮町横山	33	90	80
自然	(一)97	上岸田E	宍粟市	一宮町上岸田	30	140	100
自然	(一)98	上岸田F	宍粟市	一宮町上岸田	30	100	70
自然	(一)99	上岸田G	宍粟市	一宮町上岸田	36	80	70
自然	(一)100	井内A	宍粟市	一宮町井内	30	160	60

急傾斜地崩壊危険箇所等(Ⅱ…人家1～4戸の箇所)

龍野土木事務所

斜面	箇所 番号	箇所名	位置		地形		
			郡市名	大字小字名	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)
自然	(一)101	黒原G	宍粟市	一宮町黒原	33	110	80
自然	(一)102	上岸田H	宍粟市	一宮町上岸田	31	170	80
自然	(一)103	百千家満E	宍粟市	一宮町百千家満	32	150	100
自然	(一)104	百千家満F	宍粟市	一宮町百千家満	30	120	130
自然	(一)105	草木B	宍粟市	一宮町草木	45	150	70
自然	(一)106	草木C	宍粟市	一宮町草木	43	280	150
自然	(一)107	上千町B	宍粟市	一宮町上千町	32	150	70
自然	(一)108	三方町E	宍粟市	一宮町三方町	35	100	120
自然	(一)109	三方町F	宍粟市	一宮町三方町	30	100	110
自然	(一)110	三方町G	宍粟市	一宮町三方町	34	170	80
自然	(一)111	三方町H	宍粟市	一宮町三方町	30	90	80
自然	(一)112	三方町I	宍粟市	一宮町三方町	37	680	90
自然	(一)113	糺屋B	宍粟市	一宮町公文	31	60	60
自然	(一)114	金屋A	宍粟市	一宮町西公文	32	150	70
自然	(一)115	金屋B	宍粟市	一宮町金屋	30	60	120
自然	(一)116	河原田C	宍粟市	一宮町河原田	30	120	60
自然	(一)117	河原田D	宍粟市	一宮町河原田	30	150	50
自然	(一)118	河原田E	宍粟市	一宮町河原田	32	85	100
自然	(一)119	河原田F	宍粟市	一宮町河原田	35	220	120
自然	(一)120	河原田G	宍粟市	一宮町河原田	30	260	100
自然	(一)121	河原田H	宍粟市	一宮町河原田	36	100	60
自然	(一)122	阿舍利E	宍粟市	一宮町河原田	35	160	210
自然	(一)123	平	宍粟市	一宮町平	32	330	120
自然	(一)124	高野B	宍粟市	一宮町高野	39	110	90
自然	(一)125	福中	宍粟市	一宮町福中	36	70	11
自然	(一)126	吉野	宍粟市	一宮町吉野	32	160	100
自然	(一)127	下西深B	宍粟市	一宮町西深	30	140	20
自然	(一)128	深河谷A	宍粟市	一宮町深河谷	30	110	45
自然	(一)129	深河谷B	宍粟市	一宮町深河谷	30	435	80
自然	(一)130	深河谷C	宍粟市	一宮町深河谷	37	250	250
自然	(一)131	深河谷D	宍粟市	一宮町深河谷	38	340	150
自然	(一)132	深河谷E	宍粟市	一宮町深河谷	36	190	80
自然	(一)133	深河谷F	宍粟市	一宮町深河谷	40	120	50
自然	(一)134	山田B	宍粟市	一宮町山田	30	50	60
自然	(一)135	上野田A	宍粟市	一宮町上野田	30	60	70
自然	(一)136	安積	宍粟市	一宮町安積	45	230	40
自然	(一)137	西安積B	宍粟市	一宮町安積	35	100	100
自然	(一)138	藪A	宍粟市	一宮町福知	45	100	15
自然	(一)139	高取A	宍粟市	一宮町福知	35	50	25
自然	(一)140	高取B	宍粟市	一宮町福知	40	80	60
自然	(一)141	奥福知A	宍粟市	一宮町奥福知	33	100	70
自然	(一)142	奥福知B	宍粟市	一宮町奥福知	32	90	70
自然	(一)143	奥福知C	宍粟市	一宮町奥福知	33	150	130
自然	(一)144	奥福知D	宍粟市	一宮町奥福知	35	100	120
自然	(一)145	福知C	宍粟市	一宮町福知	32	180	160
自然	(一)146	白口A	宍粟市	一宮町白口	35	220	230
自然	(一)147	白口B	宍粟市	一宮町白口	36	200	180
自然	(一)148	小原E	宍粟市	一宮町公文	45	40	60
自然	(一)149	大谷B	宍粟市	一宮町大谷	30	200	110
自然	(一)150	大谷C	宍粟市	一宮町大谷	33	100	60
自然	(一)151	大谷D	宍粟市	一宮町大谷	32	130	90
自然	(一)152	中坪	宍粟市	一宮町東河内	30	120	100
自然	(一)153	椴ヶ段	宍粟市	一宮町本谷	33	160	170
自然	(一)154	西公文B	宍粟市	一宮町西公文	32	280	90
自然	(一)155	東公文F	宍粟市	一宮町東公文	30	120	30
自然	(一)156	能倉A	宍粟市	一宮町能倉	32	450	150
自然	(一)157	溝谷F	宍粟市	一宮町溝谷	41	150	120

急傾斜地崩壊危険箇所等(Ⅱ…人家1～4戸の箇所)

龍野土木事務所

斜面	箇所 番号	箇所名	位置		地形		
			郡市名	大字小字名	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)
自然	(一)158	下千町B	宍粟市	一宮町千町	33	200	130
自然	(一)159	三方町J	宍粟市	一宮町三方町	33	90	80
自然	(一)160	百千家満G	宍粟市	一宮町百千家満	35	120	70
自然	(一)161	井内B	宍粟市	一宮町井内	37	170	90
自然	(一)162	下西深C	宍粟市	一宮町西深	30	80	130
自然	(一)163	倉床J	宍粟市	一宮町倉床	45	300	50
自然	(一)164	糶屋d	宍粟市	一宮町公文	30	80	40
自然	(一)165	生栖	宍粟市	一宮町生栖	42	200	70
自然	(一)166	本谷G	宍粟市	一宮町東河内本谷	40	80	130
自然	(一)167	本谷H	宍粟市	一宮町東河内本谷	40	180	130
自然	(一)168	本谷I	宍粟市	一宮町東河内本谷	40	160	100
自然	(波)1	音水A	宍粟市	波賀町音水	50	118	30
自然	(波)2	日ノ原A	宍粟市	波賀町日ノ原	42	120	135
自然	(波)3	原A	宍粟市	波賀町原原	43	70	100
自然	(波)4	原B	宍粟市	波賀町原	45	90	120
自然	(波)5	飯見A	宍粟市	波賀町飯見	30	65	65
自然	(波)6	皆木A	宍粟市	波賀町皆木	40	120	80
自然	(波)7	上野A	宍粟市	波賀町上野	40	110	100
自然	(波)8	奥水谷A	宍粟市	波賀町上野水谷	40	90	90
自然	(波)9	奥水谷B	宍粟市	波賀町上野水谷	43	90	35
自然	(波)10	水谷A	宍粟市	波賀町上野水谷	40	150	60
自然	(波)11	水谷B	宍粟市	波賀町上野水谷	50	110	80
自然	(波)12	水谷C	宍粟市	波賀町上野水谷	48	150	50
自然	(波)13	流田A	宍粟市	波賀町芥木流田	43	50	160
自然	(波)14	上小野A	宍粟市	波賀町小野上小野	40	100	90
自然	(波)15	下小野A	宍粟市	波賀町小野下小野	30	60	100
自然	(波)16	奥谷A	宍粟市	波賀町谷奥谷	40	150	60
自然	(波)17	奥谷B	宍粟市	波賀町谷奥谷	35	300	55
自然	(波)18	原C	宍粟市	波賀町原原	35	250	200
自然	(波)19	水谷D	宍粟市	波賀町上野水谷	45	100	40
自然	(波)20	水谷E	宍粟市	波賀町上野水谷	35	100	120
自然	(波)21	上野C	宍粟市	波賀町上野	40	140	150
自然	(波)22	上野B	宍粟市	波賀町上野	45	80	65
自然	(波)23	流田B	宍粟市	波賀町芥木流田	40	100	30
自然	(波)24	安賀A	宍粟市	波賀町安賀	40	130	15
自然	(波)25	流田C	宍粟市	波賀町芥木流田	55	75	18
自然	(波)26	下谷A	宍粟市	波賀町谷下谷	45	150	40
自然	(波)27	戸倉A	宍粟市	波賀町戸倉	42	220	45
自然	(波)28	音水B	宍粟市	波賀町音水	40	150	120
自然	(波)29	水谷F	宍粟市	波賀町上野水谷	50	100	35
自然	(波)30	日ノ原B	宍粟市	波賀町日ノ原	40	40	100
自然	(波)31	日ノ原C	宍粟市	波賀町日ノ原	40	80	70
自然	(波)32	日見谷A	宍粟市	波賀町日見谷	58	70	50
自然	(波)33	戸倉B	宍粟市	波賀町戸倉	35	90	50
自然	(波)34	水谷G	宍粟市	波賀町上野水谷	42	70	90
自然	(波)35	水谷H	宍粟市	波賀町上野水谷	45	120	110
自然	(波)36	日ノ原D	宍粟市	波賀町日ノ原	35	60	40
自然	(波)37	堀A	宍粟市	波賀町堀	42	150	60
自然	(波)38	戸倉C	宍粟市	波賀町戸倉	36	210	80
自然	(波)39	戸倉D	宍粟市	波賀町戸倉	34	250	110
自然	(波)40	道谷A	宍粟市	波賀町道谷	40	250	65
自然	(波)41	道谷B	宍粟市	波賀町道谷	42	350	60
自然	(波)42	鹿伏A	宍粟市	波賀町鹿伏	30	250	100
自然	(波)43	鹿伏B	宍粟市	波賀町鹿伏	35	350	35
自然	(波)44	鹿伏C	宍粟市	波賀町鹿伏石亀	40	120	70
自然	(波)45	鹿伏D	宍粟市	波賀町鹿伏	45	300	70
自然	(波)46	鹿伏E	宍粟市	波賀町鹿伏	42	120	95

急傾斜地崩壊危険箇所等（Ⅱ…人家1～4戸の箇所）

龍野土木事務所

斜面	箇所 番号	箇所名	位置		地形		
			郡市名	大字小字名	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)
自然	(波)47	鹿伏F	宍粟市	波賀町鹿伏	50	80	40
自然	(波)48	音水C	宍粟市	波賀町音水	45	280	100
自然	(波)49	音水D	宍粟市	波賀町音水	80	280	35
自然	(波)50	音水E	宍粟市	波賀町音水	45	150	45
自然	(波)51	音水F	宍粟市	波賀町音水	50	150	100
自然	(波)52	原D	宍粟市	波賀町原	40	190	60
自然	(波)53	原E	宍粟市	波賀町原	42	130	260
自然	(波)54	原F	宍粟市	波賀町原	45	120	70
自然	(波)55	飯見B	宍粟市	波賀町飯見	35	250	70
自然	(波)56	水谷I	宍粟市	波賀町上野奥水谷	45	120	85
自然	(波)57	上野J	宍粟市	波賀町安賀	45	250	30
自然	(波)58	流田D	宍粟市	波賀町斉木流田	40	200	45
自然	(波)59	奥谷B	宍粟市	波賀町谷奥谷	40	100	55
自然	(波)60	前地A	宍粟市	波賀町斉木流田	45	100	60
自然	(波)61	流田E	宍粟市	波賀町斉木流田	30	100	30
自然	(波)62	上小野B	宍粟市	波賀町小野上小野	45	180	120
自然	(波)63	上小野C	宍粟市	波賀町小野上小野	30	200	65
自然	(波)64	上小野D	宍粟市	波賀町小野上小野	50	250	75
自然	(波)65	上小野E	宍粟市	波賀町小野上小野	45	190	90
自然	(波)66	下小野B	宍粟市	波賀町小野下小野	42	190	90
自然	(波)67	奥谷D	宍粟市	波賀町谷奥谷	40	100	40
自然	(波)68	谷A	宍粟市	波賀町谷奥谷	40	120	90
自然	(波)69	谷B	宍粟市	波賀町谷	40	220	120
自然	(波)70	流田F	宍粟市	波賀町斉木流田	45	160	45
自然	(波)71	原G	宍粟市	波賀町原	35	170	50
自然	(波)72	原H	宍粟市	波賀町原	40	150	130
自然	(波)73	上野D	宍粟市	波賀町上野	30	150	100
自然	(波)74	引原A	宍粟市	波賀町引原	40	150	80
自然	(波)75	引原B	宍粟市	波賀町引原	40	180	70
自然	(波)76	引原C	宍粟市	波賀町引原	45	110	150
自然	(千)2	西河内B	宍粟市	千種町西河内	40	50	15
自然	(千)3	西河内C	宍粟市	千種町西河内	40	65	190
自然	(千)5	西河内E	宍粟市	千種町西河内	42	40	35
自然	(千)6	河内A	宍粟市	千種町河内	40	40	50
自然	(千)8	河内C	宍粟市	千種町河内	30	200	160
自然	(千)10	奥西山A	宍粟市	千種町西山奥西山	35	50	45
自然	(千)11	奥西山B	宍粟市	千種町西山奥西山	45	60	55
自然	(千)12	奥西山C	宍粟市	千種町西山奥西山	35	60	80
自然	(千)13	奥西山D	宍粟市	千種町西山奥西山	35	90	75
自然	(千)15	室A	宍粟市	千種町室	30	50	20
自然	(千)16	室B	宍粟市	千種町室	45	60	20
自然	(千)18	黒土A	宍粟市	千種町黒土	30	60	35
自然	(千)20	七野B	宍粟市	千種町七野	50	60	55
自然	(千)21	下河野A	宍粟市	千種町下河野	37	160	30
自然	(千)23	河呂B	宍粟市	千種町河呂	30	85	80
自然	(千)24	岩野辺A	宍粟市	千種町岩野辺	40	90	30
自然	(千)25	岩野辺B	宍粟市	千種町岩野辺	30	250	25
自然	(千)26	岩野辺C	宍粟市	千種町岩野辺	45	150	15
自然	(千)27	岩野辺D	宍粟市	千種町岩野辺	40	112	20
自然	(千)28	荒尾A	宍粟市	千種町岩野辺荒尾	40	70	50
自然	(千)29	鷹巣A	宍粟市	千種町鷹巣	40	60	90
自然	(千)32	内海A	宍粟市	千種町岩野辺内海	40	100	65
自然	(千)33	内海B	宍粟市	千種町岩野辺内海	47	70	80
自然	(千)35	奥田	宍粟市	千種町西河内	32	90	80
自然	(千)36	西河内l	宍粟市	千種町西河内	50	270	60
自然	(千)37	西河内e	宍粟市	千種町西河内	45	290	120
自然	(千)38	西河内d	宍粟市	千種町西河内	40	190	100

急傾斜地崩壊危険箇所等（Ⅱ…人家1～4戸の箇所）

龍野土木事務所

斜面	箇所 番号	箇所名	位置		地形		
			郡市名	大字小字名	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)
自然	(千)39	西河内j	宍粟市	千種町西河内	45	30	45
自然	(千)40	池田a	宍粟市	千種町西河内	40	90	75
自然	(千)41	中野a	宍粟市	千種町西河内	45	130	200
自然	(千)42	河内f	宍粟市	千種町河内	30	100	110
自然	(千)43	河内d	宍粟市	千種町河内	40	120	120
自然	(千)44	河内3	宍粟市	千種町河内	40	50	80
自然	(千)45	河内2	宍粟市	千種町河内	50	80	150
自然	(千)46	河内1	宍粟市	千種町河内	65	225	120
自然	(千)47	大久保a	宍粟市	千種町河内	40	110	70
自然	(千)48	大久保c	宍粟市	千種町河内	40	265	170
自然	(千)49	河呂a	宍粟市	千種町河呂	45	100	160
自然	(千)50	河呂	宍粟市	千種町河呂	30	90	20
自然	(千)51	荒尾d	宍粟市	千種町岩野辺荒尾	45	120	90
自然	(千)52	高橋1	宍粟市	千種町岩野辺	42	45	30
自然	(千)53	奥西山a	宍粟市	千種町西山奥西山	30	120	165
自然	(千)54	西山a	宍粟市	千種町西山	40	260	80
自然	(千)55	上町a	宍粟市	千種町西山	40	380	120
自然	(千)56	中島a	宍粟市	千種町黒土中島	35	190	90
自然	(千)57	黒土a	宍粟市	千種町黒土	50	80	100
自然	(千)58	黒土	宍粟市	千種町黒土	60	75	20
自然	(千)59	黒土c	宍粟市	千種町黒土	60	390	70
自然	(千)61	滝尻a	宍粟市	千種町黒土	35	570	250
自然	(千)62	東代	宍粟市	千種町黒土	55	50	25
自然	(千)63	七野b	宍粟市	千種町室	60	20	310
自然	(千)64	七野1	宍粟市	千種町七野	40	70	100
自然	(千)65	内海1	宍粟市	千種町岩野辺内海	40	50	25
自然	(千)66	内海a	宍粟市	千種町岩野辺内海	45	40	35
自然	(千)67	内海d	宍粟市	千種町岩野辺内海	30	50	70
自然	(千)68	内海c	宍粟市	千種町岩野辺内海	45	60	30
自然	(千)69	鷹巣a	宍粟市	千種町鷹巣	40	60	50
自然	(千)70	鷹巣b	宍粟市	千種町鷹巣	40	55	55
自然	(千)71	下河野2	宍粟市	千種町下河野	45	120	50
自然	(千)72	下河野(2)	宍粟市	千種町下河野	35	135	125
自然	(千)73	下河野(3)	宍粟市	千種町下河野	65	95	140
自然	(千)74	揃木	宍粟市	千種町下河野	40	130	380
自然	(千)75	竹ノ内(3)	宍粟市	千種町下河野	70	100	90
自然	(千)76	竹ノ内	宍粟市	千種町下河野	40	160	230

急傾斜地崩壊危険箇所等(Ⅲ…人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所)

龍野土木事務所

斜面	箇所 番号	箇所名	位置		地形		
			郡市名	大字小字名	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)
自然	(山)1	大沢b	宍粟市	山崎町大沢	45	250	90
自然	(山)2	塩山a	宍粟市	山崎町塩山	45	200	60
自然	(山)3	塩山b	宍粟市	山崎町塩山	30	147	40
自然	(山)4	塩山c	宍粟市	山崎町塩山	39	220	70
自然	(山)5	土万a	宍粟市	山崎町土万	31	97	30
自然	(山)6	土万g	宍粟市	山崎町土万	32	200	85
自然	(山)7	土万h	宍粟市	山崎町土万	42	110	150
自然	(山)8	土万j	宍粟市	山崎町土万	63	80	110
自然	(山)9	土万k	宍粟市	山崎町土万	45	200	135
自然	(山)10	土万l	宍粟市	山崎町土万	41	180	70
自然	(山)11	寺西c	宍粟市	山崎町塩田寺西	31	205	30
自然	(山)12	寺西e	宍粟市	山崎町塩田寺西	35	300	190
自然	(山)13	寺西f	宍粟市	山崎町塩田寺西	31	490	250
自然	(山)14	塩田a	宍粟市	山崎町塩田	41	180	50
自然	(山)16	比地町a	宍粟市	山崎町青木比地町	36	420	110
自然	(山)17	比地町d	宍粟市	山崎町青木比地町	35	380	110
自然	(山)18	中井a	宍粟市	山崎町青木中井	45	600	140
自然	(山)19	中井b	宍粟市	山崎町青木中井	39	100	70
自然	(山)20	中井c	宍粟市	山崎町青木中井	39	100	150
自然	(山)21	中井d	宍粟市	山崎町青木中井	38	290	130
自然	(山)23	青木c	宍粟市	山崎町青木	37	300	70
自然	(山)24	高下a	宍粟市	山崎町高下	37	193	30
自然	(山)25	高下b	宍粟市	山崎町高下	70	197	33
自然	(山)26	高下d	宍粟市	山崎町高下	36	200	90
自然	(山)27	野々隅原a	宍粟市	山崎町野々隅原	33	300	140
自然	(山)28	野々隅原b	宍粟市	山崎町野々隅原	40	300	50
自然	(山)29	野々隅原c	宍粟市	山崎町野々隅原	36	271	60
自然	(山)30	野々隅原d	宍粟市	山崎町野々隅原	39	310	50
自然	(山)31	上ノ上b	宍粟市	山崎町上ノ上上ノ上	32	220	300
自然	(山)32	上ノ上d	宍粟市	山崎町上ノ上上ノ上	35	500	320
自然	(山)33	上ノ上e	宍粟市	山崎町上ノ上上ノ上	30	100	340
自然	(山)34	宮ノ北a	宍粟市	山崎町上ノ上宮ノ元	35	600	190
自然	(山)35	上ノ下b	宍粟市	山崎町上ノ上上ノ上	36	80	180
自然	(山)36	久住a	宍粟市	山崎町中野久住	37	80	230
自然	(山)37	宮ノ元b	宍粟市	山崎町中野宮ノ元	34	480	250
自然	(山)38	中野a	宍粟市	山崎町中野	38	190	80
自然	(山)39	中野b	宍粟市	山崎町中野	39	180	120
自然	(山)40	中野c	宍粟市	山崎町中野	38	360	290
自然	(山)41	中野d	宍粟市	山崎町中野	39	190	70
自然	(山)43	東下野b	宍粟市	山崎町東下野	40	200	140
自然	(山)44	東下野c	宍粟市	山崎町東下野	32	175	50
自然	(山)45	東下野d	宍粟市	山崎町東下野	33	210	110
自然	(山)46	大谷b	宍粟市	山崎町大谷	35	220	140
自然	(山)47	大谷d	宍粟市	山崎町大谷	34	100	55
自然	(山)48	大谷f	宍粟市	山崎町大谷	34	280	150
自然	(山)49	上牧谷a	宍粟市	山崎町上牧谷	35	80	120
自然	(山)50	上牧谷b	宍粟市	山崎町上牧谷	41	330	90
自然	(山)51	上牧谷c	宍粟市	山崎町上牧谷	39	290	90
自然	(山)52	上牧谷d	宍粟市	山崎町上牧谷	31	200	70
自然	(山)53	片山a	宍粟市	山崎町片山	41	300	160
自然	(山)54	下牧谷a	宍粟市	山崎町下牧谷	41	310	160
自然	(山)55	下牧谷b	宍粟市	山崎町下牧谷	40	280	130
自然	(山)56	宇野e	宍粟市	山崎町宇野	49	125	130
自然	(山)57	宇野b	宍粟市	山崎町宇野	36	187	140

急傾斜地崩壊危険箇所等(Ⅲ…人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所)

龍野土木事務所

斜面	箇所 番号	箇所名	位置		地形		
			郡市名	大字小字名	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)
自然	(山)58	宇野c	宍粟市	山崎町宇野	45	190	120
自然	(山)59	下町a	宍粟市	山崎町下町	31	333	240
自然	(山)60	木ノ谷a	宍粟市	山崎町木ノ谷	43	290	160
自然	(山)61	与井a	宍粟市	山崎町与位	36	200	110
自然	(山)63	与井d	宍粟市	山崎町与位	56	350	80
自然	(山)64	田井a	宍粟市	山崎町田井	36	130	140
自然	(山)65	田井b	宍粟市	山崎町田井	38	380	250
自然	(山)67	田井d	宍粟市	山崎町田井	37	175	150
自然	(山)68	野々上b	宍粟市	山崎町野々上	30	103	70
自然	(山)69	岸田a	宍粟市	山崎町岸田	43	500	260
自然	(山)70	岸田b	宍粟市	山崎町岸田	31	390	240
自然	(山)71	梯a	宍粟市	山崎町梯	30	180	20
自然	(山)72	梯b	宍粟市	山崎町梯	37	215	100
自然	(山)73	梯d	宍粟市	山崎町梯	42	240	230
自然	(山)74	五十波a	宍粟市	山崎町五十波	31	200	140
自然	(山)75	五十波b	宍粟市	山崎町五十波	38	220	142
自然	(山)76	五十波d	宍粟市	山崎町五十波	35	380	140
自然	(山)78	五十波f	宍粟市	山崎町五十波	30	260	50
自然	(山)79	五十波g	宍粟市	山崎町五十波	42	480	230
自然	(山)81	五十波i	宍粟市	山崎町五十波	36	250	160
自然	(山)82	矢原a	宍粟市	山崎町矢原	43	130	170
自然	(山)83	矢原b	宍粟市	山崎町矢原	38	150	120
自然	(山)84	三津a	宍粟市	山崎町三津	35	900	190
自然	(山)85	三津b	宍粟市	山崎町三津	43	290	190
自然	(山)86	三谷a	宍粟市	山崎町三谷	38	400	180
自然	(山)87	三谷b	宍粟市	山崎町三谷	45	70	50
自然	(山)89	中b	宍粟市	山崎町中	45	350	90
自然	(山)90	中山a	宍粟市	山崎町中	37	280	90
自然	(山)91	木谷a	宍粟市	山崎町木谷	31	200	60
自然	(山)92	木谷b	宍粟市	山崎町木谷	36	390	50
自然	(山)93	木谷c	宍粟市	山崎町木谷	35	250	80
自然	(山)94	木谷d	宍粟市	山崎町木谷	36	250	70
自然	(山)95	横須a	宍粟市	山崎町横須	31	220	170
自然	(山)96	横須d	宍粟市	山崎町横須	39	200	70
自然	(山)97	横須e	宍粟市	山崎町横須	36	300	130
自然	(山)98	高所a	宍粟市	山崎町高所	38	250	60
自然	(山)99	春安a	宍粟市	山崎町春安	34	220	80
自然	(山)100	春安b	宍粟市	山崎町春安	32	100	70
自然	(山)101	段a	宍粟市	山崎町段	31	250	120
自然	(山)102	須賀沢a	宍粟市	山崎町須賀沢	38	237	90
自然	(山)103	須賀沢b	宍粟市	山崎町須賀沢	38	150	70
自然	(山)104	須賀沢c	宍粟市	山崎町須賀沢	35	270	110
自然	(山)105	須賀沢d	宍粟市	山崎町須賀沢	32	190	70
自然	(山)106	須賀沢e	宍粟市	山崎町須賀沢	36	180	100
自然	(山)107	須賀沢f	宍粟市	山崎町須賀沢出石	34	500	110
自然	(山)108	中比地b	宍粟市	山崎町中比地	34	130	70
自然	(山)109	下比地b	宍粟市	山崎町下比地	36	400	240
自然	(山)110	川戸a	宍粟市	山崎町川戸	43	900	170
自然	(山)111	川戸b	宍粟市	山崎町川戸	33	210	160
自然	(一)1	富士野a	宍粟市	一宮町倉床富士野	39	420	120
自然	(一)2	富士野c	宍粟市	一宮町倉床富士野	37	180	250
自然	(一)3	倉床a	宍粟市	一宮町倉床	49	170	120
自然	(一)4	倉床b	宍粟市	一宮町倉床	39	182	80
自然	(一)6	倉床i	宍粟市	一宮町倉床	43	120	140

急傾斜地崩壊危険箇所等(Ⅲ…人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所)

龍野土木事務所

斜面	箇所 番号	箇所名	位置		地形		
			郡市名	大字小字名	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)
自然	(一)7	倉床j	宍粟市	一宮町倉床	36	113	120
自然	(一)8	富士野e	宍粟市	一宮町倉床	45	299	180
自然	(一)9	中垣内a	宍粟市	一宮町横山中垣内	49	88	70
自然	(一)10	横山c	宍粟市	一宮町横山	39	188	120
自然	(一)11	横山d	宍粟市	一宮町横山	53	283	140
自然	(一)12	上岸田a	宍粟市	一宮町上岸田	53	440	180
自然	(一)13	上岸田f	宍粟市	一宮町上岸田	49	200	50
自然	(一)14	上岸田g	宍粟市	一宮町上岸田	49	223	70
自然	(一)15	上岸田h	宍粟市	一宮町上岸田	42	230	110
自然	(一)16	上岸田i	宍粟市	一宮町上岸田	53	458	70
自然	(一)17	井内a	宍粟市	一宮町井内	53	175	70
自然	(一)18	井内d	宍粟市	一宮町井内	45	105	50
自然	(一)19	黒原e	宍粟市	一宮町黒原	53	271	70
自然	(一)20	黒原b	宍粟市	一宮町黒原	45	63	160
自然	(一)21	黒原c	宍粟市	一宮町黒原	39	108	130
自然	(一)22	黒原d	宍粟市	一宮町黒原	45	156	130
自然	(一)23	百千家満d	宍粟市	一宮町百千家満	42	127	110
自然	(一)24	百千家満e	宍粟市	一宮町百千家満	45	110	80
自然	(一)25	草木a	宍粟市	一宮町草木	41	137	70
自然	(一)26	草木b	宍粟市	一宮町草木	45	152	85
自然	(一)27	草木c	宍粟市	一宮町草木	53	633	80
自然	(一)28	草木e	宍粟市	一宮町草木	45	328	240
自然	(一)29	草木g	宍粟市	一宮町草木	45	148	100
自然	(一)30	草木h	宍粟市	一宮町草木	43	115	60
自然	(一)31	下千町a	宍粟市	一宮町千町下千町	43	70	80
自然	(一)32	千町b	宍粟市	一宮町千町	39	235	90
自然	(一)33	千町c	宍粟市	一宮町千町	45	91	110
自然	(一)34	三方町e	宍粟市	一宮町三方町	49	221	60
自然	(一)36	糺屋c	宍粟市	一宮町公文糺屋	45	170	60
自然	(一)38	東公文b	宍粟市	一宮町公文東公文	49	188	130
自然	(一)39	西公文a	宍粟市	一宮町公文西公文	45	407	130
自然	(一)40	西公文b	宍粟市	一宮町公文西公文	53	347	170
自然	(一)41	西公文c	宍粟市	一宮町公文西公文	45	635	150
自然	(一)42	西公文e	宍粟市	一宮町公文西公文	45	265	110
自然	(一)43	志倉a	宍粟市	一宮町公文志倉	45	190	100
自然	(一)44	志倉b	宍粟市	一宮町公文志倉	39	290	130
自然	(一)45	志倉c	宍粟市	一宮町公文志倉	53	263	180
自然	(一)46	小原d	宍粟市	一宮町公文小原	39	168	100
自然	(一)47	小原a	宍粟市	一宮町公文小原	45	131	80
自然	(一)48	小原b	宍粟市	一宮町公文小原	53	115	80
自然	(一)49	溝谷a	宍粟市	一宮町公文溝谷	33	232	130
自然	(一)50	阿舎利a	宍粟市	一宮町河原田阿舎利	49	155	60
自然	(一)51	阿舎利c	宍粟市	一宮町河原田阿舎利	53	226	170
自然	(一)52	阿舎利d	宍粟市	一宮町河原田阿舎利	63	105	30
自然	(一)53	河原田a	宍粟市	一宮町河原田	44	252	110
自然	(一)54	河原田g	宍粟市	一宮町河原田	53	218	50
自然	(一)55	河原田h	宍粟市	一宮町河原田	53	275	150
自然	(一)56	河原田j	宍粟市	一宮町河原田	38	457	180
自然	(一)57	高野a	宍粟市	一宮町河原田高野	53	331	240
自然	(一)58	高野c	宍粟市	一宮町河原田高野	49	275	60
自然	(一)59	高野d	宍粟市	一宮町河原田高野	45	151	60
自然	(一)60	福野a	宍粟市	一宮町福野	51	177	160
自然	(一)61	福野b	宍粟市	一宮町福野	63	261	90
自然	(一)62	福野c	宍粟市	一宮町福野	49	176	240

急傾斜地崩壊危険箇所等(Ⅲ…人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所)

龍野土木事務所

斜面	箇所番号	箇所名	位置		地形		
			郡市名	大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)
自然	(一)63	福中b	宍粟市	一宮町福中	50	368	290
自然	(一)64	福中c	宍粟市	一宮町福中	53	543	300
自然	(一)65	福知a	宍粟市	一宮町福知	43	517	190
自然	(一)66	福知b	宍粟市	一宮町福知	39	138	40
自然	(一)67	福知c	宍粟市	一宮町福知	39	140	110
自然	(一)68	津羅a	宍粟市	一宮町福知津羅	53	121	130
自然	(一)69	奥福知a	宍粟市	一宮町福知奥福知	45	310	356
自然	(一)70	奥福知d	宍粟市	一宮町福知奥福知	45	170	200
自然	(一)71	白口c	宍粟市	一宮町福知白口	53	425	400
自然	(一)72	西深a	宍粟市	一宮町西深	37	216	190
自然	(一)73	上西深a	宍粟市	一宮町西深上西深	45	301	140
自然	(一)74	下西深d	宍粟市	一宮町西深	37	333	400
自然	(一)75	生栖b	宍粟市	一宮町生栖	45	273	180
自然	(一)76	生栖c	宍粟市	一宮町生栖	45	138	80
自然	(一)77	生栖d	宍粟市	一宮町生栖	63	243	100
自然	(一)79	生栖f	宍粟市	一宮町生栖	45	110	100
自然	(一)80	生栖g	宍粟市	一宮町生栖	53	163	50
自然	(一)81	深河谷h	宍粟市	一宮町深河谷	53	170	150
自然	(一)82	深河谷j	宍粟市	一宮町深河谷	45	176	60
自然	(一)83	田尻a	宍粟市	一宮町生栖田ノ尻	45	425	180
自然	(一)84	嵯峨山a	宍粟市	一宮町安積嵯峨山	53	183	130
自然	(一)85	乗取a	宍粟市	一宮町西安積乗取	44	420	60
自然	(一)86	乗取b	宍粟市	一宮町西安積乗取	45	117	30
自然	(一)87	西安積a	宍粟市	一宮町西安積	45	515	90
自然	(一)92	伊和a	宍粟市	一宮町伊和	39	251	190
自然	(一)93	伊和b	宍粟市	一宮町伊和	31	183	40
自然	(一)94	伊和c	宍粟市	一宮町伊和	39	152	70
自然	(一)95	安黒a	宍粟市	一宮町安黒	44	112	370
自然	(一)96	安黒b	宍粟市	一宮町安黒	53	248	170
自然	(一)97	下野田a	宍粟市	一宮町下野田	38	187	260
自然	(一)98	下野田b	宍粟市	一宮町下野田	53	448	260
自然	(一)99	下野田c	宍粟市	一宮町下野田	40	433	320
自然	(一)100	下野田d	宍粟市	一宮町下野田	45	116	220
自然	(一)101	下野田e	宍粟市	一宮町下野田	38	313	210
自然	(一)102	上野田b	宍粟市	一宮町下野田	45	187	220
自然	(一)103	能倉a	宍粟市	一宮町能倉	45	303	160
自然	(一)104	能倉e	宍粟市	一宮町能倉	45	199	110
自然	(一)105	能倉c	宍粟市	一宮町能倉	45	166	150
自然	(一)106	能倉d	宍粟市	一宮町能倉	45	211	210
自然	(一)107	東河内a	宍粟市	一宮町東河内山田	45	332	100
自然	(一)109	本谷c	宍粟市	一宮町東河内本谷	45	135	100
自然	(一)113	本谷g	宍粟市	一宮町東河内本谷	39	103	20
自然	(一)114	榎ヶ段a	宍粟市	一宮町東河内榎ヶ段	45	148	350
自然	(一)115	榎ヶ段b	宍粟市	一宮町東河内榎ヶ段	39	227	140
自然	(一)116	榎ヶ段d	宍粟市	一宮町東河内榎ヶ段	39	433	170
自然	(一)117	榎ヶ段e	宍粟市	一宮町東河内榎ヶ段	45	380	190
自然	(一)118	榎ヶ段f	宍粟市	一宮町東河内榎ヶ段	45	212	200
自然	(波)1	堀a	宍粟市	波賀町堀	45	378	140
自然	(波)2	堀c	宍粟市	波賀町堀	45	233	140
自然	(波)3	堀d	宍粟市	波賀町堀	45	310	155
自然	(波)4	戸倉a	宍粟市	波賀町戸倉	53	130	80
自然	(波)5	戸倉e	宍粟市	波賀町戸倉	39	163	150
自然	(波)6	戸倉A	宍粟市	波賀町戸倉	39	172	100
自然	(波)7	道谷a	宍粟市	波賀町道谷	53	248	160

急傾斜地崩壊危険箇所等(Ⅲ…人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所)

龍野土木事務所

斜面	箇所 番号	箇所名	位置		地形		
			郡市名	大字小字名	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)
自然	(波)8	鹿伏g	宍粟市	波賀町鹿伏	45	123	190
自然	(波)9	鹿伏j	宍粟市	波賀町鹿伏	45	217	170
自然	(波)14	小原a	宍粟市	波賀町引原	45	123	200
自然	(波)15	原c	宍粟市	波賀町原	53	332	260
自然	(波)16	原h	宍粟市	波賀町原	49	407	190
自然	(波)17	原j	宍粟市	波賀町原	63	57	20
自然	(波)18	日ノ原a	宍粟市	波賀町日ノ原	53	127	110
自然	(波)19	野尻c	宍粟市	波賀町野尻	45	370	100
自然	(波)20	上野f	宍粟市	波賀町上野	39	277	90
自然	(波)21	流田b	宍粟市	波賀町齊木流田	53	122	60
自然	(波)22	流田c	宍粟市	波賀町齊木流田	39	185	50
自然	(波)23	水谷c	宍粟市	波賀町上野水谷	39	293	134
自然	(波)24	安賀b	宍粟市	波賀町今市	45	583	280
自然	(千)1	ちぐさa	宍粟市	千種町	45	217	110
自然	(千)2	西河内a	宍粟市	千種町西河内	34	367	140
自然	(千)3	西河内m	宍粟市	千種町西河内	45	327	165
自然	(千)4	西河内h	宍粟市	千種町西河内	39	203	110
自然	(千)5	西河内i	宍粟市	千種町西河内	30	200	70
自然	(千)6	西河内k	宍粟市	千種町西河内	45	207	90
自然	(千)7	三室a	宍粟市	千種町河内三室	30	127	20
自然	(千)8	三室b	宍粟市	千種町河内三室	45	160	30
自然	(千)9	道上a	宍粟市	千種町河内道上	38	235	140
自然	(千)10	道上b	宍粟市	千種町河内道上	34	267	80
自然	(千)11	道上e	宍粟市	千種町河内道上	45	125	50
自然	(千)12	河内h	宍粟市	千種町河内	45	173	120
自然	(千)13	河内i	宍粟市	千種町河内	40	217	100
自然	(千)14	河内g	宍粟市	千種町河内	31	117	50
自然	(千)15	大久保b	宍粟市	千種町河内大久保	34	150	140
自然	(千)16	河呂b	宍粟市	千種町河呂	45	183	100
自然	(千)17	千草b	宍粟市	千種町千草	32	416	60
自然	(千)18	奥西山f	宍粟市	千種町西山奥西山	34	183	80
自然	(千)19	奥西山b	宍粟市	千種町西山奥西山	35	215	80
自然	(千)20	奥西山d	宍粟市	千種町西山奥西山	40	240	110
自然	(千)21	奥西山e	宍粟市	千種町西山奥西山	31	200	60
自然	(千)22	七野c	宍粟市	千種町七野	39	467	380
自然	(千)23	七野d	宍粟市	千種町七野	38	470	350
自然	(千)24	下河野a	宍粟市	千種町下河野	35	183	180
自然	(千)25	岩野辺a	宍粟市	千種町岩野辺	38	277	90
自然	(千)26	荒尾a	宍粟市	千種町岩野辺荒尾	31	377	170
自然	(千)27	荒尾c	宍粟市	千種町岩野辺荒尾	45	293	70
自然	(千)28	荒尾e	宍粟市	千種町岩野辺荒尾	35	173	100
自然	(千)29	荒尾f	宍粟市	千種町岩野辺荒尾	37	133	50
自然	(千)30	荒尾g	宍粟市	千種町岩野辺荒尾	45	170	60
自然	(千)31	内海b	宍粟市	千種町岩野辺内海	39	202	80
自然	(千)32	内海e	宍粟市	千種町岩野辺内海	45	193	40

土石流危険渓流等(渓流番号中のⅠ、Ⅱ、Ⅲの別は「急傾斜地崩壊危険箇所」のそれに同義)

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地 (字名)	渓流概況		
					渓流長 (10m)	流域面積 (ha)	流下部平均 勾配(度)
揖-山崎-Ⅰ 1	揖保川	揖保川	木ノ谷川	木ノ谷	46	14	21
揖-山崎-Ⅰ 2	揖保川	揖保川	天神川	与位	59	8	27
揖-山崎-Ⅰ 3	揖保川	揖保川	木ノ谷川	木ノ谷	37	8	26
揖-山崎-Ⅰ 4	揖保川	頃谷川	奥谷川	与位	90	44	24
揖-山崎-Ⅰ 5	揖保川	頃谷川	北谷川	与位	87	38	14
揖-山崎-Ⅰ 6	揖保川	母櫛谷川	上ノ谷	杉ヶ瀬	44	5	30
揖-山崎-Ⅰ 7	揖保川	母櫛谷川	小畑	杉ヶ瀬	35	8	25
揖-山崎-Ⅰ 8	揖保川	揖保川	天神川	田井	21	3	24
揖-山崎-Ⅰ 9	揖保川	揖保川	上野川	田井	37	6	34
揖-山崎-Ⅰ 10	揖保川	揖保川	菖藤谷	田井	46	11	28
揖-山崎-Ⅰ 11	揖保川	揖保川	才ノ天川	田井	29	13	30
揖-山崎-Ⅰ 12	揖保川	揖保川	才ノ元	五十波	21	3	23
揖-山崎-Ⅰ 13	揖保川	揖保川	大畑	五十波	52	24	13
揖-山崎-Ⅰ 14	揖保川	揖保川	胡麻谷川	西五十波	25	9	14
揖-山崎-Ⅰ 15	揖保川	揖保川	胡麻谷川	西五十波	17	11	16
揖-山崎-Ⅰ 16	揖保川	揖保川	野々上川	野々上	42	11	16
揖-山崎-Ⅰ 17	揖保川	揖保川	大谷川	野々上	122	78	26
揖-山崎-Ⅰ 18	揖保川	揖保川	寺谷川	野々上	89	46	20
揖-山崎-Ⅰ 19	揖保川	揖保川	妙見谷	野々上	29	3	22
揖-山崎-Ⅰ 20	揖保川	揖保川	塚谷川	野々上	36	4	23
揖-山崎-Ⅰ 21	揖保川	揖保川	天神	野々上	52	13	23
揖-山崎-Ⅰ 22	揖保川	揖保川	天神	野々上	43	17	25
揖-山崎-Ⅰ 23	揖保川	揖保川	シャレ谷	岸田	32	5	28
揖-山崎-Ⅰ 24	揖保川	梯川	橋岡川	梯	42	4	28
揖-山崎-Ⅰ 25	揖保川	梯川	大畑	梯	35	39	20
揖-山崎-Ⅰ 26	揖保川	梯川	才の木	五十波	17	4	28
揖-山崎-Ⅰ 27	揖保川	揖保川	五十波川	西五十波	22	3	23
揖-山崎-Ⅰ 28	揖保川	揖保川	赤塚	矢原	7	4	18
揖-山崎-Ⅰ 29	揖保川	揖保川	金山川	矢原	7	2	21
揖-山崎-Ⅰ 30	揖保川	揖保川	宮ノ谷	矢原	8	3	21
揖-山崎-Ⅰ 31	揖保川	揖保川	上ノ山川	三津	64	34	29
揖-山崎-Ⅰ 32	揖保川	揖保川	八岡川	神谷	87	38	21
揖-山崎-Ⅰ 33	揖保川	揖保川	森谷川	神谷	44	8	28
揖-山崎-Ⅰ 34	揖保川	伊沢川	老後下	上ノ上	45	6	26
揖-山崎-Ⅰ 35	揖保川	伊沢川	木地屋川	上ノ上	74	23	32
揖-山崎-Ⅰ 36	揖保川	伊沢川	平野川	上ノ上	155	88	20
揖-山崎-Ⅰ 37	揖保川	伊沢川	小部	上ノ下	33	24	19
揖-山崎-Ⅰ 38	揖保川	伊沢川	白井谷川	上ノ下	105	25	20
揖-山崎-Ⅰ 39	揖保川	伊沢川	細野川	上ノ下	200	153	14
揖-山崎-Ⅰ 40	揖保川	伊沢川	ゴソロ川	宮ノ北	56	14	17
揖-山崎-Ⅰ 41	揖保川	伊沢川	明延川	明延	117	69	19
揖-山崎-Ⅰ 42	揖保川	伊沢川	明延川	明延	150	47	16
揖-山崎-Ⅰ 43	揖保川	伊沢川	伊沢川	宮ノ元	19	4	29
揖-山崎-Ⅰ 44	揖保川	伊沢川	実友川	明延	73	47	26
揖-山崎-Ⅰ 45	揖保川	伊沢川	上段川	明延	39	16	29
揖-山崎-Ⅰ 46	揖保川	伊沢川	宿	宮ノ元	84	71	19
揖-山崎-Ⅰ 47	揖保川	伊沢川	紙屋	紙屋	32	11	21
揖-山崎-Ⅰ 48	揖保川	伊沢川	宗広川	東下野	36	15	23
揖-山崎-Ⅰ 49	揖保川	伊沢川	北畠川	大谷	178	124	12
揖-山崎-Ⅰ 50	揖保川	伊沢川	大谷川	大谷	134	66	15
揖-山崎-Ⅰ 51	揖保川	伊沢川	向林川	大谷	19	6	15
揖-山崎-Ⅰ 52	揖保川	伊沢川	上牧谷川	上牧谷	69	47	13
揖-山崎-Ⅰ 53	揖保川	伊沢川	高下川	上牧谷	33	13	15
揖-山崎-Ⅰ 54	揖保川	伊沢川	有谷川	上牧谷	70	13	11
揖-山崎-Ⅰ 55	揖保川	伊沢川	横野	上牧谷	110	73	11
揖-山崎-Ⅰ 56	揖保川	伊沢川	山田川	県	57	19	17
揖-山崎-Ⅰ 57	揖保川	伊沢川	藤ヶタワ川	県	97	19	21

土石流危険渓流等(渓流番号中のⅠ、Ⅱ、Ⅲの別は「急傾斜地崩壊危険箇所」のそれに同義)

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地 (字名)	渓流概況		
					渓流長 (10m)	流域面積 (ha)	流下部平均 勾配(度)
揖-山崎-Ⅰ 58	揖保川	伊沢川	山根川	片山	13	7	14
揖-山崎-Ⅰ 59	揖保川	伊沢川	下牧谷川	下牧谷	50	25	14
揖-山崎-Ⅰ 60	揖保川	伊沢川	長水川	宇野	89	33	21
揖-山崎-Ⅰ 61	揖保川	伊沢川	小山川	宇野	52	15	22
揖-山崎-Ⅰ 62	揖保川	伊沢川	せんざい川	下牧谷	37	21	14
揖-山崎-Ⅰ 63	揖保川	伊沢川	谷川	下牧谷	41	11	11
揖-山崎-Ⅰ 64	揖保川	伊沢川	東山	宇野	32	8	24
揖-山崎-Ⅰ 65	揖保川	伊沢川	与泰寺川	下田	123	82	21
揖-山崎-Ⅰ 66	揖保川	伊沢川	戸敷	戸敷	33	5	24
揖-山崎-Ⅰ 67	揖保川	伊沢川	戸敷	戸敷	35	7	26
揖-山崎-Ⅰ 68	揖保川	伊沢川	戸敷	戸敷	29	6	24
揖-山崎-Ⅰ 69	揖保川	伊沢川	戸敷	横須	12	3	27
揖-山崎-Ⅰ 70	揖保川	伊沢川	岩ヶ谷川	横須	40	14	24
揖-山崎-Ⅰ 71	揖保川	伊沢川	岩ヶ谷川	生谷	49	8	19
揖-山崎-Ⅰ 72	揖保川	伊沢川	岩ヶ谷川	横須	11	2	15
揖-山崎-Ⅰ 73	揖保川	伊沢川	生谷川	上寺	149	54	12
揖-山崎-Ⅰ 74	揖保川	三谷川	石ヶ谷川	中ノ内	59	12	25
揖-山崎-Ⅰ 75	揖保川	三谷川	垣内	垣内	18	4	16
揖-山崎-Ⅰ 76	揖保川	三谷川	岡	垣内	21	3	30
揖-山崎-Ⅰ 77	揖保川	三谷川	応治ヶ谷	三谷	24	2	7
揖-山崎-Ⅰ 78	揖保川	三谷川	寺谷川	垣内	19	2	31
揖-山崎-Ⅰ 79	揖保川	三谷川	寺谷川	垣内	189	104	16
揖-山崎-Ⅰ 80	揖保川	三谷川	カジヤ谷	上土井	96	18	18
揖-山崎-Ⅰ 81	揖保川	揖保川	寺院川	上寺	39	7	29
揖-山崎-Ⅰ 82	揖保川	揖保川	カジヤ谷	出石	123	122	10
揖-山崎-Ⅰ 83	揖保川	揖保川	春日谷川	須賀沢	15	12	14
揖-山崎-Ⅰ 84	揖保川	揖保川	油谷川	横須沢	33	8	7
揖-山崎-Ⅰ 85	揖保川	揖保川	北谷口川	須賀沢	22	5	18
揖-山崎-Ⅰ 86	揖保川	菅野川	段川	塩田	39	27	13
揖-山崎-Ⅰ 87	揖保川	菅野川	政所	塩田	13	4	19
揖-山崎-Ⅰ 88	揖保川	菅野川	若杉川	塩田	85	43	18
揖-山崎-Ⅰ 89	揖保川	菅野川	中井川	中井	37	8	24
揖-山崎-Ⅰ 90	揖保川	菅野川	鍛冶屋川	鍛冶屋	89	34	27
揖-山崎-Ⅰ 91	揖保川	菅野川	折橋川	折橋	89	56	23
揖-山崎-Ⅰ 92	揖保川	菅野川	日裏川	青木	40	26	24
揖-山崎-Ⅰ 93	揖保川	菅野川	勝地川	青木	83	75	21
揖-山崎-Ⅰ 94	揖保川	菅野川	谷畑川	青木	25	4	33
揖-山崎-Ⅰ 95	揖保川	菅野川	尾鼻川	青木	58	17	24
揖-山崎-Ⅰ 96	揖保川	菅野川	尾鼻川	青木	55	20	24
揖-山崎-Ⅰ 97	揖保川	菅野川	諏訪川	青木	23	6	29
揖-山崎-Ⅰ 98	揖保川	菅野川	菅本	菅本	25	6	24
揖-山崎-Ⅰ 99	揖保川	菅野川	高下川	高下	10	10	18
揖-山崎-Ⅰ 100	揖保川	菅野川	高下川	高下	10	11	16
揖-山崎-Ⅰ 101	揖保川	菅野川	向イ市場川	市場	7	13	12
揖-山崎-Ⅰ 102	揖保川	菅野川	木谷川	木谷	67	43	11
揖-山崎-Ⅰ 103	揖保川	菅野川	古木谷川	木谷	33	18	12
揖-山崎-Ⅰ 104	揖保川	菅野川	赤尾川	木谷	39	7	26
揖-山崎-Ⅰ 105	揖保川	菅野川	加生川	加生	35	9	27
揖-山崎-Ⅰ 106	揖保川	菅野川	障子谷	障子谷	25	8	30
揖-山崎-Ⅰ 107	揖保川	菅野川	上ノ谷	奥ノ谷	23	6	23
揖-山崎-Ⅰ 108	揖保川	菅野川	鎌谷川	春安	30	10	26
揖-山崎-Ⅰ 109	揖保川	菅野川	加寺川	門前	33	5	28
揖-山崎-Ⅰ 110	揖保川	菅野川	加寺川	西大王寺	43	10	29
揖-山崎-Ⅰ 111	揖保川	菅野川	門前永谷	門前永谷	38	5	19
揖-山崎-Ⅰ 112	揖保川	菅野川	西源ヶ谷	元山崎	21	3	16
揖-山崎-Ⅰ 113	揖保川	菅野川	観音谷川	段	1	4	9
揖-山崎-Ⅰ 114	揖保川	菅野川	琴平川	段	50	37	24

土石流危険渓流等(渓流番号中のⅠ、Ⅱ、Ⅲの別は「急傾斜地崩壊危険箇所」のそれに同義)

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地 (字名)	渓流概況		
					渓流長 (10m)	流域面積 (ha)	流下部平均 勾配(度)
揖-山崎-Ⅰ 115	揖保川	菅野川	横谷川	段	26	9	28
揖-山崎-Ⅰ 116	揖保川	菅野川	山根	段	25	3	28
揖-山崎-Ⅰ 117	揖保川	菅野川	山那川	金谷	33	6	28
揖-山崎-Ⅰ 118	揖保川	揖保川	法師ヶ谷	金谷	25	4	29
揖-山崎-Ⅰ 119	揖保川	揖保川	金谷川	金谷	140	59	19
揖-山崎-Ⅰ 120	揖保川	揖保川	奥地川	上比地	240	176	7
揖-山崎-Ⅰ 121	揖保川	滝川	上ノ段川	上比地	78	63	26
揖-山崎-Ⅰ 122	揖保川	滝川	神子谷	上比地	40	6	24
揖-山崎-Ⅰ 123	揖保川	滝川	湯谷川	中比地	43	13	28
揖-山崎-Ⅰ 124	揖保川	揖保川	下谷川	下比地	38	14	28
揖-山崎-Ⅰ 125	揖保川	揖保川	下谷川	下比地	50	19	25
揖-山崎-Ⅰ 126	揖保川	揖保川	上ノ山川	川戸	27	4	24
揖-山崎-Ⅰ 127	揖保川	揖保川	上ノ山川	川戸	22	3	22
揖-山崎-Ⅰ 128	揖保川	揖保川	上ノ山川	川戸	17	2	27
揖-山崎-Ⅰ 129	揖保川	揖保川	禅寺川	宇原	110	28	17
揖-山崎-Ⅰ 130	揖保川	揖保川	宇原谷川	宇原	115	84	12
揖-山崎-Ⅰ 131	揖保川	宇原谷川	前谷川	宇原	67	76	9
千-山崎-Ⅰ 132	千種川	志文川	宮ノ下	小芽野	17	9	13
千-山崎-Ⅰ 133	千種川	志文川	出合川	小芽野	31	8	14
千-山崎-Ⅰ 134	千種川	志文川	出合川	小芽野	18	5	14
千-山崎-Ⅰ 135	千種川	志文川	出合川	小芽野	27	4	22
千-山崎-Ⅰ 136	千種川	志文川	出合川	小芽野	32	4	17
千-山崎-Ⅰ 137	千種川	志文川	野々谷川	大沢	26	6	23
千-山崎-Ⅰ 138	千種川	志文川	大谷川	大沢	103	63	16
千-山崎-Ⅰ 139	千種川	志文川	平萱谷	大沢	126	79	29
千-山崎-Ⅰ 140	千種川	小河内川	小河内川	円免小河内	13	4	19
千-山崎-Ⅰ 141	千種川	小河内川	立ゴモ川	小河内	38	11	28
千-山崎-Ⅰ 142	千種川	志文川	銀山川	塩山	88	19	11
千-山崎-Ⅰ 143	千種川	志文川	塩山川	塩山	123	93	11
千-山崎-Ⅰ 144	千種川	志文川	今出川	土万	29	7	17
千-山崎-Ⅰ 145	千種川	志文川	大谷川	土万	53	7	14
千-山崎-Ⅰ 146	千種川	志文川	大谷川	土万	29	2	16
千-山崎-Ⅰ 147	千種川	志文川	奥土万川	土万	23	3	10
千-山崎-Ⅰ 148	千種川	志文川	八重谷川	土万	30	9	8
千-山崎-Ⅰ 149	千種川	志文川	土万川	土万	14	3	14
千-山崎-Ⅰ 150	千種川	志文川	土万川	土万	13	6	13
千-山崎-Ⅰ 151	千種川	矢野川	西谷川	葛根	49	18	12
揖-山崎-Ⅱ 1	揖保川	揖保川	水木ヶサコ	母栖	24	5	14
揖-山崎-Ⅱ 2	揖保川	揖保川	ツヅラ谷	母栖	48	17	12
揖-山崎-Ⅱ 3	揖保川	頃谷川	西山川	与位	36	10	9
揖-山崎-Ⅱ 4	揖保川	母栖谷川	小畑	杉ヶ瀬	28	15	16
揖-山崎-Ⅱ 5	揖保川	揖保川	菖溝谷	田井	27	6	30
揖-山崎-Ⅱ 6	揖保川	揖保川	福城谷	田井	59	13	26
揖-山崎-Ⅱ 7	揖保川	揖保川	天神川	野々上	13	5	14
揖-山崎-Ⅱ 8	揖保川	揖保川	岨下川	野々上	28	15	21
揖-山崎-Ⅱ 9	揖保川	梯川	毛利川	梯	54	32	14
揖-山崎-Ⅱ 10	揖保川	梯川	毛刺	梯	28	7	29
揖-山崎-Ⅱ 11	揖保川	梯川	中林	梯	33	9	10
揖-山崎-Ⅱ 12	揖保川	梯川	焼ノ谷	梯	57	32	13
揖-山崎-Ⅱ 13	揖保川	梯川	釜屋川	梯	48	34	13
揖-山崎-Ⅱ 14	揖保川	梯川	坂手	西五十波	34	10	17
揖-山崎-Ⅱ 15	揖保川	梯川	才の木	西五十波	9	5	18
揖-山崎-Ⅱ 16	揖保川	梯川	小瀬	五十波	167	109	10
揖-山崎-Ⅱ 17	揖保川	梯川	小滝	五十波	32	9	14
揖-山崎-Ⅱ 18	揖保川	伊沢川	平野	上ノ上	71	26	17
揖-山崎-Ⅱ 19	揖保川	原山川	河原山川	野々住原	59	23	13
揖-山崎-Ⅱ 20	揖保川	伊沢川	宮ノ元	宮ノ元	47	9	24

土石流危険渓流等(渓流番号中のⅠ、Ⅱ、Ⅲの別は「急傾斜地崩壊危険箇所」のそれに同義)

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地 (字名)	渓流概況		
					渓流長 (10m)	流域面積 (ha)	流下部平均 勾配(度)
揖-山崎-Ⅱ 21	揖保川	伊沢川	イブロ谷川	久住	81	35	16
揖-山崎-Ⅱ 22	揖保川	伊沢川	久保川	東下野	151	77	13
揖-山崎-Ⅱ 23	揖保川	伊沢川	塩谷川	上牧谷	17	9	11
揖-山崎-Ⅱ 24	揖保川	伊沢川	日ノ川	上牧谷	129	72	18
揖-山崎-Ⅱ 25	揖保川	伊沢川	堂ノ尾	下牧谷	34	10	9
揖-山崎-Ⅱ 26	揖保川	伊沢川	堂ノ尾	下牧谷	25	9	11
揖-山崎-Ⅱ 27	揖保川	伊沢川	山才	下牧谷	20	6	14
揖-山崎-Ⅱ 28	揖保川	伊沢川	コニケ谷	下町	41	22	12
揖-山崎-Ⅱ 29	揖保川	伊沢川	権現	下町	14	4	16
揖-山崎-Ⅱ 30	揖保川	伊沢川	雨ヶ鼻	横須	90	3	2
揖-山崎-Ⅱ 31	揖保川	三谷川	妙法寺川	三谷	39	10	12
揖-山崎-Ⅱ 32	揖保川	揖保川	大谷川	須賀沢	20	4	9
揖-山崎-Ⅱ 33	揖保川	揖保川	峠川	須賀沢	49	15	14
揖-山崎-Ⅱ 34	揖保川	揖保川	無如谷	須賀沢	37	10	14
揖-山崎-Ⅱ 35	揖保川	揖保川	石ヶ谷	須賀沢	38	11	11
揖-山崎-Ⅱ 36	揖保川	揖保川	石ヶ谷川	横須沢	37	13	9
揖-山崎-Ⅱ 37	揖保川	揖保川	宮ノ下	須賀沢	17	4	12
揖-山崎-Ⅱ 38	揖保川	揖保川	駒ノ尾	川戸	19	8	18
揖-山崎-Ⅱ 39	揖保川	菅野川	明字	寺西	33	14	18
揖-山崎-Ⅱ 40	揖保川	菅野川	北谷口	寺西	10	7	18
揖-山崎-Ⅱ 41	揖保川	菅野川	段	塩田	54	17	17
揖-山崎-Ⅱ 42	揖保川	菅野川	成岡	塩田	41	17	15
揖-山崎-Ⅱ 43	揖保川	菅野川	井塚川	青木	70	43	11
揖-山崎-Ⅱ 44	揖保川	菅野川	助森川	高下	71	28	10
揖-山崎-Ⅱ 45	揖保川	菅野川	助森	高下	44	9	9
揖-山崎-Ⅱ 46	揖保川	菅野川	北畑川	高下	33	12	21
揖-山崎-Ⅱ 47	揖保川	菅野川	米山	市場	36	15	15
揖-山崎-Ⅱ 48	揖保川	菅野川	大谷川	春安	88	41	10
揖-山崎-Ⅱ 49	揖保川	滝川	上ノ段川	上比地	82	25	16
揖-山崎-Ⅱ 50	揖保川	滝川	奥地川	上比地	33	24	14
揖-山崎-Ⅱ 51	揖保川	揖保川	大谷川	下比地	34	23	12
千-山崎-Ⅱ 52	千種川	志文川	立ゴモ	塩山	29	7	10
千-山崎-Ⅱ 53	千種川	志文川	神子谷川	塩山	33	5	12
千-山崎-Ⅱ 54	千種川	志文川	加ト	塩山	55	16	12
千-山崎-Ⅱ 55	千種川	志文川	井上川	土万	86	16	12
千-山崎-Ⅱ 56	千種川	志文川	市場	土万	22	5	18
千-山崎-Ⅱ 57	千種川	矢野川	フサン谷川	葛根	28	6	10
千-山崎-Ⅱ 58	千種川	矢野川	南山	葛根	59	15	11
揖-山崎-Ⅲ 1	千種川	伊沢川	雨ヶ鼻	生谷	16	5	24
揖-一宮-Ⅰ 1	揖保川	桑倉川	富士野谷	富士野	37	16	18
揖-一宮-Ⅰ 2	揖保川	桑倉川	生身谷	桑垣	110	131	15
揖-一宮-Ⅰ 3	揖保川	揖保川	奥横山川	大坪	63	19	22
揖-一宮-Ⅰ 4	揖保川	揖保川	下垣内川	横山	17	6	15
揖-一宮-Ⅰ 5	揖保川	黒原川	黒原川	奥組	250	242	10
揖-一宮-Ⅰ 6	揖保川	黒原川	奥山出川	奥組	50	4	10
揖-一宮-Ⅰ 7	揖保川	黒原川	上西山川	奥組	17	3	21
揖-一宮-Ⅰ 8	揖保川	黒原川	上山出川	奥組	22	4	13
揖-一宮-Ⅰ 9	揖保川	黒原川	中山出川	奥組	97	16	12
揖-一宮-Ⅰ 10	揖保川	黒原川	下山出川	奥組	137	27	12
揖-一宮-Ⅰ 11	揖保川	黒原川	下西山川	奥組	63	24	15
揖-一宮-Ⅰ 12	揖保川	黒原川	上松山川	奥組	50	6	13
揖-一宮-Ⅰ 13	揖保川	黒原川	上一ノ谷川	奥組	20	5	14
揖-一宮-Ⅰ 14	揖保川	黒原川	中松山川	奥組	17	2	15
揖-一宮-Ⅰ 15	揖保川	黒原川	下一ノ谷川	奥組	13	2	14
揖-一宮-Ⅰ 16	揖保川	黒原川	下松山川	黒原	50	6	16
揖-一宮-Ⅰ 17	揖保川	黒原川	牛谷川	黒原	138	31	15

土石流危険渓流等(渓流番号中のⅠ、Ⅱ、Ⅲの別は「急傾斜地崩壊危険箇所」のそれに同義)

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地 (字名)	渓流概況		
					渓流長 (10m)	流域面積 (ha)	流下部平均 勾配(度)
揖一宮-Ⅰ 18	揖保川	黒原川	奥太谷川	大谷	117	57	12
揖一宮-Ⅰ 19	揖保川	黒原川	上太谷川	大谷	13	3	14
揖一宮-Ⅰ 20	揖保川	黒原川	下太谷川	黒原	130	36	16
揖一宮-Ⅰ 21	揖保川	黒原川	太谷川	大谷	40	9	9
揖一宮-Ⅰ 22	揖保川	黒原川	井内川	井内	35	6	22
揖一宮-Ⅰ 23	揖保川	黒原川	タヅ川	上岸田	25	4	14
揖一宮-Ⅰ 24	揖保川	黒原川	岸田川	野々谷	7	1	18
揖一宮-Ⅰ 25	揖保川	揖保川	前田川	上岸田	98	10	20
揖一宮-Ⅰ 26	揖保川	揖保川	野々谷川	上岸田	178	63	17
揖一宮-Ⅰ 27	揖保川	揖保川	戸谷	戸谷	133	88	20
揖一宮-Ⅰ 28	揖保川	揖保川	草木川	半瀬	100	31	19
揖一宮-Ⅰ 29	揖保川	揖保川	半瀬川	百千家満	133	32	20
揖一宮-Ⅰ 30	揖保川	揖保川	薄木川	百千家満	98	13	13
揖一宮-Ⅰ 31	揖保川	揖保川	下百千家満川	下百千家満	130	38	21
揖一宮-Ⅰ 32	揖保川	揖保川	下井ノ田川	三方町	50	8	25
揖一宮-Ⅰ 33	揖保川	揖保川	タコラ川	三方町	45	11	25
揖一宮-Ⅰ 34	揖保川	公文川	唐野川	上山	33	9	8
揖一宮-Ⅰ 35	揖保川	公文川	上上山川	和田	37	16	14
揖一宮-Ⅰ 36	揖保川	公文川	下上山川	和田	33	14	15
揖一宮-Ⅰ 37	揖保川	公文川	森木谷	西公文	20	3	24
揖一宮-Ⅰ 38	揖保川	公文川	和田川	西公文	50	19	25
揖一宮-Ⅰ 39	揖保川	公文川	百千川	西公文	63	7	24
揖一宮-Ⅰ 40	揖保川	東公文川	銭亀谷川	東公文	28	4	19
揖一宮-Ⅰ 41	揖保川	公文川	下谷川	三方町	20	6	22
揖一宮-Ⅰ 42	揖保川	公文川	堂谷川	三方町	15	2	29
揖一宮-Ⅰ 43	揖保川	公文川	上城山川	三方町	25	3	28
揖一宮-Ⅰ 44	揖保川	公文川	下城山川	三方町	12	2	27
揖一宮-Ⅰ 45	揖保川	阿舎利川	釜河内川	釜河内	7	4	26
揖一宮-Ⅰ 46	揖保川	揖保川	下谷川	河原田	15	4	34
揖一宮-Ⅰ 47	揖保川	揖保川	中台川	河原田	33	8	27
揖一宮-Ⅰ 48	揖保川	揖保川	高野川	千代	329	317	14
揖一宮-Ⅰ 49	揖保川	揖保川	中垣内川	高野	50	21	25
揖一宮-Ⅰ 50	揖保川	揖保川	下モ田山川	前川	50	21	14
揖一宮-Ⅰ 51	揖保川	揖保川	福野川	福野	34	4	28
揖一宮-Ⅰ 52	揖保川	横住川	千町谷	千町	40	7	23
揖一宮-Ⅰ 53	揖保川	草木川	千町川	下千町	100	40	17
揖一宮-Ⅰ 54	揖保川	草木川	下千町川	千町	50	8	22
揖一宮-Ⅰ 55	揖保川	揖保川	福中川	福中	48	14	25
揖一宮-Ⅰ 56	揖保川	揖保川	吉野川	福知	21	8	28
揖一宮-Ⅰ 57	揖保川	福知川	ズラ川	福知	23	7	24
揖一宮-Ⅰ 58	揖保川	福知川	下田川	福知	145	80	14
揖一宮-Ⅰ 59	揖保川	福知川	南川	成了	92	19	17
揖一宮-Ⅰ 60	揖保川	揖保川	岡常川	西深	57	13	28
揖一宮-Ⅰ 61	揖保川	揖保川	笹谷川	生楢	107	21	19
揖一宮-Ⅰ 62	揖保川	揖保川	朽ヶ谷川	生楢	71	28	19
揖一宮-Ⅰ 63	揖保川	揖保川	中ノ歩危川	生楢	23	5	7
揖一宮-Ⅰ 64	揖保川	揖保川	上ノ山川	西深	65	13	24
揖一宮-Ⅰ 65	揖保川	揖保川	ヒヤガ谷川	西深	125	49	23
揖一宮-Ⅰ 66	揖保川	揖保川	月谷川	生楢	223	219	13
揖一宮-Ⅰ 67	揖保川	揖保川	塚先谷川	生楢	50	9	26
揖一宮-Ⅰ 68	揖保川	深河谷川	加門垣内川	深河谷	155	93	12
揖一宮-Ⅰ 69	揖保川	深河谷川	中津ゴ川	池垣内	134	116	15
揖一宮-Ⅰ 70	揖保川	深河谷川	助谷	深河谷	128	63	45
揖一宮-Ⅰ 71	揖保川	深河谷川	池垣川	深河谷	125	76	14
揖一宮-Ⅰ 72	揖保川	深河谷川	ゴウゾ谷川	深河谷	38	12	17
揖一宮-Ⅰ 73	揖保川	深河谷川	東川	深河谷	41	7	31
揖一宮-Ⅰ 74	揖保川	揖保川	上田尻川	田ノ尻	45	19	21

土石流危険渓流等(渓流番号中のⅠ、Ⅱ、Ⅲの別は「急傾斜地崩壊危険箇所」のそれに同義)

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地 (字名)	渓流概況		
					渓流長 (10m)	流域面積 (ha)	流下部平均 勾配(度)
揖一宮-Ⅰ 75	揖保川	揖保川	下田尻川	田ノ尻	97	69	18
揖一宮-Ⅰ 76	揖保川	揖保川	本谷川	嵯峨山	125	121	19
揖一宮-Ⅰ 77	揖保川	揖保川	アシ谷	曲里	54	9	28
揖一宮-Ⅰ 78	揖保川	引原川	大谷川	杉田	113	90	14
揖一宮-Ⅰ 79	揖保川	引原川	乗取川	西積	240	272	16
揖一宮-Ⅰ 80	揖保川	引原川	岩ヶロ川	西安積	142	129	15
揖一宮-Ⅰ 81	揖保川	引原川	上田川	西安積	55	9	27
揖一宮-Ⅰ 82	揖保川	引原川	長谷川	西安積	78	19	25
揖一宮-Ⅰ 83	揖保川	揖保川	平山川	閭賀	35	8	22
揖一宮-Ⅰ 84	揖保川	揖保川	カナゴ川	閭賀	32	5	21
揖一宮-Ⅰ 85	揖保川	揖保川	溝谷川	閭賀	135	94	19
揖一宮-Ⅰ 86	揖保川	染河内川	中本谷川	本谷	102	76	17
揖一宮-Ⅰ 87	揖保川	染河内川	中垣内川	中坪	26	5	23
揖一宮-Ⅰ 88	揖保川	染河内川	とうろ川	中坪	30	11	20
揖一宮-Ⅰ 89	揖保川	染河内川	木歩川	福田	45	3	24
揖一宮-Ⅰ 90	揖保川	染河内川	山田川	山田	118	63	19
揖一宮-Ⅰ 91	揖保川	染河内川	ぶり谷川	山田	73	13	22
揖一宮-Ⅰ 92	揖保川	染河内川	いとち川	山田	49	13	18
揖一宮-Ⅰ 93	揖保川	染河内川	末元川	能倉	121	64	8
揖一宮-Ⅰ 94	揖保川	染河内川	生東川	能倉	104	99	13
揖一宮-Ⅰ 95	揖保川	染河内川	稲荷川	能倉	34	4	30
揖一宮-Ⅰ 96	揖保川	染河内川	山根川	上野田	92	69	13
揖一宮-Ⅰ 97	揖保川	染河内川	穴虫川	上野田	31	5	25
揖一宮-Ⅰ 98	揖保川	染河内川	大平川	上野田	32	6	24
揖一宮-Ⅰ 99	揖保川	染河内川	平戸川	下野田	47	24	23
揖一宮-Ⅰ 100	揖保川	染河内川	湯ノ郷川	島田	73	17	25
揖一宮-Ⅱ 1	揖保川	桑倉川	樋峪川	南田	204	100	10
揖一宮-Ⅱ 2	揖保川	揖保川	入江川	倉床	33	10	22
揖一宮-Ⅱ 3	揖保川	桑倉川	南田川	南田	123	42	14
揖一宮-Ⅱ 4	揖保川	揖保川	浜廻川	浜廻	18	3	25
揖一宮-Ⅱ 5	揖保川	揖保川	カモン川	下垣内	47	30	11
揖一宮-Ⅱ 6	揖保川	揖保川	コジコミ川	下垣内	36	12	19
揖一宮-Ⅱ 7	揖保川	揖保川	北谷	上岸田	48	7	25
揖一宮-Ⅱ 8	揖保川	揖保川	鐘鑄場川	垣尻	25	4	26
揖一宮-Ⅱ 9	揖保川	黒原川	岡川	奥組	79	18	6
揖一宮-Ⅱ 10	揖保川	黒原川	坂谷	黒原	33	6	13
揖一宮-Ⅱ 11	揖保川	黒原川	西谷川	井内	28	21	13
揖一宮-Ⅱ 12	揖保川	黒原川	朽ヶ谷	井内	23	3	27
揖一宮-Ⅱ 13	揖保川	揖保川	平山川	上岸田	16	4	15
揖一宮-Ⅱ 14	揖保川	揖保川	ミウゴ谷	埋野	36	16	12
揖一宮-Ⅱ 15	揖保川	揖保川	段畑川	百千家満	67	19	15
揖一宮-Ⅱ 16	揖保川	揖保川	地藏ヶ谷	段畑	66	14	15
揖一宮-Ⅱ 17	揖保川	揖保川	矢ノ谷	段畑	50	10	14
揖一宮-Ⅱ 18	揖保川	揖保川	地獄谷	下百千家満	108	25	14
揖一宮-Ⅱ 19	揖保川	揖保川	上井ノ田川	三方町	75	14	24
揖一宮-Ⅱ 20	揖保川	公文川	井ノナル川	小原	25	7	17
揖一宮-Ⅱ 21	揖保川	公文川	小原川向イ川	小原	20	4	9
揖一宮-Ⅱ 22	揖保川	公文川	小原川	小原	16	7	22
揖一宮-Ⅱ 23	揖保川	公文川	門付川	小原	14	2	23
揖一宮-Ⅱ 24	揖保川	公文川	下金屋川	金屋	17	5	18
揖一宮-Ⅱ 25	揖保川	東公文川	丑神川	糍屋	27	7	16
揖一宮-Ⅱ 26	揖保川	東公文川	ソバダニ	糍屋	18	2	16
揖一宮-Ⅱ 27	揖保川	東公文川	糍屋川	糍屋	13	3	18
揖一宮-Ⅱ 28	揖保川	東公文川	萬ヶ谷	糍屋	44	26	9
揖一宮-Ⅱ 29	揖保川	東公文川	竹花川	東公文	25	6	25
揖一宮-Ⅱ 30	揖保川	東公文川	うるい谷川	東公文	45	5	29
揖一宮-Ⅱ 31	揖保川	公文川	西川	三方町	27	7	10

土石流危険渓流等(渓流番号中のⅠ、Ⅱ、Ⅲの別は「急傾斜地崩壊危険箇所」のそれに同義)

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地 (字名)	渓流概況		
					渓流長 (10m)	流域面積 (ha)	流下部平均 勾配(度)
揖-一宮-Ⅱ 32	揖保川	阿舎利川	本谷	阿舎利	105	95	12
揖-一宮-Ⅱ 33	揖保川	阿舎利川	サルザコ川	阿舎利	18	5	19
揖-一宮-Ⅱ 34	揖保川	阿舎利川	西栗山川	阿舎利	16	4	18
揖-一宮-Ⅱ 35	揖保川	阿舎利川	セト谷	阿舎利	160	143	11
揖-一宮-Ⅱ 36	揖保川	阿舎利川	クジヤ川	阿舎利	122	70	9
揖-一宮-Ⅱ 37	揖保川	阿舎利川	轟川	河原田	20	3	11
揖-一宮-Ⅱ 38	揖保川	阿舎利川	石飛川	河原田	16	4	11
揖-一宮-Ⅱ 39	揖保川	揖保川	椿下川	椿下	3	2	16
揖-一宮-Ⅱ 40	揖保川	揖保川	馬野川	福野	74	31	20
揖-一宮-Ⅱ 41	揖保川	草木川	上千町川	上千町	30	2	16
揖-一宮-Ⅱ 42	揖保川	草木川	浦山川	上千町	25	4	7
揖-一宮-Ⅱ 43	揖保川	福知川	白口川	白口	49	12	29
揖-一宮-Ⅱ 44	揖保川	福知川	小ノ倉川	福知	218	221	6
揖-一宮-Ⅱ 45	揖保川	揖保川	如生谷	西深	224	158	13
揖-一宮-Ⅱ 46	揖保川	揖保川	イソ垣内川	西深	14	8	8
揖-一宮-Ⅱ 47	揖保川	揖保川	池田川	西深	58	16	12
揖-一宮-Ⅱ 48	揖保川	揖保川	ミツゴ谷	生楢	59	9	20
揖-一宮-Ⅱ 49	揖保川	揖保川	塚ノ元川	生楢	69	34	11
揖-一宮-Ⅱ 50	揖保川	引原川	弥治谷川	閨賀	65	10	24
揖-一宮-Ⅱ 51	揖保川	染河内川	榎ヶ段川	榎ヶ段	104	96	7
揖-一宮-Ⅱ 52	揖保川	染河内川	トチノ元川	下野田	55	10	29
揖-波賀-Ⅰ 1	揖保川	引原川	赤谷川	戸倉	293	148	14
揖-波賀-Ⅰ 2	揖保川	道谷川	ナシノ谷	道谷	38	6	14
揖-波賀-Ⅰ 3	揖保川	道谷川	マカド谷	道谷	10	3	30
揖-波賀-Ⅰ 4	揖保川	道谷川	雨山谷	戸倉	225	295	12
揖-波賀-Ⅰ 5	揖保川	道谷川	花尻	戸倉	100	23	17
揖-波賀-Ⅰ 6	揖保川	引原川	家ノ谷	宮中	208	103	17
揖-波賀-Ⅰ 7	揖保川	引原川	三久安川	原	203	209	13
揖-波賀-Ⅰ 8	揖保川	引原川	大曲谷	日ノ原	38	13	26
揖-波賀-Ⅰ 9	揖保川	引原川	八丈川	八丈	447	911	7
揖-波賀-Ⅰ 10	揖保川	引原川	権現	原有賀	80	18	22
揖-波賀-Ⅰ 11	揖保川	引原川	林ノ谷	林殿	57	14	16
揖-波賀-Ⅰ 12	揖保川	皆木川	皆木川	皆木	104	40	17
揖-波賀-Ⅰ 13	揖保川	水谷川	大榎	奥水谷	57	31	15
揖-波賀-Ⅰ 14	揖保川	水谷川	縄手	下水谷	28	4	21
揖-波賀-Ⅰ 15	揖保川	皆木川	徳永川	水谷	122	51	12
揖-波賀-Ⅰ 16	揖保川	水谷川	東山	下小谷	108	104	9
揖-波賀-Ⅰ 17	揖保川	水谷川	南垣内	上野	75	19	21
揖-波賀-Ⅰ 18	揖保川	水谷川	水無谷	上野	53	13	23
揖-波賀-Ⅰ 19	揖保川	斉木川	ソマ谷	前地	160	113	18
揖-波賀-Ⅰ 20	揖保川	斉木川	谷口谷	前地	17	3	11
揖-波賀-Ⅰ 21	揖保川	斉木川	石ヶ谷	前地	78	17	16
揖-波賀-Ⅰ 22	揖保川	斉木川	ホウトチ	前地	80	29	17
揖-波賀-Ⅰ 23	揖保川	斉木川	大谷川	前地	175	212	18
揖-波賀-Ⅰ 24	揖保川	斉木川	小谷	前地	17	8	14
揖-波賀-Ⅰ 25	揖保川	斉木川	檜ノ谷	流田	77	15	19
揖-波賀-Ⅰ 26	揖保川	斉木川	菅谷	中村	28	4	16
揖-波賀-Ⅰ 27	揖保川	斉木川	水戸谷	中村	70	15	15
揖-波賀-Ⅰ 28	揖保川	斉木川	中村川	中村	125	50	32
揖-波賀-Ⅰ 29	揖保川	下保川	千保川	中村	180	115	19
揖-波賀-Ⅰ 30	揖保川	斉木川	寺脇川	寺脇	65	12	18
揖-波賀-Ⅰ 31	揖保川	斉木川	西名古城元屋敷谷	名古城	51	10	18
揖-波賀-Ⅰ 32	揖保川	引原川	ウバガ谷	有賀	66	30	17
揖-波賀-Ⅰ 33	揖保川	引原川	空林谷	安賀	17	6	18
揖-波賀-Ⅰ 34	揖保川	引原川	一ノ谷	安賀	35	16	26
揖-波賀-Ⅰ 35	揖保川	引原川	森ノ下	市	39	7	20

土石流危険渓流等(渓流番号中のⅠ、Ⅱ、Ⅲの別は「急傾斜地崩壊危険箇所」のそれに同義)

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地 (字名)	渓流概況		
					渓流長 (10m)	流域面積 (ha)	流下部平均 勾配(度)
揖-波賀-Ⅰ 36	揖保川	引原川	小野川	小野	375	608	11
揖-波賀-Ⅰ 37	揖保川	引原川	井ノ谷	下小野	42	12	22
揖-波賀-Ⅰ 38	揖保川	引原川	谷川	谷	222	659	15
揖-波賀-Ⅰ 39	揖保川	谷川	上垣内谷	谷	75	33	22
揖-波賀-Ⅰ 40	揖保川	谷川	東山	谷	43	7	16
揖-波賀-Ⅰ 41	揖保川	谷川	神エ山	谷	33	5	18
揖-波賀-Ⅰ 42	揖保川	引原川	長谷	谷	80	23	16
揖-波賀-Ⅰ 43	揖保川	引原川	大畑山	谷	112	38	22
揖-波賀-Ⅰ 44	揖保川	引原川	ホラ谷	月見谷	36	7	22
揖-波賀-Ⅱ 1	揖保川	道谷川	シカ谷	道谷	15	2	25
揖-波賀-Ⅱ 2	揖保川	道谷川	畑ヶ谷	道谷	25	3	24
揖-波賀-Ⅱ 3	揖保川	引原川	鶴ヶ岡	石亀	45	10	16
揖-波賀-Ⅱ 4	揖保川	引原川	高倉谷	鹿伏	220	239	24
揖-波賀-Ⅱ 5	揖保川	引原川	カイガス川	小原	177	135	15
揖-波賀-Ⅱ 6	揖保川	音水川	小杉谷	音水	108	32	19
揖-波賀-Ⅱ 7	揖保川	引原川	林ノ谷	八丈	44	11	16
揖-波賀-Ⅱ 8	揖保川	引原川	宮ノ谷	原	62	15	24
揖-波賀-Ⅱ 9	揖保川	引原川	河垣	皆木	13	5	21
揖-波賀-Ⅱ 10	揖保川	水谷川	杉ヶ谷	下水谷	178	89	14
揖-波賀-Ⅱ 11	揖保川	齊川	滝谷	前地	61	15	18
揖-波賀-Ⅱ 12	揖保川	引原川	寺ノ前	今市	39	4	21
揖-波賀-Ⅱ 13	揖保川	引原川	今市川	今市	38	8	18
揖-波賀-Ⅱ 14	揖保川	引原川	溝野山	溝野	76	37	17
千-千種-Ⅰ 1	千種川	西河内川	セドの谷	通ノ谷	104	23	14
千-千種-Ⅰ 2	千種川	西河内川	樋の谷川	木地山	138	40	13
千-千種-Ⅰ 3	千種川	西河内川	奥田川	奥田	52	6	17
千-千種-Ⅰ 4	千種川	西河内川	オクラ谷	木地山	32	6	17
千-千種-Ⅰ 5	千種川	西河内川	柿谷	西河内	78	10	14
千-千種-Ⅰ 6	千種川	西河内川	寺谷川	中野	198	114	17
千-千種-Ⅰ 7	千種川	西河内川	畦の谷川	中野	83	31	17
千-千種-Ⅰ 8	千種川	西河内川	高保木	高徳木	40	8	16
千-千種-Ⅰ 9	千種川	西河内川	奥町	高徳木	52	5	21
千-千種-Ⅰ 10	千種川	河内川	大外地	道上	178	170	13
千-千種-Ⅰ 11	千種川	西河内川	大上川	河内	60	13	12
千-千種-Ⅰ 12	千種川	西河内川	林川	河内	103	50	17
千-千種-Ⅰ 13	千種川	西河内川	空山	河内	52	12	9
千-千種-Ⅰ 14	千種川	西河内川	大谷	河内	27	7	8
千-千種-Ⅰ 15	千種川	河内川	寺谷川	中村	172	76	21
千-千種-Ⅰ 16	千種川	河内川	中村川	中村	103	41	11
千-千種-Ⅰ 17	千種川	河内川	川井川	川井	52	12	22
千-千種-Ⅰ 18	千種川	千種川	種姫	宝ノ木	54	10	27
千-千種-Ⅰ 19	千種川	千種川	明地野	宝ノ木	55	18	21
千-千種-Ⅰ 20	千種川	千種川	宝ノ木	河呂	20	3	19
千-千種-Ⅰ 21	千種川	千種川	前田	河呂	31	5	11
千-千種-Ⅰ 22	千種川	千種川	岡川	宝ノ木	67	37	11
千-千種-Ⅰ 23	千種川	岩野辺川	杉山口	小海	82	43	10
千-千種-Ⅰ 24	千種川	岩野辺川	荒尾川	荒尾	210	321	23
千-千種-Ⅰ 25	千種川	岩野辺川	波賀坂川	荒尾	129	76	13
千-千種-Ⅰ 26	千種川	岩野辺川	柿谷	岩野辺	44	10	19
千-千種-Ⅰ 27	千種川	岩野辺川	福海寺	岩野辺	74	33	16
千-千種-Ⅰ 28	千種川	岩野辺川	一坪川	森脇	63	17	18
千-千種-Ⅰ 29	千種川	岩野辺川	森脇	森脇	28	8	20
千-千種-Ⅰ 30	千種川	岩野辺川	大河内川	小河	233	305	13
千-千種-Ⅰ 31	千種川	岩野辺川	越礼川	越	121	101	10
千-千種-Ⅰ 32	千種川	岩野辺川	柳谷	柳谷	50	19	21
千-千種-Ⅰ 33	千種川	岩野辺川	天神谷	大山	76	22	28

土石流危険渓流等(渓流番号中のⅠ、Ⅱ、Ⅲの別は「急傾斜地崩壊危険箇所」のそれに同義)

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地 (字名)	渓流概況		
					渓流長 (10m)	流域面積 (ha)	流下部平均 勾配(度)
千-千種-Ⅰ 34	千種川	岩野辺川	新宮川	大山	37	11	14
千-千種-Ⅰ 35	千種川	千種川	杉谷	西山	12	3	9
千-千種-Ⅰ 36	千種川	西山川	イオト谷	西山	123	53	13
千-千種-Ⅰ 37	千種川	西山川	反田川	西山	126	42	10
千-千種-Ⅰ 38	千種川	西山川	ダケの谷	西山	29	9	12
千-千種-Ⅰ 39	千種川	西山川	小谷川	雛倉	100	50	17
千-千種-Ⅰ 40	千種川	千種川	西方寺	室	97	35	19
千-千種-Ⅰ 41	千種川	黒土川	奥ノ垣内	河井	55	10	16
千-千種-Ⅰ 42	千種川	志文川	別所	別所	47	6	8
千-千種-Ⅰ 43	千種川	志文川	村の内	村ノ上	10	3	18
千-千種-Ⅰ 44	千種川	志文川	下鷹巣	村ノ上	14	2	18
千-千種-Ⅱ 1	千種川	千種川	真所川	河内	62	19	13
千-千種-Ⅱ 2	千種川	河内川	高羅口川	川井	55	11	17
千-千種-Ⅱ 3	千種川	千種川	小久保	河呂	54	19	19
千-千種-Ⅱ 4	千種川	岩野辺川	内海	小海	27	5	10
千-千種-Ⅱ 5	千種川	内海川	下垣内	内海	63	15	6
千-千種-Ⅱ 6	千種川	荒尾川	谷口	荒尾	28	4	18
千-千種-Ⅱ 7	千種川	荒尾川	釜本	荒尾	40	14	12
千-千種-Ⅱ 8	千種川	岩野辺川	室谷	荒尾	66	27	24
千-千種-Ⅱ 9	千種川	岩野辺川	下室谷	荒尾	24	7	12
千-千種-Ⅱ 10	千種川	岩野辺川	徳久	荒尾	43	11	17
千-千種-Ⅱ 11	千種川	岩野辺川	穴尾	岩野辺	87	53	11
千-千種-Ⅱ 12	千種川	西山川	大仙	西山	36	6	14
千-千種-Ⅱ 13	千種川	西山川	屋垣内	雛倉	36	7	11
千-千種-Ⅱ 14	千種川	千種川	七室川	室	131	31	20
千-千種-Ⅱ 15	千種川	黒上川	河井	河井	32	5	14
千-千種-Ⅱ 16	千種川	千種川	青木	河井	34	6	16
千-千種-Ⅱ 17	千種川	千種川	宮前川	七野	105	48	18
千-千種-Ⅱ 18	千種川	千種川	寺前	七野	31	7	16
千-千種-Ⅱ 19	千種川	千種川	檜原川	下河野	80	33	22
千-千種-Ⅱ 20	千種川	千種川	井筒ノ元	下河野	24	11	27
千-千種-Ⅱ 21	千種川	千種川	戌ヶ谷川	下河野	133	75	18
千-千種-Ⅱ 22	千種川	千種川	宮ノ上	下河野	16	3	27
千-千種-Ⅱ 23	千種川	千種川	宮ノ下	下河野	16	5	32
千-千種-Ⅱ 24	千種川	千種川	竹ノ内	下河野	45	12	22
千-千種-Ⅱ 25	千種川	千種川	阿踏川	阿踏	44	14	19

地すべり危険箇所

国土交通省所管

整理番号	箇所名	河川名			位置		面積 (ha)	地すべり 防止区域 の指定
		水系名	幹川名	溪流名	郡市	大字		
521- 1	小茅野	千種川	志文川	小茅野	宍粟市	山崎町小茅野	43. 5	
523- 1	埋野	揖保川	揖保川	—	宍粟市	一宮町百千家満	18. 8	
523- 2	下百千家満	揖保川	揖保川	—	宍粟市	一宮町百千家満	85. 4	
523- 3	津羅	揖保川	福知川	—	宍粟市	一宮町福知	24. 2	
523- 4	成る	揖保川	福知川	—	宍粟市	一宮町福知	48. 6	
523- 5	福知	揖保川	福知川	—	宍粟市	一宮町福知	22. 83	S53. 8. 17
524- 1	皆木	揖保川	引原川	—	宍粟市	波賀町皆木	47. 7	
525- 1	中嶋	千種川	千種川	—	宍粟市	千種町千種	54. 4	
525- 2	倉谷	千種川	千種川	—	宍粟市	千種町七野	56. 6	
	9 箇所					合 計	402. 03	

(注) 過去の災害、現地の活動の兆候、地形等から地すべりの発生の可能性があり、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがある箇所を登載した。

地すべり危険地

農林水産省農村振興局所管

関係 事務所	整理 番号	箇所名	位置		面積 (ha)	指定年月日 備 考
			市郡	大字		
光都	342	河内	宍粟市	千種町河内	38.0	
		小計		1箇所	38.0	

土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)

地域	字	箇所番号	区域名	区域名 (フリガナ)	公示番号	公示日
山崎町	須賀沢	128010010	須賀沢AⅢ	スカサワ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	須賀沢	128010011	須賀沢AⅡ	スカサワ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	須賀沢	128010012	須賀沢EⅢ	スカサワ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	須賀沢	128010013	須賀沢BⅡ	スカサワ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	須賀沢	128010014	須賀沢DⅢ	スカサワ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	須賀沢	128010015	須賀沢CⅢ	スカサワ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	須賀沢	128010016	須賀沢CⅡ	スカサワ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	須賀沢	128010017	須賀沢BⅢ	スカサワ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	須賀沢	128010018	須賀沢FⅢ	スカサワ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	須賀沢	128010019	出石Ⅰ	イダイシ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	須賀沢	128010020	高所AⅢ	コウゾ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	高所	128010021	高所AⅡ	コウゾ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	高所	128010022	万燈山Ⅰ	マントウヤマ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	中	128010023	中AⅡ	ナカ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	中	128010024	中Ⅰ	ナカ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	中	128010025	中BⅢ	ナカ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	中	128010026	中山AⅢ	ナカヤマ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	中	128010027	中山AⅡ	ナカヤマ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	神谷	128010036	神谷Ⅰ	コウダニ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	神谷	128010037	矢原Ⅱ	ヤハラ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	神谷	128010038	矢原(2)Ⅰ	ヤハラ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	岸田	128010043	岸田BⅢ	キンダ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	岸田	128010044	岸田AⅢ	キンダ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	杉ヶ瀬	128010050	杉ヶ瀬(3)Ⅰ	スギガセ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	杉ヶ瀬	128010051	杉ヶ瀬Ⅰ	スギガセ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	杉ヶ瀬	128010052	杉ヶ瀬(2)Ⅰ	スギガセ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	中比地	128010058	中比地BⅢ	ナカヒジ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	中比地	128010059	中比地AⅡ	ナカヒジ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	上比地	128010060	上比地BⅡ	カヒジ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	上比地	128010061	山崎(1)Ⅰ	ヤマサキ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	上比地	128010062	上比地AⅡ	カヒジ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	五十波	128010200	五十波GⅢ	イカバ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	五十波	128010201	五十波HⅡ	イカバ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	五十波	128010202	五十波BⅡ	イカバ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	五十波	128010203	五十波DⅢ	イカバ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	五十波	128010204	五十波BⅢ	イカバ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	五十波	128010205	五十波AⅢ	イカバ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	五十波	128010206	五十波EⅡ	イカバ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	五十波	128010207	五十波(2)Ⅰ	イカバ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	五十波	128010208	五十波CⅡ	イカバ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	五十波	128010209	五十波AⅡ	イカバ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	五十波	128010210	五十波Ⅲ	イカバ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	五十波	128010211	五十波(1)Ⅰ	イカバ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	梯	128010212	梯DⅢ	カケハシ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	梯	128010213	梯(2)Ⅰ	カケハシ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	梯	128010214	梯BⅡ	カケハシ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	梯	128010215	梯AⅢ	カケハシ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	梯	128010216	梯BⅢ	カケハシ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	梯	128010217	梯AⅡ	カケハシ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	梯	128010218	梯Ⅰ	カケハシ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	上寺	128010219	寺町Ⅰ	テラマチ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	上寺	128010220	上寺Ⅰ	ウエデラ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	上寺	128010221	上寺AⅡ	ウエデラ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	横須	128010222	横須EⅢ	ヨコス	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	横須	128010223	横須DⅢ	ヨコス	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	横須	128010224	横須(1)Ⅰ	ヨコス	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	横須	128010225	横須(4)Ⅰ	ヨコス	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	横須	128010226	横須(3)Ⅰ	ヨコス	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日

土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)

地域	字	箇所番号	区域名	区域名 (フリガナ)	公示番号	公示日
山崎町	横須	128010227	横須AⅡ	ヨコス	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	三津	128010228	生谷Ⅰ	イギタニ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	三津	128010229	三津AⅢ	ミツヅ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	三津	128010230	三津(2)Ⅰ	ミツヅ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	三津	128010231	三津Ⅰ	ミツヅ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	三津	128010232	三津BⅢ	ミツヅ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	生谷	128010233	生谷AⅡ	イギタニ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	生谷	128010234	横須(2)Ⅰ	ヨコス	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	下町	128010235	横須AⅢ	ヨコス	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	下町	128010236	下町AⅡ	シモマチ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	下町	128010237	下町EⅡ	シモマチ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	下町	128010238	下町(2)Ⅰ	シモマチ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	下町	128010239	下町AⅢ	シモマチ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	下町	128010240	下町DⅡ	シモマチ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	下町	128010241	下町(1)Ⅰ	シモマチ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	下町	128010242	下町CⅡ	シモマチ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	下町	128010243	下町BⅡ	シモマチ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	宇野	128010244	下牧谷BⅢ	シモマキタニ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	宇野	128010245	下牧谷AⅢ	シモマキタニ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	宇野	128010246	宇野AⅡ	ウノ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	宇野	128010247	宇野CⅢ	ウノ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	宇野	128010248	宇野CⅡ	ウノ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	宇野	128010249	宇野BⅡ	ウノ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	宇野	128010250	宇野(3)Ⅰ	ウノ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	宇野	128010251	宇野BⅢ	ウノ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	宇野	128010252	宇野(2)Ⅰ	ウノ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	宇野	128010253	宇野Ⅰ	ウノ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	片山	128010254	片山Ⅰ	カタヤマ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	片山	128010255	片山AⅢ	カタヤマ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	片山	128010256	片山AⅡ	カタヤマ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	上牧谷	128010257	上牧谷DⅡ	カミマキタニ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	上牧谷	128010258	上牧谷BⅢ	カミマキタニ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	上牧谷	128010259	上牧谷BⅡ	カミマキタニ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	上牧谷	128010260	上牧谷Ⅰ	カミマキタニ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	上牧谷	128010261	上牧谷DⅢ	カミマキタニ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	上牧谷	128010262	上牧谷CⅢ	カミマキタニ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	上牧谷	128010263	中野FⅡ	ナカノ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	上牧谷	128010264	上牧谷(1)Ⅰ	カミマキタニ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	上牧谷	128010265	上牧谷CⅡ	カミマキタニ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	上牧谷	128010266	上牧谷AⅢ	カミマキタニ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	上牧谷	128010267	上牧谷AⅡ	カミマキタニ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	上牧谷	128010268	東下野BⅢ	ヒガシシモノ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	大谷	128010269	大谷FⅢ	オオタニ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	大谷	128010270	大谷CⅡ	オオタニ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	大谷	128010271	大谷AⅡ	オオタニ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	大谷	128010272	大谷DⅢ	オオタニ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	大谷	128010273	大谷BⅡ	オオタニ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	大谷	128010274	大谷BⅢ	オオタニ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	東下野	128010275	上牧谷(2)Ⅰ	カミマキタニ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	東下野	128010276	東下野(2)Ⅰ	ヒガシシモノ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	東下野	128010277	東下野Ⅰ	ヒガシシモノ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	東下野	128010278	東下野DⅢ	ヒガシシモノ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	東下野	128010279	東下野CⅢ	ヒガシシモノ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	中野	128010280	中野CⅢ	ナカノ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	中野	128010281	中野AⅢ	ナカノ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	中野	128010282	中野AⅡ	ナカノ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	中野	128010283	中野BⅡ	ナカノ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	中野	128010284	中野DⅢ	ナカノ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日

土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)

地域	字	箇所番号	区域名	区域名 (フリガナ)	公示番号	公示日
山崎町	中野	128010285	宮ノ元BⅡ	ミヤノモト	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	中野	128010286	宮ノ元(2)Ⅰ	ミヤノモト	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	中野	128010287	宮ノ元Ⅰ	ミヤノモト	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	中野	128010288	中野Ⅰ	ナカノ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	中野	128010289	久住AⅢ	クジユウ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	中野	128010290	久住AⅡ	クジユウ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	中野	128010291	中野BⅢ	ナカノ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	中野	128010292	久住Ⅰ	クジユウ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	中野	128010293	宮ノ元BⅢ	ミヤノモト	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	中野	128010294	宮ノ元AⅡ	ミヤノモト	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	上ノ	128010295	宮ノ北AⅡ	ミヤノキタ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	上ノ	128010296	宮ノ北BⅡ	ミヤノキタ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	上ノ	128010297	上ノ下DⅡ	カミノシモ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	上ノ	128010298	山崎(2)Ⅰ	ヤマサキ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	上ノ	128010299	宮ノ北AⅢ	ミヤノキタ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	上ノ	128010300	上ノ下HⅡ	カミノシモ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	上ノ	128010301	上ノ下BⅡ	カミノシモ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	上ノ	128010302	上ノ下CⅡ	カミノシモ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	上ノ	128010303	上ノ下AⅡ	カミノシモ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	上ノ	128010304	上ノ下GⅡ	カミノシモ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	上ノ	128010305	上ノ下BⅢ	カミノシモ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	上ノ	128010306	山崎(3)Ⅰ	ヤマサキ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	上ノ	128010307	上ノ上EⅢ	カノガミ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	上ノ	128010308	上ノ上DⅢ	カノガミ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	上ノ	128010309	上ノ下FⅡ	カノガミ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	上ノ	128010310	上ノ上CⅡ	カノガミ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	上ノ	128010311	上ノ上AⅡ	カノガミ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	上ノ	128010312	上ノ上BⅡ	カノガミ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	上ノ	128010313	上ノ上BⅡ	カノガミ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	上ノ	128010314	山崎(4)Ⅰ	ヤマサキ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	上ノ	128010315	野ノ隅原DⅢ	ノノスミハラ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	上ノ	128010316	野ノ隅原BⅢ	ノノスミハラ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	上ノ	128010317	野ノ隅原AⅢ	ノノスミハラ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
山崎町	小茅野	128010318	小茅野AⅡ	コガイノ	兵庫県告示第112号	平成22年2月2日
一宮町	河原田	128020105	河原田Ⅰ	カワハラダ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	河原田	128020106	平Ⅰ	タイラ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	河原田	128020107	河原田(2)Ⅰ	カワハラダ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	河原田	128020108	三方(6)Ⅰ	ミカタ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	河原田	128020109	河原田AⅡ	カワハラダ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	河原田	128020110	高野AⅡ	タカノ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	河原田	128020111	三方町CⅡ	ミカタ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	河原田	128020112	三方町DⅡ	ミカタ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	河原田	128020113	河原田CⅡ	カワハラダ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	河原田	128020114	河原田DⅡ	カワハラダ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	河原田	128020115	河原田EⅡ	カワハラダ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	河原田	128020116	河原田下Ⅱ	カワハラダ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	河原田	128020117	河原田GⅡ	カワハラダ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	河原田	128020118	河原田HⅡ	カワハラダ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	河原田	128020119	平Ⅱ	タイラ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	河原田	128020120	高野BⅡ	タカノ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	河原田	128020121	三方町JⅡ	ミカタ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	河原田	128020122	河原田AⅢ	カワハラダ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	河原田	128020123	河原田GⅢ	カワハラダ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	河原田	128020124	河原田JⅢ	カワハラダ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	河原田	128020125	高野AⅢ	タカノ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	河原田	128020126	高野CⅢ	タカノ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	河原田	128020127	高野DⅢ	タカノ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	公文	128020128	糺屋AⅠ	コウジヤ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日

土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)

地域	字	箇所番号	区域名	区域名 (フリガナ)	公示番号	公示日
一宮町	公文	128020129	西公文AⅡ	ニシクモン	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	公文	128020130	東公文CⅡ	ヒガシクモン	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	公文	128020131	糺屋AⅡ	コウジヤ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	公文	128020132	河原田BⅡ	カワハラダ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	公文	128020133	東公文DⅡ	ヒガシクモン	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	公文	128020134	東公文EⅡ	ヒガシクモン	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	公文	128020135	糺屋BⅡ	コウジヤ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	公文	128020136	西公文BⅡ	ニシクモン	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	公文	128020137	糺屋DⅡ	コウジヤ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	公文	128020138	糺屋CⅢ	コウジヤ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	公文	128020139	東公文BⅢ	ヒガシクモン	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	公文	128020140	西公文AⅢ	ニシクモン	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	公文	128020141	西公文BⅢ	ニシクモン	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	公文	128020142	西公文CⅢ	ニシクモン	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	公文	128020143	西公文EⅢ	ニシクモン	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	公文	128020144	河原田HⅢ	カワハラダ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	西深	128020145	下西深(2)Ⅰ	シモニブカ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	西深	128020146	下西深BⅡ	シモニブカ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	百千家満	128020147	百千家満Ⅰ	オチヤマ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	百千家満	128020148	百千家満AⅡ	オチヤマ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	百千家満	128020149	百千家満BⅡ	オチヤマ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	百千家満	128020150	百千家満DⅡ	オチヤマ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	百千家満	128020151	百千家満EⅡ	オチヤマ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	百千家満	128020152	百千家満FⅡ	オチヤマ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	百千家満	128020153	三方町EⅡ	ミカタ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	百千家満	128020154	百千家満GⅡ	オチヤマ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	百千家満	128020155	百千家満DⅢ	オチヤマ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	百千家満	128020156	草木AⅢ	クサギ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	百千家満	128020157	草木BⅢ	クサギ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	百千家満	128020158	草木CⅢ	クサギ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	福知	128020159	吉野Ⅰ	ヨシノ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	福知	128020160	福知Ⅰ	フクチ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	福知	128020161	吉野(2)Ⅰ	ヨシノ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	福知	128020162	福知AⅡ	フクチ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	福知	128020163	福知BⅡ	フクチ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	福知	128020164	吉野Ⅱ	ヨシノ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	福知	128020165	藪AⅡ	ヤブ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	福知	128020166	高取AⅡ	タカリ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	福知	128020167	高取BⅡ	タカリ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	福知	128020168	奥福知AⅡ	オクフクチ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	福知	128020169	奥福知BⅡ	オクフクチ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	福知	128020170	奥福知CⅡ	オクフクチ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	福知	128020171	奥福知DⅡ	オクフクチ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	福知	128020172	福知CⅡ	フクチ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	福知	128020173	白口AⅡ	シラクチ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	福知	128020174	白口BⅡ	シラクチ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	福知	128020175	福知AⅢ	フクチ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	福知	128020176	福知BⅢ	フクチ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	福知	128020177	福知CⅢ	フクチ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	福知	128020178	津羅AⅢ	ツラ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	福知	128020179	奥福知AⅢ	オクフクチ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	福知	128020180	奥福知DⅢ	オクフクチ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	福知	128020181	白口CⅢ	シラクチ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	福中	128020182	福中Ⅰ	フナカ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	福中	128020183	福中Ⅱ	フナカ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	福中	128020184	福中BⅢ	フナカ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	福野	128020185	福野Ⅰ	フクノ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	福野	128020186	福野(2)Ⅰ	フクノ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日

土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)

地域	字	箇所番号	区域名	区域名 (フリガナ)	公示番号	公示日
一宮町	福野	128020187	福野AⅢ	フクノ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	福野	128020188	福野BⅢ	フクノ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	福野	128020189	福野CⅢ	フクノ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	福野	128020190	福中CⅢ	フクナカ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	三方町	128020191	三方(1)Ⅰ	ミカタ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	三方町	128020192	三方(2)Ⅰ	ミカタ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	三方町	128020193	三方(3)Ⅰ	ミカタ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	三方町	128020194	三方(4)Ⅰ	ミカタ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	三方町	128020195	河原田(3)Ⅰ	カワハラダ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	三方町	128020196	三方(5)Ⅰ	ミカタ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	三方町	128020197	三方町AⅡ	ミカタマチ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	三方町	128020198	三方町BⅡ	ミカタマチ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	三方町	128020199	河原田CⅡ	カワハラダ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	三方町	128020200	三方町FⅡ	ミカタマチ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	三方町	128020201	三方町GⅡ	ミカタマチ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	三方町	128020202	三方町HⅡ	ミカタマチ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	三方町	128020203	三方町IⅡ	ミカタマチ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	三方町	128020204	金屋BⅡ	カナヤ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	三方町	128020205	三方町EⅢ	ミカタマチ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	森添	128020206	東公文AⅡ	ヒガシクモン	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	森添	128020207	東公文BⅡ	ヒガシクモン	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	森添	128020208	百千家満CⅡ	オチヤマ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	森添	128020209	金屋AⅡ	カナヤ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	森添	128020210	東公文FⅡ	ヒガシクモン	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	森添	128020211	百千家満EⅢ	オチヤマ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	嶋田	128020001	安黒Ⅱ	アグロ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	嶋田	128020002	安黒AⅢ	アグロ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	嶋田	128020003	安黒BⅢ	アグロ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	伊和	128020004	伊和Ⅱ	イワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	伊和	128020005	伊和BⅢ	イワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	伊和	128020006	伊和CⅢ	イワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	東市場	128020007	三軒屋Ⅰ	サンゲンヤ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	東市場	128020008	三軒屋(2)Ⅰ	サンゲンヤ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	閏賀	128020009	閏賀(2)Ⅰ	ウルガ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	閏賀	128020010	閏賀(1)Ⅰ	ウルガ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	閏賀	128020011	閏賀(3)Ⅰ	ウルガ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	閏賀	128020012	閏賀AⅡ	ウルガ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	閏賀	128020013	閏賀BⅡ	ウルガ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	西安積	128020014	西安積BⅡ	ニシアヅミ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	西安積	128020015	西安積AⅡ	ニシアヅミ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	西安積	128020016	乗取AⅢ	ジョウシュ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	西安積	128020017	乗取BⅢ	ジョウシュ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	西安積	128020018	西安積AⅢ	ニシアヅミ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	安積	128020019	三林(2)Ⅰ	ミハヤシ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	安積	128020020	三林(1)Ⅰ	ミハヤシ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	安積	128020021	中安積Ⅰ	ナカアヅミ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	安積	128020022	曲里Ⅰ	マガリ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	安積	128020023	曲里(2)Ⅰ	マガリ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	安積	128020024	曲里(3)Ⅰ	マガリ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	安積	128020025	曲里(4)Ⅰ	マガリ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	安積	128020026	三林(3)Ⅰ	ミハヤシ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	安積	128020027	曲里(5)Ⅰ	マガリ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	安積	128020028	曲里(6)Ⅰ	マガリ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	安積	128020029	曲里(7)Ⅰ	マガリ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	安積	128020030	曲里(8)Ⅰ	マガリ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	安積	128020031	安積Ⅱ	アヅミ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	安積	128020032	嵯峨山AⅢ	サガサン	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	上野田	128020033	上野田Ⅰ	カミノダ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日

土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)

地域	字	箇所番号	区域名	区域名 (フリガナ)	公示番号	公示日
一宮町	上野田	128020034	上野田AⅡ	カノダ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	上野田	128020035	下野田BⅡ	シモノダ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	上野田	128020036	上野田BⅢ	カノダ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	能倉	128020037	能倉AⅡ	ヨクラ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	能倉	128020038	能倉AⅢ	ヨクラ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	能倉	128020039	能倉CⅡ	ヨクラ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	東河内	128020040	中坪Ⅰ	ナカツボ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	東河内	128020041	福田Ⅰ	フクダ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	東河内	128020042	本谷(2)Ⅰ	ホンタニ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	東河内	128020043	山田BⅡ	ヤマダ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	東河内	128020044	中坪Ⅱ	ナカツボ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	東河内	128020045	本谷GⅡ	ホンタニ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	東河内	128020046	本谷HⅡ	ホンタニ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	東河内	128020047	本谷IⅡ	ホンタニ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	東河内	128020048	山田AⅡ	ヤマダ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	東河内	128020049	本谷AⅡ	ホンタニ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	東河内	128020050	本谷BⅡ	ホンタニ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	東河内	128020051	本谷CⅡ	ホンタニ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	東河内	128020052	本谷FⅡ	ホンタニ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	東河内	128020053	東河内AⅢ	ヒガシコウチ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	東河内	128020054	本谷CⅢ	ホンタニ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	東河内	128020055	本谷GⅢ	ホンタニ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	東河内	128020056	椈ヶ段AⅢ	モミガダン	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	東河内	128020057	椈ヶ段BⅢ	モミガダン	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	下野田	128020058	下野田Ⅰ	シモノダ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	下野田	128020059	下野田(2)Ⅰ	シモノダ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	下野田	128020060	下野田AⅡ	シモノダ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	下野田	128020061	下野田CⅡ	シモノダ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	下野田	128020062	下野田DⅢ	シモノダ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	下野田	128020063	下野田EⅢ	シモノダ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	下野田	128020064	椈ヶ段EⅢ	モミガダン	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	下野田	128020065	椈ヶ段FⅢ	モミガダン	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	下野田	128020066	下野田AⅢ	シモノダ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	下野田	128020067	下野田CⅢ	シモノダ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	生栖	128020068	生栖Ⅰ	イギス	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	生栖	128020069	生栖(2)Ⅰ	イギス	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	生栖	128020070	生栖(3)Ⅰ	イギス	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	生栖	128020071	生栖Ⅱ	イギス	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	生栖	128020072	生栖AⅡ	イギス	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	生栖	128020073	生栖BⅡ	イギス	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	生栖	128020074	田ノ尻AⅡ	タニシリ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	生栖	128020075	生栖BⅢ	イギス	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	生栖	128020076	生栖CⅢ	イギス	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	生栖	128020077	生栖DⅢ	イギス	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	生栖	128020078	生栖FⅢ	イギス	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	生栖	128020079	生栖GⅢ	イギス	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	生栖	128020080	田尻AⅢ	タシリ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	西深	128020081	上西澤Ⅰ	カミニシザリ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	西深	128020082	下西澤Ⅰ	シモニシフカ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	西深	128020083	西深Ⅰ	ニシフカ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	西深	128020084	下西澤(3)Ⅰ	シモニシフカ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	西深	128020085	下西澤CⅡ	シモニシフカ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	西深	128020086	西深AⅡ	ニシフカ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	西深	128020087	西深BⅡ	ニシフカ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	西深	128020088	下西澤AⅡ	シモニシフカ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	西深	128020089	西深AⅢ	ニシフカ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	西深	128020090	上西澤AⅢ	カミニシフカ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	西深	128020091	下西澤DⅢ	シモニシフカ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日

土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)

地域	字	箇所番号	区域名	区域名 (フリガナ)	公示番号	公示日
一宮町	深河谷	128020092	東川Ⅰ	アズマカワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	深河谷	128020093	深河谷Ⅰ	フカダニ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	深河谷	128020094	深河谷(2)Ⅰ	フカダニ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	深河谷	128020095	深河谷(3)Ⅰ	フカダニ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	深河谷	128020096	深河内AⅡ	フカウチ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	深河谷	128020097	深河内BⅡ	フカウチ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	深河谷	128020098	深河谷CⅡ	フカダニ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	深河谷	128020099	深河谷DⅡ	フカダニ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	深河谷	128020100	深河谷EⅡ	フカダニ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	深河谷	128020101	深河谷FⅡ	フカダニ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	深河谷	128020102	深河谷AⅡ	フカダニ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	深河谷	128020103	深河谷BⅡ	フカダニ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	深河谷	128020104	深河谷JⅢ	フカダニ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
山崎町	宇原	128010002	宇原Ⅰ	ウハラ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	川戸	128010003	川戸BⅢ	カフト	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	川戸	128010004	川戸AⅡ	カフト	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	川戸	128010005	川戸(4)Ⅰ	カフト	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	川戸	128010006	川戸(2)Ⅰ	カフト	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	川戸	128010007	川戸(1)Ⅰ	カフト	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	川戸	128010008	川戸(3)Ⅰ	カフト	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	川戸	128010009	川戸AⅢ	カフト	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	三谷	128010028	神谷(2)Ⅰ	コウダニ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	三谷	128010029	三谷AⅢ	ミタニ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	三谷	128010030	三谷AⅡ	ミタニ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	三谷	128010031	三谷BⅢ	ミタニ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	三谷	128010032	三谷Ⅰ	ミタニ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	三谷	128010033	三谷(2)Ⅰ	ミタニ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	三谷	128010034	三谷CⅡ	ミタニ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	三谷	128010035	三谷BⅡ	ミタニ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	矢原	128010039	矢原AⅢ	ヤハラ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	矢原	128010040	矢原Ⅰ	ヤハラ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	矢原	128010041	矢原BⅢ	ヤハラ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	矢原	128010042	矢原AⅡ	ヤハラ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	野々上	128010045	野々上(3)Ⅰ	ノノウエ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	野々上	128010046	野々上BⅢ	ノノウエ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	野々上	128010047	野々上(2)Ⅰ	ノノウエ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	野々上	128010048	野々上Ⅰ	ノノウエ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	野々上	128010049	野々上AⅡ	ノノウエ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	木ノ谷	128010053	木ノ谷AⅢ	キノタニ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	木ノ谷	128010054	木ノ谷AⅡ	キノタニ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	下比地	128010055	下比地BⅢ	シモヒジ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	下比地	128010056	下比地AⅡ	シモヒジ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	下比地	128010057	下比地Ⅰ	シモヒジ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	比地	128010063	比地AⅡ	ヒジ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	田井	128010064	田井CⅡ	タイ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	田井	128010065	田井(2)Ⅰ	タイ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	田井	128010066	田井BⅢ	タイ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	田井	128010067	田井(1)Ⅰ	タイ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	田井	128010068	田井AⅢ	タイ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	与位	128010069	田井DⅢ	タイ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	与位	128010070	与位DⅢ	ヨイ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	与位	128010071	与位AⅡ	ヨイ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	与位	128010072	与位AⅢ	ヨイ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	与位	128010073	与位Ⅰ	ヨイ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	与位	128010074	与位CⅡ	ヨイ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	清野	128010075	与位(2)Ⅰ	ヨイ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	清野	128010076	清野Ⅰ	セイノ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	段	128010077	段(1)Ⅰ	ダン	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日

土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)

地域	字	箇所番号	区域名	区域名 (フリガナ)	公示番号	公示日
山崎町	段	128010078	段AⅢ	ダン	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	段	128010079	段BⅡ	ダン	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	段	128010080	段(2)Ⅰ	ダン	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	段	128010081	段AⅡ	ダン	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	段	128010082	段CⅡ	ダン	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	段	128010083	春安BⅢ	ハルヤス	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	春安	128010084	春安AⅢ	ハルヤス	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	春安	128010085	春安Ⅰ	ハルヤス	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	木谷	128010086	木谷CⅢ	キダニ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	木谷	128010087	木谷DⅢ	キダニ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	木谷	128010088	木谷BⅢ	キダニ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	元山崎	128010089	最上山Ⅰ	モガミヤマ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	元山崎	128010090	最上山(2)Ⅰ	モガミヤマ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	門前	128010091	加生(2)Ⅰ	カショウ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	加生	128010092	加生Ⅰ	カショウ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	市場	128010093	木谷AⅢ	キダニ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	市場	128010094	高下DⅢ	コウゲ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	高下	128010095	高下BⅡ	コウゲ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	高下	128010096	高下(2)Ⅰ	コウゲ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	高下	128010097	高下(3)Ⅰ	コウゲ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	高下	128010098	高下CⅡ	コウゲ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	高下	128010099	高下(1)Ⅰ	コウゲ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	高下	128010100	高下BⅢ	コウゲ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	高下	128010101	高下AⅢ	コウゲ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	高下	128010102	高下AⅡ	コウゲ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	高下	128010103	青木BⅡ	アオキ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	青木	128010104	青木CⅡ	アオキ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	青木	128010105	青木(2)Ⅰ	アオキ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	青木	128010106	青木CⅢ	アオキ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	青木	128010107	青木BⅡ	アオキ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	青木	128010108	青木(1)Ⅰ	アオキ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	青木	128010109	中井BⅡ	ナカイ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	青木	128010110	中井AⅡ	ナカイ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	青木	128010111	中井BⅢ	ナカイ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	青木	128010112	中井BⅡ	ナカイ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	青木	128010113	中井Ⅰ	ナカイ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	青木	128010114	中井CⅢ	ナカイ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	青木	128010115	中井AⅡ	ナカイ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	青木	128010116	中井DⅢ	ナカイ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	青木	128010117	中井AⅢ	ナカイ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	青木	128010118	青木AⅡ	アオキ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	青木	128010119	比地町BⅡ	ヒジマチ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	青木	128010120	比地町DⅢ	ヒジマチ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	青木	128010121	比地町AⅡ	ヒジマチ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	青木	128010122	比地町CⅡ	ヒジマチ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	青木	128010123	比地町DⅡ	ヒジマチ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	青木	128010124	比地町AⅢ	ヒジマチ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	塩田	128010125	塩田(5)Ⅰ	シオタ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	塩田	128010126	塩田AⅢ	シオタ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	塩田	128010127	塩田(2)Ⅰ	シオタ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	塩田	128010128	塩田(3)Ⅰ	シオタ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	塩田	128010129	塩田(4)Ⅰ	シオタ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	塩田	128010130	塩田CⅡ	シオタ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	塩田	128010131	塩田BⅡ	シオタ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	塩田	128010132	塩田(1)Ⅰ	シオタ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	塩田	128010133	塩田BⅡ	シオタ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	塩田	128010134	塩田AⅡ	シオタ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	塩田	128010135	寺西FⅢ	テラニシ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日

土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)

地域	字	箇所番号	区域名	区域名 (フリガナ)	公示番号	公示日
山崎町	塩田	128010136	寺西Ⅰ	テラニシ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	塩田	128010137	寺西CⅡ	テラニシ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	塩田	128010138	寺西(2)Ⅰ	テラニシ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	塩田	128010139	寺西AⅡ	テラニシ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	塩田	128010140	寺西EⅢ	テラニシ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	塩田	128010141	寺西BⅡ	テラニシ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	塩田	128010142	寺西DⅡ	テラニシ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	葛根	128010143	葛根DⅡ	カズラネ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	葛根	128010144	葛根JⅡ	カズラネ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	土万	128010145	土万CⅡ	ヒジマ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	葛根	128010146	葛根CⅡ	カズラネ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	葛根	128010147	葛根GⅡ	カズラネ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	葛根	128010148	葛根AⅡ	カズラネ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	葛根	128010149	葛根BⅡ	カズラネ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	葛根	128010150	葛根IⅡ	カズラネ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	葛根	128010151	葛根FⅡ	カズラネ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	葛根	128010152	土万JⅡ	ヒジマ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	葛根	128010153	葛根HⅡ	カズラネ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	葛根	128010154	葛根LⅡ	カズラネ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	葛根	128010155	葛根KⅡ	カズラネ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	葛根	128010156	葛根Ⅰ	カズラネ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	土万	128010157	土万IⅢ	ヒジマ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	土万	128010158	土万EⅡ	ヒジマ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	土万	128010159	土万HⅡ	ヒジマ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	土万	128010160	土万GⅡ	ヒジマ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	土万	128010161	土万(5)Ⅰ	ヒジマ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	土万	128010162	土万BⅡ	ヒジマ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	土万	128010163	土万IⅢ	ヒジマ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	葛根	128010164	葛根EⅡ	カズラネ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	土万	128010165	土万HⅢ	ヒジマ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	土万	128010166	土万Ⅰ	ヒジマ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	土万	128010167	土万(4)Ⅰ	ヒジマ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	土万	128010168	土万FⅡ	ヒジマ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	土万	128010169	土万GⅢ	ヒジマ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	土万	128010170	土万AⅢ	ヒジマ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	土万	128010171	土万AⅡ	ヒジマ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	土万	128010172	土万DⅡ	ヒジマ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	土万	128010173	土万(2)Ⅰ	ヒジマ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	土万	128010174	土万JⅢ	ヒジマ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	土万	128010175	土万(3)Ⅰ	ヒジマ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	土万	128010176	土万KⅢ	ヒジマ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	塩山	128010177	塩山CⅡ	シオヤマ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	塩山	128010178	塩山DⅡ	シオヤマ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	塩山	128010179	塩山CⅢ	シオヤマ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	塩山	128010180	塩山BⅡ	シオヤマ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	塩山	128010181	塩山AⅡ	シオヤマ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	塩山	128010182	塩山AⅢ	シオヤマ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	塩山	128010183	塩山Ⅰ	シオヤマ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	大沢	128010184	万合AⅡ	マアイ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	大沢	128010185	小河内BⅡ	オゴウチ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	大沢	128010186	小河内(2)Ⅰ	オゴウチ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	大沢	128010187	小河内AⅡ	オゴウチ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	大沢	128010188	小河内Ⅰ	オゴウチ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	大沢	128010189	大沢DⅡ	オオサワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	大沢	128010190	大沢AⅡ	オオサワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	大沢	128010191	大沢CⅡ	オオサワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	大沢	128010192	大沢(3)Ⅰ	オオサワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	大沢	128010193	大沢(2)Ⅰ	オオサワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日

土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)

地域	字	箇所番号	区域名	区域名 (フリガナ)	公示番号	公示日
山崎町	大沢	128010194	大沢BⅢ	オオサワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	大沢	128010195	大沢Ⅰ	オオサワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	大沢	128010196	大沢BⅡ	オオサワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
一宮町	東河内	128020212	本谷Ⅰ	モトタニ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	東河内	128020213	本谷BⅡ	モトタニ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	東河内	128020214	本谷EⅡ	モトタニ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	草木	128020215	草木Ⅰ	クサギ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	草木	128020216	草木AⅡ	クサギ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	草木	128020217	草木BⅡ	クサギ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	草木	128020218	草木CⅡ	クサギ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	草木	128020219	草木EⅢ	クサギ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	草木	128020220	草木GⅢ	クサギ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	草木	128020221	草木HⅢ	クサギ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	千町	128020222	上千町Ⅰ	ウエセンチョウ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	千町	128020223	下千町AⅡ	シタセンチョウ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	千町	128020224	千町AⅡ	センチョウ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	千町	128020225	千町BⅡ	センチョウ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	千町	128020226	上千町BⅡ	ウエセンチョウ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	千町	128020227	下千町BⅡ	シタセンチョウ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	千町	128020228	下千町AⅢ	シタセンチョウ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	千町	128020229	千町BⅢ	センチョウ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	河原田	128020230	阿舎利AⅡ	アジャリ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	河原田	128020231	阿舎利BⅡ	アジャリ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	河原田	128020232	阿舎利CⅡ	アジャリ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	河原田	128020233	阿舎利DⅡ	アジャリ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	河原田	128020234	阿舎利EⅡ	アジャリ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	河原田	128020235	阿舎利AⅢ	アジャリ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	河原田	128020236	阿舎利CⅢ	アジャリ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	河原田	128020237	阿舎利DⅢ	アジャリ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	上岸田	128020238	上岸田Ⅰ	カミキンダ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	上岸田	128020239	上岸田Ⅱ	カミキンダ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	上岸田	128020240	上岸田BⅡ	カミキンダ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	上岸田	128020241	上岸田CⅡ	カミキンダ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	上岸田	128020242	上岸田DⅡ	カミキンダ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	上岸田	128020243	上岸田EⅡ	カミキンダ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	上岸田	128020244	上岸田FⅡ	カミキンダ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	上岸田	128020245	上岸田GⅡ	カミキンダ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	上岸田	128020246	上岸田HⅡ	カミキンダ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	上岸田	128020247	上岸田AⅢ	カミキンダ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	上岸田	128020248	上岸田FⅢ	カミキンダ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	上岸田	128020249	上岸田GⅢ	カミキンダ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	上岸田	128020250	上岸田HⅢ	カミキンダ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	上岸田	128020251	上岸田Ⅲ	カミキンダ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	井内	128020252	井内(1)Ⅰ	イウチ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	井内	128020253	井内(B)Ⅰ	イウチ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	井内	128020254	井内AⅡ	イウチ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	井内	128020255	井内(2)Ⅱ	イウチ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	井内	128020256	井内AⅢ	イウチ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	井内	128020257	井内DⅢ	イウチ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	横山	128020258	横山Ⅰ	ヨコヤマ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	横山	128020259	横山AⅡ	ヨコヤマ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	横山	128020260	横山BⅡ	ヨコヤマ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	横山	128020261	横山CⅡ	ヨコヤマ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	横山	128020262	横山DⅡ	ヨコヤマ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	横山	128020263	横山EⅡ	ヨコヤマ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	横山	128020264	横山FⅡ	ヨコヤマ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	横山	128020265	横山GⅡ	ヨコヤマ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	横山	128020266	横山HⅡ	ヨコヤマ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日

土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)

地域	字	箇所番号	区域名	区域名 (フリガナ)	公示番号	公示日
一宮町	横山	128020267	中垣内AⅢ	ナカガイチ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	横山	128020268	横山CⅢ	ヨコヤマ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	黒原	128020269	黒原Ⅰ	クロハラ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	黒原	128020270	大野Ⅰ	オオノ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	黒原	128020271	黒原(2)Ⅰ	クロハラ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	黒原	128020272	黒原AⅡ	クロハラ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	黒原	128020273	黒原BⅡ	クロハラ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	黒原	128020274	黒原CⅡ	クロハラ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	黒原	128020275	黒原DⅡ	クロハラ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	黒原	128020276	黒原EⅡ	クロハラ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	黒原	128020277	黒原FⅡ	クロハラ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	黒原	128020278	黒原GⅡ	クロハラ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	黒原	128020279	大谷Ⅱ	オオタニ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	黒原	128020280	大谷BⅡ	オオタニ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	黒原	128020281	大谷CⅡ	オオタニ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	黒原	128020282	大谷DⅡ	オオタニ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	黒原	128020283	黒原BⅢ	クロハラ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	黒原	128020284	黒原DⅢ	クロハラ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	黒原	128020285	黒原EⅢ	クロハラ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	公文	128020286	溝谷AⅡ	ミゾタニ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	公文	128020287	溝谷BⅡ	ミゾタニ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	公文	128020288	溝谷CⅡ	ミゾタニ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	公文	128020289	溝谷DⅡ	ミゾタニ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	公文	128020290	溝谷EⅡ	ミゾタニ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	公文	128020291	溝谷FⅡ	ミゾタニ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	公文	128020292	小原AⅡ	オハラ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	公文	128020293	小原BⅡ	オハラ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	公文	128020294	小原CⅡ	オハラ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	公文	128020295	小原DⅡ	オハラ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	公文	128020296	小原EⅡ	オハラ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	公文	128020297	志倉Ⅱ	シクラ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	公文	128020298	志倉CⅢ	シクラ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	公文	128020299	志倉DⅢ	シクラ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	公文	128020300	小原BⅢ	オハラ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	倉床	128020301	富士野Ⅰ	フジノ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	倉床	128020302	倉床(1)Ⅰ	クラトコ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	倉床	128020303	倉床(2)Ⅰ	クラトコ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	倉床	128020304	倉床(3)Ⅰ	クラトコ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	倉床	128020305	倉床(5)Ⅰ	クラトコ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	倉床	128020306	倉床(6)Ⅰ	クラトコ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	倉床	128020307	倉床AⅡ	クラトコ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	倉床	128020308	倉床BⅡ	クラトコ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	倉床	128020309	倉床CⅡ	クラトコ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	倉床	128020310	倉床DⅡ	クラトコ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	倉床	128020311	倉床EⅡ	クラトコ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	倉床	128020312	倉床FⅡ	クラトコ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	倉床	128020313	倉床GⅡ	クラトコ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	倉床	128020314	倉床HⅡ	クラトコ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	倉床	128020315	倉床JⅡ	クラトコ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	倉床	128020316	倉床KⅡ	クラトコ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	倉床	128020317	富士野AⅡ	フジノ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	倉床	128020318	富士野BⅡ	フジノ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	倉床	128020319	富士野CⅡ	フジノ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	倉床	128020320	富士野DⅡ	フジノ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	倉床	128020321	富士野CⅢ	フジノ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	倉床	128020322	倉床AⅢ	クラトコ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	倉床	128020323	倉床BⅢ	クラトコ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	倉床	128020324	倉床IⅢ	クラトコ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日

土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)

地域	字	箇所番号	区域名	区域名 (フリガナ)	公示番号	公示日
一宮町	倉床	128020325	倉床Ⅲ	クラトコ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	倉床	128020326	富士野AⅢ	フドノ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	倉床	128020327	富士野EⅢ	フドノ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
波賀町	日見谷	128030001	日見谷Ⅰ	ヒミタニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	日見谷	128030002	日見谷AⅡ	ヒミタニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	小野	128030003	上小野BⅡ	カミオノ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	小野	128030004	下小野AⅡ	シモオノ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	小野	128030005	下小野Ⅰ	シモオノ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	小野	128030006	上小野EⅡ	カミオノ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	小野	128030007	上小野(2)Ⅰ	カミオノ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	小野	128030008	上小野DⅡ	カミオノ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	小野	128030009	上小野(1)Ⅰ	カミオノ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	小野	128030010	上小野AⅡ	カミオノ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	小野	128030011	上小野CⅡ	カミオノ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	小野	128030012	上小野BⅡ	カミオノ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	小野	128030013	小野Ⅰ	オノ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	谷	128030014	下谷Ⅰ	シモダニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	谷	128030015	下谷AⅡ	シモダニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	谷	128030016	奥谷DⅡ	オクダニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	谷	128030017	奥谷Ⅰ	オクダニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	谷	128030018	奥谷CⅡ	オクダニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	谷	128030019	奥谷BⅡ	オクダニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	谷	128030020	奥谷AⅡ	オクダニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	谷	128030021	谷AⅡ	タニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	谷	128030022	溝野(2)Ⅰ	ミヅノ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	谷	128030023	溝野(1)Ⅰ	ミヅノ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	谷	128030024	奥谷Ⅰ	オクダニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	谷	128030025	谷Ⅰ	タニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	谷	128030026	谷BⅡ	タニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	今市	128030027	今市Ⅰ	イマイチ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	今市	128030028	安賀bⅢ	ヤスガ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	安賀	128030029	安賀(2)Ⅰ	ヤスガ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	安賀	128030030	安賀Ⅰ	ヤスガ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	安賀	128030031	上野(5)Ⅰ	ウエノ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	安賀	128030032	安賀(4)Ⅰ	ヤスガ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	安賀	128030033	安賀(3)Ⅰ	ヤスガ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	安賀	128030034	上野Ⅱ	ウエノ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	安賀	128030035	安賀AⅡ	ヤスガ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	斉木	128030036	流田BⅡ	ナガレタ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	斉木	128030037	流田AⅡ	ナガレタ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	斉木	128030038	流田DⅡ	ナガレタ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	斉木	128030039	流田CⅡ	ナガレタ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	斉木	128030040	前地AⅡ	マエチ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	斉木	128030041	流田EⅡ	ナガレタ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	斉木	128030042	流田FⅡ	ナガレタ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	斉木	128030043	有賀(1)Ⅰ	アリガ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	上野	128030044	上野(6)Ⅰ	ウエノ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	上野	128030045	上野(8)Ⅰ	ウエノ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	上野	128030046	上野FⅡ	ウエノ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	上野	128030047	上野(7)Ⅰ	ウエノ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	上野	128030048	上野(4)Ⅰ	ウエノ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	上野	128030049	上野(3)Ⅰ	ウエノ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	上野	128030050	上野AⅡ	ウエノ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	上野	128030051	上野(2)Ⅰ	ウエノ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	上野	128030052	上野CⅡ	ウエノ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	上野	128030053	上野DⅡ	ウエノ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	上野	128030054	上野(2)Ⅰ	ウエノ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	上野	128030055	上野Ⅲ	ウエノ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日

土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)

地域	字	箇所番号	区域名	区域名 (フリガナ)	公示番号	公示日
波賀町	上野	128030056	水谷cⅢ	ミズタニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	上野	128030057	水谷HⅡ	ミズタニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	上野	128030058	水谷CⅡ	ミズタニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	上野	128030059	水谷DⅡ	ミズタニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	上野	128030060	水谷EⅡ	ミズタニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	上野	128030061	水谷AⅡ	ミズタニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	上野	128030062	水谷Ⅰ	ミズタニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	上野	128030063	水谷GⅡ	ミズタニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	上野	128030064	水谷BⅡ	ミズタニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	上野	128030065	水谷FⅡ	ミズタニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	上野	128030066	奥水谷BⅡ	オクミズタニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	上野	128030067	水谷IⅡ	ミズタニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	上野	128030068	奥水谷AⅡ	オクミズタニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	皆木	128030069	皆木Ⅰ	ミナギ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	皆木	128030070	皆木AⅡ	ミナギ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	飯見	128030071	飯見(1)Ⅰ	イイミ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	飯見	128030072	飯見BⅡ	イイミ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	飯見	128030073	飯見AⅡ	イイミ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	野尻	128030074	野尻Ⅰ	ノジリ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	野尻	128030075	野尻(3)Ⅰ	ノジリ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	野尻	128030076	野尻(2)Ⅰ	ノジリ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	野尻	128030077	野尻cⅢ	ノジリ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	原	128030078	原hⅢ	ハラ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	原	128030079	原(3)Ⅰ	ハラ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	原	128030080	原(7)Ⅰ	ハラ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	原	128030081	原(4)Ⅰ	ハラ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	原	128030082	原(8)Ⅰ	ハラ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	原	128030083	原BⅡ	ハラ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	原	128030084	原FⅡ	ハラ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	原	128030085	原(1)Ⅰ	ハラ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	原	128030086	原AⅡ	ハラ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	原	128030087	原(6)Ⅰ	ハラ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	原	128030088	原HⅡ	ハラ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	原	128030089	原CⅡ	ハラ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	原	128030090	原GⅡ	ハラ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	音水	128030091	原jⅢ	ハラ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	音水	128030092	原(5)Ⅰ	ハラ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	音水	128030093	原(2)Ⅰ	ハラ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	音水	128030094	原cⅢ	ハラ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	音水	128030095	原EⅡ	ハラ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	原	128030096	原DⅡ	ハラ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	音水	128030097	音水DⅡ	オンズイ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	音水	128030098	音水AⅡ	オンズイ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	音水	128030099	音水CⅡ	オンズイ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	音水	128030100	音水BⅡ	オンズイ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	日ノ原	128030101	日ノ原Ⅰ	ヒノハラ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	日ノ原	128030102	音水FⅡ	オンズイ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	日ノ原	128030103	日ノ原AⅡ	ヒノハラ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	日ノ原	128030104	音水(1)Ⅰ	オンズイ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	日ノ原	128030105	日ノ原CⅡ	ヒノハラ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	日ノ原	128030106	日ノ原(2)Ⅰ	ヒノハラ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	日ノ原	128030107	音水EⅡ	オンズイ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	日ノ原	128030108	日ノ原BⅡ	ヒノハラ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	日ノ原	128030109	日ノ原DⅡ	ヒノハラ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	日ノ原	128030110	日ノ原aⅢ	ヒノハラ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	引原	128030111	引原(2)Ⅰ	ヒキハラ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	引原	128030112	引原AⅡ	ヒキハラ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	引原	128030113	引原BⅡ	ヒキハラ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日

土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)

地域	字	箇所番号	区域名	区域名 (フリガナ)	公示番号	公示日
波賀町	引原	128030114	引原CⅡ	ヒキハラ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	引原	128030115	引原(3)Ⅰ	ヒキハラ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	引原	128030116	引原Ⅰ	ヒキハラ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	引原	128030117	高山Ⅰ	タカヤマ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	引原	128030118	小原AⅢ	オハラ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	鹿伏	128030119	鹿伏(2)Ⅰ	シカブシ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	鹿伏	128030120	鹿伏DⅡ	シカブシ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	鹿伏	128030121	鹿伏GⅢ	シカブシ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	鹿伏	128030122	鹿伏FⅡ	シカブシ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	鹿伏	128030123	鹿伏EⅡ	シカブシ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	鹿伏	128030124	鹿伏(1)Ⅰ	シカブシ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	鹿伏	128030125	鹿伏JⅢ	シカブシ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	鹿伏	128030126	鹿伏(4)Ⅰ	シカブシ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	戸倉	128030127	鹿伏CⅡ	シカブシ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	戸倉	128030128	鹿伏BⅡ	シカブシ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	戸倉	128030129	鹿伏AⅡ	シカブシ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	戸倉	128030130	鹿伏(3)Ⅰ	シカブシ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	戸倉	128030131	戸倉EⅢ	トクラ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	戸倉	128030132	戸倉DⅡ	トクラ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	戸倉	128030133	戸倉Ⅰ	トクラ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	戸倉	128030134	戸倉CⅡ	トクラ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	戸倉	128030135	戸倉AⅢ	トクラ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	戸倉	128030136	堀CⅢ	ホリ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	戸倉	128030137	堀AⅡ	ホリ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	戸倉	128030138	堀AⅢ	ホリ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	道谷	128030139	道谷AⅢ	ドウタニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	道谷	128030140	道谷BⅡ	ドウタニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	道谷	128030141	道谷AⅡ	ドウタニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	道谷	128030142	道谷(3)Ⅰ	ドウタニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	道谷	128030143	道谷(2)Ⅰ	ドウタニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	道谷	128030144	道谷(4)Ⅰ	ドウタニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	道谷	128030145	道谷(1)Ⅰ	ドウタニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	道谷	128030146	戸倉BⅡ	トクラ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	道谷	128030147	戸倉AⅡ	トクラ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
千種町	下河野	128040001	猶原Ⅰ	ユハラ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	下河野	128040002	下河野(1)Ⅰ	ケゴノ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	下河野	128040003	宮ノ下Ⅰ	ミヤノシタ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	下河野	128040004	竹ノ内(2)Ⅰ	タケノウチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	下河野	128040005	下河野ⅠⅠ	ケゴノ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	下河野	128040006	下河野bⅠ	ケゴノ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	下河野	128040007	下河野AⅡ	ケゴノ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	下河野	128040008	下河野2Ⅱ	ケゴノ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	下河野	128040009	下河野(2)Ⅱ	ケゴノ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	下河野	128040010	下河野(3)Ⅱ	ケゴノ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	下河野	128040011	揃木Ⅱ	ソロキ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	下河野	128040012	竹ノ内(3)Ⅱ	タケノウチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	下河野	128040013	竹ノ内Ⅱ	タケノウチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	下河野	128040014	下河野aⅢ	ケゴノ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	鷹巣	128040015	鷹巣(1)Ⅰ	タカノス	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	鷹巣	128040016	鷹巣(2)Ⅰ	タカノス	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	鷹巣	128040017	鷹巣cⅠ	タカノス	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	鷹巣	128040018	鷹巣BⅠ	タカノス	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	鷹巣	128040019	鷹巣CⅠ	タカノス	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	鷹巣	128040020	下鷹巣ⅠⅠ	シモタカノス	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	鷹巣	128040021	鷹巣AⅡ	タカノス	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	鷹巣	128040022	鷹巣aⅡ	タカノス	兵庫県告示373号	平成23年3月29日

土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)

地域	字	箇所番号	区域名	区域名 (フリガナ)	公示番号	公示日
千種町	鷹巣	128040023	鷹巣bⅡ	タカノス	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	七野	128040024	七野Ⅰ	ヒツノ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	七野	128040025	七野AⅠ	ヒツノ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	七野	128040026	七野BⅡ	ヒツノ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	七野	128040027	七野bⅡ	ヒツノ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	七野	128040028	七野1Ⅱ	ヒツノ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	七野	128040029	七野cⅢ	ヒツノ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	七野	128040030	七野dⅢ	ヒツノ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	室	128040031	室AⅡ	ムロ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	室	128040032	室BⅡ	ムロ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	黒土	128040033	城ヶ峠Ⅰ	ジョウガタワ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	黒土	128040034	黒土1Ⅰ	クロヅチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	黒土	128040035	黒土bⅠ	クロヅチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	黒土	128040036	黒土AⅡ	クロヅチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	黒土	128040037	中嶋aⅡ	ナカジマ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	黒土	128040038	黒土aⅡ	クロヅチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	黒土	128040039	黒土Ⅱ	クロヅチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	黒土	128040040	黒土cⅡ	クロヅチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	黒土	128040041	滝尻aⅡ	タキジリ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	黒土	128040042	東代Ⅱ	トウダイ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西山	128040043	紙屋Ⅰ	カミヤ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西山	128040044	奥西山CⅠ	オクニシヤマ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西山	128040045	奥西山EⅠ	オクニシヤマ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西山	128040046	奥西山AⅡ	オクニシヤマ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西山	128040047	奥西山CⅡ	オクニシヤマ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西山	128040048	奥西山DⅡ	オクニシヤマ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西山	128040049	奥西山aⅡ	オクニシヤマ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西山	128040050	奥西山fⅢ	オクニシヤマ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西山	128040051	奥西山bⅢ	オクニシヤマ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西山	128040052	奥西山dⅢ	オクニシヤマ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西山	128040053	奥西山eⅢ	オクニシヤマ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西山	128040054	西山(1)Ⅰ	ニシヤマ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西山	128040055	西山(2)Ⅰ	ニシヤマ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西山	128040056	西山(3)Ⅰ	ニシヤマ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西山	128040057	西山AⅠ	ニシヤマ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西山	128040058	西山Ⅰ	ニシヤマ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西山	128040059	奥西山BⅡ	オクニシヤマ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西山	128040060	西山aⅡ	ニシヤマ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西山	128040061	上町aⅡ	カミマチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	千草	128040062	千草(1)Ⅰ	チクサ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	千草	128040063	千草(2)Ⅰ	チクサ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	千草	128040064	千草bⅢ	チクサ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	岩野辺	128040065	越峠Ⅰ	オチタワ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	岩野辺	128040066	岩野辺AⅡ	イワノベ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	岩野辺	128040067	岩野辺BⅡ	イワノベ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	岩野辺	128040068	岩野辺CⅡ	イワノベ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	岩野辺	128040069	岩野辺DⅡ	イワノベ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	岩野辺	128040070	荒尾AⅡ	アラオ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	岩野辺	128040071	内海AⅡ	ウチノミ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	岩野辺	128040072	内海BⅡ	ウチノミ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	岩野辺	128040073	荒尾dⅡ	アラオ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	岩野辺	128040074	高橋1Ⅱ	タカハシ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	岩野辺	128040075	内海1Ⅱ	ウチノミ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	岩野辺	128040076	内海aⅡ	ウチノミ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日

土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)

地域	字	箇所番号	区域名	区域名 (フリガナ)	公示番号	公示日
千種町	岩野辺	128040077	内海dⅡ	ウチノミ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	岩野辺	128040078	内海cⅡ	ウチノミ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	岩野辺	128040079	岩野辺aⅢ	イワノベ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	岩野辺	128040080	荒尾aⅢ	アラオ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	岩野辺	128040081	荒尾cⅢ	アラオ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	岩野辺	128040082	荒尾eⅢ	アラオ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	岩野辺	128040083	荒尾fⅢ	アラオ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	岩野辺	128040084	荒尾gⅢ	アラオ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	岩野辺	128040085	内海bⅢ	ウチノミ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	岩野辺	128040086	内海eⅢ	ウチノミ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	河呂	128040087	河呂AⅠ	コウロ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	河呂	128040088	河呂BⅡ	コウロ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	河呂	128040089	河呂aⅡ	コウロ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	河呂	128040090	河呂Ⅱ	コウロ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	河呂	128040091	河呂bⅢ	コウロ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西河内	128040092	西河内AⅠ	ニシコウチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西河内	128040093	西河内DⅠ	ニシコウチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西河内	128040094	西河内bⅠ	ニシコウチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西河内	128040095	西河内FⅠ	ニシコウチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西河内	128040096	西河内BⅡ	ニシコウチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西河内	128040097	西河内cⅡ	ニシコウチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西河内	128040098	西河内EⅡ	ニシコウチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西河内	128040099	奥田Ⅱ	オクダ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西河内	128040100	西河内lⅡ	ニシコウチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西河内	128040101	西河内eⅡ	ニシコウチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西河内	128040102	西河内dⅡ	ニシコウチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西河内	128040103	西河内jⅡ	ニシコウチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西河内	128040104	池田aⅡ	イケダ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西河内	128040105	中野aⅡ	ナカノ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西河内	128040106	ちぐさaⅢ	チグサ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西河内	128040107	西河内aⅢ	ニシコウチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西河内	128040108	西河内mⅢ	ニシコウチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西河内	128040109	西河内hⅢ	ニシコウチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西河内	128040110	西河内iⅢ	ニシコウチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西河内	128040111	西河内kⅢ	ニシコウチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	河内	128040112	川井(1)Ⅰ	カワイ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	河内	128040113	川井(2)Ⅰ	カワイ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	河内	128040114	河内BⅠ	コウチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	河内	128040115	河内DⅠ	コウチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	河内	128040116	河内AⅡ	コウチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	河内	128040117	河内CⅡ	コウチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	河内	128040118	河内fⅡ	コウチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	河内	128040119	河内dⅡ	コウチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	河内	128040120	河内3Ⅱ	コウチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	河内	128040121	河内2Ⅱ	コウチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	河内	128040122	河内1Ⅱ	コウチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	河内	128040123	大久保aⅡ	オオクボ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	河内	128040124	大久保cⅡ	オオクボ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	河内	128040125	三室aⅢ	ミムロ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	河内	128040126	三室bⅢ	ミムロ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	河内	128040127	道上aⅢ	ドウジョウ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	河内	128040128	道上bⅢ	ドウジョウ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	河内	128040129	道上eⅢ	ドウジョウ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	河内	128040130	河内hⅢ	コウチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日

土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)

地域	字	箇所番号	区域名	区域名 (フリガナ)	公示番号	公示日
千種町	河内	128040131	河内iⅢ	コウチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	河内	128040132	河内gⅢ	コウチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	河内	128040133	大久保bⅢ	オオクボ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日

土砂災害警戒区域(土石流)

地域	字	箇所番号	区域名	区域名 (フリガナ)	公示番号	公示日
山崎町	須賀沢	228010008	峠川Ⅱ	ミネカワ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	須賀沢	228010009	無如谷Ⅱ	ムニョタニ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	須賀沢	228010010	石ヶ谷Ⅱ	イシガタニ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	須賀沢	228010011	石ヶ谷川Ⅱ	イシガタニカワ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	須賀沢	228010012	油谷川Ⅰ	アブラタニカワ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	須賀沢	228010013	大谷川Ⅱ	オオタニカワ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	須賀沢	228010014	春日谷川Ⅰ	カサガタニカワ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	須賀沢	228010015	北谷口川Ⅰ	キタタニグチカワ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	須賀沢	228010016	宮ノ下Ⅱ	ミヤノシタ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	高所	228010017	カジヤ谷(2)Ⅰ	カジヤタニ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	高所	228010018	カジヤ谷(1)Ⅰ	カジヤタニ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	神谷	228010026	森谷川Ⅰ	モリタニカワ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	神谷	228010027	八岡川Ⅰ	ヤオカガワ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	岸田	228010031	シャレ谷Ⅰ	シャレタニ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	杉ヶ瀬	228010041	小畑Ⅱ	コハタ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	杉ヶ瀬	228010042	小畑Ⅰ	コハタ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	杉ヶ瀬	228010043	上ノ谷Ⅰ	ウエノタニ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	母栖	228010046	水木ヶサコⅡ	ミズキヶサコ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	母栖	228010047	ツヅラ谷Ⅱ	ツヅラタニ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	中比地	228010051	湯谷川Ⅰ	ユタニカワ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	上比地	228010052	神子谷Ⅰ	カミコダニ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	上比地	228010053	奥地川Ⅱ	オクチカワ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	上比地	228010054	上ノ段川Ⅰ	ウエノダンカワ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	上比地	228010055	上ノ段川Ⅱ	ウエノダンカワ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	上比地	228010056	奥地川Ⅰ	オクチカワ	兵庫県告示第875号	平成18年8月15日
山崎町	五十波	228010132	オノ天川Ⅰ	サイノテンカワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	五十波	228010133	オノ元Ⅰ	サイノモト	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	五十波	228010134	大畑(1)Ⅰ	オオハタ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	五十波	228010135	胡麻谷川(1)Ⅰ	ゴマタニカワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	五十波	228010136	胡麻谷川(2)Ⅰ	ゴマタニカワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	五十波	228010137	五十波川Ⅰ	イカバガワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	五十波	228010138	大畑(2)Ⅰ	オオハタ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	五十波	228010139	オの木(1)Ⅱ	サイノキ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	五十波	228010140	坂手Ⅱ	サカテ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	五十波	228010141	オノ木(2)Ⅰ	サイノキ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	五十波	228010142	小瀬Ⅱ	コセ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	五十波	228010143	小滝Ⅱ	コタキ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	梯	228010144	橋岡川Ⅰ	ハシオカガワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	梯	228010145	毛利川Ⅱ	モウリカワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	梯	228010146	毛刺Ⅱ	ケサシ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	梯	228010147	中林Ⅱ	ナカバヤシ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	梯	228010148	焼ノ谷Ⅱ	ヤキノタニ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	梯	228010149	釜屋川Ⅱ	カマヤカワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	上寺	228010150	寺院川Ⅰ	ジインカワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	上寺	228010151	雨ヶ鼻(1)Ⅱ	アマガハナ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	横須	228010152	岩ヶ谷川(1)Ⅰ	イワガタニカワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	横須	228010153	岩ヶ谷川(2)Ⅰ	イワガタニカワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	横須	228010154	岩ヶ谷川(3)Ⅰ	イワガタニカワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	横須	228010155	雨ヶ鼻(2)Ⅱ	アマガハナ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	三津	228010156	上ノ山川Ⅰ	カミノヤマカワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	生谷	228010157	生谷川Ⅰ	イギタニカワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	下町	228010158	与泰寺川Ⅰ	ヨタイシカワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	下町	228010159	戸敷(1)Ⅰ	トシキ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	下町	228010160	戸敷(2)Ⅰ	トシキ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	下町	228010161	戸敷(3)Ⅰ	トシキ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	下町	228010162	戸敷(4)Ⅰ	トシキ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	下町	228010163	権現Ⅱ	ケンケン	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	下町	228010164	コニヶ谷Ⅱ	コニケタニ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日

土砂災害警戒区域(土石流)

地域	字	箇所番号	区域名	区域名 (フリガナ)	公示番号	公示日
山崎町	宇野	228010165	長水川Ⅰ	チョウスイガワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	宇野	228010166	小山川Ⅰ	コヤマガワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	宇野	228010167	東山Ⅰ	ヒガシヤマ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	宇野	228010168	堂ノ尾(1)Ⅱ	ドウノオ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	宇野	228010169	堂ノ尾(2)Ⅱ	ドウノオ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	宇野	228010170	山才Ⅱ	サンザイ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	下牧谷	228010171	下牧谷川Ⅰ	シモマキダニガワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	下牧谷	228010172	せんざい川Ⅰ	センザイガワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	下牧谷	228010173	谷川Ⅰ	タニガワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	片山	228010174	日ノ川Ⅱ	ヒノカワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	片山	228010175	山根川Ⅰ	ヤマネガワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	上牧谷	228010176	塩谷川Ⅱ	シオタニガワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	上牧谷	228010177	横野Ⅰ	ヨコノ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	上牧谷	228010178	上牧谷川Ⅰ	カミマキダニガワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	上牧谷	228010179	高下川Ⅰ	コウゲガワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	上牧谷	228010180	有谷川Ⅰ	アリタニガワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	上牧谷	228010181	山田川Ⅰ	ヤマダガワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	上牧谷	228010182	藤ケタワ川Ⅰ	フジケタワガワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	大谷	228010183	北畠川Ⅰ	キタハタケガワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	大谷	228010184	大谷川Ⅰ	オオタニガワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	大谷	228010185	向林川Ⅰ	ムコウバヤシガワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	東下野	228010186	宗広川Ⅰ	ムネヒロガワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	東下野	228010187	久保川Ⅱ	クボガワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	中野	228010188	伊沢川Ⅰ	イズガワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	中野	228010189	宮ノ元Ⅱ	ミヤノモト	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	中野	228010190	実友川Ⅰ	ミトモガワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	中野	228010191	上段川Ⅰ	ジョウタンガワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	中野	228010192	宿Ⅰ	ヤド	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	中野	228010193	紙屋Ⅰ	カミヤ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	中野	228010194	イブロ谷川Ⅱ	イブロタニガワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	上ノ	228010195	老後下Ⅰ	ロウゴシタ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	上ノ	228010196	木地屋川Ⅰ	キジヤガワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	上ノ	228010197	平野川Ⅰ	ヒラノガワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	上ノ	228010198	平野Ⅱ	ヒラノ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	上ノ	228010199	小部Ⅰ	オウブ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	上ノ	228010200	白井谷川Ⅰ	シライタニガワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	上ノ	228010201	細野川Ⅰ	ホソノガワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	上ノ	228010202	ゴソロ川Ⅰ	ゴソロガワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	上ノ	228010203	明延川(1)Ⅰ	アケノベガワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	上ノ	228010204	明延川(2)Ⅰ	アケノベガワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	上ノ	228010205	河原山川Ⅱ	カワラヤマガワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	小茅野	228010206	出合川(1)Ⅰ	デアイガワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	小茅野	228010207	出合川(2)Ⅰ	デアイガワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	小茅野	228010208	出合川(3)Ⅰ	デアイガワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	小茅野	228010209	出合川(4)Ⅰ	デアイガワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
山崎町	小茅野	228010210	出合川(5)Ⅰ	デアイガワ	兵庫県告示第112号	平成22年2月22日
一宮町	河原田	228020050	釜河内川Ⅰ	カマカワチガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	河原田	228020051	下谷川Ⅰ	シタヤガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	河原田	228020052	中台川Ⅰ	ナカダイガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	河原田	228020053	段川Ⅰ	ダンガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	河原田	228020054	高野川Ⅰ	タカノガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	河原田	228020055	中垣内川Ⅰ	ナカカキウチガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	河原田	228020056	轟川Ⅱ	トノキガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	河原田	228020057	石飛川Ⅱ	イシトビガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	河原田	228020058	椿下川Ⅱ	ツバキシタガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	公文	228020059	唐野川Ⅰ	トウノガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	公文	228020060	上上山川Ⅰ	ウエカミヤマガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	公文	228020061	下上山川Ⅰ	シタカミヤマガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日

土砂災害警戒区域(土石流)

地域	字	箇所番号	区域名	区域名 (フリガナ)	公示番号	公示日
一宮町	公文	228020062	森木谷川Ⅰ	モリキタニガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	公文	228020063	和田川Ⅰ	ワダガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	公文	228020064	ソバダニⅡ	ソバダニ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	公文	228020065	糍屋川Ⅱ	コシヤガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	公文	228020066	萬ヶ谷Ⅱ	マンガタニ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	公文	228020067	竹花川Ⅱ	タケハナガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	百千家満	228020068	草木川Ⅰ	クサキガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	百千家満	228020069	半瀬川Ⅰ	ハンセガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	百千家満	228020070	薄木川Ⅰ	ウスキガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	百千家満	228020071	下百千家満川Ⅰ	シモオチヤマガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	百千家満	228020072	平山川Ⅰ	ヒラヤマガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	百千家満	228020073	ミウゴ谷Ⅱ	ミウゴタニ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	百千家満	228020074	段畑川Ⅱ	ダンハタガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	百千家満	228020075	地蔵ヶ谷Ⅱ	ジゾウガタニ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	百千家満	228020076	矢ノ谷Ⅱ	ヤノタニ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	百千家満	228020077	地獄谷Ⅱ	ジゴクタニ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	福知	228020078	吉野川Ⅰ	ヨシノガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	福知	228020079	ズラ川Ⅰ	ズラガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	福知	228020080	下田川Ⅰ	シモダガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	福知	228020081	南川Ⅰ	ミナミガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	福知	228020082	白口川Ⅱ	シロクチガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	福知	228020083	小ノ倉川Ⅱ	オノクラガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	福中	228020084	福中川Ⅰ	フクナカガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	福野	228020085	下モ田山川Ⅰ	シタモタヤマガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	福野	228020086	福野川Ⅰ	フクノガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	福野	228020087	馬野川Ⅱ	ウマノガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	三方町	228020088	下井ノ田川Ⅰ	シモイノダガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	三方町	228020089	タコラ川Ⅰ	タコラガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	三方町	228020090	下谷川Ⅰ	シモタニガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	三方町	228020091	堂谷川Ⅰ	ドウヤガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	三方町	228020092	上城山川Ⅰ	ウエシロヤマガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	三方町	228020093	下城山川Ⅰ	シタシロヤマガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	三方町	228020094	上井ノ田川Ⅱ	ウエイノダガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	三方町	228020095	西川Ⅱ	ニシガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	森添	228020096	百千川Ⅰ	オチガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	森添	228020097	銭亀谷川Ⅰ	ゼニガメタニカワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	森添	228020098	下金屋川Ⅱ	シタカナヤガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	森添	228020099	うるい谷川Ⅱ	ウルイタニガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	横山	228020100	下垣内川Ⅰ	シタカキウチガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	横山	228020101	カモン川Ⅱ	カモンガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	横山	228020102	コジコミ川Ⅱ	コジコミガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	横山	228020103	丑神川Ⅱ	ウシガミガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	上岸田	228020104	タワ川Ⅰ	タワガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	上岸田	228020105	岸田川Ⅰ	キシダガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	上岸田	228020106	前田川Ⅰ	マエダガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	上岸田	228020107	野々谷川Ⅰ	ノノタニガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	上岸田	228020108	戸谷川Ⅰ	トタニガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	上岸田	228020109	北谷川Ⅱ	キタタニガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	上岸田	228020110	鐘鑄場川Ⅱ	カネイバガワ	兵庫県告示第155号	平成22年2月16日
一宮町	嶋田	228020001	湯ノ郷川Ⅰ	ユノゴウガワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	閭賀	228020002	平山川Ⅰ	ヒラヤマカワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	閭賀	228020003	カナゴ川Ⅰ	カナゴカワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	閭賀	228020004	溝谷川Ⅰ	ミヅタニカワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	閭賀	228020005	弥治谷川Ⅱ	ヤシタニカワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	西安積	228020006	乗取川Ⅰ	ジョウシュカワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	西安積	228020007	岩ヶ口川Ⅰ	イワケグチカワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	西安積	228020008	上田川Ⅰ	ウエダガワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	西安積	228020009	長谷川Ⅰ	ハセガワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日

土砂災害警戒区域(土石流)

地域	字	箇所番号	区域名	区域名 (フリガナ)	公示番号	公示日
一宮町	安積	228020010	本谷川Ⅰ	ホンタニカワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	安積	228020011	アシ谷Ⅰ	アシタニカワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	杉田	228020012	大谷川Ⅰ	オオタニカワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	下野田	228020013	平戸川Ⅰ	ヒラカワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	下野田	228020014	トチノ元川Ⅱ	トチノモトカワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	上野田	228020015	山根川Ⅰ	ヤマネカワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	上野田	228020016	穴虫川Ⅰ	アナムシカワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	上野田	228020017	大平川Ⅰ	オオヒラカワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	能倉	228020018	末元川Ⅰ	スエモトカワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	能倉	228020019	生東川Ⅰ	ショウトウカワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	能倉	228020020	稲荷川Ⅰ	イナリカワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	東河内	228020021	中本谷川Ⅰ	ナカホンタニカワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	東河内	228020022	中垣内川Ⅰ	ナカカキウチカワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	東河内	228020023	とうろ川Ⅰ	トウロカワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	東河内	228020024	木歩川Ⅰ	キホカワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	東河内	228020025	山田川Ⅰ	ヤマダカワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	東河内	228020026	ぶり谷川Ⅰ	ブリタニカワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	東河内	228020027	いとち川Ⅰ	イトチカワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	東河内	228020028	榎ヶ段川Ⅱ	モミガダンカワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	生栖	228020029	笛谷川Ⅰ	フエタニカワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	生栖	228020030	朽ヶ谷川Ⅰ	クケタニカワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	生栖	228020031	中ノ歩危川Ⅰ	ナカノホキカワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	生栖	228020032	月谷川Ⅰ	ツキタニカワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	生栖	228020033	塚先谷川Ⅰ	ツカサキカワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	生栖	228020034	上田尻川Ⅰ	カミタシリカワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	生栖	228020035	下田尻川Ⅰ	シモタシリカワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	生栖	228020036	ミツゴ谷Ⅱ	ミツゴタニ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	生栖	228020037	塚ノ元川Ⅱ	ツカノモトカワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	西深	228020038	岡常川Ⅰ	オカツネカワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	西深	228020039	上ノ山川Ⅰ	ウエノヤマカワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	西深	228020040	ヒヤガ谷川Ⅰ	ヒヤガタニカワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	西深	228020041	如生谷Ⅱ	ニョセイタニ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	西深	228020042	イソ垣内川Ⅱ	イソカイウチカワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	西深	228020043	池田川Ⅱ	イケダカワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	深河谷	228020044	加門垣内川Ⅰ	カモンカイウチカワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	深河谷	228020045	中津ゴ川Ⅰ	ナカツゴカワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	深河谷	228020046	助谷Ⅰ	スケタニ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	深河谷	228020047	池垣川Ⅰ	イケガキカワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	深河谷	228020048	ゴウゾ谷川Ⅰ	ゴウゾタニカワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
一宮町	深河谷	228020049	東川Ⅰ	アズマカワ	兵庫県告示第348号	平成22年3月26日
山崎町	宇原	228010001	前谷川Ⅰ	マエタニカワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	宇原	228010002	宇原谷川Ⅰ	ウラタニカワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	宇原	228010003	禅寺川Ⅰ	ゼンデラカワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	川戸	228010004	上ノ山川(1)Ⅰ	ウエノヤマカワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	川戸	228010005	上ノ山川(2)Ⅰ	ウエノヤマカワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	川戸	228010006	上ノ山川(3)Ⅰ	ウエノヤマカワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	川戸	228010007	駒ノ尾Ⅱ	コマノオ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	三谷	228010019	妙法寺川Ⅱ	ミョウホウジカワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	三谷	228010020	応治ヶ谷Ⅰ	オウジガタニ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	三谷	228010021	石ヶ谷川(2)Ⅰ	イシガタニカワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	三谷	228010022	垣内Ⅰ	カキウチ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	三谷	228010023	岡Ⅰ	オカ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	三谷	228010024	寺谷川(1)Ⅰ	テラタニカワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	三谷	228010025	寺谷川(2)Ⅰ	テラタニカワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	矢原	228010028	宮ノ谷Ⅰ	ミヤノタニ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	矢原	228010029	金山川Ⅰ	カナヤマカワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	矢原	228010030	赤塚Ⅰ	アカツカ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	野ノ上	228010032	岨下川Ⅱ	シヨゲカワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日

土砂災害警戒区域(土石流)

地域	字	箇所番号	区域名	区域名 (フリガナ)	公示番号	公示日
山崎町	野ノ上	228010033	天神(2)Ⅰ	テンジン	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	野ノ上	228010034	天神川Ⅱ	テンジシガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	野ノ上	228010035	天神(1)Ⅰ	テンジン	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	野ノ上	228010036	塚谷川Ⅰ	ツカタニガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	野ノ上	228010037	妙見谷Ⅰ	ミョウケンダニ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	野ノ上	228010038	寺谷川(3)Ⅰ	テラタニガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	野ノ上	228010039	大谷川(2)Ⅰ	オオタニガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	野ノ上	228010040	野々上川Ⅰ	ノノウエガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	木ノ谷	228010044	木ノ谷川(2)Ⅰ	キノタニガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	木ノ谷	228010045	木ノ谷川(1)Ⅰ	キノタニガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	下比地	228010048	大谷川(3)Ⅱ	オオタニガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	下比地	228010049	下谷川(2)Ⅰ	シモタニガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	下比地	228010050	下谷川(1)Ⅰ	シモタニガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	金谷	228010057	金谷川Ⅰ	カナヤガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	金谷	228010058	法師ヶ谷Ⅰ	ホウシガタニ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	金谷	228010059	山那川Ⅰ	ヤマナガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	段	228010060	山根Ⅰ	ヤマネ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	段	228010061	横谷川Ⅰ	ヨコタニガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	段	228010062	琴平川Ⅰ	コヒラガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	段	228010063	観音谷川Ⅰ	カンノンタニガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	春安	228010064	鎌谷川Ⅰ	カマタニガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	春安	228010065	大谷川Ⅱ	オオタニガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	木谷	228010066	赤尾川Ⅰ	アカオガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	木谷	228010067	古木谷川Ⅰ	フルキタニガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	木谷	228010068	木谷川Ⅰ	キタニガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	高下	228010069	北畑川(1)Ⅱ	キタバタガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	高下	228010070	助森川Ⅱ	ジョシシガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	青木	228010071	勝地川Ⅰ	ショウチガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	青木	228010072	折橋川Ⅰ	オリハシガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	青木	228010073	鍛冶屋川Ⅰ	カシヤガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	元山崎	228010074	西源ヶ谷Ⅰ	ニシゲンガタニ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	門前	228010075	門前永谷Ⅰ	モンゼンナガタニ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	門前	228010076	加寺川(2)Ⅰ	カシガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	門前	228010077	加寺川(1)Ⅰ	カシガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	加生	228010078	上ノ谷Ⅰ	ウエノダニ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	加生	228010079	障子谷Ⅰ	ショウジダニ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	加生	228010080	加生川Ⅰ	カショウガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	市場	228010081	向イ市場川Ⅰ	ムカイイチバガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	高下	228010082	米山Ⅱ	コメヤマガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	高下	228010083	高下川(2)Ⅰ	コウゲガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	高下	228010084	高下川(1)Ⅰ	コウゲガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	高下	228010085	菅本Ⅰ	スガモト	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	高下	228010086	諏訪川Ⅰ	スワタニガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	高下	228010087	北畑川(2)Ⅱ	キタバタガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	高下	228010088	尾鼻川(2)Ⅰ	オバナガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	青木	228010089	尾鼻川(1)Ⅰ	オバナガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	青木	228010090	谷畑川Ⅰ	タニハタガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	青木	228010091	日裏川Ⅰ	ヒウラガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	青木	228010092	井塚川Ⅱ	イツカガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	青木	228010093	中井川Ⅰ	ナカイガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	田井	228010094	福城谷Ⅱ	フクシロダニ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	田井	228010095	菖藤谷Ⅰ	ショウトダニ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	田井	228010096	上野川Ⅰ	ウエノガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	田井	228010097	菖溝谷Ⅱ	ショウコウダニ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	田井	228010098	天神川(2)Ⅰ	テンジシガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	与位	228010099	北谷川Ⅰ	キタタニガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	与位	228010100	奥谷川Ⅰ	オクタニガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	与位	228010101	西山川Ⅱ	ニシヤマガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日

土砂災害警戒区域(土石流)

地域	字	箇所番号	区域名	区域名 (フリガナ)	公示番号	公示日
山崎町	与位	228010102	天神川(1) I	テンジンガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	塩田	228010103	成岡 II	ナリオカ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	塩田	228010104	若杉川 I	ワカスキガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	塩田	228010105	政所 I	マンドコロ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	塩田	228010106	段 II	ダン	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	塩田	228010107	段川 I	ダンガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	塩田	228010108	北谷口 II	キタタニグチ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	塩田	228010109	明字 II	ミョウジ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	葛根	228010110	南山 II	ミナミヤマ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	葛根	228010111	フサン谷川 II	フサタニガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	葛根	228010112	西谷川 I	ニシタニガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	土万	228010113	土万川(2) I	ヒジマガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	土万	228010114	市場 II	イチバ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	土万	228010115	土万川(1) I	ヒジマガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	土万	228010116	八重谷川 I	ヤエタニガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	土万	228010117	奥土万川 I	オクヒジマガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	土万	228010118	大谷川(2) I	オオタニガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	土万	228010119	大谷川(1) I	オオタニガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	土万	228010120	井上川 II	イノウエガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	土万	228010121	今出川 I	イマデガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	土万	228010122	加ト II	カト	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	塩山	228010123	神子谷川 II	ミコタニガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	塩山	228010124	塩山川 I	シオヤマガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	塩山	228010125	銀山川 I	ギンサンガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	大沢	228010126	立ゴモ II	タテゴモ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	大沢	228010127	立ゴモ川 I	タテゴモガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	大沢	228010128	小河内川 I	コガワチガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	大沢	228010129	平萱谷 I	ヒラカヤタニ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	大沢	228010130	大谷川 I	オオタニガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
山崎町	大沢	228010131	野々谷川 I	ノノタニガワ	兵庫県告示第399号	平成22年3月30日
一宮町	千町	228020111	千町谷 I	センチョウダニ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	千町	228020112	千町川 I	センチョウガワ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	千町	228020113	下千町川 I	シタセンチョウガワ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	千町	228020114	上千町川 II	ウエセンチョウガワ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	千町	228020115	浦山川 II	ウラヤマガワ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	河原田	228020116	本谷 II	モトタニ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	河原田	228020117	サルザコ川 II	サルザコガワ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	河原田	228020118	西栗山川 II	ニシクリヤマガワ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	河原田	228020119	セト谷 II	セトタニ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	河原田	228020120	クジヤ川 II	クジヤガワ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	井内	228020121	井内川 I	イウチガワ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	井内	228020122	西谷川 II	ニシタニガワ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	井内	228020123	朽ヶ谷 II	トチガタニ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	横山	228020124	奥横山川 I	オクヨコヤマカワ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	黒原	228020125	黒原川 I	クロハラガワ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	黒原	228020126	上西山川 I	ウエニシヤマカワ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	黒原	228020127	上山出川 I	カミヤマデガワ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	黒原	228020128	中山出川 I	ナカヤマデガワ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	黒原	228020129	下山出川 I	ゲサンデガワ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	黒原	228020130	上一ノ谷川 I	ウエイチノヤガワ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	黒原	228020131	中松山川 I	ナカマツヤマカワ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	黒原	228020132	下一ノ谷川 I	シタイチノヤガワ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	黒原	228020133	下松山川 I	クダマツヤマカワ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	黒原	228020134	牛谷川 I	ウシタニガワ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	黒原	228020135	奥太谷川 I	オクフトタニガワ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	黒原	228020136	上太谷川 I	ウエフトタニガワ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	黒原	228020137	下太谷川 I	シモフトタニガワ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	黒原	228020138	太谷川 I	フトタニガワ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日

土砂災害警戒区域(土石流)

地域	字	箇所番号	区域名	区域名 (フリガナ)	公示番号	公示日
一宮町	黒原	228020139	岡川Ⅱ	オカガワ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	黒原	228020140	坂谷Ⅱ	サカタニ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	公文	228020141	井ノナル川Ⅱ	イノナルカワ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	公文	228020142	小原川向イ川Ⅱ	オハラカワムカイイカワ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	公文	228020143	小原川Ⅱ	オハラガワ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	公文	228020144	門付川Ⅱ	モンツケカワ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	倉床	228020145	富士野谷Ⅰ	フジノタニ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	倉床	228020146	生身谷Ⅰ	ナマミタニ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	倉床	228020147	樋峪川Ⅱ	トイタニカワ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	倉床	228020148	入江川Ⅱ	イレエガワ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	倉床	228020149	南田川Ⅱ	ミナミタガワ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
一宮町	倉床	228020150	浜廻川Ⅱ	ハママワリガワ	兵庫県告示第400号	平成22年3月30日
波賀町	日見谷	228030001	ホラ谷Ⅰ	ホラタニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	谷	228030002	大畑山Ⅰ	オオハタヤマ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	谷	228030003	長谷Ⅰ	ハセ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	谷	228030004	神エ山Ⅰ	カミエヤマ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	谷	228030005	東山Ⅰ	ヒガシヤマ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	谷	228030006	上垣内谷	カミカキウチダニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	小野	228030007	井ノ谷Ⅰ	イノタニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	小野	228030008	小野川Ⅰ	オノガワ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	今市	228030009	溝野山Ⅱ	ミヅノヤマ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	今市	228030010	今市川Ⅱ	イマイチガワ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	今市	228030011	森ノ下Ⅰ	モリノシタ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	今市	228030012	寺ノ前Ⅱ	テラノマエ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	安賀	228030013	一ノ谷Ⅰ	イチノヤ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	安賀	228030014	空林谷Ⅰ	クウリンダニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	斎木	228030015	滝谷Ⅱ	タキダニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	斎木	228030016	ホウトチⅠ	ホウトチ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	斎木	228030017	石ヶ谷Ⅰ	イシガダニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	斎木	228030018	ソマ谷Ⅰ	ソマダニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	斎木	228030019	谷口谷Ⅰ	タニグチダニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	斎木	228030020	大谷川Ⅰ	オオタニカワ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	斎木	228030021	小谷Ⅰ	コヤ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	斎木	228030022	樫ノ谷Ⅰ	カシノタニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	斎木	228030023	西名古城元屋敷谷Ⅰ	ニシナゴジヨウヤシキダニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	斎木	228030024	菅谷Ⅰ	スガヤ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	斎木	228030025	水戸谷Ⅰ	ミツダニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	斎木	228030026	中村川Ⅰ	ナカムラガワ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	斎木	228030027	千保川Ⅰ	センボガワ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	斎木	228030028	寺脇川Ⅰ	テラウキガワ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	上野	228030029	水無谷Ⅰ	ミナシダニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	上野	228030030	南垣内Ⅰ	ミナミカキウチ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	有賀	228030031	ウバガ谷Ⅰ	ウバガダニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	皆木	228030032	河垣Ⅱ	カワガキ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	上野	228030033	東山Ⅰ	ヒガシヤマ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	上野	228030034	杉ヶ谷Ⅱ	スギガダニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	上野	228030035	皆木川Ⅰ	カイキガワ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	上野	228030036	縄手Ⅰ	ナワテ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	上野	228030037	徳永川Ⅰ	トクナガガワ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	野尻	228030038	林ノ谷Ⅰ	ハヤシノタニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	上野	228030039	大榎Ⅰ	オオエノキ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	原	228030040	権現Ⅰ	ゴンゲン	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	原	228030041	宮ノ谷Ⅱ	ミヤノダニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	音水	228030042	八丈川Ⅰ	ハチジョウガワ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	原	228030043	林ノ谷Ⅱ	ハヤシノタニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	日ノ原	228030044	大曲谷Ⅰ	ダイキョクダニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	音水	228030045	小杉谷Ⅱ	コスキダニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	引原	228030046	三久安川Ⅰ	ミクヤスカワ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日

土砂災害警戒区域(土石流)

地域	字	箇所番号	区域名	区域名 (フリガナ)	公示番号	公示日
波賀町	引原	228030047	カイガス川Ⅱ	カイガスガワ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	鹿伏	228030048	高倉谷Ⅱ	タカクラダニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	鹿伏	228030049	鶴ヶ岡Ⅱ	ツルガオカ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	戸倉	228030050	家ノ谷Ⅰ	イエノタニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	道谷	228030051	花尻Ⅰ	ハナシリ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	道谷	228030052	畑ヶ谷Ⅱ	ハタガタニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	道谷	228030053	ナシノ谷Ⅰ	ナシノダニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	道谷	228030054	シカ谷Ⅱ	シカダニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	道谷	228030055	マカド谷Ⅰ	マカダニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	鹿伏	228030056	雨山谷Ⅰ	シグレダニ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
波賀町	戸倉	228030057	赤谷川Ⅰ	セキヤガワ	兵庫県告示第401号	平成22年3月30日
千種町	下河野	228040001	檜原川Ⅱ	ユハラガワ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	下河野	228040002	井筒ノ元Ⅱ	イヅツノモト	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	下河野	228040003	戌ヶ谷川Ⅱ	イヌガタニガワ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	下河野	228040004	宮ノ上Ⅱ	ミヤノカミ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	下河野	228040005	宮ノ下Ⅱ	ミヤノシタ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	下河野	228040006	竹ノ内Ⅱ	タケノウチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	下河野	228040007	阿踏川Ⅱ	アブミガワ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	鷹巣	228040008	別所Ⅰ	ベッシヨ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	鷹巣	228040009	村の内Ⅰ	ムラノウチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	鷹巣	228040010	下鷹巣Ⅰ	シモタカノス	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	七野	228040011	青木Ⅱ	アオキ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	七野	228040012	宮前川Ⅱ	ミヤマエガワ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	七野	228040013	寺前Ⅱ	テラマエ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	室	228040014	小谷川Ⅰ	コタニガワ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	室	228040015	西方寺Ⅰ	セイホウジ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	室	228040016	七室川Ⅱ	ヒツムロガワ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	黒土	228040017	奥ノ垣内Ⅰ	オクノカキウチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	黒土	228040018	河井Ⅱ	カワイ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西山	228040019	イオト谷Ⅰ	イオトタニ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西山	228040020	反田川Ⅰ	ハンダガワ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西山	228040021	ダケの谷Ⅰ	ダケノタニ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西山	228040022	大仙Ⅱ	ダイセン	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西山	228040023	屋垣内Ⅱ	オクカキウチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	岩野辺	228040024	杉山口Ⅰ	スギヤマグチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	岩野辺	228040025	荒尾川Ⅰ	アラオガワ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	岩野辺	228040026	波賀坂川Ⅰ	ハガサカガワ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	岩野辺	228040027	柿谷Ⅰ	カキタニ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	岩野辺	228040028	福海寺Ⅰ	フクカイジ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	岩野辺	228040029	一坪川Ⅰ	イツボガワ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	岩野辺	228040030	森脇Ⅰ	モリワキ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	岩野辺	228040031	大河内川Ⅰ	オオコウチガワ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	岩野辺	228040032	越礼川Ⅰ	オチタワガワ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	岩野辺	228040033	柳谷Ⅰ	ヤナギダニ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	岩野辺	228040034	天神谷Ⅰ	テンジンダニ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	岩野辺	228040035	新宮川Ⅰ	シングウガワ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	岩野辺	228040036	内海Ⅱ	ウチノミ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	岩野辺	228040037	下垣内Ⅱ	シモカキウチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	岩野辺	228040038	谷口Ⅱ	タニグチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	岩野辺	228040039	釜本Ⅱ	カマモト	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	岩野辺	228040040	室谷Ⅱ	ムロタニ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	岩野辺	228040041	下室谷Ⅱ	シモムロタニ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	岩野辺	228040042	徳久Ⅱ	トクヒサ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	岩野辺	228040043	穴尾Ⅱ	アナオ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	河呂	228040044	種姫Ⅰ	タネヒメ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日

土砂災害警戒区域(土石流)

地域	字	箇所番号	区域名	区域名 (フリガナ)	公示番号	公示日
千種町	河呂	228040045	明地野Ⅰ	アケチノ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	河呂	228040046	室ノ木Ⅰ	ハウノキ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	河呂	228040047	前田Ⅰ	マエダ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	河呂	228040048	岡川Ⅰ	オカガワ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	河呂	228040049	小久保Ⅱ	コクボ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西河内	228040050	セドの谷Ⅰ	セドノタニ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西河内	228040051	樋の谷川Ⅰ	オケノタニ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西河内	228040052	奥田川Ⅰ	オクダガワ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西河内	228040053	オクラ谷Ⅰ	オクラタニ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西河内	228040054	柿谷Ⅰ	カキタニ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西河内	228040055	寺谷川Ⅰ	テラタニガワ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西河内	228040056	畦の谷川Ⅰ	アゼノタニガワ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西河内	228040057	高保木Ⅰ	タカホギ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	西河内	228040058	奥町Ⅰ	オクマチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	河内	228040059	大外地Ⅰ	オオガイチ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	河内	228040060	大上川Ⅰ	オオカミガワ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	河内	228040061	林川Ⅰ	ハヤシガワ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	河内	228040062	空山Ⅰ	ソラカワ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	河内	228040063	大谷Ⅰ	オオタニ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	河内	228040064	寺谷川Ⅰ	テラタニガワ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	河内	228040065	中村川Ⅰ	ナカムラガワ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	河内	228040066	川井川Ⅰ	カワイガワ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	河内	228040067	真所川Ⅱ	マドコロカワ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
千種町	河内	228040068	高羅口川Ⅱ	コウラグチカワ	兵庫県告示373号	平成23年3月29日
一宮町	伊和	228020151	伊和川	イワガワ	兵庫県告示424号	平成26年5月13日
一宮町	安黒	228020152	安黒川	アグロガワ	兵庫県告示424号	平成25年5月13日

土砂災害警戒区域(地すべり)

地域	字	箇所番号	区域名	区域名 (フリガナ)	公示番号	公示日
山崎町	小茅野	328010001	小茅野	コガイノ	兵庫県告示第307号	平成24年3月13日
一宮町	埋野	328020001	埋野	ウズミノ	兵庫県告示第307号	平成24年3月13日
一宮町	下百千家満	328020002	下百千家満	シモオチヤマ	兵庫県告示第307号	平成24年3月13日
一宮町	津羅	328020003	津羅	ツラ	兵庫県告示第307号	平成24年3月13日
一宮町	成る	328020004	成る	ナル	兵庫県告示第307号	平成24年3月13日
一宮町	福知	328020005	福知	フクチ	兵庫県告示第307号	平成24年3月13日
波賀町	皆木	328030001	皆木	ミナギ	兵庫県告示第307号	平成24年3月13日
千種町	倉谷	328040001	倉谷	クラタニ	兵庫県告示第307号	平成24年3月13日
千種町	中嶋	328040002	中嶋	ナカシマ	兵庫県告示第307号	平成24年3月13日

宅地造成工事規制区域（昭和48年4月7日 官報第13884号 建設省告示第843号）

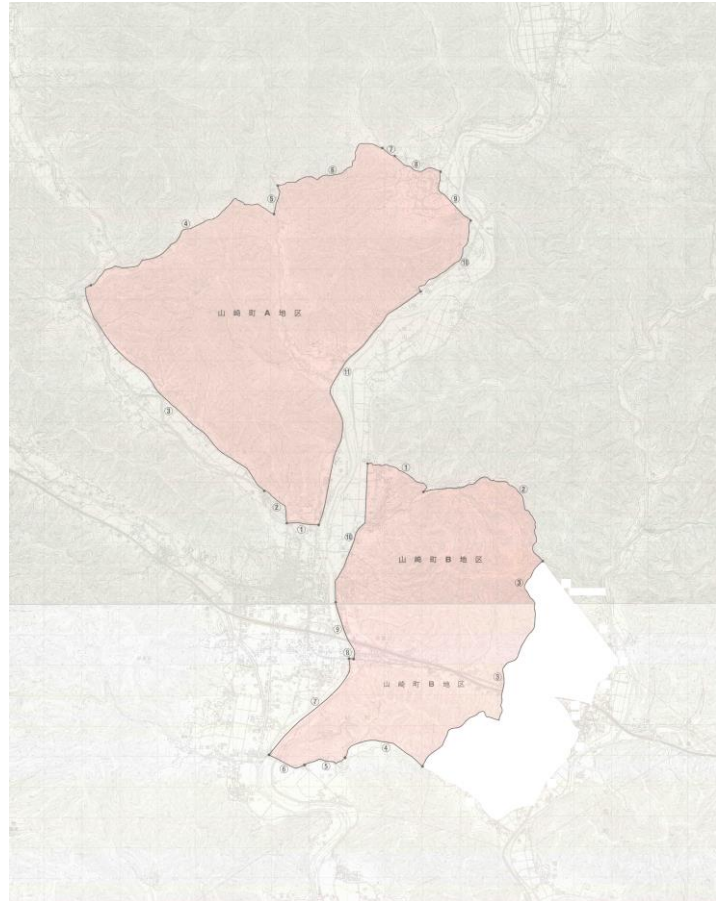
次の境界線で囲まれた区域（昭和48年4月7日時点の名称で表記）

山崎町 A 地区

- 1 伊沢川
- 2 町道生谷線
- 3 県道内海山崎線
- 4 町道大谷線
- 5 町道五十波梯線
- 6 県道一宮塩田線
- 7 町道与位頃谷線
- 8 頃谷川
- 9 町道与位清野線
- 10 町道田井旧道線
- 11 国道29号

山崎町 B 地区

- 1 町道神谷三谷線
- 2 町道河東富栖線
- 3 山崎町と安富町の境界線
- 4 町道川戸塩野線
- 5 町道北山奥所線
- 6 県道香寺山崎線
- 7 揖保川
- 8 国道29号
- 9 町道石ヶ谷穴栗橋線
- 10 県道杉ヶ瀬中広瀬線



急傾斜地崩壊危険区域(特例措置を除く)

(平成27. 4. 1)

区域名	所在地		面積 (ha)	指定年月日	告示番号
	郡市名	大字名			
土万	宍粟市	山崎町土万	4.32	(昭48年2月28日) 平13年3月21日	(県告第334号の2) 県告第 424号
大沢	〃	山崎町大沢	2.40	昭48年2月28日	県告第 334号の2
最上山	〃	山崎町元山崎 山崎町山崎	1.49	(昭48年2月28日) 平16年2月17日	(県告第334号の2) 県告第 184号
最上山(2)	〃	山崎町上寺	1.69	平19年1月12日	県告第 25号
梯	〃	山崎町梯	10.68	(昭48年2月28日) 平16年6月4日	(県告第334号の2) 県告第 761号
宇野	〃	山崎町宇野 山崎町片山	5.40	(昭48年2月28日) 平16年2月17日	(県告第334号の2) 県告第 184号
三谷	〃	山崎町三谷	8.94	(昭48年2月28日) 平16年3月30日	(県告第334号の2) 県告第 454号
川戸(1)	〃	山崎町川戸	2.21	(昭48年2月28日) 平17年1月21日	(県告第334号の2) 県告第 79号
川戸(2)	〃	山崎町川戸	2.61	〃	〃
山崎(2)	〃	山崎町上ノ	5.32	平15年11月11日	県告第1319号
清野	〃	山崎町清野	2.55	平19年11月13日	県告第1172号
曲里	〃	一宮町安積	1.22	昭48年2月28日	県告第 334号の2
曲里(2)	〃	〃	0.33	昭55年3月28日	県告第733号
三林(1)	〃	〃	1.24	昭48年2月28日	県告第 334号の2
三林(2)	〃	〃	0.85	(昭48年2月28日) 平10年4月7日	(県告第334号の2) 県告第611号
三林(3)	〃	〃	2.25	平10年4月7日	県告第610号
三軒屋(1)	〃	一宮町安積 一宮町東市場	1.43	平17年5月13日	県告第622号
三軒屋(2)	〃	一宮町東市場	0.63	平19年2月27日	県告第 205号
東川	〃	一宮町深河谷	2.29	昭48年2月28日	県告第334号の2
三方町(1)	〃	一宮町三方町	0.71	〃	〃
三方町(2)	〃	〃	0.54	(昭48年2月28日) 昭49年5月24日	(県告第334号の2) 県告第1006号
河原田	〃	一宮町河原田	0.85	昭48年2月28日	県告第 334号の2
城ヶ嶋	〃	千種町黒土	1.46	〃	〃
東代	〃	〃	0.35	〃	〃
猶原	〃	千種町下河原	5.13	〃	〃
川井(1)	〃	千種町河内	3.16	〃	〃
川井(2)	〃	〃	4.60	〃	〃
西山(1)	〃	千種町西山	0.62	平25年11月19日	県告第1306号
西山(2)	〃	〃	1.33	〃	〃
皆木	〃	波賀町皆木 波賀町上野	0.49	平10年9月22日	県告第1367号
上野	〃	波賀町上野	0.44	平22年12月3日	県告第1191号
日見谷	〃	波賀町日見谷	1.58	平25年6月3日	県告第840号
安賀	〃	波賀町安賀	2.03	平26年11月18日	県告第1029号
33か所			81.14		

砂防指定地

平成27年2月1日時点

整理番号	河川名	溪流名	告示年月日・番号						備考
			年号	年	月	日	告示名	番号	
1-12	揖保川	宇原谷川	昭和	25	8	25	建設省	991	山崎町
1-12-1	揖保川	前谷川	昭和	29	7	2	建設省	1220	〃
1-13-1	揖保川	下谷川・子の谷川	昭和	42	3	31	建設省	987	〃
1-14	揖保川	湯谷川	昭和	41	5	30	建設省	1631	〃
1-15	揖保川	上ノ山川	昭和	53	1	21	建設省	47	〃
1-16-1	揖保川	木谷川	昭和	37	11	29	建設省	2953	〃
1-16-2	揖保川	谷畑川	昭和	42	11	21	建設省	3893	〃
1-16-3-1	揖保川	尾鼻川	昭和	47	5	9	建設省	925	〃
1-16-3-2	揖保川	尾鼻川	昭和	61	3	10	建設省	309	〃
1-16-4	揖保川	宮の谷川	昭和	47	5	9	建設省	925	〃
1-16-5	揖保川	折橋川	昭和	26	8	13	建設省	760	〃
1-16-6	揖保川	井塚川	昭和	47	5	9	建設省	925	〃
1-16-7	揖保川	中井川	昭和	47	8	24	建設省	1517	〃
1-17	揖保川	伊沢川	昭和	23	9	11	建設省	80	〃
1-17-1	揖保川	大谷川・北畑川	昭和	47	5	9	建設省	925	〃
1-17-2	揖保川	明延川	昭和	23	9	11	建設省	80	〃
1-17-3	揖保川	細野川	昭和	23	9	11	建設省	80	〃
1-17-4	揖保川	川原山川	昭和	23	9	11	建設省	80	〃
1-17-4-1	揖保川	東谷川	昭和	23	9	11	建設省	80	〃
1-18	揖保川	天神川	昭和	31	2	11	建設省	256	〃
1-19-1	揖保川	高尾川	昭和	21	5	25	内務省	71	〃
1-19-2	揖保川	高尾川	昭和	47	5	9	建設省	925	〃
1-20-1	揖保川	岡城川	昭和	18	2	18	内務省	94	一宮町
1-20-2	揖保川	岡城川	昭和	56	7	9	建設省	1261	〃
1-21-1	揖保川	中坪川	昭和	40	7	5	建設省	1700	〃
1-22-1	揖保川	谷川	昭和	49	4	30	建設省	655	波賀町
1-22-1-1	揖保川	奥山川	昭和	53	9	9	建設省	1455	〃
1-22-2-1-1	揖保川	千保川	平成	元	1	20	建設省	70	〃
1-22-2-1-2	揖保川	千保川	平成	3	3	30	建設省	935	〃
1-22-2-2	揖保川	大谷川	昭和	38	10	14	建設省	2617	〃
1-22-3	揖保川	水谷川	昭和	42	11	21	建設省	3893	〃
1-22-4	揖保川	八丈川及び派川	昭和	38	10	14	建設省	2617	〃
1-22-5	揖保川	平桑川・平倉川	昭和	47	5	9	建設省	925	〃
1-23	揖保川	深河谷川・池の垣内	昭和	45	6	19	建設省	949	一宮町
1-24	揖保川	福知川	昭和	40	7	5	建設省	1700	〃
1-25	揖保川	高野川	昭和	40	6	9	建設省	1472	〃
1-25-1-1	揖保川	阿舎利川	昭和	46	8	25	建設省	1459	〃
1-25-1-2	揖保川	阿舎利川	昭和	55	3	22	建設省	370	〃
1-26-1	揖保川	溝谷川	昭和	40	4	13	建設省	1247	〃
1-27	揖保川	タコラ川	平成	3	1	28	建設省	122	〃
1-28	揖保川	黒原川	昭和	42	11	21	建設省	3893	〃
1-28-1	揖保川	西谷川	平成	6	11	28	建設省	2261	〃
1-28-2	揖保川	坂谷川及び右文川	昭和	41	4	23	建設省	1307	〃
3-1-2-1	千種川	小矢野川	昭和	47	5	9	建設省	925	山崎町
3-1-3	千種川	銀山川	昭和	47	5	9	建設省	925	〃
3-1-4	千種川	小河内川	昭和	47	5	9	建設省	925	〃
3-2	千種川	猶原川	平成	3	1	28	建設省	122	千種町
3-3	千種川	宮前川	昭和	42	11	21	建設省	3893	〃
3-4	千種川	木ノ原川	昭和	52	4	23	建設省	745	〃
3-5-1	千種川	小河内川	昭和	40	7	5	建設省	1700	〃
3-5-2	千種川	荒尾川	昭和	47	5	9	建設省	925	〃
3-5-2-1	千種川	波賀坂川	昭和	47	2	18	建設省	224	〃
3-6-1	千種川	寺谷川	昭和	37	4	28	建設省	1197	〃
3-6-2	千種川	鍋ヶ谷川	平成	8	3	4	建設省	344	〃
3-7-1-1	千種川	寺谷川	平成	6	2	14	建設省	274	〃
3-7-1-2	千種川	寺谷川	平成	6	11	28	建設省	2261	千種町

砂防指定地

平成27年2月1日時点

整理番号	河川名	溪流名	告示年月日・番号						備考
			年号	年	月	日	告示名	番号	
1-22-6	揖保川	宮中川	平成	10	11	19	建設省	1990	波賀町
	揖保川	タワ川	平成	11	9	22	建設省	1745	一宮町
	揖保川	牛谷川	平成	11	9	22	建設省	1745	〃
	揖保川	ぶり谷川	平成	12	10	18	建設省	2022	〃
	揖保川	和田川	平成	14	3	14	国土交通省	194	〃
	揖保川	セドゲ谷川	平成	14	3	14	国土交通省	194	波賀町
波賀町21-1	揖保川	谷 川	平成	14	10	8	国土交通省	873	〃
一宮町14	揖保川	下田川	平成	15	3	14	国土交通省	222	一宮町
一宮町15	揖保川	和田川	平成	15	3	14	国土交通省	222	〃
波賀町10・1	揖保川	大谷川	平成	16	1	28	国土交通省	46	波賀町
山崎町16・1	揖保川	横野川	平成	16	11	16	国土交通省	1430	山崎町
波賀町9-1	揖保川	徳長川	平成	17	2	3	国土交通省	142	波賀町
一宮町15	揖保川	百千川	平成	17	4	1	国土交通省	403	一宮町
一宮町17	揖保川	段 川	平成	17	4	1	国土交通省	403	〃
一宮町15-1	揖保川	戸谷川	平成	17	5	30	国土交通省	558	〃
一宮町17	揖保川	中台川	平成	17	7	19	国土交通省	677	〃
波賀町8	揖保川	大榎川	平成	19	2	6	国土交通省	111	波賀町
一宮町28-3	揖保川	岩ケロ川	平成	19	12	20	国土交通省	1660	一宮町
山崎町26	揖保川	寺谷川	平成	20	11	27	国土交通省	1424	山崎町
一宮町28-1	揖保川	山根川	平成	22	3	25	国土交通省	221	一宮町
一宮町28-1	揖保川	穴虫川	平成	22	3	25	国土交通省	221	〃
波賀町11	揖保川	櫨ノ谷川	平成	22	5	20	国土交通省	518	波賀町
	揖保川	池垣川	平成	25	2	8	国土交通省	123	一宮町
	揖保川	前田川	平成	25	2	8	国土交通省	123	〃

ため池一斉点検 地区一覧表

受益地2.0ha以上

No	施設名	所在地	かんがい 受益 (ha)	提高 (m)	提長 (m)	総貯水量 (千m ³)	備考
1	砂利谷池	宍粟市 山崎町 上比地 字 砂利谷	3.0	9.55	75.0	16,000	
2	古池	宍粟市 山崎町 上比地 字 池の下	17.0	7.50	95.0	18,500	
3	湯船池	宍粟市 山崎町 金谷 字 湯船	4.8	12.50	33.0	3,500	
4	曾谷池	宍粟市 山崎町 金谷 字 曾谷	5.7	11.60	50.0	6,200	
5	大谷池	宍粟市 山崎町 段 字 大谷	3.2	6.50	28.0	5,000	
6	鎌谷池	宍粟市 山崎町 春安 字 鎌谷	2.0	7.00	41.0	7,000	
7	天神池	宍粟市 山崎町 春安 字 鎌谷	2.0	4.00	10.0	1,000	
8	近江ヶ谷池	宍粟市 山崎町 須賀沢 字 近江ヶ谷	10.0	7.40	56.5	10,000	
9	天神下池	宍粟市 山崎町 与位 字 山田	2.2	8.20	67.0	41,000	
10	天神上池	宍粟市 山崎町 与位 字 花尾	5.5	9.50	67.0	8,500	
11	与泰寺池	宍粟市 山崎町 下町 字 与泰寺	6.0	14.00	68.0	67,000	
12	宮の奥池	宍粟市 山崎町 下牧谷 字 宮の谷	5.0	10.10	72.5	4,700	
13	アガタ池	宍粟市 山崎町 上牧谷 字 アガタ	3.3	8.30	54.3	5,000	
14	湯塚池	宍粟市 山崎町 上牧谷 字 有谷	5.5	12.35	55.0	19,000	
15	高牧上池	宍粟市 山崎町 上牧谷 字 高下	3.7	11.00	49.0	22,000	
16	高牧下池	宍粟市 山崎町 上牧谷 字 高下	3.7	10.30	56.0	21,000	
17	東雲池	宍粟市 山崎町 葛根 字 峠南	9.0	10.40	47.0	35,500	
18	古池	宍粟市 山崎町 金谷 字 長柄	3.6	4.70	90.0	2,500	
19	大谷池	宍粟市 山崎町 春安 字 大谷	3.0	6.00	45.6	3,000	
20	宇原池	宍粟市 山崎町 宇原 字 奥山	3.0	21.00	43.0	35,000	
21	ヒラキノ池	宍粟市 山崎町 川戸 字 大フゴ	5.4	7.00	60.6	6,500	
22	中大池	宍粟市 山崎町 中 字 行谷	3.0	7.00	86.0	14,000	
23	大池	宍粟市 山崎町 神谷 字 山田	2.8	5.80	50.0	14,000	
24	新池	宍粟市 山崎町 生谷 字 法師ヶ谷	8.0	14.15	65.0	24,000	
25	中池	宍粟市 山崎町 生谷 字 法師ヶ谷	8.0	5.00	32.1	7,000	
26	藤平谷池	宍粟市 山崎町 青木 字 藤平谷	2.0	7.00	32.0	7,000	
27	小手ヶ谷池	宍粟市 山崎町 青木 字 小手ヶ谷	3.0	7.90	34.0	2,000	
28	古池	宍粟市 山崎町 青木 字 横谷	4.0	8.00	74.0	12,000	
29	山田池	宍粟市 一宮町 安積 字 上垣内	4.0	3.50	17.0	2,000	
30	名古城提	宍粟市 波賀町 斉木 字 宮坂	4.0	3.00	52.0	2,000	
31	別所池(下池)	宍粟市 千種町 鷹巣 字 別所	3.0	4.00	38.0	2,000	
32	別所池(上池)	宍粟市 千種町 鷹巣 字 別所	3.0	9.00	63.6	17,500	
	計		151.4	273.3	1,707.2	441,400	

ため池一斉点検 地区一覧表

受益地0.5ha以上

No	施設名	所在地	かんがい 受益 (ha)	提高 (m)	提長 (m)	総貯水量 (千m ³)	備考
1	長柄池	宍粟市 山崎町 金谷 字 袋谷	1.1	3.40	18.0	300	
2	観音池	宍粟市 山崎町 段 字 観音谷	0.5	6.10	43.0	4,500	
3	新池	宍粟市 山崎町 須賀沢 字 河原谷	0.5	7.50	27.0	2,000	
4	本谷池	宍粟市 山崎町 野々上 字 本谷	0.5	8.50	35.0	12,500	
5	堀内池	宍粟市 山崎町 五十波 字 尾崎	1.0	2.50	51.0	500	
6	山田池	宍粟市 山崎町 五十波 字 大畑	0.8	8.00	47.0	2,500	
7	古池	宍粟市 山崎町 下町 字 三ノ谷	0.6	5.50	61.6	9,000	
8	新池	宍粟市 山崎町 下牧谷 字 宮の谷	0.6	5.30	90.0	5,500	
9	新池	宍粟市 山崎町 上牧谷 字 岡	1.3	3.50	60.0	800	
10	船谷池	宍粟市 山崎町 中野 字 船谷	1.2	8.50	43.0	11,500	
11	保工池	宍粟市 山崎町 高下 字 保工	1.0	10.50	34.0	11,000	
12	菅谷池	宍粟市 波賀町 斉木 字 上高橋	0.7	4.00	30.0	2,000	
	計		9.8	73.3	539.6	62,100	

ため池一斉点検 地区一覧表

受益地0.5ha未満

No	施設名	所在地	かんがい 受益 (ha)	提高 (m)	提長 (m)	総貯水量 (m ³)	備考
1	乙女ヶ池	宍粟市 山崎町 門前 字 金井谷	0.1	8.00	40.0	16,000	
2	宮の東池	宍粟市 山崎町 須賀沢 字 小上	0.1	5.00	14.0	1,000	
3	南池	宍粟市 山崎町 与位 字 南山	0.1	2.50	28.0	500	
4	大勝寺池	宍粟市 山崎町 与位 字 垣内	0.1	3.50	65.0	1,500	
5	奥ノ谷池	宍粟市 山崎町 宇野 字 堂ノ尾	0.3	5.70	50.0	14,000	
6	米山池	宍粟市 山崎町 高下 字 米山	0.1	5.00	30.0	1,500	
7	寺谷池	宍粟市 山崎町 高下 字 寺谷	0.1	8.60	46.0	17,000	
8	諏訪池	宍粟市 山崎町 高下 字 吉荘	0.1	5.80	25.0	2,000	
9	杉ヶ谷池	宍粟市 山崎町 青木 字 杉ヶ谷	0.1	2.00	30.0	200	
10	小谷池	宍粟市 波賀町 安賀	0.3	2.60	26.0	500	
	計		1.4	48.7	354.0	54,200	

雪崩危険箇所（I…人家5戸以上等の箇所）

調査箇所等認識コード				地形										過去の 雪崩		危険度				
A	B	C	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	V	W	AA	AB	AC	AD	AE
市区町村名	大字小字等地名	危険箇所名	箇所番号	平均傾斜度（ $\theta 1$ ）	最急傾斜度（ $\theta 2$ ）	雪崩危険斜面内の標高差（H1）	雪崩危険区域内の標高差（H2）	雪崩危険斜面の上限点の標高（H0）	見通し角（ $\theta 0$ ）	雪崩危険斜面面積 (m^2)	雪崩危険斜面延長（縦断方向） (m)	雪崩危険斜面延長（横断方向） (m)	雪崩危険斜面の方位	全層雪崩の発生回数	表層雪崩の発生回数	雪崩発生域の平均傾斜度の点数	雪崩発生域の植生の点数	既往最大積雪深の点数	総合判定	危険度ランク
波賀	鹿伏	植木	001	25	40	340	360	875	25	129700	725	220	1	0	0	4	4	6	14	D
波賀	日ノ原	大曲	002	25	35	190	290	670	25	182300	420	520	5	0	0	4	4	6	14	D
波賀	戸倉	戸倉	003	25	30	65	80	680	25	23500	140	280	8	0	0	4	4	6	14	D
波賀	道谷	花尻	004	20	35	285	290	905	20	219700	1020	120	8	0	0	4	4	6	14	D
波賀	鹿伏	サイノ原	005	30	35	140	145	670	30	62800	260	345	4	0	0	7	4	6	17	D
波賀	鹿伏	石亀	006	30	35	80	85	600	30	26000	180	205	5	0	0	7	4	6	17	D
波賀	鹿伏	鹿伏	007	30	35	155	175	660	30	32400	290	215	6	0	0	7	4	6	17	D
波賀	引原	高山	008	30	35	165	195	660	30	25100	345	160	4	0	0	7	4	6	17	D
波賀	引原	三久保	009	35	40	125	140	630	35	9300	210	115	4	0	0	7	4	6	17	D
波賀	音水	音水	010	30	35	110	120	555	30	8600	190	135	3	0	0	7	4	6	17	D
波賀	原	原コタキ	012	25	45	340	345	750	25	132400	740	360	6	0	0	4	4	6	14	D
波賀	原	原	013	25	40	360	390	720	25	155000	790	420	2	0	0	4	4	6	14	D
波賀	原	権現	014	28	35	130	165	480	28	22100	265	225	3	0	0	4	4	6	14	D
波賀	野尻	林	015	20	25	65	75	400	20	16500	215	230	6	0	0	4	4	6	14	D
波賀	野尻	向山	016	30	40	255	275	560	30	103300	515	290	3	0	0	7	4	6	17	D
波賀	野尻	飯見	017	25	40	420	490	760	25	322400	980	500	1	0	0	4	4	6	14	D
波賀	皆ノ木	東山	018	23	25	95	105	380	23	63300	235	360	5	0	0	4	4	6	14	D
波賀	上野	山田	019	15	20	95	105	400	15	59300	410	185	5	0	0	4	10	6	20	C
波賀	上野	城	020	35	37	150	185	4450	35	31900	260	220	5	0	0	7	4	6	17	D
波賀	安賀	安賀	021	30	39	185	200	430	30	62700	360	465	1	0	0	7	4	6	17	D
波賀	今市	今市	022	25	35	320	330	560	25	167000	980	445	4	0	0	4	4	6	14	D
波賀	小野	小野	023	30	33	120	135	355	30	20100	230	185	7	0	0	7	4	6	17	D
波賀	小野	片山	024	28	37	230	235	455	28	65800	480	190	7	0	0	4	4	6	14	D
波賀	谷	薄野	025	30	38	195	210	425	30	91700	395	310	4	0	0	7	4	6	17	D
波賀	谷	黒田	026	28	30	100	130	390	25	2300	210	100	5	0	0	4	4	6	14	D
波賀	谷	保杉	027	25	27	80	100	240	25	17100	170	250	6	0	0	4	4	6	14	D
波賀	谷	下谷	028	24	25	75	100	315	24	34800	190	350	4	0	0	4	4	6	14	D
波賀	日見谷	日見谷	029	23	30	180	205	395	23	98500	470	480	1	0	0	4	4	6	14	D
波賀	上野	奥水谷	030	30	35	75	100	560	25	100	145	120	3	0	0	7	4	6	17	D
波賀	小野	下小野	031	30	36	190	210	420	30	45800	360	255	8	0	0	7	4	6	17	D
波賀	安賀	有賀	032	20	20	10	12	260	20	100	70	115	2	0	0	4	4	6	14	D
波賀	道谷	道谷	033	30	20	135	145	765	30	62300	275	410	3	0	0	7	4	6	17	D
波賀	戸倉	戸倉(2)	034	20	25	10	20	620	20	1500	40	125	3	0	0	4	4	6	14	D
波賀	引原	引原	035	30	35	95	125	590	30	7700	180	850	5	0	0	7	4	6	17	D
波賀	日ノ原	日ノ原	036	25	40	65	125	540	25	19800	145	190	7	0	0	4	4	6	14	D
波賀	日ノ原	日ノ原(2)	037	35	40	165	175	545	35	24600	265	245	5	0	0	7	4	6	17	D
波賀	原	原	038	30	40	385	400	730	30	210900	770	570	5	0	0	7	4	6	17	D
波賀	原	原(2)	039	30	35	150	175	500	30	323500	275	65	5	0	0	7	4	6	17	D
波賀	原	原有賀	040	35	40	125	140	455	35	9100	200	80	5	0	0	7	4	6	17	D
波賀	原	原(3)	041	25	30	130	145	480	25	31800	2370	300	7	0	0	4	4	6	14	D
波賀	上野	水谷	042	22	25	40	55	450	22	11100	100	240	5	0	0	4	4	6	14	D
波賀	上野	水谷	043	25	30	55	55	455	25	10500	130	290	3	0	0	4	4	6	14	D
波賀	上野	上野	044	25	30	100	115	380	25	23700	230	225	5	0	0	4	4	6	14	D
波賀	上野	上野(2)	045	25	30	45	50	330	25	5900	100	115	3	0	0	4	4	6	14	D
波賀	上野	上野(3)	046	15	230	25	35	285	15	2600	65	110	6	0	0	4	4	6	14	D
波賀	上野	城	047	20	25	20	25	290	20	2100	60	90	2	0	0	4	4	6	14	D

雪崩危険箇所（I …人家5戸以上等の箇所）

調査箇所等認識コード				地形										過去の 雪崩		危険度				
A	B	C	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	V	W	AA	AB	AC	AD	AE
市区町村名	大字小字等地名	危険箇所名	箇所番号	平均傾斜度（ $\theta 1$ ）	最急傾斜度（ $\theta 2$ ）	雪崩危険斜面内の標高差（H1）	雪崩危険区域内の標高差（H2）	雪崩危険斜面の上限点の標高（H0）	見通し角（ $\theta 0$ ）	雪崩危険斜面面積 (m^2)	雪崩危険斜面延長（縦断方向） (m)	雪崩危険斜面延長（横断方向） (m)	雪崩危険斜面の方位	全層雪崩の発生回数	表層雪崩の発生回数	雪崩発生域の平均傾斜度の点数	雪崩発生域の植生の点数	既往最大積雪深の点数	総合判定	危険度ランク
波賀	小野	上小野	048	35	38	175	185	415	35	21000	280	150	8	0	0	7	4	6	17	D
波賀	谷	奥谷	049	25	28	90	105	360	25	129800	185	670	1	0	0	4	4	6	14	D
波賀	谷	下谷	050	22	25	55	80	305	20	10400	145	120	4	0	0	4	4	6	14	D
波賀	谷	下谷	051	22	25	25	35	260	20	5000	70	160	5	0	0	4	4	6	14	D
千種	内海	内海(2)	001	15	20	20	30	620	15	6400	70	205	5	0	0	4	4	6	14	D
千種	川井	川井	002	30	35	110	120	560	30	37600	205	420	5	0	0	7	4	6	17	D
千種	棟山	棟山	003	15	20	10	15	575	15	5400	40	375	3	0	0	4	4	6	14	D
千種	村の上	村の上	004	20	25	35	60	610	20	20500	100	255	3	0	0	4	4	6	14	D
千種	村の内	村の内	005	20	25	75	95	605	20	66600	210	315	2	0	0	4	4	6	14	D
千種	村の内	東側-1	006-1	15	15	10	15	335	15	3700	35	290	5	0	0	4	7	6	17	D
千種	村の内	東側-2	006-2	20	25	100	130	445	20	54500	300	260	6	0	0	4	4	6	14	D
千種	大寺	大寺	007	15	20	5	20	365	15	12200	55	440	3	0	0	4	4	6	14	D
千種	新宮	新宮	008	20	40	430	455	840	20	326900	1250	320	3	0	0	4	4	6	14	D
千種	秋久	秋久	009	15	15	10	20	405	15	4300	70	155	5	0	0	4	4	6	14	D
千種	越礼	越礼	010	15	20	35	45	445	15	22600	120	390	7	0	0	4	4	6	14	D
千種	山平	山平	014	20	25	90	100	460	20	11300	2450	105	5	0	0	4	4	6	14	D
千種	杉谷前	杉谷前-1	015-1	25	30	40	60	375	25	7300	90	175	2	0	0	4	4	6	14	D
千種	杉谷前	杉谷前-2	015-2	20	25	40	560	380	20	4600	90	120	1	0	0	4	4	6	14	D
千種	杉谷前	杉谷前-3	015-3	25	30	30	35	350	25	4000	60	155	1	0	0	4	4	6	14	D
千種	杉谷前	杉谷前-4	015-4	20	25	25	35	385	20	2400	65	75	8	0	0	4	4	6	14	D
千種	紙屋	紙屋	016	15	20	20	30	410	15	13700	65	445	5	0	0	4	4	6	14	D
千種	金谷	金谷	017	25	30	75	125	430	25	17800	170	270	1	0	0	4	4	6	14	D
千種	猶原	猶原	018	30	40	220	235	510	30	69500	430	295	3	0	0	7	4	6	17	D
千種	揃木	揃木	020	30	45	325	345	610	30	86500	590	235	4	0	0	7	4	6	17	D
千種	井筒元	井筒元	021	25	40	370	375	630	25	165600	780	300	5	0	0	4	4	6	14	D
千種	宮の下	宮の下	022	25	35	235	245	500	25	83200	490	325	1	0	0	4	4	6	14	D
千種	下田	下田	023	30	40	175	190	445	30	43500	310	220	5	0	0	7	4	6	17	D
千種	城ヶ礼	城ヶ礼	026	20	25	30	55	375	20	17000	85	300	3	0	0	4	4	6	14	D
千種	東代	東代	027	15	20	20	40	375	15	12300	75	110	4	0	0	4	4	6	14	D
千種	河内	林	029	20	25	25	40	540	20	4000	70	120	2	0	0	4	4	6	14	D
千種	河内	川井(2)	030	30	35	290	305	755	20	116200	750	125	5	0	0	7	4	6	17	D
千種	西河内	西河内	031	25	30	75	85	540	25	10800	170	120	3	0	0	4	4	6	14	D
千種	西河内	中野	032	25	30	160	180	680	25	43800	350	285	8	0	0	4	4	6	14	D
千種	西河内	戸井の元	033	15	20	20	30	580	15	2200	70	110	7	0	0	4	4	6	14	D
千種	河呂	宝の木	034	25	40	360	365	715	25	92800	795	90	2	0	0	4	4	6	14	D
千種	岩野辺	柳谷	035	15	20	40	65	450	15	15000	160	325	3	0	0	4	4	6	14	D
千種	鷹巣	早田	036	15	15	10	15	590	15	3500	60	135	1	0	0	4	4	6	14	D
千種	鷹巣	土井	037	15	20	20	30	590	15	4000	70	170	1	0	0	4	4	6	14	D
千種	鷹巣	大鷹巣	038	25	30	65	85	580	25	12600	160	205	3	0	0	4	4	6	14	D
千種	七野	中土井	039	20	25	85	105	400	20	15600	230	110	1	0	0	4	4	6	14	D
千種	下河野	中土井(2)	040	30	40	210	215	490	30	30900	360	225	4	0	0	7	4	6	17	D
千種	下河野	阿路	041	35	40	95	120	370	35	7900	160	135	2	0	0	7	4	6	17	D

雪崩危険箇所（Ⅱ）

調査箇所等認識コード				地形										過去の雪崩		危険度				
A	B	C	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	V	W	AA	AB	AC	AD	AE
市区町村名	大字小字等地名	危険箇所名	箇所番号	平均傾斜度（θ1）	最急傾斜度（θ2）	雪崩危険斜面内の標高差（H1）	雪崩危険区域内の標高差（H2）	雪崩危険斜面の上限点の標高（H0）	見通し角（θ0）	雪崩危険斜面面積 (m ²)	雪崩危険斜面延長（縦断方向） (m)	雪崩危険斜面延長（横断方向） (m)	雪崩危険斜面の方位	全層雪崩の発生回数	表層雪崩の発生回数	雪崩発生域の平均傾斜度の点数	雪崩発生域の植生の点数	既往最大積雪深の点数	総合判定	危険度ランク
波賀	道谷	道谷(2)	001	30	35	85	90	745	30	5700	160	90	6	0	0	7	4	6	17	D
波賀	道谷	道谷(3)	002	20	36	50	55	685	20	6900	145	125	3	0	0	4	4	6	14	D
波賀	戸倉	戸倉(3)	003	30	35	100	110	710	30	8100	190	80	1	0	0	7	4	6	17	D
波賀	鹿伏	鹿伏	004	25	30	95	115	640	25	9500	195	110	1	0	0	4	4	6	14	D
波賀	引原	高山	005	30	35	175	190	655	30	15000	355	85	5	0	0	7	4	6	17	D
波賀	引原	引原(2)	006	30	35	140	160	625	30	11100	280	85	5	0	0	7	4	6	17	D
波賀	引原	引原(3)	007	30	35	45	55	525	30	2200	85	70	5	0	0	7	4	6	17	D
波賀	音水	音水	008	30	35	155	165	585	30	15500	250	100	4	0	0	7	4	6	17	D
波賀	日ノ原	西二連瀬	009	30	35	60	85	455	30	12700	115	210	3	0	0	7	4	6	17	D
波賀	日ノ原	日ノ原(3)	010	35	40	65	80	455	35	6900	110	120	7	0	0	7	4	6	17	D
波賀	原	原(4)	011	30	35	145	170	495	30	30400	290	150	8	0	0	7	4	6	17	D
波賀	上野	奥水谷	012	20	25	50	55	515	20	5000	120	115	6	0	0	4	4	6	14	D
波賀	上野	水谷(2)	013	25	30	75	80	485	25	5600	160	65	8	0	0	4	4	6	14	D
波賀	上野	水谷(3)	014	30	35	60	80	455	25	2400	115	80	1	0	0	7	4	6	17	D
波賀	齊木	流田	015	20	25	25	35	445	20	2300	70	60	3	0	0	4	4	6	14	D
波賀	谷	保杉-1	016	20	20	15	20	270	20	17200	60	110	5	0	0	4	4	6	14	D
波賀	小野	小野(2)	017	25	28	55	80	300	25	7500	130	100	7	0	0	4	4	6	14	D
千種	河内	道上	001	20	25	75	95	590	20	10900	215	95	1	0	0	4	4	6	14	D
千種	河内	中村	002	20	20	40	55	545	20	5300	145	135	3	0	0	4	4	6	14	D
千種	河内	川井	003	25	30	105	120	560	25	8700	220	65	5	0	0	4	4	6	14	D
千種	河内	川井	004	20	25	55	75	500	20	5900	155	95	4	0	0	4	4	6	14	D
千種	西河内	奥田	005	20	25	35	45	600	20	3400	90	100	8	0	0	4	4	6	14	D
千種	西河内	池田	006	15	20	20	30	560	15	2800	75	80	3	0	0	4	4	6	14	D
千種	西河内	中野(2)	007	30	35	110	120	510	30	12600	195	90	1	0	0	7	4	6	17	D
千種	西河内	中野(3)	008	20	25	20	30	5145	20	2000	65	85	5	0	0	4	4	6	14	D
千種	河呂	松ノ木橋	009	30	35	150	155	530	30	15000	280	120	5	0	0	7	4	6	17	D
千種	高下	高下	010	20	25	45	75	435	20	13600	140	170	2	0	0	4	4	6	14	D
千種	一坪	一坪	011	15	20	25	30	450	15	5700	75	200	3	0	0	4	4	6	14	D
千種	徳久	徳久	012	20	25	25	40	445	20	4500	75	285	7	0	0	4	4	6	14	D
千種	岩野辺	室谷	013	20	25	35	50	505	20	10300	90	160	3	0	0	4	4	6	14	D
千種	岩野辺	室谷(2)	014	15	15	10	15	450	15	2200	45	160	3	0	0	4	4	6	14	D
千種	岩野辺	荒尾	015	20	25	60	75	530	20	7000	145	100	2	0	0	4	4	6	14	D
千種	岩野辺	荒尾(2)	016	20	25	30	55	525	20	3100	80	100	3	0	0	4	4	6	14	D
千種	岩野辺	荒尾(3)	017	20	25	20	25	510	20	2200	60	110	2	0	0	4	4	6	14	D
千種	岩野辺	荒尾(4)	018	25	30	30	40	520	25	1900	65	120	7	0	0	4	4	6	14	D
千種	岩野辺	荒尾(5)	019	15	15	10	20	590	15	1500	40	80	2	0	0	4	4	6	14	D
千種	岩野辺	内海(3)	020	20	25	40	55	625	20	6300	100	120	4	0	0	4	4	6	14	D
千種	岩野辺	内海(4)	021	20	25	70	90	685	20	5100	165	90	5	0	0	4	4	6	14	D
千種	奥西山	土井	022	25	30	100	120	505	25	13100	225	120	1	0	0	4	4	6	14	D
千種	奥西山	花尻	023	25	30	45	60	410	25	3100	115	110	5	0	0	4	4	6	14	D
千種	奥西山	屋垣内	024	20	25	30	50	395	20	5500	75	160	1	0	0	4	4	6	14	D
千種	村の内	村の内(2)	025	15	20	145	230	400	15	5300	60	280	4	0	0	4	4	6	14	D
千種	黒土	中屋	026	20	25	70	110	530	20	19500	200	80	3	0	0	4	4	6	14	D
千種	鷹巣	別所	027	15	20	25	35	580	15	6500	100	130	1	0	0	4	4	6	14	D
千種	鷹巣	大迫	028	20	25	45	80	625	20	18000	120	200	3	0	0	4	4	6	14	D
千種	鷹巣	大迫(2)	029	20	25	35	40	585	20	2500	110	100	7	0	0	4	4	6	14	D

雪崩危険箇所（Ⅱ）

調査箇所等認識コード				地形										過去の雪崩		危険度				
A	B	C	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	V	W	AA	AB	AC	AD	AE
市区町村名	大字小字等地名	危険箇所名	箇所番号	平均傾斜度（ $\theta 1$ ）	最急傾斜度（ $\theta 2$ ）	雪崩危険斜面内の標高差（H1）	雪崩危険区域内の標高差（H2）	雪崩危険斜面の上限点の標高（H0）	見通し角（ $\theta 0$ ）	雪崩危険斜面面積 (m^2)	雪崩危険斜面延長（縦断方向） (m)	雪崩危険斜面延長（横断方向） (m)	雪崩危険斜面の方位	全層雪崩の発生回数	表層雪崩の発生回数	雪崩発生域の平均傾斜度の点数	雪崩発生域の植生の点数	既往最大積雪深の点数	総合判定	危険度ランク
千種	鷹巣	戸倉	030	25	30	55	85	625	25	5500	115	115	1	0	0	4	4	6	14	D
千種	室	奥	031	20	25	25	30	375	20	100	75	155	1	0	0	4	4	6	14	D
千種	七野	中土井	032	15	20	15	30	320	15	3400	50	105	5	0	0	4	4	6	14	D
千種	七野	倉谷	033	25	30	50	85	415	25	5700	100	115	2	0	0	4	4	6	14	D
千種	下河野	井の口	034	30	35	125	135	410	30	8400	230	90	7	0	0	7	4	6	17	D
千種	神原	神原	035	30	35	135	145	415	30	26400	270	215	8	0	0	7	4	6	17	D
千種	下河野	揃木	036	35	40	100	115	375	35	7400	160	110	5	0	0	7	4	6	17	D
千種	下河野	下土井	037	30	35	130	145	400	30	14700	240	110	5	0	0	7	4	6	17	D
千種	阿踏	阿踏	038	30	40	195	205	450	30	41400	350	230	5	0	0	7	4	6	17	D

地震被害想定手法

(1) 建物被害

1) 揺れによる建物被害(全壊・半壊)

概要・方針	手法	
中防+東京(半壊)に準拠	[手法] - 全壊棟数のみ - 計測震度と全壊率の関係から算出 - 阪神・淡路大震災、鳥取県西部地震、芸予地震の被害データを基にした被害率曲線から算出(全壊率-計測震度)	[揺れによる建築物被害想定フロー]
	(木造 全壊棟数) = (木造旧築年 全壊棟数) + (木造中築年 全壊棟数) + (木造新築年 全壊棟数) (非木造 全壊棟数) = (非木造旧築年 全壊棟数) + (非木造中築年 全壊棟数) + (非木造新築年 全壊棟数) (構造別・建築年次別の全壊棟数) = (構造別・建築年次別の建物棟数) × (構造別・建築年次別の揺れによる全壊率)	

2) 液状化による建物被害（全壊）

兵庫県（H22）

中防に準拠

(参考とする手法：中防)

[手法]

・液状化可能性指数 P_L 値を基に決定した液状化危険度ランク別に液状化面積率と全壊率を設定

・液状化による全壊棟数＝建物棟数×液状化による全壊率×液状化面積率

・液状化発生時の被害率は、関東大震災、新潟地震、日本海中部地震の被害事例を参照

[液状化危険度ランク]

ランク	P_L 値	
A	$P_L > 15.0$	液状化発生の可能性が高い
B	$5.0 < P_L \leq 15.0$	液状化発生の可能性がある
C	$0.0 < P_L \leq 5.0$	液状化発生の可能性が低い
D	$P_L = 0.0$	液状化発生の可能性はない
E	－	対象外（砂層がない）

[液状化による全壊率]

木造建物の全壊率

	S35 年以前	S36 年以降
大破率	13.3%	9.6%
全壊率（＝大破率÷0.7）	19.0%	13.7%

出典）第3次地震被害想定結果（静岡県、H13 年）（大破率のみ）

非木造建物の大破率（＝全壊率）

杭ありの場合の大破率	杭なしの場合の大破率
0.0%	23.2%

出典）第3次地震被害想定結果（静岡県、H13 年）

[液状化面積率]

液状化危険度	液状化面積率
ランク A	18%
ランク B	5%
ランク C	2%
ランク D, ランク E	0%

出典）東京都における直下地震の被害想定に関する調査報告書（東京都、H9）

[液状化による建物被害想定フロー]

P_L 値分布 ※

液状化危険度ランク ①

全壊棟数

構造別・建築年次別・建物データ

液状化による全壊率 ②

液状化面積率 ③

※ P_L 値：地震動、地盤特性、地下水位から求められる液状化しやすさを表す指標

[算出式]

（木造 全壊棟数）＝（木造旧築年 全壊棟数）＋（木造新築年 全壊棟数）

（木造旧築年 全壊棟数）
＝（木造旧築年 建物棟数）×（木造旧築年 液状化による全壊率）×（液状化面積率）

（木造新築年 全壊棟数）
＝（木造新築年 建物棟数）×（木造新築年 液状化による全壊率）×（液状化面積率）

（非木造 全壊棟数）＝（非木造建物棟数）×（基礎杭がない建物の割合）
×（非木造 液状化による全壊率）×（液状化面積率）

[揺れによる建物被害と液状化による建物被害のダブルカウントの除去]

（揺れによる木造建物全壊棟数＜ダブルカウント除去後＞）
＝（揺れによる木造建物全壊棟数＜ダブルカウント除去前＞
× { 1－（液状化面積率）}）

（揺れによる非木造建物の全壊棟数の計算対象）
＝（非木造建物棟数）－（液状化による非木造建物全壊棟数）

3) 火災による建物被害（焼失）

概要・方針

建設省（現・国土交通省）総合プロジェクト（以下、「総プロ式」という）の手法および中防、大阪府に準拠

手法

【方針】

火災の予測は、地震直後に発生する火災と、それを消止められず延焼となる二通りの火災を対象とする。

建設省（現・国土交通省）総合プロジェクト（以下、「総プロ式」という）の手法により、全出火件数を求め、さらに、関東大震災、北但馬地震、丹後地震、十勝沖地震、宮城県沖地震における初期消火実態データにより求められた初期消火率（仙台都市圏防災モデル都市建設計画調査委員会による）を参考にして、初期消火率を設定したうえで、炎上出火件数を算出

消防力運営による消火を考慮して、延焼棟数を求め、さらに消火不能となった火災による焼失棟数を算出

(2)出火件数の想定方法

1)全出火件数の算定

全出火件数とは、出火に至った全てのものをいう。

地震時の出火件数と木造建物全壊率の間には密接な関係があることが知られている。これを利用した総プロの算定式により出火件数 Y を想定した。

出火件数 Y = α×N×y

α：時刻補正係数（表①）

N：世帯数

y：全出火率（冬：log₁₀ y =0.695×log₁₀X-1.943、X：全壊率）：

表① 時刻補正係数（α）

時刻	α	時刻	α
0～4	0.046	16～17	1.30
4～5	0.15	17～19	2.50
5～6	0.98	19～20	1.80
6～8	1.64	20～21	1.10
8～11	1.10	21～23	0.45
11～13	1.52	23～24	0.12
13～16	0.85		

× 0.1

※ 表①は総プロの方法で採用されている水野（1978）による時刻補正係数。

※ ただし、本方法は、1968 年までの地震データであるため、阪神/淡路大震災(1995)における神戸市の出火件数を「総プロの方法で検証を行い、時刻補正を行うこととする。

表② 阪神/淡路大震災時における「総プロの方法」の検証結果

市区	全壊数	全壊率 (%)	世帯数	出火率 (%)	想定出火件数	実際出火件数	想定／実際
神戸市全体	54,949	9.5	579,259	0.143	829	77	10.8
東灘区	11,171	14.5	77,219	0.195	151	13	11.6
灘区	11,693	21.1	55,361	0.257	142	14	10.1
中央区	4,947	9.4	52,283	0.143	75	14	5.4
兵庫区	8,374	15.7	53,334	0.207	110	13	8.5
長田区	12,515	23.5	53,306	0.278	148	14	10.6
須磨区	6,042	9.1	66,293	0.139	92	8	11.5

注)世帯数は神戸市企画調整局（平成6年）

時刻補正係数は、兵庫県南部地震時の場合0.98（5～6時）

全壊率は日本建築学会(1995)より

実際出火件数は地震発生後約3時間以内（1月17日8時まで）の火災件数消防庁（1996）より

表②によれば、神戸市全体における実際の初期出火件数に対して想定件数は約 10 倍となった。そこで、表①の時刻補正係数にさらに 0.1 倍補正を加えることとした。

2)炎上出火件数の算定

炎上出火件数とは、全出火のうち、市民の初期消火で消されたものを除いたものをいう。

初期消火率は、関東大震災、北但馬地震、丹後地震、十勝沖地震、宮城県沖地震における初期消火実態データにより求められた初期消火率(仙台都市圏防災モデル都市建設計画調査委員会による)を参考にして求め、次式で炎上出火件数を算定する。

炎上出火件数＝全出火件数×（1－初期消火率）

表③ 初期消火率

	市部	全体
震度 5	68.4	78.6
震度 6	45.9	51.8
震度 7	23.8	43.9

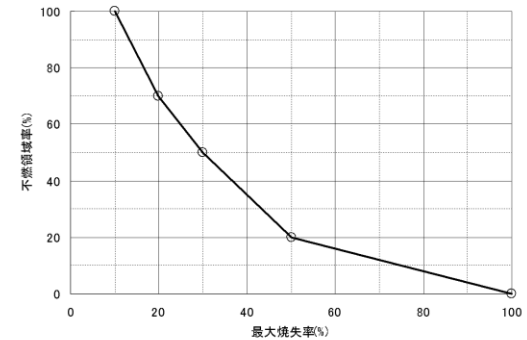
※ 火災の多くは市街地、住宅密集地で発生していることから、ここでは、「市部」の値を採用した。

※ 表③は旧の震度階級であることから、ここでは、震度 5 弱、5 強は「震度 5」を、震度 6 弱、6 強は「震度 6」の値を採用することとした。

(出典) 仙台都市圏防災モデル都市建設計画調査委員会（自治省消防庁）より

全出火件数および炎上出火件数は、市町単位で集計し、焼失棟数は、炎上出火があると予想される市町を対象に想定する。

概要・方針	手法																		
	(3)焼失棟数の想定方法 建物の焼失棟数は延焼を考慮して想定する。 1) 延焼棟数 (焼失棟数の内数) 延焼については、炎上出火件数のうち、地域の消防力の運用により消されずに残った火災を残火災として設定する。なお、下表に示すとおり、不燃領域率が 50%以下の 250m メッシュにおいて延焼被害が発生するものとする。 地域の消防力は、三重県 (2009) の算定方法を参考とし、以下のように仮定し、考慮した。 ・ 各市町に発生する炎上出火に対して、市町内にある消防署および消防団が消火にあたるとする。 ・ 1 炎上出火の火面周囲長を 80m とし、その消火に 4 台の消防ポンプが必要であると仮定する(担当火面長 20m/1 台)。 ・ ここでは、最低 1 つの炎上出火は消火できるとし、出火点建物は地域の消防力で消火できるものとした。 ・ 消火したとしても、火面長 80m の場合、500m² 程度焼失するため、消火 1 件あたり 5 棟の焼失があるとした。 (例) 延焼棟数＝炎上出火棟数×5－炎上出火棟数 <table><tr><th colspan="3">隣接メッシュへの延焼可能性</th></tr><tr><th>不燃領域率</th><th>焼失率</th><th>隣接地区への延焼可能性</th></tr><tr><td>7 0 %以上</td><td>2 0 ～ 1 0 %</td><td>無し</td></tr><tr><td>5 0 %～ 7 0 %</td><td>3 0 ～ 2 0 %</td><td>無し</td></tr><tr><td>2 5 %～ 5 0 %</td><td>5 0 ～ 3 0 %</td><td>有り</td></tr><tr><td>0 ～ 2 5 %</td><td>1 0 0 ～ 5 0 %</td><td>有り</td></tr></table> (注) 兵庫県南部地震の状況と建設省総合技術開発プロジェクト「都市防火対策手法の開発」(建設省)に基づき求めた。 2)焼失棟数 中防では、不燃領域率より求められる焼失率から焼失棟数を算出している。焼失率は、木造建物の棟数比と棟数密度の関数として、以下に示す不燃領域率から求める。 $F=1.189-0.604a-0.00713d$ (ただし、F は 1.0 を超えない。) F：不燃領域率 a：木造建物棟数比＝木造建物棟数／全建物棟数 d：木造建物棟数密度＝木造建物棟数／メッシュの面積(ha) 本検討においては、平成 21 年度調査において既に兵庫県下の 250m メッシュ単位の不燃領域率の検討が行われており、その結果を活用するものとする。 不燃領域率と焼失率の関係には、阪神・淡路大震災の被害実績や建設省総合技術開発プロジェクトによるシミュレーション結果から求められた、以下の大阪府の式を用いる。 図①に不燃領域率と焼失率の関係を示す。 $\begin{aligned} \text{焼失率}(\%) &= (-5/2) \times \text{不燃領域率} \times 100 + 100 & (0 \leq \text{不燃領域率} \leq 0.20) \\ &= (-2/3) \times \text{不燃領域率} \times 100 + 190/3 & (0.20 < \text{不燃領域率} \leq 0.50) \\ &= (-1/2) \times \text{不燃領域率} \times 100 + 55 & (0.50 < \text{不燃領域率} \leq 0.70) \\ &= (-1/3) \times \text{不燃領域率} \times 100 + 130/3 & (0.70 < \text{不燃領域率} \leq 1.00) \end{aligned}$ 焼失棟数＝各メッシュの建物棟数×焼失率(%)／100 図① 不燃領域率と焼失率との関係 (出典：大阪府地震被害想定調査、平成 9 年 3 月) 以上のことから、火災被害建物棟数は、以下の式で算定するものとする。 250m メッシュ単位の火災被害建物棟数 (焼失棟数) ＝ (炎上出火があり、不燃領域率 50%以上の町丁目の場合 (延焼被害なし))：焼失棟数＝炎上出火件数＝炎上出火棟数 ＝ (炎上出火があり、不燃領域率 50%以下の町丁目の場合 (延焼被害あり))：焼失棟数＝Σ (各メッシュの建物棟数×焼失率(%)／100) × 炎上出火件数) 【揺れ・液状化による建物被害と火災延焼による建物被害のダブルカウントの除去】 焼失棟数 (ダブルカウント除去後)＝焼失棟数 (ダブルカウント除去前) × (1－ (揺れ・液状化による全壊率)) ※揺れ・液状化による全壊率＝ ((揺れによる全壊棟数) ＋ (液状化による全壊棟数)) ÷ 全建物棟数	隣接メッシュへの延焼可能性			不燃領域率	焼失率	隣接地区への延焼可能性	7 0 %以上	2 0 ～ 1 0 %	無し	5 0 %～ 7 0 %	3 0 ～ 2 0 %	無し	2 5 %～ 5 0 %	5 0 ～ 3 0 %	有り	0 ～ 2 5 %	1 0 0 ～ 5 0 %	有り
隣接メッシュへの延焼可能性																			
不燃領域率	焼失率	隣接地区への延焼可能性																	
7 0 %以上	2 0 ～ 1 0 %	無し																	
5 0 %～ 7 0 %	3 0 ～ 2 0 %	無し																	
2 5 %～ 5 0 %	5 0 ～ 3 0 %	有り																	
0 ～ 2 5 %	1 0 0 ～ 5 0 %	有り																	



図① 不燃領域率と焼失率との関係

(出典：大阪府地震被害想定調査、平成9年3月)

4) 土砂災害による建物被害（全壊・半壊）

概要・方針

中防に準拠

手法

[手法]

・急傾斜崩壊危険箇所のうち人家のあるランクⅠ・ランクⅡを対象とする。位置はCGハザードマップ、危険箇所の諸条件は急傾斜地崩壊危険箇所データベースによる。

・急傾斜地崩壊危険箇所カルテを用いた地震時斜面危険度予測方式（昭和62年、宮城県）に基づき計算する。

急傾斜地崩壊危険箇所数

ランク	箇所数	備考
ランクⅠ	5,557	人家戸数5戸以上
ランクⅡ	5,842	人家戸数5戸未満
ランクⅢ	2,151	人家戸数なし

急傾斜地地震対策危険度判定基準

大項目	データ項目	小項目	点数
①斜面高(H)m	・斜面の高さ	50≦H	10
		30≦H<50	8
		10≦H<30	7
		H<10	3
②斜面勾配(α)	・傾斜度	59°≦α	7
		45°≦α<59°	4
		α<45°	1
③オーバーハング	・地表の状況	オーバーハングあり	4
		オーバーハングなし	0
④斜面の地盤	・地表の状況	亀裂が発達、開口しており転石、浮石が点在する	10
		風化、亀裂が発達した岩である	6
		礫層、砂質土、砂質土	5
		粘質土	1
		風化、亀裂が発達していない岩である	0
⑤表土の厚さ	・表土の厚さ	0.5m以上	3
		0.5m未満	0
⑥湧水	・湧水	有	2
		無	0
⑦落石・崩壊履歴	・崩壊履歴	新しい崩壊地がある	5
		古い崩壊地がある	3
		崩壊地は認められない	0

[土砂災害被害想定フロー]

①急傾斜地危険度判定基準に基づく判定

②耐震ランクの算出

③震度による危険度ランク判定

④被害棟数算出式による被害棟数の算出

震度による危険度ランク判定基準

震度	基準要素点	13点以下 ランクc	14～23点 ランクb	24点以上 ランクa
6強以上		A	A	A
6弱		B	A	A
5強		C	B	A
5弱		C	C	B
4		C	C	C

出所：宮城県急傾斜地崩壊危険箇所カルテを用いた地震時斜面危険度予測方式(昭和62年、宮城県)

※ 点数と危険度ランクの関係は、道路震災対策委員会(昭和61年)による法面・斜面耐震判定方法に基づく

耐震ランク表

耐震ランク	基準要素点
a	24点以上
b	14～23点
c	13点以下

ランク	崩壊確率
A	95 %
B	10 %
C	0 %

※1978年宮城県沖地震の実態を基に設定

	～震度4	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7
全壊率	0 %	6 %	12 %	18 %	24 %	30 %
半壊率	0 %	14 %	28 %	42 %	56 %	70 %

[算出式]

被害棟数算出式

・全壊棟数＝危険箇所内人家戸数×崩壊確率×全壊率

・半壊棟数＝危険箇所内人家戸数×崩壊確率×半壊率

※危険箇所内人家戸数はH12 急傾斜地崩壊箇所データベースによる人家戸数とする。

(2) 人的被害

1) 揺れ、液状化に伴う建物倒壊による死傷者数

概要・方針	手法	[建物による人的被害想定フロー]
中防に準拠	[手法] ・近年 300 人以上の死者が発生した鳥取地震、東南海地震、南海地震、福井地震、阪神・淡路大震災の被害事例を基に算出 ・木造建物、非木造建物を区別し、それぞれの建物からの死者数・負傷者数を想定 ・鳥取地震、東南海地震、南海地震、福井地震、阪神・淡路大震災の被害事例から算出した全壊棟数と死者数との関係を使用 ・阪神・淡路大震災における建物被害率と負傷者率との関係を用いて負傷者数を算出 ・阪神・淡路大震災における市区別の（揺れ・液状化による）建物全壊率と重傷者率との関係を用いて重傷者数を算出	
[算出式]	(死者数) = (木造 死者数) + (非木造 死者数) (木造 死者数) = $t_w \times (\text{市区町村別の揺れによる木造全壊棟数}) \times (\text{木造建物内滞留率})$ (非木造 死者数) = $t_n \times (\text{市区町村別の揺れによる非木造全壊棟数}) \times (\text{非木造建物内滞留率})$ (木造建物内滞留率) = (発生時刻の木造建物内滞留人口) ÷ (朝 5 時の木造建物内滞留人口) (非木造建物内滞留率) = (発生時刻の非木造建物内滞留人口) ÷ (朝 5 時の非木造建物内滞留人口)	
[基本的な算出式]	(死者数) = (木造 死者数) + (非木造 死者数) (木造負傷者数) = (木造建物内滞留人口) × (負傷者率 木造) (非木造負傷者数) = (非木造建物内滞留人口) × (負傷者率 非木造) (負傷者率) = $0.12 \times (\text{揺れによる建物被害率})$ (0 ≤ 建物被害率 < 0.25) (負傷者率) = $0.07 - 0.16 \times (\text{揺れによる建物被害率})$ (0.25 ≤ 建物被害率 < 0.375) (負傷者率) = 0.01 (0.375 ≤ 建物被害率) ※負傷者率は木造／非木造別にそれぞれ算出する (揺れによる建物被害率) = (揺れによる全壊率) + 1/2 × (揺れによる半壊率)	出所 大阪府地震被害想定調査(平成 9 年 3 月、大阪府)
[基本的な算出式]	(重傷者数) = (木造 重傷者数) + (非木造 重傷者数) (木造重傷者数) = (木造建物内滞留人口) × (重傷者率 木造) (非木造重傷者数) = (非木造建物内滞留人口) × (重傷者率 非木造) (重傷者率) = $0.0309 \times (\text{揺れによる建物全壊率})$ ※負傷者率は木造／非木造別にそれぞれ算出する	図 阪神・淡路大震災時における建物全壊率と重傷者率の関係 注) 各市区別の建物全壊率データは、旧建設省建築研究所の調べによるもの

2) 火災による焼死者数

概要・方針	手法
阪神・淡路大震災時の被災事例を基の設定	【方針】 ・人的被害としては、焼死者を推定することとした。火災によるやけどは多少あるものの火災による人的被害は建物倒壊による人的被害と異なり、焼死するかしないかが問題となる。なお、焼死者の推定値については大きな誤差を含んでいることを断っておく。 ・風速は延焼速度には影響するが最終的な延焼面積には影響しない。ただし、焼死者については「建物被害による閉じ込めや逃げ遅れ」によって発生していたものが、風速 6m/s 以上、あるいは延焼速度 100m/s になると「取り囲みによる焼死」が発生し、閉じ込めによる焼死者の約 2 倍程度焼死者が増える。よって、焼失棟数等の建物被害については考慮せず、人的被害についてのみ、風速 6m/s 以上とそれ以下の 2 パターンで算出することとした。 【手法】 火災による死者は、「閉じ込められ型」と「取り囲まれ型」の 2 つのパターンで起きる。 阪神・淡路大震災では、幸いなことに前者の「閉じ込められ型」しか起きていないが、風速が 6m/s 以上あるいは延焼速度が 100m/s になると、関東大震災のような「取り囲まれ型」が発生する。中防はこの「取り囲まれ型」を無視しているが、多数の死者がでるのはこの「取り囲まれ型」である。 関東大震災で焼失約 40 万棟で約 9 万人、北丹後地震の峰山で焼失約 1,000 棟で約 800 人、福井地震で焼失約 4,000 棟で約 500 人以上（1,000 人という見解もある）、阪神・淡路大震災で焼失約 7,000 棟で約 500 人の焼死者という数字を見る限りにおいて、中防の計算式による予測値は大凡 1 桁少ない。少なくとも 10 棟延焼すると 1 人が焼死すると考えるのが妥当である。これについても、関東大震災では台風が来ていたからと説明する風潮があるが、庄内地震や福井地震あるいは北丹後地震での焼死者の説明がつかない。 このように、焼死者の推定には大きな誤差が含まれていることを認識した上で、検討しなければならない。 ここでは、以下の式により、焼死者の推定を行うこととした。 $\begin{aligned} \text{(風速が 6m/s 以上の場合) 焼死者} &= 0.12 \times \text{焼失棟数} \\ \text{(風速が 6m/s 未満の場合) 焼死者} &= 0.06 \times \text{焼失棟数} \end{aligned}$ ※ 阪神・淡路大震災で火災が起きた地域では全壊率は多く見積もっても 3 割程度なので、仮に 1,000 棟あった地域では 300 棟が全壊したことになる。この場合、阪神・淡路大震災では約 10 万棟全壊して約 5,000 人が倒壊死しているので、この地域では 15 人が倒壊で死亡したことになる。一方、火災が発生した地域では約 7,000 棟が焼失して 550 人が死亡したことなので、この 1,000 棟の地域では 80 人が死亡したことになる。その 80 人と 15 人の差が火災による焼死者ということになるので、1,000 棟焼失あたり 65 人が焼死者という結果が出る。つまり、1 棟あたり 0.065 人ということになる。なお、誤差の大きい推定でもあることから、ここでは、0.06 とする。 ※ 風速が 6m/s 以上の場合については、過去の地震被害による事例（関東大震災、北丹後地震、善光寺地震、庄内地震の酒田等）では、焼失 1 棟あたり 0.1～0.5 人程度焼死している。また、取り囲まれ型は、閉じ込められ型の 2 倍程度の焼死者が出ると想定されている。これらのことから、取り囲まれ型が発生し始める風速が 6m/s 以上の場合では、風速が 6m/s 未満の場合の約 2 倍として、1 棟あたり 0.12 人の焼死者率とした。

3) 道路被害による死傷者数

概要・方針	手法																																																																																																						
中防に準拠	震度分布 センサス区間交通量 震度6強以上エリア内の自動車走行台数 人身事故発生率 事故1件あたり死傷者数 死傷者数 [揺れによるハンドル操作ミスによる人的被害想定フロー] 震度分布 センサス区間交通量 震度6強以上エリア内の自動車走行台数 人身事故発生率 事故1件あたり死傷者数 死傷者数 [算出式] (死傷者数) = (事故1件当り死傷者数) × (震度6強以上エリア内走行自動車台数) × (人身事故発生率) ※対象道路は、兵庫県内の道路交通センサス区間 [震度6強以上エリア内走行自動車台数] ・ 道路交通センサス（H17）の昼間12時間交通量より、路線別の18時台の交通量を算出。 (震度6強以上エリア内走行自動車台数[台]) = (1時間あたり交通量[台/時間]) × (震度6強以上エリア通過時間[時間]) (震度6強以上エリア通過時間[時間]) = (震度6強エリア内通過延長[km]) ÷ (混雑時平均速度[km/時間]) ※昼間12時間交通量に対して18時台交通量の占める割合は、兵庫県内のセンサス交通量観測地点における平均値（高速道路8.08%、一般道路8.76%）を使用。 ※混雑時平均速度は道路交通センサスより。 [人身事故発生率] ・ 危険を感じた人のうち傷害を起こす人の割合は0.114%と設定（「新版 自動車事故工学」江守一郎）。 ・ ドライバーが危険を感じる条件として、震度6強以上と仮定。 [事故1件当り死傷者数] ・ 揺れによるハンドル操作ミスによる被害は一定の速度以上で発生すると考えられること及び一般道における死傷者発生率を算出できるデータが無いことを踏まえ、平常時の高速道路における重傷者以上の事故1件あたりの死傷者数を算定。 高速道路における重傷者が発生した事故1件あたりの死傷者発生率 <table><tr><th rowspan="2">西暦年</th><th rowspan="2">重傷者が発生した事故件数</th><th colspan="2">死者</th><th colspan="2">負傷者</th><th colspan="2">重傷者</th></tr><tr><th>人数 (人)</th><th>事故1件あたり (人/件)</th><th>人数 (人)</th><th>事故1件あたり (人/件)</th><th>人数 (人)</th><th>事故1件あたり (人/件)</th></tr><tr><td>1997</td><td>1,033</td><td>397</td><td>0.38</td><td>18,471</td><td>17.88</td><td>1,278</td><td>1.24</td></tr><tr><td>1998</td><td>1,063</td><td>366</td><td>0.34</td><td>19,259</td><td>18.12</td><td>1,304</td><td>1.23</td></tr><tr><td>1999</td><td>1,155</td><td>323</td><td>0.28</td><td>21,079</td><td>18.25</td><td>1,423</td><td>1.23</td></tr><tr><td>2000</td><td>1,194</td><td>367</td><td>0.31</td><td>23,181</td><td>19.41</td><td>1,444</td><td>1.21</td></tr><tr><td>2001</td><td>1,165</td><td>389</td><td>0.33</td><td>23,888</td><td>20.50</td><td>1,428</td><td>1.23</td></tr><tr><td>2002</td><td>1,193</td><td>338</td><td>0.28</td><td>22,875</td><td>19.17</td><td>1,469</td><td>1.23</td></tr><tr><td>2003</td><td>1,077</td><td>351</td><td>0.33</td><td>22,661</td><td>21.04</td><td>1,378</td><td>1.28</td></tr><tr><td>2004</td><td>1,003</td><td>329</td><td>0.33</td><td>22,119</td><td>22.05</td><td>1,273</td><td>1.27</td></tr><tr><td>2005</td><td>931</td><td>285</td><td>0.31</td><td>21,931</td><td>23.56</td><td>1,119</td><td>1.20</td></tr><tr><td>2006</td><td>860</td><td>262</td><td>0.30</td><td>22,007</td><td>25.59</td><td>1,040</td><td>1.21</td></tr><tr><td>合計</td><td>10,674</td><td>3,407</td><td>0.32</td><td>217,471</td><td>20.37</td><td>13,156</td><td>1.23</td></tr></table> (出典) 交通統計 平成18年版	西暦年	重傷者が発生した事故件数	死者		負傷者		重傷者		人数 (人)	事故1件あたり (人/件)	人数 (人)	事故1件あたり (人/件)	人数 (人)	事故1件あたり (人/件)	1997	1,033	397	0.38	18,471	17.88	1,278	1.24	1998	1,063	366	0.34	19,259	18.12	1,304	1.23	1999	1,155	323	0.28	21,079	18.25	1,423	1.23	2000	1,194	367	0.31	23,181	19.41	1,444	1.21	2001	1,165	389	0.33	23,888	20.50	1,428	1.23	2002	1,193	338	0.28	22,875	19.17	1,469	1.23	2003	1,077	351	0.33	22,661	21.04	1,378	1.28	2004	1,003	329	0.33	22,119	22.05	1,273	1.27	2005	931	285	0.31	21,931	23.56	1,119	1.20	2006	860	262	0.30	22,007	25.59	1,040	1.21	合計	10,674	3,407	0.32	217,471	20.37	13,156	1.23
西暦年	重傷者が発生した事故件数			死者		負傷者		重傷者																																																																																															
		人数 (人)	事故1件あたり (人/件)	人数 (人)	事故1件あたり (人/件)	人数 (人)	事故1件あたり (人/件)																																																																																																
1997	1,033	397	0.38	18,471	17.88	1,278	1.24																																																																																																
1998	1,063	366	0.34	19,259	18.12	1,304	1.23																																																																																																
1999	1,155	323	0.28	21,079	18.25	1,423	1.23																																																																																																
2000	1,194	367	0.31	23,181	19.41	1,444	1.21																																																																																																
2001	1,165	389	0.33	23,888	20.50	1,428	1.23																																																																																																
2002	1,193	338	0.28	22,875	19.17	1,469	1.23																																																																																																
2003	1,077	351	0.33	22,661	21.04	1,378	1.28																																																																																																
2004	1,003	329	0.33	22,119	22.05	1,273	1.27																																																																																																
2005	931	285	0.31	21,931	23.56	1,119	1.20																																																																																																
2006	860	262	0.30	22,007	25.59	1,040	1.21																																																																																																
合計	10,674	3,407	0.32	217,471	20.37	13,156	1.23																																																																																																

概要・方針

中防に準拠

(参考とする手法：中防)

[落橋、桁折、大変形による人的被害想定フロー]

橋梁の大被害確率及び橋梁延長

自動車停止距離

単位距離あたりの交通量

自動車事故件数

平均乗車人数

死傷者率

死傷者数

[算出式]

(死傷者数) = (自動車事故件数) × (平均乗車人数) × (死傷者率)
(自動車事故件数) = (各橋梁の大被害確率) × [(橋梁延長) + (自動車停止距離)] × (単位距離あたりの交通量)

[自動車停止距離]

・ 計算の対象とする車両については、地震発生時における橋梁上の車両だけでなく、その手前の停止距離分に位置するものも含めるものとする。

・ 停止距離は 38m（全日本交通安全協会「交通の教則」における 20km/h、40km/h、60km/h、80km/h の停止距離の平均値）とする。

時速	① 空走距離	② 制動距離	③ 停止距離（＝①＋②）
20km/h	6m	3m	9m
40km/h	11m	11m	22m
60km/h	17m	27m	44m
80km/h	22m	54m	76m

空走距離：危険を感じてからアクセルをゆるめて、ブレーキペダルを踏んでブレーキが効き始めるまでに進む距離（時間にして約 1 秒）

制動距離：ブレーキをかけて制動が始まってから、車体が停止するまでの距離

（出典）全日本交通安全協会「交通の教則」

計算対象とする車両の位置

進行方向

橋梁部

車両の停止距離

[単位距離あたりの交通量]

・ 道路交通センサスより、路線毎に以下の式で単位距離あたりの交通量を算出。
(単位距離あたり交通量[台/km]) = (1 時間あたり交通量[台/時]) ÷ (混雑時平均速度[km/時])

※1 時間あたり交通量は 18 時台の交通量。昼間 12 時間交通量に対して 18 時台交通量の占める割合は、兵庫県内のセンサス交通量観測地点における平均値（高速道路 8.08%、一般道路 8.76%）を使用。

※混雑時平均速度は道路交通センサスより。

[平均乗車人員]

・ 道路交通センサスより、1.41 人とした。

H17 道路交通センサスにおける平均乗車人員および発生集中交通量（全国）

	平均乗車人員	発生集中交通量
乗用車	1.32	228,907,324
バス	13.82	2,859,004
小型貨物車	1.20	61,708,208
普通貨物車	1.26	24,055,710
加重平均	1.41	

[死傷者率]

・ 阪神・淡路大震災時の被害率実態を踏まえて設定された大阪府被害想定（H9）の方法を利用。
(死者率)＝2.6% （負傷者率）＝14.2% （重傷者率）＝5.6%

阪神・淡路大震災の死者と負傷者

	滞留人口	死者	負傷者	重傷者	軽傷者	死者率	負傷者率
3号神戸線	537	14	76			14/537=2.6%	76/537=14.2%
5号湾岸線		2	3				
(合計)		16	79	31	48		

（出典）「大阪府地震被害想定調査」（H19 大阪府）より作成

(重傷者率) = (負傷率) × (合計重傷者数) ÷ (合計負傷者数)
= 14.2% × 31 ÷ 79 = 5.6%

4) 鉄道被害による死傷者数

概要・方針

中防に準拠

手法

[手法]

・阪神・淡路大震災の被害実態を基に算出

・鉄道被害は、駅間滞留人口に阪神・淡路大震災時の脱線事故発生率及び過去の列車事故時の死傷者発生率を乗じて、死傷者数を算出

[鉄道による人的被害フロー]

震度分布

駅間通過人員

震度6強・7エリア内の区間延長

震度6強・7エリア内の滞留人口

列車脱線率

死傷者発生率

死傷者数

[算出式]

(死傷者数) = Σ (震度6強・7エリア内の滞留人員)
× (列車脱線率) × (死傷者発生率)

[駅間通過人員]

・第4回パーソントリップ調査より、各駅間の日通過人員を把握。これに18時台ピーク率を乗じて、日通過人員から18時台の時間あたり通過人員に換算。
※18時台ピーク率は、第4回パーソントリップ調査における兵庫県調査範囲内全駅の時間帯別乗降人員より設定（9.01%）。
※新幹線については、静岡県第3次被害想定（平成13年）における設定を参考とし、東海道新幹線1列車の乗客数を、乗車率100%の場合（1,200人）の約2／3の約800人とする。
ただし、ひかりレールスターは8両編成、こだまは6両編成として、それぞれ次のように設定。
ひかりレールスター：800人×（8両／16両）＝400人
こだま：800人×（6両／16両）＝300人

[震度6強・7エリア内の滞留人口]

・震度6強・7エリア内の滞留人口は、駅間ごとに次式により算定。
(震度6強・7エリア内の滞留人口[人])
＝(単位距離あたり通過人員[人/km]) × (震度6強・7エリア内通過延長[km])
(単位距離あたり通過人員[人/km])＝ (1時間あたり通過人員[人/時]) ÷ (表定速度[km/時])
※表定速度は各路線毎に時刻表より設定（通過待ちのない時間帯の各駅停車の表定速度）。

[列車脱線率]

・JR在来線・私鉄・地下鉄については、震度6強以上のエリア内の全路線における、地震発生の際の乗車人数を対象として算出する。
・JR新幹線の脱線条件については、十分な事態把握あるいは研究成果が得られていないため、在来線と同じ脱線発生率とする。

震度	阪神・淡路大震災時の実態		脱線率
	運行列車本数	脱線数	
7	14	13	92.9%
6強	13	3	23.1%
6弱	65	0	0

(出典)「地震発生時における人命危険要因の解明と対策」火災予防審議会、東京消防庁（H11）

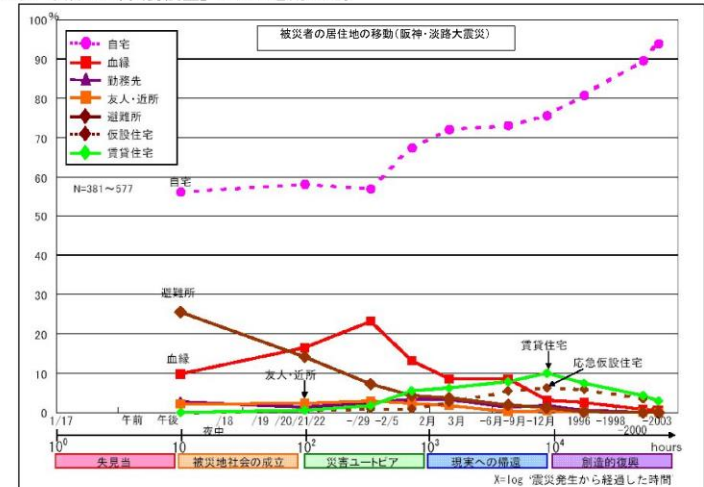
[死傷者率]

・中部圏・近畿圏の内地地震に係る被害想定手法（案）について（中央防災会議）をもとに設定。
※JR在来線、私鉄については、過去の列車脱線事故、列車衝突事故における死傷者数の分布から求められた値
※新幹線については、ドイツのICE脱線事故事例を参考とした値。（この事例はトップスピードで走行中の場合の想定であるが、実際には加減速中の列車が含まれるため、そのまま想定に適用すると過大想定となる。そこで大阪府（H18）の事例に倣い、ドイツのICE脱線事故事例の死傷者率と、在来線の場合の死傷者率との中間値を用いた。）
※地下鉄の死者率、負傷者率、重傷者率については、在来線列車の半分と仮定。

列車種別	死者率	負傷者率 (重傷者含む)	重傷者率
・在来線、私鉄	0.18%	11.8%	1.9%
・新幹線 ドイツICE事故と在来線の中間値	20%	44%	16%
・地下鉄（在来線、私鉄の半分）	0.09%	5.9%	0.95%

5) 避難者数・避難所生活者数

概要・方針	手法
中防に準拠	[手法] ・阪神・淡路大震災の被害実態を基に算出 【避難者数】 ・家屋被害やライフライン被害（断水）を起因とする避難者数（次の①+②）の推定 ①家屋被害による避難者数＝全壊・焼失人口※2）×全壊・焼失による避難率※3）（1.0）＋半壊人口※2）×半壊による避難率※3）（0.503） ②断水による避難者数＝断水率×（全人口－全壊・焼失人口－半壊人口）×断水による避難率（1日後0.362、4日後以降は0.943） ③災害時要援護者数＝避難者数×災害時要援護者率；総人口に対する（高齢者※4）・乳幼児※5）・障害者※6）・要介護者※7）の総数との割合 ※1）基礎数量となる人口は夜間人口を用いる。 ※2）次の全壊、半壊人口を用いる。 - 全壊・焼失人口＝人口（夜間）×全壊・焼失棟数率 - 半壊人口＝人口（夜間）×半壊棟数率 ※3）兵庫県南部地震では、翌日に住宅から避難所へ避難する人は、全壊・大破が100%、半壊・中破50.3%、被害軽減・被害なしが36.2%であったので避難率はこれらを用いて算定する。 ※4）高齢者：平成20年度社会福祉統計年報（兵庫県健康福祉部）資料の「ひとり暮らし高齢者（65歳以上）：平成17年国勢調査」の人口を用いた。 ※5）乳幼児：平成17年国勢調査の6歳未満親族人員（人）を用いた ※6）障害者：平成20年度社会福祉統計年報（兵庫県健康福祉部）資料の「市町別の身体障害者および知的障害者手帳交付台帳登載数（H20年度末時点）」を用いて総人口比で割り戻した。 ※7）要介護者：平成20年度社会福祉統計年報（兵庫県健康福祉部）資料の「要介護認定者数（平成21年1月末現在暫定数値）計」を用いて総人口比で割り戻した。 【避難所生活者数】 ・大阪府の報告書に準拠し、また、右図“被災者の居住地の移動（阪神・淡路大震災）”に基づき算定 ①避難所生活者数＝避難者数×震災からの経過時間の避難者率 （10時間後（26%）、100時間後（約4日後：15%）、1000時間後（約1ヶ月：3%））



6) 土砂災害による人的被害（死者・負傷者）

概要・方針	手法	
中防に準拠	[土砂災害の被害想定フロー] ④被害棟数算出式による被害棟数の算出 ↓ ⑤人的被害の算出	[算出式] がけ崩れによる死者数＝0.098×全壊棟数×0.7 がけ崩れによる負傷者数＝1.25×がけ崩れによる死者数

7) 帰宅困難者

概要・方針

中防に準拠

手法

[手法]

- 平成 17 年国勢調査報告の「市区町村、従業地・通学地による常住市区町村、男女別 15 歳以上就業者数及び 15 歳以上通学者数」のデータを用いて、自宅までの距離別滞留者数を算出
- 就業者・通学者以外の移動者については、中部圏及び近畿圏のパーソントリップ調査の結果から求めた就業者・通学者との比率（1.786）により算出
- 徒歩による帰宅が困難な人の数を算出するため、自宅までの距離に応じて帰宅困難割合を設定
- 震度 5 以上の揺れで交通機関は点検のため停止し、また夜間に入るなど運行再開に時間が掛かるため、滞留者の帰宅手段は徒歩のみとする
- 震度 5 未満の地域間の移動には交通機関を使用できるものとし、滞留者は全員帰宅可能とする
- 震度 5 未満の地域と震度 5 以上の地域との間の移動には交通機関を使用できないものとし、滞留者の帰宅手段は徒歩のみとする
- 滞留者の滞留先又は自宅が震度 5 以上となる場合、滞留先において、自宅までの距離に応じた帰宅困難者が発生するものとする

自宅までの距離	帰宅困難割合
～10km	全員帰宅可能(帰宅困難割合＝0%)
10km～20km	被災者個人の運動能力の差から、帰宅困難割合は 1km 遠くなるごとに 10%増加
20km～	全員帰宅困難(帰宅困難割合＝100%)

[帰宅困難者数想定フロー]

自宅までの距離別滞留者数(12時)①

帰宅困難割合(自宅までの距離別)②

帰宅困難者数

[算定式]

</

指定避難所に関する覚書

宍粟市（以下「甲」という。）と兵庫県立伊和高等学校（以下「乙」という。）は、乙の施設を宍粟市地域防災計画における指定避難所（以下「避難所」という。）として甲が指定するに当たり、災害時の迅速な応急措置並びに住民の生命、身体を保護することに資することを目的として、基本的な事項について次のとおり合意し、その証として覚書を締結する。

（避難所）

第1条 甲は、乙の施設のうち体育館を避難所として指定する。

（設備等の整備）

第2条 甲は、乙の施設に避難所の標識等の表示を所定の手続きにより整備することができる。

（避難所の開設及び閉鎖）

第3条 甲は、乙の施設に避難所を開設しようとする場合は、兵庫県教育財産管理規則（昭和46年兵庫県教育委員会規則第1号）（以下「教育財産管理規則」という。）及び兵庫県使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）第3条の規定（以下「使用料及び手数料徴収条例」という。）に基づき所定の手続きを行わなければならない。

2 避難所の開設及び閉鎖は、乙の職員の立会いのもと、甲の職員が行うものとする。

（開設の期間）

第4条 避難所の開設の期間は、原則7日以内とする。ただし、必要に応じ、甲、乙協議して期間の延長ができるものとする。

2 期間の延長等変更事由が生じた場合は、前条第1項と同様に、教育財産管理規則、使用料及び手数料徴収条例の規定に基づき所定の手続きを行わなければならない。

（所管事項）

第5条 避難所の開設に係る甲及び乙の所管事項は、おおむね次のとおりとする。ただし、所管外の事項であっても甲、乙が協力しなければならない。

（1）甲の所管事項

避難所の管理運営に関すること。

（2）乙の所管事項

乙の施設の維持、保全及び災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に該当する災害であつて、兵庫県教育委員会が指定する極めて重大な災害時における避難所の運営支援に関すること。

（事故等の責任）

第6条 甲は、避難所を開設し管理運営する場合において、甲若しくは第三者が乙の施設を滅失又は毀損したとき、或いは第三者に損害を与えたときは、甲の責任において損害賠償するものとする。ただし、乙に帰すべき事由がある場合は、この限りでない。

（必要な情報の提供）

第7条 乙は、工事等により、その保有する施設の機能低下又は滅失した場合は、その旨を遅滞なく甲に報告書（様式第1号）により報告しなければならない。

(留意事項)

第8条 甲は、乙の施設を避難所として使用するに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (2) 避難所の開設が長期にわたる場合は、代替施設の確保に努め、学校教育に支障をきたさないように配慮すること。
- (3) 避難所を閉鎖するときは、原状に復すること。

(使用の取り消し)

第9条 乙は、国又は兵庫県が止むを得ない事由により乙の施設を公用又は公共の用に供することが生じたとき、又は甲にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、乙の施設の使用を中止させることができる。

2 乙は、前項の規定による使用の中止により甲に生じた損失を補償しないものとする。

(覚書の見直し)

第10条 甲及び乙は、兵庫県地域防災計画において乙の果たす役割が変更された場合は、この覚書を廃止し、別途、協定を締結する。

(協議)

第11条 この覚書に定めのない事項については、宍粟市地域防災計画の内容に従い、甲、乙協議して定める。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保持する。

平成15年9月1日付締結した「避難所に関する覚書」(締結者：旧一宮町長と兵庫県立伊和高等学校長)は廃止する。

平成25年 3月15日

甲 宍粟市山崎町中広瀬133番地6
宍粟市

市長 田 路 勝

乙 宍粟市一宮町安積616番地2
兵庫県立伊和高等学校

校長 西 川 茂 樹

年 月 日

宍粟市長 様

兵庫県立伊和高等学校長

施設変更報告書

指定避難所に関する覚書第 7 条に基づき、本校の施設を次のとおり変更しますので、報告します。

記

施設名	兵庫県立伊和高等学校 体育館
変更内容	
変更理由	
期間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
備考	

指定避難所に関する覚書

宍粟市（以下「甲」という。）と兵庫県立千種高等学校（以下「乙」という。）は、乙の施設を宍粟市地域防災計画における指定避難所（以下「避難所」という。）として甲が指定するに当たり、災害時の迅速な応急措置並びに住民の生命、身体を保護することに資することを目的として、基本的な事項について次のとおり合意し、その証として覚書を締結する。

（避難所）

第1条 甲は、乙の施設のうち体育館を避難所として指定する。

（設備等の整備）

第2条 甲は、乙の施設に避難所の標識等の表示を所定の手続きにより整備することができる。

（避難所の開設及び閉鎖）

第3条 甲は、乙の施設に避難所を開設しようとする場合は、兵庫県教育財産管理規則（昭和46年兵庫県教育委員会規則第1号）（以下「教育財産管理規則」という。）及び兵庫県使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）第3条の規定（以下「使用料及び手数料徴収条例」という。）に基づき所定の手続きを行わなければならない。

2 避難所の開設及び閉鎖は、乙の職員の立会いのもと、甲の職員が行うものとする。

（開設の期間）

第4条 避難所の開設の期間は、原則7日以内とする。ただし、必要に応じ、甲、乙協議して期間の延長ができるものとする。

2 期間の延長等変更事由が生じた場合は、前条第1項と同様に、教育財産管理規則、使用料及び手数料徴収条例の規定に基づき所定の手続きを行わなければならない。

（所管事項）

第5条 避難所の開設に係る甲及び乙の所管事項は、おおむね次のとおりとする。ただし、所管外の事項であっても甲、乙が協力しなければならない。

（1）甲の所管事項

避難所の管理運営に関すること。

（2）乙の所管事項

乙の施設の維持、保全及び災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に該当する災害であつて、兵庫県教育委員会が指定する極めて重大な災害時における避難所の運営支援に関すること。

（事故等の責任）

第6条 甲は、避難所を開設し管理運営する場合において、甲若しくは第三者が乙の施設を滅失又は毀損したとき、或いは第三者に損害を与えたときは、甲の責任においてこれを損害賠償するものとする。ただし、乙に帰すべき事由がある場合は、この限りでない。

（必要な情報の提供）

第7条 乙は、工事等により、その保有する施設の機能低下又は滅失した場合は、その旨を遅滞なく甲に報告書（様式第1号）により報告しなければならない。

(留意事項)

第8条 甲は、乙の施設を避難所として使用するに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 善良な管理者の注意をもって使用すること。

(2) 避難所の開設が長期にわたる場合は、代替施設の確保に努め、学校教育に支障をきたさないように配慮すること。

(3) 避難所を閉鎖するときは、原状に復すること。

(使用の取り消し)

第9条 乙は、国又は兵庫県が止むを得ない事由により乙の施設を公用又は公共の用に供することが生じたとき、又は甲にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、乙の施設の使用を中止させることができる。

2 乙は、前項の規定による使用の中止により甲に生じた損失を補償しないものとする。

(覚書の見直し)

第10条 甲及び乙は、兵庫県地域防災計画において乙の果たす役割が変更された場合は、この覚書を廃止し、別途、協定を締結する。

(協議)

第11条 この覚書に定めのない事項については、宍粟市地域防災計画の内容に従い、甲、乙協議して定める。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保持する。

平成25年 3月15日

甲 宍粟市山崎町中広瀬133番地6
宍粟市

市長 田 路 勝

乙 宍粟市千種町千草727番地2
兵庫県立千種高等学校

校長 浅 田 尚 宏

年 月 日

宍粟市長 様

兵庫県立千種高等学校長

施設変更報告書

指定避難所に関する覚書第 7 条に基づき、本校の施設を次のとおり変更しますので、報告します。

記

施設名	兵庫県立千種高等学校 体育館
変更内容	
変更理由	
期間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
備考	

播磨広域防災連携協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、播磨地域13市9町（以下「締結市町」という。）が、播磨地域を構成する一員として、協同の精神に基づき、連携して播磨地域の広域防災体制を確立するために必要な事項について定めるとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項の規定に基づき、播磨地域において災害が発生し、被災市町では十分な応急措置ができない場合に、相互に協力し、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 締結市町は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(応援の事項)

第3条 応援の事項は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資のあっせん又は提供に関する事項
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣に関する事項
- (3) 被災者の受入れに関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の要請)

第4条 応援を受けようとする市町（以下「被応援市町」という。）は、次の事項を明らかにして、他の締結市町に対し、文書により要請を行うものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、被災市町は、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

(応援の実施)

第5条 締結市町は、応援の要請があったときは、極力これに応ずるものとする。

(応援の自主出動等)

第6条 応援をする市町（以下「応援市町」という。）は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被応援市町と連絡がとれない場合には、第4条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。

この場合には、第4条に定める応援要請があったものとみなす。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第7条 応援のため派遣された職員は、被応援市町長等の指揮の下に活動するものとする。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

2 被応援市町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市町から要請があった場合には、応援市町は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(平常時の活動)

第9条 締結市町は、次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

- (1) 連絡会の開催
- (2) 地域防災計画その他必要な資料の相互交換
- (3) 救援に必要な物資等の情報交換
- (4) その他災害時の相互応援に必要な事項

(広域防災対策)

第10条 締結市町は、播磨地域に係る広域的な防災対策に関して、必要な事項を協議し、協同して進めることに努めるものとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、締結市町が締結する災害時の相互応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(実施の細目)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項については、締結市町が協議の上、別に定めるものとする。

(補 則)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、締結市町が協議の上、決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成26年(2014年)4月22日から効力を生じるものとする。
- 2 播磨広域防災連携協定(平成24年(2012年)8月30日締結)は、廃止する。

上記協定締結の証として本協定書を22通作成し、締結市町長記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年(2014年)4月22日

姫路市長	石見利勝	多可町長	戸田善規
相生市長	谷口芳紀	稲美町長	古谷 博
加古川市長	樽本庄一	播磨町長	清水ひろ子
たつの市長	栗原 一	神河町長	山名宗悟
高砂市長	登 幸人	市川町長	岡本修平
小野市長	蓬萊 務	福崎町長	嶋田正義
赤穂市長	豆田正明	太子町長	北川嘉明
宍粟市長	福元晶三	上郡町長	遠山 寛
西脇市長	片山象三	佐用町長	庵途典章
三木市長	藪本吉秀		
加西市長	西村和平		
加東市長	安田正義		
明石市長	泉 房穂		

匝瑳市・宍粟市災害時等相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、全国東西の難読市といわれている千葉県匝瑳市と兵庫県宍粟市のネットワークの一つとして、それぞれの市において災害が発生した場合に、被災市が応急対策及び応急復旧を円滑に遂行できるよう、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項の規定に基づき、相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 締結市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、医療品、その他生活必需品及びこれらの供給に必要な資機材のあっせん又は提供に関する事項
- (2) 被災者の救助、救援活動及び応急復旧等に必要な資機材のあっせん又は提供に関する事項
- (3) 救援、応急復旧に必要な職員の派遣に関する事項
- (4) 被災者の一時受入れに関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

(応援要請の手続)

第4条 被災市は、次の事項を明らかにして、第2条に定める連絡担当部局に対して電話等により要請し、後日、速やかに応援市に、別記「災害時相互応援要請書」を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 要請する物資、車輛、資機材の種類、品名、数量等
- (3) 応援職員の職種、人員、業務内容及び期間
- (4) 一時避難を希望する者の人数及び期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) その他必要な事項

(応援の実施)

第5条 応援を要請された市は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じるものとする。

2 被災市との連絡がとれない場合であっても、応援市は、自主的に情報収集を行い、必要な応援体制を整えるものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、前条第2項に規定する情報収集活動及び応援活動に係る経費は、応援市の負担とする。

- 2 被災市が、前項に規定する経費を支弁する暇がなく、かつ、被災市から要請があった場合には、応援市は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(平常時の活動)

第7条 本協定の締結市は、相互応援が円滑に行えるよう、平常時において次に掲げる事項を実施する。

- (1) 地域防災計画その他必要な資料の相互交換
- (2) 救援に必要な物資等の情報交換
- (3) その他災害時の相互応援に必要な事項

(災害補償等)

第8条 応援に派遣した職員がその業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償については、応援市が負担するものとする。ただし、被災市において応急治療する場合の治療費は、被災市が負担するものとする。

- 2 応援に派遣した職員が、応援を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災市への往復途中において生じたものを除き、被災市がその賠償の責務を負うものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定める。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、各市長が署名のうえ、各1通を保有する。

平成26年11月22日

千葉県匝瑳市長 太田安規

兵庫県宍粟市長 福元晶三

別記様式（第4条関係）

平成 年 月 日

災害時相互応援要請書

様

応援要請市長 印

次により応援を要請します。

被害状況		
資機材・物資等の品名、規格、数量		
応援職員の職種、人員、業務内容		人
一時避難（収容を要する被災者の状況及び人数）		人
応援場所及び応援場所への経路		
応援と必要とする期間		
その他		

※作成中 大雪災害時等の応援に関する協定（国土交通省）

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と宍粟市長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

（目的）

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合に被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）

第2条 甲が応援を行う時期は、次のとおりとする。

- 一 宍粟市内で重大な災害の発生または、発生する恐れがある場合
- 二 その他甲または乙が必要とする場合

（応援の内容）

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。

- 一 情報の収集・提供（リエゾン [情報連絡員]含む。）
- 二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む。）
- 三 災害に係る専門家の派遣
- 四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- 五 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
- 六 通行規制等の措置
- 七 その他必要な事項

（リエゾンの派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受け入れ）

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

（緊急災害対策派遣隊の派遣）

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。なお、甲及び乙の相互連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

（緊急災害対策派遣隊の受け入れ）

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料（図面等）

について、提供の協力をするものとする。

(緊急災害対策派遣隊の報告)

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

(平素の協力)

第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(その他)

第10条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成24年8月9日

甲 近畿地方整備局長 上 総 周 平

乙 宍粟市長 田 路 勝

災害時等の応援に関する申し合わせ（国土交通省）

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と宍粟市長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

（目的）

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合に被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）

第2条 甲が応援を行う時期は、次のとおりとする。

- 一 宍粟市内で重大な災害の発生または、発生する恐れがある場合
- 二 その他甲または乙が必要とする場合

（応援の内容）

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。

- 一 情報の収集・提供（リエゾン [情報連絡員]含む。）
- 二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む。）
- 三 災害に係る専門家の派遣
- 四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- 五 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
- 六 通行規制等の措置
- 七 その他必要な事項

（リエゾンの派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受け入れ）

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

（緊急災害対策派遣隊の派遣）

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。なお、甲及び乙の相互連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

（緊急災害対策派遣隊の受け入れ）

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料（図面等）

について、提供の協力をするものとする。

(緊急災害対策派遣隊の報告)

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

(平素の協力)

第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(その他)

第10条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成24年8月9日

甲 近畿地方整備局長 上 総 周 平

乙 宍粟市長 田 路 勝

災害時相互応援協定書（八頭町・若桜町）

兵庫県宍粟市、鳥取県八頭町及び鳥取県若桜町（以下「構成市町」という。）は、構成市町において災害が発生し、被害を受けた構成市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急措置を実施できない場合に、構成市町の相互応援により応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第1条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）災害応急活動等に必要な職員の派遣
- （4）被災者を一時収容するための施設の提供
- （5）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を受けようとする被災市町は、原則として、次に掲げる事項を明らかにし、第4条に定める連絡担当部局を通じて、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話、ファクシミリ等により応援を要請し、その後速やかに別記様式により文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合にあっては、資機材及び物資等の品名、規格、数量等
- （3）前条第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数
- （4）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容を要する被災者の状況及び人数
- （5）応援場所及び応援場所への経路
- （6）応援を必要とする期間
- （7）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援の要請を受けた構成市町は、極力これに応ずるものとする。

- 2 被災市町以外の構成市町は、災害の実態に照らし応援の必要があると判断したときは、前条の要請を待たないで、自主的に応援を行うことができるものとする。この場合には、前条の応援要請があったものとする。

（連絡担当部局）

第4条 構成市町は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

(情報交換)

第5条 構成市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な情報を相互に交換するものとする。

2 前項に定めるもののほか地域防災計画等に係る研究及びその他必要な情報を相互に交換するものとする。

(その他)

第6条 この協定は、構成市町が別に締結した災害時相互応援協定を妨げるものではない。

2 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、構成市町が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を3通作成し、構成市町の長が署名のうえ、各自1通を保有する。

平成24年8月6日

兵庫県宍粟市 宍粟市長

鳥取県八頭郡八頭町 八頭町長

鳥取県八頭郡若桜町 若桜町長

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県内で災害が発生し、被災した市町のみでは十分な対策を講じることができない場合に、兵庫県（以下「県」という。）及び県内市町による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材、物資及び施設のあっせん又は提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 被災者の受入れ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 応援を受けようとする被災市町（以下「被応援市町」という。）は、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文書により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまのない場合は、電話、ファクシミリ又は兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
 - (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
 - (4) 応援の場所及びその場所への経路
 - (5) 応援を必要とする期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 県は、前項の要請を受けたときは、速やかに、応援可能な市町と調整を行ったうえ、県の応援も含めた応援計画を作成し、被応援市町に、応援計画を通知するものとする。
- 3 県及び応援を行う市町（以下「応援市町」という。）は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。
- 4 第1項による要請をもって、被応援市町から各応援市町に対しての応援の要請があったものとみなす。

(市町を指定した応援要請)

第4条 被応援市町は、あらかじめ指定した県内の市町（以下「応援指定市町」という。）に、応援を要請することができる。

- 2 前項に規定する応援については、前2条の規定を準用する。
- 3 県は、応援指定市町に対し、応援要請内容を伝えるとともに、協力を要請するものとする。
- 4 被応援市町は、特に緊急を要する場合、応援指定市町に直接要請することができる、なお、この場合において、被応援市町は事後必ず県にその旨連絡するものとする。

(自主応援)

第5条 県及び市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第3条又は第4条による被災市町からの応援要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うことができる。

2 前項の場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第6条 県又は市町が前3条の規定に基づく応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

2 被応援市町において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、県又は市町が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(平時の活動)

第8条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。

(1) 地域防災計画その他必要な資料の提供

(2) 県と市町との連絡会等の開催

(3) その他必要な事項

(補則)

第9条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町が協議の上、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成18年11月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、兵庫県知事及び各市町長が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長及び兵庫県町村会会長が各1通を保有し、他の市町長はその写しを保有する。

平成18年11月1日

西播磨地域災害時等相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、西播磨地域5市6町（以下「締結市町」という。）が、西播磨地域を構成する一員として、協同の精神に基づき、連携して西播磨地域の広域防災体制を確立するために必要な事項について定めるとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項の規定に基づき、西播磨地域において災害が発生し、被災市町では十分な応急措置ができない場合に、相互に協力し、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 締結市町は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(応援の事項)

第3条 応援の事項は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資のあつせん又は提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 被災者の受入れ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があつた事項

(応援要請)

第4条 応援を受けようとする市町（以下「被応援市町」という。）は、次の事項を明らかにして、他の締結市町に対し、文書により要請を行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第5条 締結市町は、応援の要請があつたときは、極力これに応ずるものとする。

(応援の自主出動等)

第6条 応援をする市町（以下「応援市町」という。）は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被応援市長と連絡がとれない場合には、第4条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。

この場合には、第4条に定める応援要請があつたものとみなす。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第7条 応援のため派遣された職員は、被応援市町長等の指揮の下に活動する。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

- 2 被応援市町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市町から要請があった場合には、応援市町は当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(平常時の活動)

第9条 締結市町は、次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

- (1) 連絡会の開催
- (2) 地域防災計画その他必要な資料の相互交換
- (3) 防災訓練及び住民の啓発等
- (4) 救援に必要な物資等の備蓄
- (5) その他災害時の相互応援に必要な事項

(広域防災計画の策定)

第10条 締結市町は、広域防災体制を確立するため、協同して、西播磨地域に係る広域的災害対策に関して必要な事項を定めた広域防災計画を策定するものとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、締結市町及び締結市町の各機関が別に消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

(実施の細目)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項については、締結市町が協議の上、別に定めるものとする。

(補 則)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、締結市町が協議の上、決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年（1996年）4月1日から効力を生じるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成17年（2005年）4月1日から効力を生じるものとする。
- 2 平成8年4月1日付けで締結した西播磨地域災害時等相互応援に関する協定は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成17年（2005年）10月1日から効力を生じるものとする。
- 2 平成17年4月1日付けで締結した西播磨地域災害時等相互応援に関する協定は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成17年（2005年）11月7日から効力を生じるものとする。
- 2 平成17年10月1日付けで締結した西播磨地域災害時等相互応援に関する協定は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成18年（2006年）3月27日から効力を生じるものとする。
- 2 平成17年11月7日付けで締結した西播磨地域災害時等相互応援に関する協定は、廃止する。

上記協定締結の証として本協定書を11通作成し、締結市町長記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成18年（2006年）3月27日

西播磨地域災害時等相互応援に関する協定実施細目

1 趣旨

この実施細目は、「西播磨地域災害時等相互応援に関する協定」（以下「協定」という）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 連絡主管市町及び連絡体制

(1) 応援活動を円滑に実施するため、次表のとおり連絡主管市町及び地域代表市町を定める。

被災市町		連絡体制	
地域	地域市町	連絡主管市町	地域代表市町
姫路地域	姫路市	赤穂市	相生市・宍粟市・神河町・佐用町
揖龍・相生地域	相生市・たつの市・太子町	宍粟市	姫路市・赤穂市・神河町・佐用町
赤穂地域	赤穂市・上郡町	姫路市	相生市・宍粟市・神河町・佐用町
神崎地域	市川町・福崎町・神河町	相生市	姫路市・赤穂市・宍粟市・佐用町
宍粟地域	宍粟市	姫路市	相生市・赤穂市・神河町・佐用町
佐用地域	佐用町	相生市	姫路市・赤穂市・宍粟市・神河町

(2) 連絡及び応援要請等の連絡体制



- ① 災害が発生した場合は、被災市町は速やかに連絡主管市町に被害状況等を文書（別紙様式1）により連絡し、連絡を受けた連絡主管市町は、被災市町の被害状況等を各地域代表市町へ連絡する。
- ② 各地域代表市町は、連絡主管市町からの連絡を地域各市町へ連絡する。
- ③ 連絡主管市町は、所管の被災市町が甚大な被害を被り、被災状況等を連絡できないときには、独自に調査の上、各地域代表市町へ連絡する。
- ④ 文書により連絡するいとまがない場合には、口頭又は電話等により連絡する。

(3) 連絡主管市町の業務

- ① 被災市町の情報収集と状況把握
- ② 災害応急活動等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
- ③ 被害状況及び応援要請内容の連絡調整
- ④ 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
- ⑤ 応援活動等に関する県との連絡調整
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務

(4) 応援要請及び調整

- ① 被応援市町は、連絡主管市町に対し、応援要請書（別紙様式２）により可能な限り内容を明記して、応援を要請する。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。
- ② 要請を受けた連絡主管市町は、速やかに他の市町と調整の上、応援内容を決定し、被応援市町に連絡する。
- ③ 被応援市町以外の市町は、連絡主管市町から被応援市町への応援を要請された場合、被応援市町から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。

(5) 応援の自主出動の連絡

応援要請を待たずに自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で応援する場合は、連絡主管市町に連絡する。

3 応援経費の負担等

(1) 応援職員の派遣に要する経費の負担等については、次のとおりとする。

- ① 被応援市町が負担する経費の額は、応援市町が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲とする。
- ② 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町の負担とする。
- ③ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被応援市町が、被応援市町への往復途中において生じたものについては応援市町が賠償の責めに任ずる。
- ④ その他応援職員の派遣に要する経費については、被応援市町及び応援市町が協議して定める。

(2) 応援市町は、応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、被応援市町に請求する。

- ① 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- ② 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(3) 請求は、応援市町の市町長名による請求書（関係書類添付）により、担当部局を経由して被応援市町の長に請求する。

(4) 前記により難しいときは、被応援市町及び応援市町が協議して定める。

(5) 自主応援活動に要する経費の負担及び請求については、この規定を準用する。

4 応援の実施

- (1) 応援職員は、応援市町名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにする。
- (2) 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。
- (3) 被応援市町は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍の斡旋その他の便宜を供与する。

5 資料・情報等の交換

相互応援のための地域防災計画及び次の資料を相互に交換する。

- (1) 災害時の連絡窓口（連絡担当部課名、電話番号）、担当責任者及び同補助者の職氏名及びその他連絡に必要な事項（別紙 連絡担当者表）
- (2) 緊急物資及び資機材の保有状況
- (3) その他必要と考えられる事項

6 防災担当者会議の設置

別に定める要綱により西播磨地域防災担当事務主管者会議を設置し、協定に掲げる次の事項の推進を図る。

- (1) 広域防災体制及び防災協力体制の整備並びに広域防災計画の策定
- (2) その他協定に基づく次の活動
 - ① 連絡会の開催
 - ② 地域防災計画その他必要な資料の相互交換
 - ③ 防災訓練及び住民の啓発等
 - ④ 救援に必要な物資等の備蓄
 - ⑤ その他災害時の相互応援に必要な事項

7 施行

この実施細目は平成18年3月27日から施行する。

兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害の発生時において、兵庫県（以下「県」という。）、各市町及び関係一部事務組合（以下「市町等」という。）が協力して実施する災害廃棄物の処理を円滑に実施するための相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において、「災害廃棄物」とは、災害によって発生した廃棄物（ごみ、し尿、がれき等）で市町が、生活環境保全上特に処理が必要と判断したものをいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げることをいう。

- (1) 災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及びあつせん
- (2) 災害廃棄物処理に必要な職員の派遣
- (3) 焼却、破碎等の中間処理の実施及び処理業者のあつせん
- (4) 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物の処理に関し必要な事項

(相互応援体制)

第3条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

2 災害の発生時に迅速かつ円滑な災害廃棄物処理を実施するため、県内を、神戸、阪神南、阪神北、東播磨、北播磨、中播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の10ブロック（以下「ブロック」という。）に分ける。

3 各ブロックには、それぞれ幹事市町を置く。

4 相互応援の調整は、県が行う。

(応援要請)

第4条 被災市町が応援を求めようとする場合は、県に必要な措置を要請するものとする。

2 県は、被災市町における災害の発生状況や応援要請内容を踏まえ、被災市町の属するブロックの幹事市町と調整し、ブロック内での対応が可能な場合、ブロック内の市町等へ応援を要請する。なお、被災市町が直接、近隣の市町等へ応援を要請することを妨げない。この場合、その旨を県に報告するものとする。

3 被災市町の属するブロック内での対応が困難な場合には、県は他ブロックの幹事市町と調整し、他ブロックの市町等へ応援を要請する。

4 県内での応援では対応が困難な場合には、県は他府県に応援を要請し、調整を図る。

5 他府県からの応援を受け入れるとき、県は速やかに被災市町と必要な調整を行うものとする。

(応援要請の手続き)

第5条 応援要請は、原則として次の事項を明確に記載した応援要請書（様式第1号）により、速やかに行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等、災害時において使用可能な方法で要請を行い、後に応援要請書を送付するものとする。

- (1) 連絡責任者
- (2) 災害の種類、発生日時、場所、災害による被災の状況
- (3) 応援要請内容（必要とする人員、車輛、資機材等の名称及び数量、処理量の見込み、応援場所及び応援予定期日）
- (4) 災害廃棄物の発生状況と仮置場
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第6条 応援要請を受けた市町等は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、応援に努め

るものとする。

- 2 緊急に応援を行う必要があると認められる場合は、市町等の自主的な判断により行うことができるものとする。その場合、その旨を県に連絡するものとする。
- 3 他府県からの応援要請に基づき、県が応援要請した場合、市町等は、可能な限りこれに応じ、応援に協力するものとする。

(応援実施内容の報告)

第 7 条 応援市町等は、災害廃棄物処理に関する応援を行った場合は、その内容を（様式第 2 号）により県に報告するものとする。

(災害廃棄物処理対策連絡会議)

第 8 条 この協定に係る災害廃棄物処理対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、災害廃棄物処理対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

- 2 連絡会議は、県、県民局環境課並びに第 3 条第 2 項の各ブロック幹事市町で構成する。
- 3 連絡会議の事務局は、兵庫県健康生活部環境局環境整備課（以下「環境整備課」という。）に置く。

(関連情報の整備)

第 9 条 各市町等は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を（様式第 3 号）により、毎年 5 月末日までに環境整備課に提出するものとし、その後に変更が生じた場合には速やかに再提出するものとする。

- (1) 連絡担当部課等
 - (2) ごみの仮置場の確保状況
 - (3) 応急備蓄資材等の保有状況
 - (4) 前各号に掲げるもののほか必要な資料
- 2 環境整備課は、前号の情報をとりまとめ、速やかに整理の上、市町等に送付するものとする。

(経費負担)

第 10 条 第 2 条第 3 項に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、原則として、応援要請をした市町が負担するものとし、支払い方法等については要請市町、応援市町等の双方で協議し、決定するものとする。

(補則)

第 11 条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び市町等はその都度協議して定めるものとする。

(適用)

第 12 条 この協定は、平成 17 年 9 月 1 日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書 3 通を作成し、兵庫県知事、各市町長及び関係一部事務組合管理者が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長市長及び兵庫県町村会会長町長が各 1 通を保有し、他の市町長等はその写しを保有する。

平成 17 年 9 月 1 日

兵庫県水道災害相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常渇水その他の水道災害において、兵庫県、各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部（以下「日水協県支部」という。）及び兵庫県簡易水道協会（以下「県簡水協」という。）（以下総称して「各団体」という。）が協力して実施する兵庫県内及び他の都道府県における相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(相互応援体制)

第2条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

- 2 この協定に関する事項を円滑に推進するため、県内を神戸、阪神、東播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の7ブロック（以下「ブロック」という。）に分け、各ブロックにはそれぞれ代表市町を、また神戸ブロックを除く各ブロックには副代表市町を置く。
- 3 前項の代表市町は、兵庫県の各県民局所在市町を充て、副代表市町は、各ブロックで選任する。

(水道災害対策連絡会議)

第3条 この協定に係る災害対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、水道災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

- 2 連絡会議は、兵庫県、日水協県支部長市、県簡水協会長市町、阪神水道企業団並びに前条の各ブロック代表市町で構成する。
- 3 連絡会議は、前項の構成団体の申し出により、兵庫県が招集する。
- 4 この協定に基づく応援活動のとりまとめ、調整、資料交換等の事務局は、兵庫県企業庁水道課が担当する。

(水道災害対策本部)

第4条 県内及び他の都道府県において、水道災害が発生し、この協定に基づく相互応援活動を実施する場合は、連絡会議を兵庫県水道災害対策本部（以下「対策本部」という。）に改組し、災害発生に伴う情報収集、応急給水、応急復旧工事に関する連絡調整等必要な活動を行うものとする。

- 2 対策本部は、兵庫県企業庁に設置する。ただし、兵庫県企業庁が被災し、その業務を遂行することができないときは、日水協県支部に設置する。
- 3 被災した市町又は水道事業体（以下「被災団体」という。）に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定による災害対策本部が設置され、水道事業に関する救助救援活動その他必要な事項が円滑に遂行できるようになったときは、その事務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

(応援内容)

第5条 応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 情報収集及び連絡調整
- (2) 応急給水作業
- (3) 応急復旧工事
- (4) 前各号に必要な資機材、車両等の拠出
- (5) 工事業者の斡旋
- (6) 前号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

- 2 応援活動の調整は、対策本部において行う。この場合において、前項第2号に掲げる事項は

兵庫県が、同項第3号に掲げる事項は日水協県支部が中心となって、その調整事務を行うものとする。

(応援要請等)

第6条 被災団体が応援を求めようとする場合は、所属するブロックの代表市町又は副代表市町を通じて、兵庫県又は日水協県支部に必要な措置を要請するものとする。

- 2 前項の要請がない場合であっても、兵庫県、日水協県支部又は所属するブロックの代表市町のいずれかが緊急に応援活動を行う必要があると判断したときは、この協定による要請があったものとみなし、応援活動を行うことができる。
- 3 対策本部は、被災団体からの要請に基づいて、日水協県支部、県簡水協等と応援の調整を行うとともに、各団体に応援要請を行うものとし、応援要請を受けた団体は極力これに応じ、応援に努めるものとする。
- 4 他の都道府県等から応援を受け入れるとき、対策本部は速やかに応援に必要な調整を行い、各団体に協力を求めるものとする。
- 5 他の都道府県等から応援の要請があった場合についても、この協定に基づき応援協力するものとする。

(応援要請等)

第7条 被災団体が応援要請しようとするときは、応援要請書により、次の事項を明らかにするものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。また、被災団体の判断により兵庫県又は日水協県支部を通さず、応援要請を行った場合についても、同様に事後報告を行うものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、車両等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員等の職種別人員
- (4) 応援場所及びその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前号に掲げるもののほか、必要な事項

(物資等の携行)

第8条 応援をする団体（以下「応援団体」という。）は、派遣する職員（以下「応援職員」という。）に、災害の状況に応じ給水用具、作業工具、食料、衣類、資金等のほか、野外で宿泊できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。

- 2 応援職員は、応援団体の名を表示する腕章等を着用するものとする。

(資料の交換)

第9条 各団体は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を毎年5月末日までに兵庫県企業庁水道課に提出するものとする。ただし、第4号について変更が生じた場合には、その都度提出するものとする。

- (1) 連絡担当部課等
- (2) 応援体制
- (3) 応急備蓄資材保有状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、災害対応マニュアル、地図等災害対策に必要な資料

2 兵庫県企業庁水道課は、前項の調査事項をとりまとめ、速やかに整理の上、各団体に送付するものとする。

(訓練)

第 10 条 各団体は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

(費用負担)

第 11 条 第 6 条に規定する応援に要する費用は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した経費は、原則として、応援要請をした団体が負担する。
- (2) 応援資機材、車両等の調達その他これに関する経費は、応援要請をした団体が負担する。
- (3) 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援団体の負担とする。ただし、被災地において、応援要請をした団体が応急治療をする場合の治療費は、応援要請した団体の負担とする。
- (4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請した団体が、応援要請をした団体への往復途中に生じたものについては、応援団体が、その賠償の責に任ずる。

2 前項各号の定めにより難しいときは、各団体が協議して定めるものとする。

(補則)

第 12 条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(適用)

第 13 条 この協定は、平成 10 年 3 月 16 日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書 3 通を作成し兵庫県知事、各市町長、各水道企業団企業長、日水協県支部長及び県簡水協会長が記名押印の上、兵庫県知事、日水協県支部長及び県簡水協会長がその 1 通を保有し、他の市町長等はその写しを保有する。

平成 10 年 3 月 16 日

兵庫・岡山両県境隣接市町村間における 災害応急対策活動の相互応援に関する協定

兵庫県赤穂市、兵庫県赤穂郡上郡町、兵庫県佐用郡佐用町、兵庫県佐用郡上月町、兵庫県宍粟郡千種町、岡山県備前市、岡山県和気郡日生町、岡山県和気郡吉永町、岡山県英田郡作東町、岡山県英田郡大原町、岡山県英田郡東栗倉村、岡山県英田郡西栗倉村（以下「協定市町村」という。）は、相互扶助の精神に基づき、災害応急対策活動の相互応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、兵庫県及び岡山県の県境に隣接する協定市町村の区域内において災害が発生し、被災市町村では、十分な応急措置ができない場合に、相互に協力し、被災市町村の応急対策を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

（連絡担当部局）

第2条 協定市町村は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（応援の事項）

第3条 応援の事項は、次のとおりとする。

- （1） 応援対策に必要な資機材及び物資のあっせん又は提供
- （2） 応急対策に必要な職員の派遣
- （3） 被災者の受入れ
- （4） 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請）

第4条 応援を受けようとする市町村（以下「被応援市町村」という。）は、次の事項を明らかにして、他の協定市町村に対し、文書により要請を行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- （1） 被害の状況
- （2） 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- （3） 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- （4） 応援の場所及び応援場所への経路
- （5） 応援を必要とする期間
- （6） 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第5条 協定市町村は、応援の要請があつたときは、極力これに応ずるものとする。

（応援の自主出動等）

第6条 応援をする市町村（以下「応援市町村」という。）は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被応援市町村と連絡がとれない場合には、第4条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。この場

合には、第4条に定める応援要請があったものとみなす。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第7条 応援のために派遣された職員は、被応援市町村長等の指揮の下に活動する。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として被応援市町村の負担とする。

2 被応援市町村が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市町村から要請があった場合には、応援市町村は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(地域防災計画その他必要な資料等の交換)

第9条 協定市町村は、非常の災害に備え地域防災計画を交換するほか、災害防止の方策について資料、情報等を相互に交換するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、協定市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定を排除するものではない。

(実施の細目)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項については、協定市町村が協議のうえ、別に定めるものとする。

(補則)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、協定市町村が協議のうえ、決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年8月1日から効力を生じるものとする。

この協定の成立を証するため本書12通を作成し、協定市町村長記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年7月1日

赤穂市長	北 爪 照 夫	上 郡 町 長	福 井 一 則
佐用町長	衣 笠 徹 朗	上 月 町 長	石 堂 則 本
千種町長	小 原 朗	備 前 市 長	栗 山 志 郎
日生町長	田 原 隆 雄	吉 永 町 長	北 川 禎 昭
作東町長	江 見 晴 則	大 原 町 長	結 城 弘 志
東栗倉村長	春 名 明	西栗倉村長	荻 原 賢 二

兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定

災害発生初動時における医療の果たす役割の重要性に鑑み、兵庫県自治体病院開設者協議会に属する病院（以下「会員病院」という。）は、災害が発生した直後に、被災した会員病院独自では十分な医療活動ができない場合、その他の会員病院が、相互扶助精神に基づき、速やかに応援協力することを目的として、次のとおり協定を締結する。

（応援の範囲）

第1条 この協定は、災害が発生した際の「初動時」における会員病院の基本的な相互応援協力体制について定めることとする。

（情報集約）

第2条 被災地に隣接した会員病院を「情報集約担当病院」とする。

2 情報集約担当病院は、被災した会員病院及び被災地の被災状況について、情報収集・集約に努めるとともに、総合調整担当病院に速やかに状況を報告するものとする。

（総合調整）

第3条 会長が開設する病院を「総合調整担当病院」とする。なお、その病院が被災した場合は副会長が開設する病院を、さらにその病院が被災した場合はその他の理事が開設する病院を「総合調整担当病院」とする。

2 総合調整担当病院は、会員病院へ必要な情報を提供するものとする。また、被災した会員病院から応援要請があった場合、あるいは情報集約担当病院からの情報により、応援が必要であると判断される場合、総合調整担当病院は、情報集約担当病院と協議のうえ、会員病院に対し、速やかに被災した会員病院または被災地への応援を要請するものとする。

（応援内容）

第4条 応援内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災地への医療救護チームの派遣
- (2) 被災した会員病院または被災地からの患者の受入れ
- (3) 被災した会員病院への医師、看護婦等医療技術職員、事務職員の応援及び必要な応急医薬品等の提供
- (4) その他災害初動時医療に関する必要な措置

2 前項(1)につき、医療救護チームは、医薬品、食料品及び宿泊等の準備をし、自己完結型の応援体制に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費の負担については、別途協議するものとする。

（広域応援体制）

第6条 災害が広域にわたる場合の応援体制については、兵庫県と別途調整するものとする。

（その他）

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、別途協議して定めるものとする。

第8条 この協定を証するため、本協定書を25通作成し、各開役者は記名押印のうえ、各

1 通を保管する。

付 則

- 1 被災した会員病院から、長期にわたる応援要請が生じた場合は、本協定の趣旨及び内容を尊重のうえ、応援協力するものとする。
- 2 この協定は、平成8年1月17日から適用する。

平成8年1月16日

兵庫県自治体病院開設者協議会会長 神戸市長 笹山幸俊

兵庫県知事 貝原 俊民

西宮市長 馬場 順三

芦屋市長 北村 春江

伊丹市長 松下 勉

宝塚市長 正司 泰一郎

川西市市長 柴生 進

三田市長 塔下 真次

明石市長 岡田 進裕

加古川市長 木下 正一

西脇市長 石野 重則

三木市長 加古 房夫

高砂市長 大内 秀夫

小野市長 廣瀬 博司

加西市市長 藤岡 重弘

社町長 上石 勝己

相生市長 藤田 義明

赤穂市長 北爪 照夫

神崎町長 足立 理秋

御津町長 山下 昭三

宍粟郡病院事務組合管理者

古川 茂

公立豊岡病院組合管理者

今井 昌三

香住町長 青山 幸男

浜坂町長 中井 登

公立八鹿病院組合管理者

梅谷 肇

兵庫県自治体病院開設者協議会初動時相互応援協力に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、兵庫県自治体病院開設者協議会災害時相互応援協力に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(情報集約担当病院)

第2条 会員病院ごとに第1次情報集約担当病院及び第2次情報集約担当病院を定める。

2 災害が発生した場合、第1次情報集約担当病院が情報収集・集約の役割を担うものとするが、第1次情報集約担当病院が被災した場合は、第2次情報集約担当病院がその役割を担うものとする。

(総合調整担当病院)

第3条 総合調整担当病院は、以下のとおりとする。

(1) 第1次総合調整担当病院……会長が開設する会員病院

(2) 第2次総合調整担当病院……第1次総合調整担当病院が被災した場合、副会長が開設する会員病院

(3) 第3次総合調整担当病院……第1次及び第2次総合調整担当病院が被災した場合、東播ブロックの理事の会員病院

(4) 第4次総合調整担当病院……第1次、第2次及び第3次総合調整担当病院が被災した場合、但馬ブロックの理事の会員病院

2 情報集約担当病院は、上記第1次から第4次の順で、いずれかの総合調整担当病院に被災状況を連絡するものとする。

(応援要請の手続)

第4条 応援を要請する会員病院は、口頭、電話または電信等により、下記の条項のうち、把握できるものについて明らかにし、情報集約担当病院あるいは総合調整担当病院へ応援要請するものとする。災害による通信手段等の遮断により、被災した会員病院からの応援要請がなくても、応援が必要と判断される場合、情報集約担当病院は上記と同様の手段により、総合調整担当病院へ応援要請できるものとする。

(1) 被害の状況

(2) 必要な人員、医薬品等の数量及び内容

(3) 応援場所及び応援場所への経路

(4) 応援の期間

(5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(会員病院への応援要請)

第5条 総合調整担当病院は、災害の状況に応じて、各ブロックの理事または監事の開設する会員病院に応援要請し、要請を受けた会員病院は、ブロック内の会員病院へ応援要請を行うものとする。

(応援の終了)

第6条 本協定は災害初動時について定めているが、本協定による応援の終了は、総合調整担当病院が、他の理事の会員病院と協議の上決することとし、その内容は速やかに会員病院に連絡するものとする。

中国自動車道のうち兵庫県区域における消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、中国自動車道（以下「中国道」という。）のうち、兵庫県の区域における消防及び救急業務（以下「消防業務等」という。）の実施とその処理について、川西市、伊丹市、宝塚市、西宮市、三田市、神戸市、三木市、北はりま消防組合、姫路市、西はりま消防組合（以下「市等」という。）の相互間において、次のとおり消防相互応援協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、中国道のうち兵庫県の区域における消防業務等の円滑化をはかるため、市等が相互に応援することを目的とする。

（応援の種別及び方法）

第 2 条 応援の種別及び方法は、次のとおりとする。

（1）通常応援

市等が、別表応援市等名の欄の区分に従い、同表応援区域の欄に掲げる区域内で発生した火災又は救急事故等（以下「災害」という。）を覚知した場合（当該災害発生地を管轄する市等からの応援要請があった場合を含む。）に、消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）を出動させる応援

（2）特別応援

市等が、中国道（この協定に定める応援区域に限る。）において前号に規定する通常応援では対処することが出来ない災害が発生した場合に、当該災害発生地を管轄する消防長又は前号の規定により応援出動した市等の消防長の要請により消防隊等を出動させる応援

（応援の出動隊）

第 3 条 前条各号の規定により応援出動する消防隊等は、原則として常備消防機関の消防隊等とする。

（特別応援の要請）

第 4 条 第 2 条第 2 号に規定する特別応援の要請は、市等の消防本部を通じて行うものとする。

（応援隊の指揮）

第 5 条 応援出動した消防隊等の指揮は、災害発生地を管轄する市等の長の委任を受けた消防長があたるものとする。

（災害（救急事故を除く。）の事務処理）

第 6 条 火災鎮火後の事務処理は、当該災害が発生した区域を管轄する消防本部が行うものとする。

（救急事故の事務処理）

第 7 条 救急事故の事務処理は、原則として当該救急事故を取り扱った消防本部が行うものとする。ただし、大規模な多重衝突事故、社会的に影響が大きな事故等については、当該救急事故の発生した区域を管轄する消防本部が行うものとする。

（応援に要する経費の負担）

第 8 条 この協定に基づく応援経費の負担は、次の各号に掲げるところによる。

（1）消防職員の公務災害補償

地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の規定に基づき応援市等が負担する。

（2）車両及び機械器具等の燃料費等

車両及び機械器具等の燃料費並びに現場活動中における故障又は小破損の修理費は、応援市等が負担する。

（3）旅費及び出動手当

消防職員の旅費及び出動手当に要する費用は、応援市等が負担する。

（4）化学消火薬剤費等

化学消火薬剤費等は受援市等が負担する。

（5）現場活動中において第三者に与えた損失補償

現場において応援業務従事中に生じた第三者に対する損失の補償は、受援市等が負担する。

(6) 交通事故による損害賠償等

受援市等への往復途上における交通事故により自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の賠償等については、応援市等が負担する。

- 2 前項に定めるもののほか、必要な経費の負担については、応援市等と受援市等が協議するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市等が協議のうえ定めるものとする。

(委任)

第10条 この協定の実施要領その他必要な事項については、市等の消防長が協議して定めるものとする。

附 則

(実施期日)

- 1 この協定は、平成26年2月1日から実施する。

(旧協定の廃止)

- 2 中国自動車道のうち兵庫県の区域における消防相互応援に関する協定（平成23年2月23日締結）は廃止する。

(経費負担)

- 3 この協定の締結前に廃止前の中国自動車道のうち兵庫県の区域における相互応援協定に基づいて行った応援の経費の負担については、旧協定の例による。

(保管)

- 4 本協定の成立を証するため、この協定書10通を作成し、市等において各1通を保有する。

平成26年2月1日

川 西 市 長 大 塩 民 生

宝 塚 市 長 藤 原 保 幸

西 宮 市 長 河 野 昌 弘

三 田 市 長 竹 内 英 昭

神 戸 市 長 久 元 喜 造

三 木 市 長 薮 本 吉 秀

北はりま消防組合 安 田 正 義

姫 路 市 長 中 川 勝 正

西はりま消防組合 栗 原 一

別表（第2条関係）

通常応援出動区分表

応援市町等名	応 援 区 域
宝塚市	下り線のうち宝塚市と西宮市の境界から西宮北インターチェンジまでの区間
西宮市	上り線のうち西宮市と宝塚市の境界から宝塚インターチェンジまでの区間及び下り線のうち西宮市と神戸市の境界から神戸三田インターチェンジまでの区間
三田市	上り線のうち神戸三田インターチェンジから西宮北インターチェンジまでの区間及び吉川ジャンクションの舞鶴若狭自動車道上り線から中国自動車道上下線に通じるランプ出口までの区間
神戸市	下り線のうち神戸市と三木市の境界から吉川インターチェンジまでの区間
三木市	上り線のうち三木市と神戸市の境界から神戸三田インターチェンジまでの区間及び下り線のうち三木市と加東市の境界からひょうご東条インターチェンジまでの区間
北はりま消防組合	上り線のうち加東市と三木市の境界から吉川インターチェンジまでの区間及び下り線のうち滝野社インターチェンジから加西インターチェンジまでの区間（加東市に係る区間を除く。）
北はりま消防組合	上り線のうち加西インターチェンジから滝野社インターチェンジまでの区間（加西市に係る区間を除く。）及び下り線のうち加西市と福崎町の境界から福崎インターチェンジまでの区間
姫路市	上り線のうち福崎町と加西市の境界から加西インターチェンジまでの区間及び下り線のうち姫路市と宍粟市の境界から山崎インターチェンジまでの区間
西はりま消防組合	上り線のうち姫路市と宍粟市の境界から福崎インターチェンジまでの区間

中国自動車道のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定に基づく覚書

中国自動車道のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定第10条の規定に基づき、川西市、伊丹市、宝塚市、西宮市、三田市、神戸市、三木市、北はりま消防組合、姫路市、西はりま消防組合（以下「市等」という。）の消防本部相互間において、次のとおり覚書を締結する。

（通常応援の通報）

第1条 消防本部は、協定第2条第1号に規定する通常応援に出動したときは、直ちにその旨を応援を受けた消防本部（以下「受援消防本部」という。）へ通報するものとする。

（特別応援の要請方法）

第2条 協定第4条に規定する特別応援の要請は、次の各号に掲げる事項を明示して行うものとする。

- （1）災害の種別、場所及びその概要
- （2）応援に必要な人員、機械器具及び消火薬剤
- （3）誘導員の配置状況
- （4）応援要請連絡担当者の所属及び氏名
- （5）その他応援要請に必要な事項

（特別応援の通報）

第3条 消防本部は、協定第2条第2号に規定する特別応援に出動したときは、直ちにその旨を受援消防本部へ通報するものとする。

（応援活動概要等の通知）

第4条 応援を行った消防本部（以下「応援消防本部」という。）は、応援隊が帰署したときは、すみやかに応援活動の概要を別記様式により、電話又はファクシミリで受援消防本部に通知するものとする。

2 応援消防本部は、救急事故を取り扱ったときは、必要に応じ関係各機関に連絡するものとする。

（火災の処理結果の通報）

第5条 応援消防本部は、火災の処理を行ったときは、火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）に基づく所定の様式によるほか、火災調査上必要な事項について受援消防本部に書面で通報するものとする。

（医療機関）

第6条 消防本部は、中国道における災害時の医療機関をあらかじめ選定し、その所在地等関係事項を調査のうえ、相互に情報交換するものとする。

2 前項に規定する調査事項について変更がある場合は、その都度連絡するものとする。

（協議）

第7条 この覚書の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則

（実施期日）

1 この覚書は、平成26年2月1日から実施する。

（旧覚書の廃止）

2 中国道のうち兵庫県の区域における消防相互応援に関する協定に基づく覚書（平成19年5月29日締結）は廃止する。

（保管）

3 本覚書の成立を証するため、この覚書10通を作成し、各消防本部において各1通を保有する。

平成26年2月1日

ガス漏れ及び爆発事故等の防災対策に関する覚書

西はりま消防組合（以下「甲」という。）と大阪ガス株式会社兵庫導管部（以下「乙」という。）は、相生市、たつの市、宍粟市、太子町、佐用町内におけるガス漏れ及び爆発事故等の災害（以下「ガス漏れ事故等」という。）の発生防止と被害の軽減を図るため、情報収集体制等の基本的事項について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、相互に協力し、ガス漏れ事故等の発生防止と被害の軽減を図るため、消防法、ガス事業法その他関係法令に定めるところによるほか、情報収集体制及び防御活動上の初動体制並びに事故処理体制等の基本的事項を定めて、相互の連携を保ちガス保安体制の強化を図ることを目的とする。

（防御活動上の初動体制の確保）

第2条 乙は、ガス漏れ事故等の迅速かつ的確な処理を図るため、受付連絡体制の充実及び出動区分の確率を図るほか、出動要員及び資器材の整備等防御活動上の初動体制の確保に努めるものとする。

（情報収集と通報体制の確保）

第3条 甲及び乙は、ガス漏れ事故等の発生または発生のおそれがある事態を覚知したときは、直ちにその状況を調査、情報収集し、相互に通報する体制を確保するものとする。

（事故処理体制の確保）

第4条 ガス漏れ事故等の現場（以下「災害現場等」という。）における事故処理体制の確保については次によるものとする。

- （1） 乙は、現場到着の旨を速やかに甲に連絡するとともに緊密な連携を保ちつつ必要な処置を行うものとする。
- （2） 乙は、災害現場等を検知し、災害防止のため必要な措置を講じるとともに甲にその状況を逐次連絡しなければならない。

（ガスの供給遮断）

第5条 ガスの供給遮断については、乙の責任において乙が行うものとする。

ただし、緊急やむを得ないと認められる場合は、甲が乙に代わってガスの供給遮断を行うことができるものとする。

甲がガスの供給遮断を行ったときは、直ちにその旨を乙に連絡するものとする。

（地下街等のガスの供給遮断）

第6条 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第21条の2第1項に定めるガス漏れ火災警報設備を設置しなければならない対象物（以下「地下街等」という。）のガスの供給遮断は、乙が行うものとする。

ただし、甲が乙に先行して災害現場等に到着し、広範囲にわたり多量のガス漏れがあり、緊急やむを得ないと認められる場合は、甲が乙に代わってガスの供給遮断を行うことができるものとする。

甲がガスの供給遮断を行った場合は、直ちにその旨を乙に連絡するものとする。

（ガスの供給再開）

第7条 遮断後のガスの供給再開は、二次災害の発生防止を図るため、甲に連絡のうえ乙が行うものとする。

（操作用具等の提供）

第8条 乙は、甲が行うガスの供給遮断に必要な操作用具、操作マニュアル及び遮断弁の設置位置図等をこうに提供するものとする。

（資料の提供）

第9条 乙は、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第30条の規定に基づく保安規程その他の資料で消防活動上必要なものをあらかじめ甲に提供するものとする。

（地下街等の定期点検等の実施）

第10条 乙は、地下街等の定期点検の実施に当たっては、甲に事前に点検計画を連絡するとともに

に、甲が行う火災予防査察等について協力するものとする。

(防災訓練の実施)

第 11 条 乙は、甲が行う地下街等のガス漏れ事故にかかわる防災訓練に際し、参加協力するものとする。

(連絡会議の開催)

第 12 条 甲及び乙は、ガス漏れ事故等の発生防止及び被害の軽減等について情報を交換するほか、必要な事項を協議するため適宜連絡会議を開催するものとする。

(協議)

第 13 条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

(覚書の保管)

第 14 条 この覚書の成立を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ、各 1 通を保管するものとする。

附 則

(実施期日)

1 この覚書は、平成 26 年 1 月 1 日から実施する。

平成 26 年 1 月 1 日

兵庫県広域消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、兵庫県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防広域応援体制を確立して、大規模又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）に対処することを目的とする。

(地域区分)

第2条 兵庫県下を次の地域に区分するものとする。

(1) 阪神地域

尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、篠山市、丹波市及び猪名川町

(2) 神戸地域

神戸市

(3) 東播地域

明石市、淡路広域消防事務組合、加古川市、北はりま消防組合、三木市、高砂市及び、小野市

(4) 西播地域

姫路市、西はりま消防組合及び赤穂市

(5) 但馬地域

豊岡市、南但広域行政事務組合及び美方郡広域事務組合

(災害種別及び規模)

第3条 この協定において、大規模災害等とは次の各号に掲げるもののうち、応援活動を必要とするものをいう。

(1) 大規模林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災

(2) 地震、風水害その他大規模な自然災害

(3) 航空機事故及び列車事故等で、大規模又は特殊な救急・救助事故

(4) 毒性物質、生物剤、放射性物質に係る事故による災害

(応援の種別)

第4条 応援の種別は、次のとおりとする。

(1) 地域内応援

第2条に規定する地域内の市町等に対する応援

(2) 県内応援

前号に規定する地域以外の市町等に対する応援

(応援要請の手続)

第5条 応援要請は、被災した場所を管轄する市町等（以下「被災地」という。）の消防長が行うものとする。ただし、災害の規模等により被災地の消防長の要請を待たずに応援出動した場合には、要請があったものとみなす。

2 要請は、被災地の消防長が、あらかじめ定められた地域の代表消防本部を通じて、応援を求めようとする市町等の消防長に対し、電話、ファクシミリ又は兵庫県衛星通信ネットワークにより行うものとする。

3 応援の要請に際しては、次の各号に定める事項を連絡するものとする。

(1) 災害の発生場所及び概要

(2) 必要とする車両、人員及び資機材

(3) 集結場所及び活動内容

(4) その他必要事項

4 応援要請を行った市町等は、その旨を兵庫県消防主管課に対して通報するものとする。

(応援隊の手続)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町等の消防長は、応援を行うことが可能と判断した場合は、被災地の消防長に対してその旨を連絡するものとする。

(応援の中断)

第7条 応援を行った市町等（以下「応援市町等」という。）に応援隊を帰還させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援市町等は、応援を受けた市町等（以下「受援市町等」という。）と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊は、消防組織法第47条の規定に基づき、受援市町等の長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援市町等において負担する経費

- ア 公務災害補償に要する経費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 受援市町等との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等
- エ 被服の損料等
- オ 上記以外の人件費その他の経費

(2) 受援市町等において負担する経費

- ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 当該応援のために特別に必要なになった車両及び機械器具の修理費
- エ 賞じゅつ金、賞慰金
- オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援市町等に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額）ただし、応援市町等の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は応援市町等の負担とする。
- カ 化学消火薬剤等の資機材費

2 本条において、受援市町等において負担する経費については、応援市町等は特段の事情がない限り、部隊の帰庁後3ヶ月以内に別記様式により請求するものとする。

(消防航空応援)

第10条 消防航空機の応援を要請する場合は、消防組織法第43条に基づき、別に定める要綱によるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、そのつど市町等が協議のうえ決定するものとする。

(委任)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項については市町等の消防長等が協議して定めるものとする。

(実施期日)

第13条 この協定は、平成19年6月29日から実施する。

附 則

- 1 兵庫県広域消防相互応援協定（平成24年3月27日締結）は、廃止する。
- 2 本協定の成立を証するため、協定書24通を作成し、市町等において記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年10月23日

兵庫県広域消防相互応援覚書

- 第1章 総則
- 第2章 応援要請
- 第3章 応援消防本部の任務
- 第4章 指揮活動等
- 第5章 活動の終了
- 第6章 雑則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この覚書は、兵庫県広域消防相互応援協定（平成19年6月29日締結。以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、消防相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この覚書における用語の定義は協定に定めがあるものを除き、次の各号のとおりとする。

(1) 県下広域応援

大規模災害等が発生した市町等の消防本部が行う消防活動を支援するために行う、協定第4条に定める応援活動をいう。

(2) 県下広域応援部隊

応援消防本部が県下広域応援のため、大規模災害等が発生した市町等へ派遣する部隊をいう。

(3) 代表消防本部

兵庫県下消防長会の会長消防本部をいう。

(4) 代表代行消防本部

代表消防本部に事故ある時に、その任務を代行する消防本部をいう。

(5) 地域別代表消防本部

協定第2条各号に定める地域を代表する消防本部をいう。

(6) 地域別代表代行消防本部

地域別代表消防本部に事故ある場合に、その任務を代行する消防本部をいう。

(代表消防本部等)

第3条 代表消防本部、代表代行消防本部、地域別代表消防本部及び地域別代表代行消防本部は、別表1に定めるとおりとする。

(平常時の任務)

第4条 平常時においては、代表消防本部は兵庫県消防主管課（以下「兵庫県」という。）及び地域別代表消防本部と、地域別代表消防本部は代表消防本部及び地域内消防本部と、それぞれ連絡、調整及び情報交換に努めるものとする。

(情報連絡先等の交換)

第5条 各消防本部は、大規模災害等の発生に関し、的確な県下広域応援を実施するため、あらかじめ別表2及び別表3に定める情報連絡先等を交換しておくものとする。なお、情報連絡先等に変更が生じた場合は、速やかに地域別代表消防本部を通じて各消防本部に連絡するものとする。

第2章 応援要請

(県下広域応援の早期要請)

第6条 各消防本部は、災害が発生した時は、初動時における情報収集体制の強化に努め、被害の甚大性が見込まれる場合には、地域別代表消防本部又は代表消防本部と協議するとともに、早期に県下広域応援を要請すること。

(応援要請の通知)

第7条 協定第5条に定める応援要請の通知は、電話による口頭要請の後、ファクシミリ等により様式第1号(消防応援要請書)を送付するものとする。

(応援要請の方法等)

第8条 応援要請の方法等については、次のとおりとする。

(1) 地域内応援

被災地を管轄する消防本部（以下「被災地消防本部」という。）から自消防本部の所属する地域別代表消防本部を通じて他の地域内消防本部に対して行うものとし、要請を受けた地域別代表消防本部は、地域内の消防本部に対して応援要請を行うとともに、地域内応援要請があった旨を代表消防本部に連絡するものとする。

(2) 県内応援

被災地消防本部の属する地域別代表消防本部を通じて代表消防本部に対して行うものとし、代表消防本部は、他の地域別代表消防本部を通じて各消防本部に応援要請を行うとともに、兵庫県に対して連絡するものとする。

- 2 県下広域応援以前に隣接市町等との間における相互応援協定に基づき応援活動を行っていた場合又は、地域内応援により応援活動を行っていた後に県内応援が要請された場合は、それ以前の要請は切り替えられたものとみなす。

（派遣の決定）

第9条 応援要請を受けた消防本部は、特段の事情がない限り求めに応じなければならない。

- 2 県下広域応援部隊を派遣する消防本部は様式第2号（消防応援派遣決定通知書）により、地域内応援にあつては地域別代表消防本部へ、県内応援にあつては代表消防本部（地域別代表消防本部経由）を通じて受援側消防本部へ通知するものとする。

- 3 応援出動を行う各隊は、自己完結型の活動を心がけ、必要資機材及び物品を携行するものとする。

第3章 応援消防本部の任務

（受援側地域別代表消防本部の任務）

第10条 受援側地域別代表消防本部の任務は次の各号に定めるものとする。

- (1) 受援消防本部との応援要請の連絡、調整に関すること。
 - (2) 代表消防本部との連絡及び情報交換に関すること。
 - (3) 地域内応援時における県下広域応援部隊の活動管理及び受援消防本部の指揮支援に関すること。
 - (4) 県内応援時において、代表消防本部が行う受援消防本部の指揮支援の補佐に関すること。
 - (5) その他必要な事項
- 2 前項において、地域別代表消防本部が受援消防本部となり、受援側地域別代表消防本部としての任務の遂行が困難な場合は、受援側地域別代表代行消防本部が前各号の任務を行うものとする。

（応援側地域別代表消防本部の任務）

第11条 応援側地域別代表消防本部の任務は次の各号に定めるものとする。

- (1) 受援側地域別代表消防本部との応援要請の連絡、調整に関すること。
- (2) 地域内消防本部との派遣部隊の調整に関すること。
- (3) 応援要請及び情報伝達の中継に関すること。
- (4) 地域内応援部隊の活動の管理に関すること。
- (5) その他必要な事項

（代表消防本部の任務）

第12条 代表消防本部の任務は次の各号に定めるものとする。

- (1) 応援側地域別代表消防本部及び受援側地域別代表消防本部との派遣部隊の調整に関すること。
 - (2) 応援要請及び情報伝達の中継に関すること。
 - (3) 兵庫県及び総務省消防庁との連絡及び情報交換に関すること。
 - (4) 県内応援時における応援部隊の活動の管理及び受援側地域別代表消防本部と連携しての受援消防本部の指揮支援に関すること。
 - (5) その他必要な事項
- 2 前項において、代表消防本部が受援消防本部となり、代表消防本部としての任務の遂行が困難な場合は、代表代行消防本部が前各号の任務を行うものとする。

第4章 指揮活動等

(応援隊調整本部の設置)

第13条 受援消防本部は、県下広域応援を要請した場合、県下広域応援部隊が迅速かつ的確に活動できるよう、応援隊調整本部を設置するものとする。

2 応援隊調整本部の構成員は、原則として受援消防本部消防長の委任を受けた者、受援側地域別代表消防本部の派遣職員、代表消防本部の派遣職員、兵庫県派遣職員その他必要な者とし、受援消防本部消防長の委任を受けた者を本部長とする。この場合において、応援隊調整本部は、兵庫県、代表消防本部及び次条の後方支援本部等と連携し、次の事務をつかさどるものとする。

- (1) 県下広域応援部隊の部隊配備に関すること。
- (2) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 各種情報の集約・整理に関すること。
- (4) 県下広域応援部隊の後方支援に関すること。
- (5) その他必要な事項

(後方支援本部の設置)

第14条 県下広域応援部隊を出動させた消防本部は、出動部隊の活動を支援するため、地域別代表消防本部に後方支援本部を設置するものとする。

2 後方支援本部は、当該地域内又は県内各消防本部との連絡調整を行うとともに、出動部隊の活動支援を行うものとする。

(県下広域応援部隊の指揮)

第15条 県下広域応援部隊は、受援市町等の長又はその委任を受けた消防長（以下「指揮者」という。）の指揮の下に活動するものとする。

2 地域内応援時においては、受援側地域別代表消防本部の指揮者は指揮者を補佐し、その指揮の下で、県下広域応援部隊の活動の管理を行うものとする。

3 県内応援時においては、代表消防本部の指揮者は指揮者を補佐し、その指揮の下で、県下広域応援部隊の活動の管理を行うものとする。この場合においては、受援側地域別代表消防本部の指揮者は、代表消防本部の指揮者を補佐することとする。

(部隊の単位)

第16条 部隊の単位は1隊を1小隊とし、2隊以上の場合は地域別ごと「(阪神・神戸・東播・西播・但馬)中隊」又は消火、救助、救急等の任務ごと「(消火・救助・救急等)部隊」に編成するものとし、それぞれに中隊長をおくものとする。また、単一の消防本部から2隊以上の部隊を派遣する場合は、消防本部指揮者を派遣するものとする。

2 中隊長は、地域別ごとに編成する場合は各地域別代表消防本部から、任務ごとに編成する場合の消火中隊長は明石市消防本部から、救助中隊長は西宮市消防局から、救急中隊長は姫路市消防局から、それぞれ指名するものとする。

(通信連絡体制)

第17条 県下広域応援部隊に係る通信連絡体制は、原則として次により行うものとする。

- (1) 応援隊調整本部と各中隊長相互間の通信は、県内共通波を使用する。
- (2) 同一消防本部間における小隊相互間の通信は、それぞれの市町村波を使用する。
- (3) 指揮系統を複数に分離する必要がある場合には、全国共通波2(148.75MHz)又は全国共通波3(154.15MHz)のいずれかから消防力の配置及び活動状況に応じて使用チャンネルを指定する。

(部隊の交代)

第18条 派遣部隊の交代は、原則として、地域を単位として行うこととする。

(活動報告等)

第19条 各中隊長は、災害状況、活動状況及びその他必要な事項を、応援隊調整本部に適宜報告するものとする。

第5章 活動の終了

(現場引き揚げ)

第20条 県下広域応援部隊の現場引き揚げは、受援消防本部の消防長の指示によるものとする。

2 第15条第2項または第3項に定める県下広域応援部隊の指揮者は、受援消防本部の消防長に

対して次の事項を報告した後、引き揚げるものとする。

(1) 部隊の活動概要（場所、時間、隊数等）

(2) 活動中の異常の有無

(3) 隊員の負傷の有無

(4) 車両、資機材等の損傷の有無

(5) その他必要な事項

（帰署（所）報告）

第 21 条 部隊が帰署（所）したとき、当該部隊の属する消防本部は、様式第 3 号（応援活動即時報告書）により、速やかに受援消防本部、代表消防本部及び兵庫県に連絡するものとする。

第 6 章 雑則

（協議）

第 22 条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この覚書は、平成 25 年 10 月 23 日から施行する。

2 兵庫県広域消防相互応援覚書（平成 24 年 8 月 28 日）は、廃止する。

3 この覚書の成立を証するため、本書 24 通を作成し、各消防本部において各 1 通を保有するものとする。

平成 25 年 10 月 23 日

災害時におけるチェーンソー等防災資機材の提供に関する協定

宍粟市内に大規模な震災、火災等が発生した場合（以下「災害時」という。）のチェーンソー等防災資機材（以下「破壊工具等」という。）の提供について、西はりま消防組合（以下「甲」という。）と宍粟森林組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（提供の協力要請）

第1条 甲は、災害時において、現場等で破壊工具等が不足して必要な場合、乙に対して破壊工具等の提供の協力を要請することができる。

（提供の協力）

第2条 乙は、前条の要請があった場合、業務に支障がない限り、破壊工具等の提供の協力を行うものとする。

（協力要請の方法）

第3条 破壊工具等の提供協力の要請は、甲が乙に対して電話等により、次の事項を明確にして要請を行うものとする。

（1）災害の概況

（2）破壊工具等の提供場所

（3）必要とする破壊工具数

（4）その他必要な事項

（提供協力の決定通知等）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは速やかに提供の可否を決定し、甲に対して提供の可否及び提供できる場合は破壊工具数を電話等により通知するとともに、指定された場所に破壊工具を提供するものとする。

（指揮）

第5条 破壊工具等の搬送に従事する者は、提供場所の現場消防隊の指揮者の指示を受け、これに従って破壊工具等を提供するものとする。

（経費負担）

第6条 この協定書に基づく、破壊工具等の提供に要した経費は、原則として乙の負担とする。但し、甲・乙が予見することができない事態が発生したことにより要した経費の負担については、甲と乙が協議して決定する。

（事故の補償）

第7条 この協定書に基づく、破壊工具等の搬送中に事故が発生した場合の当該搬送従事者、第三者その他の者に対する補償については、甲と乙が協議の上その負担者を決定する。但し、破壊工具等の搬送に従事する者の過失により事故が発生した場合については、乙の負担とする。

（合同訓練）

第8条 乙は、災害時における相互の連携を図るため、甲からの要請があった場合には、甲の行う訓練に参加するよう努めるものとする。

（破壊工具等の種類）

第9条 破壊工具は、チェーンソー、手引きノコギリ、ナタとする。

（その他）

第10条 この協定書に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して決定するものとする。

この協定書の成立を証するため、本書2通を作成し甲、乙が各1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

災害時における破壊工具等の提供一覧

支所名	所在地	電話番号 (夜間)	提供資機材
宍粟森林組合 山崎支所	山崎町鹿沢 7 9 - 3 6	6 2 - 2 1 8 4	チェーンソー 5基
			ノコギリ 5丁
			ナタ 5丁
宍粟森林組合 一宮支所	一宮町安積 1 0 1 1 - 2 5	7 2 - 1 0 0 9	チェーンソー 5基
			ノコギリ 5丁
			ナタ 5丁
宍粟森林組合 波賀支所	波賀町上野 2 1 1 - 1	7 5 - 2 1 2 2	チェーンソー 5基
			ノコギリ 5丁
			ナタ 5丁
宍粟森林組合 千種支所	千種町岩野辺 1 9 5 0 - 5 1	7 6 - 3 1 7 7	チェーンソー 5基
			ノコギリ 5丁
			ナタ 5丁

災害時における燃料の優先供給に関する協定

宍粟市内で大規模な地震・火災及びその他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の消防車・救急車等の消防用車両（以下「消防車等」という。）への燃料の優先供給について、西はりま消防組合と（以下「甲」という。）兵庫県石油商業組合宍粟支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（備蓄の確保）

第1条 乙は、災害時において、甲の消防車等に燃料を供給するために組合員の給油所において下記の備蓄燃料を確保するものとする。

油種	備蓄数量
ガソリン	30,000 リットル
軽油	30,000 リットル
混合油	5,000 リットル

（優先供給）

第2条 乙に加盟する給油所は、災害時において、甲からの申し入れがあれば他の車両等に優先して、甲の消防車等に燃料を供給するものとする。

（燃料の搬送）

第3条 乙に加盟する給油所は、災害時において、甲からの申し入れがあれば、災害現場等にタンクローリー等により燃料を搬送し、消防車等に供給するものとする。

（他の消防車等への準用）

第4条 乙に加盟する給油所は、甲からの申し入れがあれば甲以外の消防機関の消防車等に対して、第2条及び第3条の規定を準用して燃料を供給するものとする。

（支払の方法）

第5条 この協定に基づいて、甲が乙に加盟する給油所より供給を受けた燃料代金の支払いについては、後日精算して支払うものとし、第4条の規定により甲以外の消防機関が乙に加盟する給油所より供給を受けた燃料代金の支払いについても同様とする。

（その他）

第6条 この協定書に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して決定するものとする。

この協定書の成立を証するため、本書2通を作成し甲、乙が各1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

給油依頼業者一覧

町	給油所名	住所	電話
山崎町	(株) J A ドリーム	山崎町今宿 1 0 0 1 - 1	6 2 - 2 5 3 7
	庄石油店	市場 2 8 8 - 1	6 2 - 2 5 6 6
	田渕石油	山田 2 0 8	6 2 - 0 3 0 3
	(株) 田路石油	五十波 1 0 1 8 - 1	6 2 - 5 0 5 5
	(株) 平田石油	庄能 1 3 5 - 1	6 2 - 0 2 3 3
	(有) 平野石油	上牧谷 1 0 2 4 - 1	6 5 - 0 4 4 5
	(有) フナビキ石油国道	須賀沢 1 1 5 0	6 2 - 4 8 9 1
	(有) フナビキ石油旧道	須賀沢 2 4 0 - 4	6 2 - 0 4 2 1
	(株) 本條商店山崎南	船元 2 4 0 - 1	6 2 - 0 6 5 7
	(株) 本條商店山崎北	三津 3 6 0 - 1	6 2 - 2 2 1 0
	(株) 本條商店山崎西	中井 9 6 - 7	6 2 - 4 3 2 1
	三輪石油販売(株) 山崎	今宿 1 3 0 - 1	6 2 - 1 7 7 0
	三輪石油販売(株) 田井	田井 5 8 4 - 1	6 2 - 4 6 9 6
	森辻石油	上ノ下 2 4 2 - 1 4	6 5 - 0 3 6 6
	山崎ホンダ石油(株)	船元 1 8 1 - 1	6 2 - 0 9 3 9
	(有) 志水礦油店田井	田井 5 0 4 - 1	6 2 - 0 5 4 7
一宮町	安黒石油	一宮町安黒 3 3 2	7 2 - 0 2 3 5
	(有) 一宮産業	上岸田 1 7 1	7 4 - 0 1 4 3
	(有) 志水礦油店	東市場 4 1 0 - 1	7 2 - 0 2 6 7
	(有) 中岡礦油店	福知 1 1 1 - 3	7 4 - 1 5 8 0
	中村鉱油(株) 伊和	伊和 6 0 6	7 2 - 0 5 7 5
	J A ハリマ安積	安積 4 1 0 - 1	7 2 - 2 3 7 7
	J A ハリマ福野	福知 1 3 6 - 1	7 2 - 1 5 1 5
波賀町	(株) 共栄石油	波賀町安賀 2 5 3 - 3	7 5 - 2 1 4 0
	寄川石油	安賀 5 2 8 - 1	7 5 - 2 0 7 5
千種町	小野商会	千種町千草 6 9 8	7 6 - 2 1 6 6
	柳谷自動車鉱油	黒土 1 1 4	7 6 - 2 1 0 2
	J A ハリマ千種	黒土 9 5 - 3	7 6 - 3 3 4 8

災害時における消防用水等の搬送に関する協定

宍粟市内に大規模な震災、火災等が発生した場合（以下「災害時」という。）の消防用水又はその他の雑用水（以下「消防用水等」という。）の搬送について、西はりま消防組合（以下「甲」という。）と山崎生コン株式会社・大西建材株式会社・田中工業株式会社・株式会社岸本組・宮本建材（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（搬送の協力要請）

第1条 甲は、災害時において、現場等で消防用水等が不足して補給が必要な場合、乙に対し消防用水等のミキサー車による搬送の協力を要請することができる。

（搬送の協力）

第2条 乙は、前条の要請があった場合、業務に重大な支障がない限り、消防用水等の搬送の協力を行うものとする。

（協力要請の方法）

第3条 消防用水等の搬送協力の要請は、甲が乙に対し電話等により、次の事項を明確にして要請を行うものとする。

（1）災害の概況

（2）消防用水等の取水場所及び搬送場所

（3）必要とする車両台数

（4）その他必要な事項

（搬送協力の決定通知等）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは速やかに出動の可否を決定し、甲に対して出動の可否及び出動できる場合は車両台数を電話等により通知するとともに、指定された場所にミキサー車を出動させるものとする。

（指揮）

第5条 消防用水等の搬送に従事する者は、取水場所、搬送中及び搬送場所においては現場消防隊の指揮者の指示を受け、これに従って消防用水等を搬送するものとする。

（経費負担）

第6条 この協定書に基づく、消防用水等の搬送に要した経費は、原則として乙の負担とする。ただし、甲乙が予見することができない事態が発生したことにより要した経費の負担については、甲と乙が協議して決定する。

（事故の補償）

第7条 この協定書に基づく消防用水等の搬送中に事故が発生した場合の当該搬送従事者、第三者その他の者に対する補償については、甲と乙が協議のうえその負担者を決定する。ただし、消防用水等の搬送に従事する者の過失により事故が発生した場合については、乙の負担とする。

（合同訓練）

第8条 乙は、災害時における相互の連携を図るため、甲からの要請があった場合には甲の行う訓練に参加するよう努めるものとする。

（その他）

第9条 この協定書に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、協定書6通を作成し甲と乙は記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

消防用水等搬送依頼業者一覧

業者名	所在地	電話番号 (夜間)	保有台数
山崎生コン(株)	山崎町千本屋 1 3 5	6 2 - 2 7 7 7 (62-0393)	1 0 トン車 1 4 台 (1 台 5.0m ³) 5 トン車 1 台 (1 台 3.0m ³) 4 トン車 5 台 (1 台 2.0m ³)
田中工業(株)	山崎町船元 1 5	6 2 - 4 1 1 6 (62-3839)	1 0 トン車 6 台 (1 台 5.0m ³) 5 トン車 1 台 (1 台 3.0m ³) 4 トン車 3 台 (1 台 2.0m ³)
(株)岸本組	一宮町安積 1 4 0 0 - 8	7 2 - 0 2 8 2 (72-1028)	1 0 トン車 7 台 (1 台 5.0m ³) 4 トン車 5 台 (1 台 2.0m ³)
宮本建材	千種町黒土 2 4 - 1	7 6 - 3 0 2 6 (76-2639)	7 トン車 1 台 (1 台 4.0m ³) 5 トン車 2 台 (1 台 3.0m ³) 4 トン車 1 台 (1 台 2.0m ³)

消防業務の相互応援に関する協定（鳥取県東部）

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、鳥取県東部広域行政管理組合（以下「甲」という。）と西はりま消防組合（以下「乙」という。）との間に消防相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

なお、この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙が記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 25 年 4 月 1 日

（目 的）

第 1 条 この協定は、甲若しくは乙の管轄する区域又は兵庫県及び鳥取県の県境並びに戸倉トンネル内（以下「県境トンネル等」という。）において火災その他の災害又は救急業務等を必要とする事態（以下「非常災害等」という。）が発生した場合に、甲乙相互の消防力を活用して応急対策の万全を期することを目的とする。

（応援の種別）

第 2 条 この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

- （１）特別応援 要請に基づいて出場する応援をいう。
- （２）普通応援 要請を待たずに出場する応援をいう。

（応援の要請）

第 3 条 応援の要請は、非常災害等が発生した場所を管轄する組合（以下「受援側」という。）の消防庁が応援を行う組合（以下「応援側」という。）の消防長に対して行なうものとする。

（応援の方法）

第 4 条 応援側の消防長が前条に定める応援の要請を受けたときは、応援の程度を決定のうえ、消防隊及び救急隊（以下「応援隊」という。）を出場させるものとする。

2 前条の規定にかかわらず、甲及び乙は、県境トンネル等において相手方所轄地域で非常災害等が発生したことを覚知したときは相手方を行うことができる。この場合の応援は、応援の要請に基づいて行ったものとみなす。

（応援の手続き）

第 5 条 受援側の消防長は、応援の要請をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を電話等により応援側の消防長に通報し、必要があると認めるときは、事後速やかに文書を提出するものとする。

- （１）災害及び傷病の状況
- （２）応援を要する日時、場所及び活動概要、並びに人員、機械資器材等必要なものの数量
- （３）その他必要な事項

（相互通報）

第 6 条 甲及び乙は、県境トンネル等において相手方所轄地域で非常災害等が発生したことを覚知した場合には相手方に直ちに通報するものとする。

（指 揮）

第 7 条 応援隊は、受援側の現場最高指揮者の指揮のもとに行動するものとする。

2 県境トンネル等で非常災害等が発生した場所の甲又は乙の所轄が明らかでない場合には、甲及び乙の現場最高指揮者の協議により指揮者を定めるものとする。

（応援経費の負担）

第 8 条 この協定に基づく応援経費は、次の各号に定めるところにより負担する。

- （１）応援隊の職員の旅費、出場手当及び被服の損料並びに機械器具の燃料及び小破損の修理費

は、応援側の負担とする。

(2) 機械器具の大破損の修理費及び化学消火に要した薬剤費は、受援側の負担とする。

(3) 応援隊の職員が応援業務に従事中、第三者に損害を与えた場合の補償費は、受援側の負担とする。ただし、非常災害等の発生地への往復途上に生じたものについては、この限りではない。

(4) 応援隊の職員が応援業務に従事中、公務災害を受けた場合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき処理する。

(5) 応援隊の職員の賞じゅつ金等の給付は、応援側の条例を適用し、受援側の負担とする。

2 前項以外の経費又は前項各号の定めにより難しいときは、甲及び乙の管理者が協議のうえ定めるものとする。

（協 議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、その都度、甲及び乙の管理者が協議のうえ、決定するものとする。

（委 任）

第10条 この協定の実施要領、その他必要な細目については、甲及び乙の消防長が協議して別に定めるものとする。

附 則

この協定は、平成25年4月1日から施行する。

消防業務の相互応援に関する覚書（鳥取県東部）

（趣旨）

第1条 この覚書は、平成25年4月1日付けで鳥取県東部広域行政管理組合と西はりま消防組合（以下「協定市」という。）が締結した消防相互応援協定（以下「協定」という。）第10条に基づき、協定の実施細目について必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第2条 協定第3条の規定に基づく応援要請は、応援を要請する組合（以下「受援側」という。）の消防長が応援の要請を受ける組合（以下「応援側」という。）の消防長に対して電話等により口頭で行い、次の各号に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 火災又は救急救助事故の発生場所及び概要
- (2) 必要とする車両、人員及び資機材
- (3) 集結場所及び活動内容
- (4) その他必要な事項

2 前項の応援要請は、鳥取県東部広域行政管理組合消防局警防課及び西はりま消防組合宍粟消防署警防課を通じて行うものとする。

（応援の報告）

第3条 協定第4条第1項に規定する応援隊（以下単に「応援隊」という。）の長は、現場に到着したときは、受援側の現場最高指揮者（以下「指揮者」という。）にその旨を報告しなければならない。

2 応援隊の長は、現場を引き揚げるときは、応援活動の概要その他必要な事項を指揮者に報告するものとする。

(応援の通知)

第4条 応援側の消防長は、応援隊が帰庁した後速やかに、出動した人員、車両等の概要を別記様式により受援側の消防長に通知するものとする。

(協議)

第5条 この覚書に定めない事項又は疑義が生じたときは、甲及び乙の消防長が協議して決定するものとする。

(施行期日)

第6条 この覚書は、平成25年4月1日から施行する。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

消防相互応援協定（南但広域行政事務組合）

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、西はりま消防組合（以下「甲」という。）と南但広域行政事務組合（以下「乙」という。）とは、消防相互応援に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内に火災又は救急・救助事故及びその他の災害（以下「火災等の災害」という。）が発生した場合、甲及び乙が相互に応援し、その応急対策活動に万全を期することを目的とする。

（応援要請）

第2条 甲又は乙の区域内において火災等の災害が発生し、この協定に基づく応援を受けようとするときは、火災等の災害の発生地を管轄する消防長は、相手側の消防長に応援を要請し、要請を受けた消防長は、消防職員又は消防団員による応援隊を派遣するものとする。ただし、甲又は乙の境界付近で発生した火災等の災害を覚知し出動した場合は、この応援要請に基づいて行ったものとみなす。

（災害の種別）

第3条 この協定に基づき応援活動を必要とする災害の種別は、次のとおりとする。

- （1）火災
- （2）救急・救助
- （3）地震・風水害その他の災害

（応援隊の派遣）

第4条 応援の要請を受けた（以下「応援側」という。）消防長は、応援を行うことが可能と判断した場合は、応援の要請を行った（以下「受援側」という。）消防長に対してその旨を連絡するものとする。

（応援隊の指揮）

第5条 応援隊は、消防組織法第47条の規定に基づき、受援側の消防長又は消防署長の指揮の下に行動するものとする。

（応援の経費）

第6条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

（1）応援側において負担する経費

- ア 公務災害補償に要する経費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 受援側との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等
- エ 被服の損料費
- オ 上記以外の人件費その他の経費

（2）受援側において負担する経費

- ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 当該応援のために特別に必要となった車両及び機械器具の修理費
- エ 賞じゅつ金等
- オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援側に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額）ただし、応援側の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は応援側の負担とする。
- カ その他応援活動中に調達した化学消火薬剤等の資機材費

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲・乙が協議

して定めるものとする。

(委任)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項については、甲・乙の消防長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成19年4月1日付、朝来市及び宍粟市間並びに養父氏及び宍粟市間で締結した消防相互応援協定書は、廃止する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

消防相互応援に関する覚書（南但広域行政事務組合）

(趣旨)

第1条 この覚書は、西はりま消防組合（以下「甲」という。）と南但広域行政事務組合（以下「乙」という。）が締結した消防相互応援協定（以下「協定」という。）第8条の規定に基づき、消防相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(応援要請)

第2条 協定第2条の応援の要請は、電話・ファクシミリ（様式第1号）又は口頭により行うものとする。

2 応援の要請に際しては次の事項を連絡するものとする。

- (1) 火災等の災害発生場所及び概要
- (2) 必要とする車両、人員及び資器材
- (3) 集結場所及び活動内容
- (4) その他必要事項

3 前項の応援要請は、次の連絡担当部局を通じて行うものとする。

西はりま消防組合宍粟消防署警防課

南但消防本部消防課

(応援の報告)

第3条 応援隊の長は、現場に到着したときは、受援側の現場最高責任者（以下「指揮者」という。）にその旨報告しなければならない。

(引き揚げの報告)

第4条 応援隊の長は、現場を引き上げる時は、応援活動の概要その他必要な事項を指揮者に報告するものとする。

(応援の通報)

第5条 受援側の消防長は、応援隊が帰庁した後速やかに、出動した人員、車両等の概要を（様式第2号）により受援側の消防長に通報するものとする。

(協議)

第6条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲・乙の消防長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この覚書は平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成19年4月1日付、朝来市消防本部及び宍粟市消防本部間並びに養父市消防本部及び宍粟市消防本部間で締結した消防相互応援に関する覚書は、廃止する。

消防業務の相互応援に関する協定（姫路市）

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、姫路市と西はりま消防組合（以下「協定市等」という。）は、消防業務の相互応援に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、協定市等の管轄区域内において、災害が発生した場合、協定市等が相互に応援し、その応急対策活動に万全を期することを目的とする。

（応援要請）

第 2 条 協定市等の管轄区域内において、災害が発生し、この協定に基づく応援を受けようとするときは、災害の発生地を管轄する消防長は、相手側の消防長に応援を要請し、要請を受けた消防長は、消防職員による応援隊を派遣するものとする。

ただし、各消防長は、協定市等の管轄区域境界付近で発生した災害を覚知した場合は、相手側の消防長の応援の要請を受けることなく応援隊を派遣するものとする。

（災害の種別）

第 3 条 この協定に基づく災害の種別は、次のとおりとする。

- (1) 火災
- (2) 救急、救助事故
- (3) 地震、風水害、その他の災害

（応援隊の派遣）

第 4 条 応援の要請を受けた協定市等（以下「応援側」という。）の消防長は、応援を行うことが可能と判断した場合は、応援の要請を行った協定市等（以下「受援側」という。）の消防長に対してその旨を連絡するものとする。

（応援隊の指揮）

第 5 条 応援隊は、消防組織法第 47 条の規定に基づき、受援側の消防長又は消防署長の指揮の下に行動するものとする。

（応援の経費）

第 6 条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援側において負担する経費

- ア 公務災害補償に要する経費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 受援側との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等
- エ 被服の損料等
- オ 上記以外の人件費その他の経費

(2) 受援側において負担する経費

- ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 当該応援のために特別に必要となった車両及び機械器具の修理費
- エ 賞じゅつ金、賞慰金
- オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援側に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額）ただし、応援側の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は応援側の負担とする。
- カ その他応援活動中に調達した化学消火薬剤等の資機材費

（協議）

第 7 条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市等が協議して定めるものとする。

（委任）

第 8 条 この協定の実施に関し必要な事項については、協定市等の消防長が協議して定めるものとする。

（施行期日）

第 9 条 この協定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、各1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

消防業務の相互応援に関する覚書（姫路市）

（趣旨）

第1条 この覚書は、平成25年4月1日付けで姫路市と西はりま消防組合（以下「協定市等」という。）が締結した消防相互応援協定書（以下「協定」という。）第8条に基づき、協定の実施細目について必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第2条 協定第2条の応援要請は、電話又は口頭により行うものとする。

2 応援の要請に際しては、次の事項を連絡するものとする。

- (1) 災害の発生場所及び概要
- (2) 必要とする車両、人員及び資器材
- (3) 集結場所及び活動内容
- (4) その他必要な事項

3 前項の応援要請は、次の連絡担当部局を通じて行うものとする。

姫路市消防局情報指令課

西はりま消防本部警防課

（応援の報告）

第3条 応援隊の長は、現場に到着したときは、受援側の現場最高指揮者（以下「指揮者」という。）にその旨を報告しなければならない。

2 応援隊の長は、現場を引き揚げるときは、応援活動の概要その他必要な事項を指揮者に報告するものとする。

（応援の通報）

第4条 応援側の消防長は、応援隊が帰庁した後速やかに、出動した人員、車両等の概要を別記様式により受援側の消防長に通知するものとする。

（協議）

第5条 この覚書に定めない事項又は疑義が生じたときは、協定市等の消防長が協議して決定するものとする。

（施行期日）

第6条 この覚書は、平成25年4月1日から施行する。

この覚書締結の証として本書2通を作成し、各1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

兵庫、岡山両県境間における消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、赤穂市、西はりま消防組合、東備消防組合及び美作市（以下「協定市組合」という。）は、消防の相互応援に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、兵庫県及び岡山県の県境に隣接する協定市組合（消防事務の受託区域を含む。以下同じ）の区域内において、火災又は救急事故等（以下「火災等」という。）が発生した場合、協定市組合は、相互に応援協力し、もって消防業務の万全を図ることを目的とする。

（応援の要請）

第2条 協定市組合の消防長は、当該協定市組合の区域内に火災等が発生したときは、他の協定市組合の消防長に対して災害の防除のための応援を要請することができる。

2 前項の応援の要請は、電話その他の方法により行うものとする。

（要請による応援隊の出動）

第3条 応援の要請を受けた消防長は、自己の消防業務に特に支障がない限り、直ちに所要の応援隊を応援を要請した協定市組合に出動させるものとする。

（覚知による応援隊の出動）

第4条 消防長は、第2条の規定による応援の要請がない場合であっても、他の協定市組合の区域内に火災等が発生したことを覚知し、その事態が重大であって、かつ、応援の必要があると認めたときは、所要の応援隊を当該協定市組合に派遣することができる。

2 前項の応援隊は、第2条の要請による応援隊とみなす。

（応援隊出動の通報）

第5条 消防長は、第3条の規定による応援隊を出動させるとき、若しくは要請を受けた人員等と異なる応援隊を出動させるとき、又は応援隊を出動させることができないときは、直ちにその旨を応援を要請した消防長に通報するものとする。

2 前条の規定による応援隊を出動させるときも前項と同様とする。

（応援隊の指揮）

第6条 この協定により出動した応援隊は、応援を受けた協定市組合（以下「受援市組合」という。）の消防長又は消防署長（消防長又は消防署長が現場にいないときは、当該現場にいる上級者とする。）の指揮の下に行動するものとする。

（応援の経費）

第7条 この協定に基づく応援経費の負担は、次の各号に掲げるところによる。

（1）車両及び機械器具等の燃料費等

車両及び機械器具等の燃料費並びに現場活動中における故障又は小破損の修理費は、応援隊を出動させた協定市組合（以下「応援市組合」という。）が負担する。

（2）旅費及び出動手当

応援隊員の旅費及び出動手当に要する費用は、応援市組合が負担する。

（3）化学消火薬剤

化学消化に要した薬剤費は、受援市組合が負担する。

（4）現場活動中において第三者に生じた損失補償

現場において応援業務従事中に生じた第三者に対する損失の補償は、受援市組合が負担する。

（5）交通事故による損害賠償等

受援市組合への往復途上における交通事故により自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の賠償等については、応援市組合と受援市組合が協議のうえ定めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、必要な経費の負担については、応援市組合と受援市組合が協議の

うえ定めるものとする。

(公務災害補償)

第8条 この協定に基づく応援活動により、応援隊員が災害を受けた場合の公務災害補償は、当該応援市組合が補償するものとする。

(賞じゅつ金)

第9条 この協定に基づく応援活動によって、死傷した応援隊員に係る賞じゅつ金については、当該応援市組合が定めた賞じゅつ金の支給に関する条例（以下「賞じゅつ金条例」という。）の規定に基づき支給する額を受援市組合が負担するものとする。ただし、応援市組合が定めた賞じゅつ金条例の規定に基づく支給額が受援市組合が定めた賞じゅつ金条例の規定に基づく支給額を超える場合には、その超える額は応援市組合が負担するものとする。

(求償権の取得)

第10条 応援隊員が、応援活動中第三者の行為によって損害を受けた場合において、当該損害を補償するための経費を受援市組合が負担したときは、第三者に対して有する損害賠償の請求権は、受援市組合が取得するものとする。

(情報の交換)

第11条 協定市組合は、この協定の円滑な運営を図るため、消防事情について相互に情報を交換するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めないもの又はこの協定の実施について疑義を生じたときは、その都度協定市組合が協議して定めるものとする。

(委任)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市組合の消防長が協議のうえ別に定めるものとする。

附 則

(実施期日)

1 この協定は、平成25年3月1日から実施する。

(旧協定書の廃止)

2 兵庫、岡山両県境間における消防相互応援協定（平成18年10月1日締結）は廃止する。

この協定の成立を証するため、協定書4通を作成し、協定市組合が各1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

兵庫、岡山両県境間における消防相互応援協定に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、赤穂市、西はりま消防組合、東備消防組合及び美作市（以下「協定市組合」という。）が締結した兵庫、岡山両県境間における消防相互応援協定書（平成25年4月1日締結。以下「協定」という。）第13条の規定に基づき、協定の実施について必要な事項を定めるものとする。

(応援の要請方法)

第2条 協定第2条第2項に規定する応援の要請は、次の各号に掲げる事項を明示して行うものとする。

- (1) 災害の種別、場所及びその概要
- (2) 応援に必要な人員、機械器具及び消火薬剤
- (3) 誘導員の配置状況
- (4) 応援要請連絡担当者の所属及び氏名
- (5) その他応援要請に必要な事項

(応援活動概要等の通知)

第3条 応援隊を出動させた協定市組合の消防長は、応援隊が帰署したときは、速やかに応援活動の概要を様式第1号により、ファクシミリで応援を要請した協定市組合の消防長に通知するものとする。

(災害概要の通知)

第4条 応援を要請した協定市組合の消防長は、必要に応じて災害活動終了後、当該災害の概要を応援市組合の消防長に通知するものとする。

(情報の交換)

第5条 協定第11条の規定により、協定市組合の消防長は、保有する消防車両及び機械器具等について大きく変動したとき又は必要に応じ、他の協定市組合の消防長に連絡するものとする。

(協議)

第6条 この覚書に定めのないもの又はこの覚書の実施について疑義を生じたときは、その都度協定市組合の消防長が協議して定めるものとする。

附 則

(実施期日)

1 この覚書は、平成25年4月1日から実施する。

(旧覚書の廃止)

2 兵庫、岡山両県境間における消防相互応援協定に関する覚書（平成18年10月1日締結）は廃止する。

この覚書の成立を証するため、覚書4通を作成し、協定市組合が各1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

宍粟市の安全・安心に関する覚書

宍粟市、宍粟警察署並びに宍粟市消防本部、宍粟市山崎消防団、宍粟市一宮消防団、宍粟市波賀消防団及び宍粟市千種消防団（以下「宍粟市消防」という。）は、安全で安心なまちづくりのために、相互に協力することとし、次のとおり覚書を締結する。

1 運用の基本

この覚書の運用は、宍粟市、宍粟警察署及び宍粟市消防の相互の信頼関係及び協力関係を基本とする。

2 パトロール活動

宍粟市、宍粟警察署及び宍粟市消防は、犯罪、火災等から地域住民の生命、身体等を守るため、それぞれの通常業務において、地域の安全に関する啓発活動、赤色警光灯を装備する車両の一般走行時における赤色警光灯を点灯させた警戒走行等を協力して実施するものとする。

3 情報の共有

宍粟市、宍粟警察署及び宍粟市消防は、平素からそれぞれの通常業務に支障を来さない範囲内において、地域の安全確保に関する必要な情報を共有するものとする。

4 宍粟市及び宍粟市消防の役割

- （１）犯罪、事故等に係る情報を認知した場合は、速やかに宍粟警察署に通報するものとする。
- （２）高齢者、子供等の行方不明事案が発生した場合において、必要があるときは、宍粟警察署の行う発見活動に協力するものとする。

5 宍粟警察署の役割

宍粟市及び宍粟市消防から通報を受けたときは、的確に対応するものとする。

6 安全の確保

宍粟市及び宍粟市消防による宍粟警察署への通報、発見活動等は、担当者の身に危険が及ばない範囲内とする。

7 疑義の決定

この覚書に疑義が生じた場合又はこの覚書に定めのない次項については、宍粟市長、宍粟警察署長及び宍粟市消防の長が協議の上、決定するものとする。

8 開始時期

この覚書を締結した日からとする。

この覚書の締結を証するため、本書 7 通を作成し、それぞれが署名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 18 年 5 月 14 日

特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

宍粟市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本契約に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本契約に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本契約にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線や保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。

なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲および乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施することとする。

（故障発見時の扱い）

第8条 甲および乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の開設）

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者もしくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

（特設公衆電話の利用）

第 10 条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（特設公衆電話の利用の終了）

第 11 条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

（目的外利用の禁止）

第 12 条 甲は、第 7 条に規定する定期試験及び第 9 条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

（協議事項）

第 13 条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその 1 通を保有する。

平成 25 年 6 月 3 日

災害時における応急対策業務に関する協定

宍粟市（以下「甲」という。）と、宍粟防災組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の構成員が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）を必要とするときは、乙に対して、様式1の要請書により、次に掲げる事項を明らかにし、現場の状況に応じ、要請できるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

（1）災害の状況及び業務内容

（2）その他必要な事項

（業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は次のとおりとする。

（1）河川、砂防等における埋塞土砂の撤去、流木・ごみ等障害物の除去、築堤、土嚢積み、矢板による仮締切り、決壊防止等

（2）道路交通確保のため埋塞土砂・倒木の除去・山留め防護柵、土嚢積み、仮ガードレール設置等

（3）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（乙の責務）

第3条 乙は、緊急作業に対応する地区の構成員をあらかじめ定め、災害時緊急連絡網を作成し、協定締結後2週間以内に甲に提出し、その承諾を得るものとする。

2 乙は、甲から第1条の規定により業務の要請があったときは、特別の理由がない限り、建設資機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

（構成員）

第4条 乙の構成員は、別表1に定めるとおりとする。

（構成員の作業区域）

第5条 緊急時に対応する作業区域と構成員は、原則として別表1のとおりとする。但し、災害の程度により乙が指示した場合は他の地区へ応援作業を行うものとする。

（報告）

第6条 乙は、前条の規定に基づき緊急作業を行った場合は、災害作業応急対策業務実施報告書（様式2）により、次に掲げる事項について速やかに甲に報告するものとする。

ただし、文章をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに報告書を提出するものとする。

（1）応援に従事した事業者名、建設資機材の種類、数量、人員数

（2）業務内容及び場所

（3）応援に従事した期間

（4）その他必要な事項

（経費の負担）

第7条 この協定に基づき、初期応急対策業務として建設資機材等の提供に要した経費は、原則として乙の負担とする。但し、甲・乙が予見することができない事態が発生したことにより要した経費の負担については、甲と乙が協議して決定するものとする。

（損害の負担）

第8条 第2条に規定する業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

る。

(補償)

第9条 この協定に基づく業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については乙において行うものとする。

(連絡担当者)

第10条 この協定に関し、あらかじめ甲・乙相互の連絡担当者を定め、災害が発生した際には速やかに連絡を取るものとする。

(情報の交換)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう相互に情報交換を行うものとする。

(1) 甲が提供する情報は、宍粟市内の災害状況等とする。

(2) 乙は、諸活動中に覚知した災害時による被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(期間)

第12条 協定期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヵ月前までに甲または乙のいずれからも別段の申し出がない場合は、同一の条件をもって更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するための、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保持する。

平成25年4月1日

災害応急対策業務 要請書

1. 災害の状況及び業務内容（初期対応、その他）

2. 応援を必要とする日時、場所及び期間

（1） 派遣希望日時

（2） 派遣先

（3） 派遣期間

3. その他必要な事項（業務数量等）

平成 年 月 日

様

宍粟市長

連絡責任者
宍粟市

（市担当者 所属 氏名 電話番号 ）

災害応急対策業務 実施報告書

1. 応援に従事した事業者名、建設資機材等の種類、数量及び人員数の実施状況

(1) 事業者名・現場責任者

(2) 建設資機材等の種類、台数及び人員数等

2. 業務内容及び場所

3. 応援に従事した期間

4. その他必要な事項

宍粟市長 様

商号又は名称
代表者氏名

〔 担当者
電話番号 〕

災害時における緊急測量業務等に関する協定

宍粟市（以下「甲」という。）と、宍粟市測量・設計災害対策協力会（以下「乙」という。）は地震、風水害その他の災害が発生した場合において、宍粟市における緊急測量業務等の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、緊急測量業務等（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員が所有する測量機材及び労力（以下「測量機材等」という。）を必要とするときは、乙に対して、様式1の要請書により、次に掲げる事項を明らかにし、現場の状況に応じ、要請できるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（1） 災害の状況及び業務内容

（2） その他必要な事項

（業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務のうち初期対応は次のとおりとする。

（1） 復旧工法検討に必要な測量作業（平板測量、縦断測量、横断測量）

（2） 早期に保存しておかなければ、痕跡が不明確になってしまう被災状況の写真撮影

（3） その他甲が必要と認める緊急測量作業等

（乙の責務）

第3条 乙は、甲から第1条の規定により業務の要請があったときは、特別の理由がない限り、測量機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

（報告）

第4条 乙の指定を受けた所属会員（以下「指定業者」という。）は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、様式2の報告書により、次に掲げる事項について速やかに報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（1） 応援に従事した事業者名、測量機器等の種類、数量、人員数

（2） 業務内容及び場所

（3） 応援に従事した期間

（4） その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 指定業者が業務に要した費用等は、甲が負担する。また、費用等の負担については、甲の積算基準又は指定業者の見積りにより甲が算出し、別途随意契約を締結し支払いを行うものとする。

（損害の負担）

第6条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（補償）

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙において行うものとする。

（連絡担当者）

第8条 この協定に関して、様式3の災害時指定業者連絡網により、あらかじめ甲・乙相互の連絡担当者を定め、災害が発生した際には速やかに連絡を取るものとする。

（情報の交換）

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう相互に情報交換を行うものとする。

（1） 甲が提供する情報は、あらかじめ取り決めた地域にかかる危険区域等とする。

（2） 乙は、諸活動中に覚知した災害時による被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結日から平成28年 3月31日までとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲・乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自その1通を保持する。

平成27年4月1日

緊急測量業務等 要請書

1. 災害の状況及び業務内容（初期対応、その他）

2. 応援を必要とする日時、場所及び期間

（1） 派遣希望日時

（2） 派遣先

（3） 派遣期間

3. その他必要な事項（業務数量等）

平成 年 月 日

宍粟市測量・設計災害対策協力会
代表理事

様

宍粟市長

〔 連絡責任者
宍粟市 〕

（市担当者 所属 氏名 電話番号 ）

緊急測量業務等 実施報告書

1. 応援に従事した事業者名、測量機材等の種類、数量及び人員数の実施状況

(1) 事業者名・現場責任者

(2) 測量機器等の種類、台数及び人員数等

2. 業務内容及び場所

3. 応援に従事した期間

4. その他必要な事項（業務数量等）

宍粟市長 様

宍粟市測量・設計災害対策協力会
会 員

〔 担当者
電話番号 〕

災害時に係る情報発信等に関する協定

宍粟市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という。）は災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、宍粟市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、宍粟市が宍粟市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ宍粟市の行政機能の低下を軽減させるため、宍粟市とヤフーが互いに協力して様々な取り組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組の内容は次のとおりとする。

- (1) ヤフーが、宍粟市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、宍粟市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- (2) 宍粟市が、宍粟市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (3) 宍粟市が、宍粟市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (4) 宍粟市が、災害発生時の宍粟市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (5) 宍粟市が、宍粟市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて宍粟市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
- (7) 宍粟市が、宍粟市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2. 前項各号の取組みの具体的な内容および方法については、災害の状況等を考慮に入れ、宍粟市およびヤフーの両者の協議により決定するものとする。

3. 宍粟市およびヤフーは、第1項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

4. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、宍粟市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取り組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく宍粟市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、宍粟市から提供を受ける情報について、宍粟市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、宍粟市およびヤフーは、その時期、方法

および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期限は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、宍粟市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、宍粟市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2012年11月12日

孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置設置に関する覚書

宍粟市（以下「甲」という）と、西日本電信電話株式会社 兵庫支店（以下「乙」という）は、甲の所有（又は管理）する「宍粟市役所三方町出張所」内に設置する孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置の設置について、以下のとおり合意し覚書を締結する。

第1条（目的）

本覚書は、「宍粟市役所三方町出張所」（以下「三方町出張所」という）内に、乙が設置する孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置設置に伴う「責任の明確化」を図ることを目的とする。

第2条（孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置の設置）

乙は、宍粟市一宮町三方町633に甲が所有（又は管理）する「三方町出張所」内に孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置を乙の費用負担で設置する。

・孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置

- (1) アンテナ部
- (2) ベースバンド部
- (3) AC/DC アダプタ部
- (4) バッテリー

第3条（孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置の移設等）

甲・乙いずれかのやむを得ない事由により、孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置等を移設又は撤去する必要がある場合は、本工事で設置した孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置等を移設または撤去する費用のみ乙が負担する。

移設または撤去工事については、乙が実施する。

第4条（電力の供給）

甲は、乙が「三方町出張所」内に設置する、孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置を正常に保つために必要な電源用電力を供給するものとする。

ただし、電源装置の定期点検等や不可抗力による停電の場合の処置は、第8条に定める。

第5条（設置スペースの提供及び使用料）

甲は、乙が「三方町出張所」内に設置する、孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置等を設置するスペースを提供する。

2. 前項のスペースの使用料は無償とする。

第6条（責任の明確化）

設置する孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置の維持管理は、次のとおりとする。

- (1) 乙が設置した設備については、乙の責任とする。
- (2) 甲の供給する設備の不良が原因で、第1条の設備に故障が発生した場合であっても、その原因が不可抗力の場合、甲は一切の責任を負わないものとする。

第7条（電気使用料）

孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置の電気使用料については、甲が支払うものとする。

第8条（停電）

停電及び「三方町出張所」電源装置の定期点検等、乙の責任によらない孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置への給電の停止において、孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置への給電停止時間が概ね20分を超えた場合は、通信が一時中断する可能性があることを予め双方が了承する。

第9条（三方町出張所入室）

下記事由により、甲は乙が「三方町出張所」に入室することを承諾する。

期間については、別途通知することとする。

- (1) 孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置の工事のため・・・第2条関連
- (2) 定期点検、故障修理等のため・・・第8条関連

第10条（守秘義務）

甲及び乙は、本覚書の履行によって知り得た相手方の業務上、技術上その他の秘密を第三者に開示しないものとする。

なお、本条は覚書の失効後も有効に存続するものとする。

第11条（覚書の解除）

甲または乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合は、通知、通告、催告を要せず本覚書を解除することが出来る。

(1) 本覚書に定める義務に違反した場合。

(2) 本覚書を履行する見込みがないと認められる場合。

第12条（三方町出張所の管理者の変更）

「三方町出張所」の管理者に変更が生じた場合は、甲が乙に予め通知することとする。

この場合、甲は新しい所有者への本覚書の内容の継承につき乙に協力するものとする。

第13条（協議）

本覚書の履行にあたり疑義が生じた事項又は本覚書に定めのない事項については、すべて甲、乙が協議し定めることとする。

第14条（有効期間）

本覚書の有効期限は、覚書締結日から満1年とする。

ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲または乙のいずれから別段の申し出がない場合は、同一の条件をもって更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

上記のとおり覚書を締結し、本書を2通作成し、甲、乙、記名押印のうえ、各一通を保有する。

平成24年10月1日

孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置設置に関する覚書

宍粟市（以下「甲」という）と、西日本電信電話株式会社 兵庫支店（以下「乙」という）は、甲の所有（又は管理）する「宍粟市立道谷小学校」内に設置する孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置の設置について、以下のとおり合意し覚書を締結する。

第1条（目的）

本覚書は、「宍粟市立道谷小学校」（以下「道谷小学校」という）内に、乙が設置する孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置設置に伴う「責任の明確化」を図ることを目的とする。

第2条（孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置の設置）

乙は、宍粟市波賀町戸倉245-1に甲が所有（又は管理）する「道谷小学校」内に孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置を乙の費用負担で設置する。

・ 孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置

- (1) アンテナ部
- (2) ベースバンド部
- (3) AC/DC アダプタ部
- (4) バッテリー

第3条（孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置の移設等）

甲・乙いずれかのやむを得ない事由により、孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置等を移設又は撤去する必要がある場合は、本工事で設置した孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置等を移設または撤去する費用のみ乙が負担する。

移設または撤去工事については、乙が実施する。

第4条（電力の供給）

甲は、乙が「道谷小学校」内に設置する、孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置を正常に保つために必要な電源用電力を供給するものとする。

ただし、電源装置の定期点検等や不可抗力による停電の場合の処置は、第8条に定める。

第5条（設置スペースの提供及び使用料）

甲は、乙が「道谷小学校」内に設置する、孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置等を設置するスペースを提供する。

2. 前項のスペースの使用料は無償とする。

第6条（責任の明確化）

設置する孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置の維持管理は、次のとおりとする。

(1) 乙が設置した設備については、乙の責任とする。

(2) 甲の供給する設備の不良が原因で、第1条の設備に故障が発生した場合であっても、その原因が不可抗力の場合、甲は一切の責任を負わないものとする。

第7条（電気使用料）

孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置の電気使用料については、甲が支払うものとする。

第8条（停電）

停電及び「道谷小学校」電源装置の定期点検等、乙の責任によらない孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置への給電の停止において、孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置への給電停止時間が概ね20分を超えた場合は、通信が一時中断する可能性があることを予め双方が了承する。

第9条（道谷小学校入室）

下記事由により、甲は乙が「道谷小学校」に入室することを承諾する。

期間については、別途通知することとする。

(1) 孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置の工事のため・・・第2条関連

(2) 定期点検、故障修理等のため・・・第8条関連

第10条（守秘義務）

甲及び乙は、本覚書の履行によって知り得た相手方の業務上、技術上その他の秘密を第三者に開示しないものとする。

なお、本条は覚書の失効後も有効に存続するものとする。

第11条（覚書の解除）

甲または乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合は、通知、通告、催告を要せず本覚書を解除することが出来る。

(1) 本覚書に定める義務に違反した場合。

(2) 本覚書を履行する見込みがないと認められる場合。

第12条（道谷小学校の管理者の変更）

「道谷小学校」の管理者に変更が生じた場合は、甲が乙に予め通知することとする。

この場合、甲は新しい所有者への本覚書の内容の継承につき乙に協力するものとする。

第13条（協議）

本覚書の履行にあたり疑義が生じた事項又は本覚書に定めのない事項については、すべて甲、乙が協議し定めることとする。

第14条（有効期間）

本覚書の有効期限は、覚書締結日から満1年とする。

ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲または乙のいずれからも別段の申し出がない場合は、同

一の条件をもって更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

上記のとおり覚書を締結し、本書を2通作成し、甲、乙、記名押印のうえ、各一通を保有する。

平成24年10月1日

孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置設置に関する覚書

宍粟市（以下「甲」という）と、西日本電信電話株式会社 兵庫支店（以下「乙」という）は、甲の所有（又は管理）する「宍粟市生涯学習センター学遊館」内に設置する孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置の設置について、以下のとおり合意し覚書を締結する。

第1条（目的）

本覚書は、「宍粟市生涯学習センター学遊館」（以下「学遊館」という）内に、乙が設置する孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置設置に伴う「責任の明確化」を図ることを目的とする。

第2条（孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置の設置）

乙は、宍粟市山崎町東下野18に甲が所有（又は管理）する「学遊館」内に孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置を乙の費用負担で設置する。

- ・ 孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置
 - (1) アンテナ部
 - (2) ベースバンド部
 - (3) AC/DC アダプタ部
 - (4) バッテリー

第3条（孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置の移設等）

甲・乙いずれかのやむを得ない事由により、孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置等を移設又は撤去する必要がある場合は、本工事で設置した孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置等を移設または撤去する費用のみ乙が負担する。

移設または撤去工事については、乙が実施する。

第4条（電力の供給）

甲は、乙が「学遊館」内に設置する、孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置を正常に保つために必要な電源用電力を供給するものとする。

ただし、電源装置の定期点検等や不可抗力による停電の場合の処置は、第8条に定める。

第5条（設置スペースの提供及び使用料）

甲は、乙が「学遊館」内に設置する、孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置等を設置するスペースを提供する。

2. 前項のスペースの使用料は無償とする。

第6条（責任の明確化）

設置する孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置の維持管理は、次のとおりとする。

- (1) 乙が設置した設備については、乙の責任とする。
- (2) 甲の供給する設備の不良が原因で、第1条の設備に故障が発生した場合であっても、その原因が不可抗力の場合、甲は一切の責任を負わないものとする。

第7条（電気使用料）

孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置の電気使用料については、甲が支払うものとする。

第8条（停電）

停電及び「学遊館」電源装置の定期点検等、乙の責任によらない孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置への給電の停止において、孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置への給電停止時間が概ね20分を超えた場合は、通信が一時中断する可能性があることを予め双方が了承する。

第9条（学遊館入室）

下記事由により、甲は乙が「学遊館」に入室することを承諾する。
期間については、別途通知することとする。

(1) 孤立対策用衛星電話（Ku-1ch）装置の工事のため・・・第2条関連

(2) 定期点検、故障修理等のため・・・第8条関連

第10条（守秘義務）

甲及び乙は、本覚書の履行によって知り得た相手方の業務上、技術上その他の秘密を第三者に開示しないものとする。

なお、本条は覚書の失効後も有効に存続するものとする。

第11条（覚書の解除）

甲または乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合は、通知、通告、催告を要せず本覚書を解除することが出来る。

(1) 本覚書に定める義務に違反した場合。

(2) 本覚書を履行する見込みがないと認められる場合。

第12条（学遊館の管理者の変更）

「学遊館」の管理者に変更が生じた場合は、甲が乙に予め通知することとする。

この場合、甲は新しい所有者への本覚書の内容の継承につき乙に協力するものとする。

第13条（協議）

本覚書の履行にあたり疑義が生じた事項又は本覚書に定めのない事項については、すべて甲、乙が協議し定めることとする。

第14条（有効期間）

本覚書の有効期限は、覚書締結日から満1年とする。

ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲または乙のいずれからもし別段の申し出がない場合は、同一の条件をもって更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

上記のとおり覚書を締結し、本書を2通作成し、甲、乙、記名押印のうえ、各一通を保有する。

平成24年10月1日

災害時等における相互協力に関する協定

兵庫県宍粟市（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社関西支社福崎高速道路事務所（以下「乙」という。）とは、災害時等における相互協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、災害時等の応急対策及び復旧業務に関し相互協力に必要な事項を定め、これらの業務の適切かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲及び乙は次の各号に掲げる事項について、自ら行う業務に支障のない範囲において相互協力を努めるものとする。

- （1） 道路施設の損傷等の調査及び復旧に関する技術的支援
- （2） 応急対策及び復旧業務の実施に必要な資機材、資材の提供及び敷地、施設の利用
- （3） 高速道路通行止め区間及び緊急開口部を活用した緊急車両の通行等
- （4） 情報等の相互提供
- （5） 山崎インター内広場の一時避難場所又は敷地の使用
- （6） その他措置の実施に必要なと認められる事項

（協力の要請）

第3条 要請は、協力要請書（別紙様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく措置）

第4条 甲及び乙は、要請を受けた措置を実施するとともに、履行した措置の内容を報告書（別紙様式第2号）により相手方に提出するものとする。

（費用の負担）

第5条 要請を受けた措置の実施に要する費用は、法令その他別に定めがある場合を除くほか、原則として要請者が負担するものとする。

（連絡責任者の報告）

第6条 甲及び乙は、本協定にかかる連絡責任者を本協定締結後速やかに連絡責任者届（別記様式第3号）により相手方に報告するものとし、当該連絡責任者に変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1ヶ月前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、本協定は、有効期間が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以降もまた同様とする。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、甲及び乙で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年5月8日

協 力 要 請 書

平成 年 月 日

被要請者

様

要請者

災害時等における協力要請について

「災害時等における相互協力に関する協定」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害等及び協力要請を必要とする状況

2 必要とする協力の内容

要請期日	必要とする協力の内容	数量	要請の場所	備考

問合せ先

電話

— —

FAX

— —

担当

様式第2号（第4条関係）

報 告 書

平成 年 月 日

要請者

様

被要請者

「災害時等における相互協力に関する協定」第4条に基づき、履行した措置の内容を下記のとおり報告します。

記

履行した措置の内容

期日	履行した措置の内容	数量	履行の場所	備考

問合せ先

電話
FAX
担当

— —
— —

連絡責任者届

【大栗市】

1 連絡責任者

役職 氏名	
TEL	
携帯 TEL	
FAX	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職 氏名		
TEL		
携帯 TEL		
FAX		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休日：

【西日本高速道路株式会社】

1 連絡責任者

事務所名	関西支社 福岡高速道路事務所
役職 氏名	
TEL	
携帯 TEL	
FAX	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

事務所名	関西支社 福岡高速道路事務所	
項目	第1連絡先	第2連絡先
役職 氏名		
TEL		
携帯 TEL		
FAX		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休日：

覚書（テレビ再放送サービスに関する覚書）

宍粟市（以下「甲」という。）と姫路ケーブルテレビ株式会社（以下乙という。）は、宍粟市広域避難所へのテレビ再放送サービスについて以下のとおり取り決める。

（趣旨）

第1条 甲および乙、相互の協力関係と信頼関係を一層強化するとともに、乙は甲の避難所への再放送サービスの提供について「宍粟市広域避難所協力」として、甲の市政情報通信による防災への協力を行うものとする。

（業務分担）

第2条 甲は、避難所への引込工事及び宅内側工事を行い設備の維持管理を行うものとする、乙は工事完了後、速やかに再放送サービス提供を行う。

（対象施設）

第3条 「宍粟市広域避難所協力」対象施設は別紙のとおりとする。

（取扱）

第4条 「宍粟市広域避難所協力」に対象施設について以下とおり扱うものとする。

- 1、提供サービス テレビ再放送サービス
- 2、月額利用料 無料
- 3、IRU契約に基づく施設使用料 無料
- 4、期間 平成24年4月より平成29年3月末
- 5、避難所登録 甲は各避難所の個別の登録申請書提出する

（有効期限）

第5条 本覚書の有効期限は、前条の取扱期間とする。ただし期間満了3ヵ月前までに、甲または乙のいずれからも書面による変更または異議の申出がない場合、本覚書は同一条件をもって1年間自動的に更新されるものとし、その後もこの例による。

（協議事項）

第6条 この覚書に定めのない事項または解釈上生じた疑義については、甲・乙・協議のうえ処理する。

以上取り決めの証として、本書2通を作成し、甲・乙・各1通を保有する。

平成24年4月1日

広域避難所機能充実事業(音声告知装置及びTV端子の設置)【確定】

◎平成23年度予算対応

No.	避難所名	V-ONU	情報共有の手段	姫路ケーブルテレビ加入の有無
1	山崎南中学校 体育館	新設	音声告知装置・TV	有
2	河東小学校 体育館	新設	音声告知装置・TV	有
3	神野小学校 体育館	新設	音声告知装置・TV	有
4	菅野小学校 体育館	新設	音声告知装置・TV	有

◎平成24年度予算対応

No.	避難所名	V-ONU	情報共有の手段	姫路ケーブルテレビ加入の有無
1	山崎小学校 体育館	新設	音声告知装置・TV	有
2	山崎西中学校 体育館	新設	音声告知装置・TV	有
3	城下小学校 体育館	新設	音声告知装置・TV	有
4	戸原小学校 体育館	新設	音声告知装置・TV	有
5	山崎東中学校 体育館	新設	音声告知装置・TV	有
6	伊水小学校 体育館	新設	音声告知装置・TV	有
7	都多小学校 体育館	新設	音声告知装置・TV	有
8	土万小学校 体育館	新設	音声告知装置・TV	有
9	神戸小学校 体育館	新設	音声告知装置・TV	有
10	一宮南中学校 体育館	新設	音声告知装置・TV	有
11	染河内小学校 体育館	新設	音声告知装置・TV	有
12	下三方小学校 体育館	新設	音声告知装置・TV	有
13	三方小学校 体育館	新設	音声告知装置・TV	有
14	一宮北中学校 体育館	新設	音声告知装置・TV	有
15	繁盛小学校 体育館	新設	音声告知装置・TV	有
16	波賀中学校 体育館	新設	音声告知装置・TV	有
17	波賀小学校 体育館	新設	音声告知装置・TV	有
18	野原小学校 体育館	新設	音声告知装置・TV	有
19	道谷小学校 体育館	新設	音声告知装置・TV	有
20	千種小学校 体育館	新設	音声告知装置・TV	有
21	千種中学校 体育館	新設	音声告知装置・TV	有
22	スポニックパークいちのみや 体育館	新設	音声告知装置・TV	有
23	くるみの里 体育館	新設	音声告知装置・TV	有
24	ちくさ高原 体育館	新設	音声告知装置・TV	有
25	旧千種東小学校 体育館	新設	音声告知装置・TV	有
26	兵庫県立伊和高等学校 体育館	新設	音声告知装置・TV	有
27	兵庫県立千種高等学校 体育館	新設	音声告知装置・TV	有

合計	31施設
----	------

災害等相互応援に係る協定

宍粟市水道部（以下「甲」という。）と宍粟市管工事組合（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の給水区域内で災害が発生し送配水管及び給水管若しくは給水装置が被災したときは、乙及び乙の組合員は復旧に可能な限り協力することに加え、平常時の給水装置工事の適正な施工及び給水契約者に対し、給水サービスの向上に寄与することを目的とする。

（連絡機関）

第2条 乙は、甲と乙の組合員である宍粟市指定給水装置工事事業者との連絡機関として、機能を発揮するものとする。

（応援内容）

第3条 乙と乙の組合員は、甲から応援要請があったときは、速やかに復旧活動を行うため、必要な人員及び資器材を確保すると共に、協力体制をとらなければならない。

2 乙は、兵庫県水道災害相互応援に関する協定に基づく、甲の行う工事業者の斡旋に協力するものとする。

（その他）

第4条 乙及び乙の組合員は、甲及び給水契約者が依頼する給水装置工事について、可能な限り協力する。

2 甲は、乙が乙の組合員に対して行う技術講習会等には協力しなければならない。

3 甲は、乙から申請のあった給水装置工事について、指導及び監督並びに協力を行うものとする。

（期間）

第5条 この協定に定める期間は、平成21年5月15日から平成22年3月31日とする。ただし、甲、乙の一方から協定期間満了日の1か月前までに、この協定の解除又は変更の申し出の無いときは引き続き一年間この協定を継続するものとし、以後の期間満了時も又同様とする。

（補則）

第6条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議して定める。

平成21年5月15日

相互応援協定にかかる覚書

宍粟市水道部（以下「甲」という。）と宍粟市管工事組合（以下「乙」という。）は、次のとおり覚書を締結する。

1. 応援に要する経費は、原則として甲が負担する。
2. 応援資器材、車両等の調達、その他これに関する経費は、甲が負担する。
3. 乙の組合員が、宍粟市水道事業給水条例第9条に基づき、給水装置工事を施工する場合における給水装置工事の道路及び公有水面占用申請事務手続きについては、甲が代行するものとする。ただし、それに要する経費の実費相当額は、乙の組合員の負担とする。
4. 乙の組合員が施工する前項の公道部の舗装復旧は、甲が受託し施工するものとする。ただし、その経費は甲が契約しているパッチング舗装工事費より割り出した金額により算出する。

平成21年5月15日

災害時における障害物除去等の協力に関する協定

宍粟市（以下「甲」という。）と、兵庫県自動車整備振興会西播北支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害時において、甲の要請に基づき、乙が甲に対して行う障害物除去等の業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害が発生し、人命救助等の業務（以下「業務」という。）のため、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対して、様式1による要請書により協力の要請をするものとする。ただし、要請書による要請をするいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに要請書を交付するものとする。

（業務の内容）

第2条 甲が乙に協力を要請する業務は次のとおりとする。

- （1）人命救助のための障害物の除去作業
- （2）道路交通確保のための障害物の除去作業
- （3）前2号に定めるもののほか甲が必要と認める応急作業

（協力）

第3条 乙は、第1条の規定により甲から協力の要請があったときは、特別の理由がない限り、乙の保有する資機材を活用し、甲に協力を行うものとする。

（連絡）

第4条 乙は、前条の規定により協力を行った場合は、様式2の連絡書により、速やかに甲に対して障害物除去等の実施状況を連絡するものとする。ただし、連絡書をもって連絡するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに連絡書を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 本協定に基づく協力業務に要した費用は、乙の負担とする。ただし、乙が協力業務を実施するにあたり、甲の指示により、乙が保有する資機材以外の資機材を調達した場合は、それに要した費用は甲の負担とする。

（損害補償）

第6条 甲は、この協定に基づいて協力業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合において、その者又はその者の遺族が受ける損害を宍粟市消防団員等公務災害補償条例に定める範囲内において補償するものとする。

（災害発生時の情報提供）

第7条 乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

（自発的活動）

第9条 この協定は、災害時において乙が自発的に実施する障害物除去等の社会貢献活動に制限を加えるものではない。

（平常時の活動）

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、乙は、甲が行う防災訓練等への参加に努め、緊急時に備えるものとする。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第 12 条 この協定は、平成 21 年 2 月 13 日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証とするため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 21 年 2 月 13 日

年 月 日

障害物除去等の協力要請書

兵庫県自動車整備振興会 西播北支部長 様

宍粟市長

- 1 実施日時（期間）
- 2 実施場所
- 3 災害の状況及び協力業務の内容（障害物除去、道路交通確保、その他）
- 4 協力業務に必要な資機材等の種類、数及び業務従事者

資機材種類	数	従事人数

- 5 甲の現場責任者

氏名

所属

電話

- 6 その他必要な事項

年 月 日

障害物除去等の実施連絡書

（あて先） 宍粟市長 様

○ ○ ○ ○

1 実施日時（期間）

2 実施場所

3 実施内容

4 乙の現場責任者
氏名

事業所名

電話

5 実施事業所名簿

事業所名	人員	使用資機材

6 その他必要な事項

災害時における食糧・生活必需品の確保に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、宍粟市内に地震・風水害による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、宍粟市（以下「甲」という。）とマックスバリュ西日本株式会社（以下「乙」という。）とが相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、食糧及び生活必需品（以下「食糧等」という。）の供給等の協力について必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時に食糧等を求める必要があると認めた時は、次に掲げる事項を明らかにした応援要請書（別記様式）をもって乙の保有する物資の調達を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後、要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を必要とする事由
- (2) 応援を必要とする種類と数量
- (3) 引渡の方法及び引渡場所
- (4) その他必要とする事項

(食糧等供給の協力実施)

第3条 乙は、前条により甲から要請を受けたときは、保有する物資等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

(食糧等)

第4条 甲が乙に要請する災害時の食糧等は、被害の状況に応じ、原則として別表第1に掲げる物資のうちから指定する。

(食糧等の運搬)

第5条 食糧等の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

(食糧等の引取り)

第6条 食糧等の引渡し場所は、甲と乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等により、甲が確認の上、引き取るものとする。

(経費の負担)

第7条 第3条及び第5条により乙が供給した商品の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の対価及び費用は、乙が保有商品の供給及び運搬の終了後、災害発生直前の適正価格に基づき甲、乙協議の上、定めるものとする。この場合において、商品の出荷数量等については、乙の提出する出荷確認書等により、算定する。

(平常時の活動)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第9条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡体制を定めるものとする。

(協議)

第10条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

- 2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成18年12月27日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成18年12月27日

別表第1 (災害時の食糧・生活必需品)

種類	物資名
食器類	紙コップ、箸、フォーク、スプーン、紙皿
日用品雑貨	チリ紙、ティッシュ、石鹸、洗濯石鹸(粉)、紙オムツ
	歯ブラシ、歯磨き粉、軍手、ガムテープ、生理用品
	ウェットティッシュ、ライター(使い捨てライター等)
	マスク
光熱材料	卓上ガスコンロ、ガスボンベ、電池、ローソク
食糧	米、パン、牛乳、各種缶詰、味噌、醤油、砂糖、各種野菜
	粉ミルク、インスタントラーメン、ソーセージ、ジュース
	マヨネーズ、玉子、菓子類、塩、調味料、お茶

(1) 応急食糧等はおおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。

(2) 品目は上記の他、甲、乙協議の上、その都度指定できるものとする。

災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定

宍粟市（以下「甲」という）と、山崎商業開発株式会社（以下「乙」という）及びイオン株式会社西日本カンパニー（以下「丙」という）とは、災害発生時における防災活動並びに平常時における防災活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第一条 災害発生時、甲は乙及び丙に対し次の事項について、協力を要請することができる。

- （1）甲は、災害時における物資等の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙及び丙の保有する物資等の供給を要請すること。
- （2）乙の駐車場を、被災者に対し、避難場所として提供すること。

（要請手続き）

第二条 前条に掲げる要請は、原則として文書によるものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、すみやかに文書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第三条 乙及び丙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項についてすみやかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資等の範囲）

第四条 甲が乙及び丙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙及び丙が保有又は調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他、甲が指定する物資

（物資等の費用負担）

第五条 （1）乙及び丙が物資等の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

（2）物資等の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（物資等の運搬、引渡し）

第六条 物資等の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙及び丙が行うものとする。但し、乙及び丙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものを行うものとする。

（支援体制の整備）

第七条 乙及び丙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第八条 乙及び丙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について、可能な限り協力するものとする。

- （1）甲及び乙と丙の店舗であるイオン株式会社ジャスコ山崎店とで共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練
- （2）甲が実施する防災啓発事業
- （3）甲が実施する防災訓練への参加

（連絡責任者）

第九条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災担当課長、乙においては山崎商業開発常務取締役、丙においてはイオン株式会社ジャスコ山崎店店長とする。

（協議）

第十条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙と丙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第十一条 この協定書の有効期間は、平成 18 年 7 月 1 日から平成 19 年 6 月 30 日までの 1 年間とする。但し、有効期間満了日の一ヶ月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して 1 年延長するものとし、以降もまた同様とする。但し、乙及び丙が第一条で掲げる店舗が閉店した場合、並びに、第四条に掲げる物資等を取り扱わなくなったときは、この協定は、効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書三通を作成し、甲乙丙三者記名押印のうえ、各自その一通を保有するものとする。

平成 18 年 6 月 27 日

別表（災害時の主な必要物資一覧表）

災害発生直後に必要な物資 (概ね発災～3日間程度)	その後に必要な物資
食料品 おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、牛乳、粉ミルク、缶詰（イージーオープン）	食料品 精米、即席麺、食パン、レトルト食品、漬物、梅干、野菜、調味料、肉類、菓子類、果物、お茶
生活必需品 毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶、ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン、使い捨て食器類、ラップ、固形燃料、ウェットティッシュ、ゴミ袋、蚊取り線香（夏季） 使い捨てカイロ（冬季）	生活必需品 タオル、肌着、履物、作業服、軍手、鍋、炊飯用具、簡易コンロ、カセットボンベ、石鹼、歯ブラシ、ティッシュペーパー、常備薬、救急セット、防水シート

災害時等における「山崎町」と「山崎町区内郵便局」との相互協力に関する覚書

山崎町長（以下「甲」という。）と山崎町区内郵便局代表者 播磨山崎郵便局長（以下「乙」という。）は、地震その他の災害時並びに平常時における事故等（以下「災害時等」という。）から町民生活の安全を確保するための対策の相互協力に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、災害時等において、町民生活の安全を確保するための必要な対策を協同の精神に基づき相互に協力して円滑に行うことを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、災害時等において、次の各号について相互に協力するものとする。

- (1) 被災住民の避難先及び被災状況等に関する情報の相互提供
- (2) 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険等郵政事業にかかわる被害特別事務の取り扱い
- (3) 乙の職員が集配途上及び営業途上で発見した被害状況等に関する情報の提供
- (4) 平常時において、乙の職員が集配途上及び営業途上で発見した道路等の損壊状況等に関する情報及び事件・事故等の発生が予測される生活安全対策上必要な情報の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、協力の要請があったときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 協力に要した経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、原則として要請した者が適法な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ負担すべき額を決定する。

（災害情報等連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、協力体制に必要な情報を相互に交換することができる。

（連絡責任者）

第7条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては山崎町消防防災課長、乙においては播磨山崎郵便局総務課長とする。

（災害対策本部への参加）

第8条 乙は、山崎町災害対策本部長からの要請があるときは、山崎町災害対策本部へ加わることができる。

（防災訓練への参加）

第9条 乙は、甲が実施する防災訓練に参加することができる。

（用語の定義）

第10条 この覚書における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める被害をいう。

（協議）

第11条 この覚書に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

（効力発生日）

第12条 この覚書は、平成10年10月29日から効力を生じる。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成10年10月29日

災害時における情報の収集及び伝達の応援に関する協定

山崎町（以下「甲」という。）と山崎アマチュア無線クラブ（以下「乙」という。）は地震、風水害、その他の災害時に、情報通信機能が麻痺した場合等の情報の収集及び伝達の応援に資するため、次のとおり協定を締結する。

（応援要請）

第1条 甲は、災害時において情報通信機能に支障を生じ又は生じる恐れがあると認めるときは、乙に対し文書により情報の収集及び伝達について応援を要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を提出するものとする。

（応援要請の内容）

第2条 応援の事項は、次のとおりとする。

- (1) 乙の会員宅周辺及びその他で見聞した被害状況又は避難状況等に関する情報の提供
- (2) 緊急時における救急・救助に関する情報の提供及び伝達
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲から要請のあった事項

（応援の実施）

第3条 乙は、甲からの要請を受けたときは、会員に対し速やかに適切な措置を取るよう周知するとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（連絡担当者）

第4条 甲及び乙は災害時の円滑な対応を図るため、予め連絡担当者を定めておくものとする。

2 甲及び乙は、連絡担当者を定めたときは、それぞれ相手方に通知するものとする。

（協定の効力及び更新）

第5条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、終了日前30日までに、甲又は乙は、それぞれの相手方に対し文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

（補則）

第6条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

附 則

この協定は、締結の日から効力を生じるものとする。

上記協定締結の証として本協定書2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通保有する。

平成9年12月16日

緊急時における生活物資の確保に関する協定

宍粟市（以下「甲」という。）と、生活協同組合コープこうべ（以下「乙」という。）は、緊急時における生活物資の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、緊急時（地震、風水害、大火災その他の原因による被害が発生し、一時的に生活物資の流通に障害が生じた場合をいう。以下同じ。）に際し、宍粟市内の生活物資の確保及び住民生活の安定に寄与することを目的とする。

（法令の遵守）

第2条 この協定の施行に当たっては、甲及び乙は、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）その他の関係法令を遵守しなければならない。

（緊急時の認定）

第3条 緊急時の認定は、甲乙協議の上、甲が行うものとする。

2 甲は、緊急時の認定を行ったときは、乙に速やかに通知するものとする。

（緊急時の体制）

第4条 乙は、前条第2項の通知を受けたときは、別表第1に掲げる乙の事業所において、特別監視体制をとるものとし、生活物資の適切な確保及び供給を乙の事業所を拠点として行うものとする。

（生活物資の指定）

第5条 生活物資は、別表第2のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲乙協議の上、指定できるものとする。

（生活物資の確保）

第6条 甲は、緊急時に際し、乙に対し生活物資の確保及び安定供給について要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときには、直ちに必要な措置を行うものとする。

（情報交換）

第7条 甲及び乙は、平素から物価及び需給の動向並びに事業所の状況、その他必要な事項について調査研究を行うとともに、相互に情報交換に努め、緊急時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、緊急時に関する情報を知り得たときは、直ちに通報し合うものとする。

（改正及び廃止）

第8条 甲又は乙が、この協定を改正し、又は廃止しようとするときは、その3箇月前までに相手方に通知しなければならない。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年3月18日

別表第 1（第 4 条関係）

緊急時における生活物資確保拠点事業所

事業所名	住 所	責任者
協同購入センター西播磨	兵庫県たつの市揖西町土師 1－1	センター長
コープ龍野	兵庫県たつの市龍野町島田 10 番地の 1	店 長
コープ上郡	兵庫県赤穂郡上郡町山野里 2281 番地 2	店 長

別表第 2（第 5 条関係）

生活物資

種 類	物 資 名	品目
食料品	飲料水(ミネラルウォーター、お茶、ジュース類)、米、パン、おにぎり、弁当、牛乳、粉ミルク、インスタント食品(カップ麺、即席みそ汁等)、レトルト食品、缶詰(イージーオープン)、ハム・ソーセージ類	11
生活用品	石鹸、洗剤、歯ブラシ、歯磨き粉、タオル、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュペーパー、ゴミ袋、ポリバケツ、紙オムツ(幼児用、大人用)、生理用品、マスク、ガムテープ、ポリタンク、防水シート、使い捨てカイロ(冬季)、蚊取り線香(夏季)、下着類、靴下、軍手、毛布、ジャージ、簡易食器(紙コップ、紙皿、割り箸、スプーン等)、ラップ、ほ乳びん、なべ、簡易ライター、乾電池、懐中電灯、ろうそく、卓上カセットコンロ、カセットボンベ	33

災害時における物資供給に関する協定書

宍粟市（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 27年 1月 16日

別表

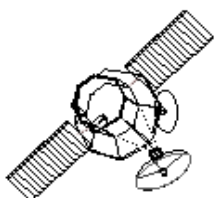
災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

防災専用

兵庫衛星通信ネットワーク

衛星電話番号簿



平成26年度



兵庫衛星通信ネットワーク管理運営協議会



Hyogo-SAT

衛星回線について

衛星回線の使い方

衛星回線で電話するには、下の 1, 2, 3 の順にダイヤルします。

神戸市 (7発信)		局番 100	市外局番 078
危機管理室 FAX上 (8F)		52	984-2030
防災情報センター (8F)		53	
危機管理室 (8F)		54	

尼崎市 (7発信)		局番 202	市外局番 06
代表		16880	6489-6880
防災対策課		52	6489-6165
警備室		53	

1	2	3
衛星回線選択番号	相手先地球局番号	内線番号
7	202	53

- 例えば、神戸市役所から尼崎市防災対策課へ電話する場合、上のおり「7-202-53」の順にダイヤルします。FAXも同様です。
- 相手先が県外の場合、相手先の地球局番号の前に「都道府県番号」をつけます。

凡例

NTT回線選択番号 一斉FAX, 防災電話からNTT回線を利用する際に最初	庁舎・局名称	衛星回線選択番号 防災電話から衛星回線を利用する際に最初にダイ												
<table> <tr> <th>県</th><th>衛星番号</th><th>NTT番号</th></tr> <tr> <td>兵庫県庁 (87発信)</td><td>局番 151</td><td>市外局番 078</td></tr> <tr> <td>庁舎 (代表)</td><td>2000</td><td>341-7711</td></tr> <tr> <td>(夜間・休日)</td><td>5361</td><td>362-9900</td></tr> </table>			県	衛星番号	NTT番号	兵庫県庁 (87発信)	局番 151	市外局番 078	庁舎 (代表)	2000	341-7711	(夜間・休日)	5361	362-9900
県	衛星番号	NTT番号												
兵庫県庁 (87発信)	局番 151	市外局番 078												
庁舎 (代表)	2000	341-7711												
(夜間・休日)	5361	362-9900												
記載の内線番号をダイヤルすると、この庁舎の全ての防災電話	災害対策本部事務局 <table> <tr> <td>指令部・指揮者</td><td>5360</td><td>362-9872</td></tr> <tr> <td>総務局長</td><td>6871</td><td>(PHS)</td></tr> <tr> <td>総務班</td><td>5352</td><td>362-9870</td></tr> </table>		指令部・指揮者	5360	362-9872	総務局長	6871	(PHS)	総務班	5352	362-9870			
指令部・指揮者	5360	362-9872												
総務局長	6871	(PHS)												
総務班	5352	362-9870												

衛星電話利用のコツ

衛星電話は赤道上空36,000kmの通信衛星を利用するため、自分の声が相手に届くまで約0.25秒かかります。相手からの返事も約0.25秒かかり、往復で約0.5秒の間隔が空くため、話しづらいことがあります。この間隔による通話の混乱を避けるため、衛星電話では相手の話が終わるまでは聞き手側に専念し、相手が話し終わって一呼吸おいてから話し始める「ゆとりのある会話」を心がけてください。聞き手側があいづちを打ったり、割り込んだりすると相手の話がとぎれる原因となります。

衛星回線の優れた点

- 衛星回線による電話・FAXは、無料です。一切通話料金がかりません。
- 災害発生時などNTT回線が輻輳しても、その影響を受けません。

衛星回線について

衛星回線の使い方

県民局等に衛星回線で電話するには、下の 1, 2, 3, 4 の順にダイヤルします。

1

神戸市 (7発信)	局番 100	市外局番 078
危機管理室 FAX上 (8F)	52	984-2030
防災情報センター (8F)	53	
危機管理室 (8F)	54	

庁舎・衛星回線選択番号	地球局 番号	内線番号	
		TEL	FAX
加古川庁舎・7	172	1200交換台	
東播磨県民局企画調整部		511/512	621/630
加古川主木事務所		521~523	621/637

1	2	3	4
衛星回線選択番号	県民局等接続番号	相手先地球局番号	内線番号
7	1 5 1 8 7	1 7 2	5 1 1

・例えば、神戸市役所から東播磨県局企画調整部防災課へ電話する場合、上記のとおり

「7-15187-172-511」の順にダイヤルします。

FAX利用の際にも同様の方法にて利用可能です。

県民局等接続番号は県庁の交換機の接続番号ですので全県民局等共通です。

・相手先が県外の場合、相手先の地球局番号の前に「都道府県番号」をつけます。

凡例

NTT回線選択番号
一斉FAX、防災電話からNTT回線を利用する際に最初

庁舎・局名称

衛星回線選択番号
防災電話から衛星回線を利用する際に最初にダイ

記載の内線番号をダイヤルすると、この庁舎の全ての防災電話

県	衛星番号	NTT番号
兵庫県庁 (87発信)	局番 151	市外局番 078
庁舎 (代表)	2000	341-7711
(夜間・休日)	5361	362-9900
災害対策本部事務局		
指令部・指揮者	5360	362-9872
総務局長	6871	(PHS)
総務班	5352	362-9870

衛星電話利用のコツ

衛星電話は赤道上空36,000kmの通信衛星を利用するため、自分の声が相手に届くまで約0.25秒かかります。相手からの返事も約0.25秒かかり、往復で約0.5秒の間隔が空くため、話しづらいことがあります。この間隔による通話の混乱を避けるため、衛星電話では相手の話が終わるまでは聞き手側に専念し、相手が話し終わって一呼吸おいてから話し始める「ゆとりのある会話」を心がけてください。聞き手側があいづちを打ったり、割り込んだりすると相手の話かとぎれる原因となります。

衛星回線の優れた点

- 衛星回線による電話・FAXは、無料です。一切通話料金がかりません。
- 災害発生時などNTT回線が輻輳しても、その影響を受けません。

衛星・地上系回線について

電話の使い方

東播磨県民局から衛星（地上系）電話をかけるには、机上電話から別紙電話番号簿を参照して、下の 1, 2, 3 の順にダイヤルして下さい。

庁舎・衛星回線選択番号	地球局番号	内線番号	
		TEL	FAX
加古川庁舎・7	172	1200交換台	
東播磨県民局企画調整部		511/512	621/630
加古川土木事務所		521～523	621/637

庁舎・衛星回線選択番号	地球局番号	内線番号	
		TEL	FAX
兵庫県庁・87	151		
県庁交換台		2000	
ネットワーク管理室(衛星)		6860/6861	6876
ネットワーク管理室(フェニックス)		5805～5807	6891
防災情報室		3151	6380/6381
災害対策課防災係		3140	6380/6381

1	2	3
衛星回線選択番号（発信元）	相手先地球局番号	内線番号
7	1 5 1	3 1 5 1

- ・例えば、東播磨県民局から県庁防災情報室へ電話する場合、上のとおり「7－151－3151」の順にダイヤルします。内線番号のあるFAX利用の際も同様の方法にて利用可能です。
- ・西宮庁舎及び三田庁舎からは、衛星回線選択番号「78」にて発信します。
- ※机上電話で使用でき、一般回線は「0」発信ですが、衛星回線の場合は「7」発信です。
- ・県庁へは、内線番号でどの課の電話機へもかけることができます。

衛星電話利用のコツ（市町・消防等への連絡時）

衛星電話は赤道上空36,000kmの通信衛星を利用するため、自分の声が相手に届くまで約0.25秒かかります。相手からの返事も約0.25秒かかり、往復で約0.5秒の間隔が空くため、話しづらいことがあります。この間隔による通話の混乱を避けるため、衛星電話では相手の話が終わるまでは聞き手側に専念し、相手が話し終わって一呼吸おいてから話し始める「ゆとりのある会話」を心がけてください。聞き手側があいづちを打ったり、割り込んだりすると相手の話がとぎれる原因となります。

衛星・地上系回線の優れた点

- 衛星及び地上系多重回線による電話・FAXは、無料です。一切通話料金がかりません。
- 災害発生時などNTT回線が輻輳しても、その影響を受けません。
- 県民局等へは地上系多重回線にて接続、市町等へは衛星回線にて接続

衛星・地上系回線について

電話の使い方

県庁から衛星（地上系）電話をかけるには、机上電話から別紙電話番号簿を参照して、下の 1, 2, 3 の順にダイヤルして下さい。

庁舎・衛星回線選択番号	地球局番号	内線番号	
		TEL	FAX
兵庫県庁 87	151		
県庁交換台		2000	
ネットワーク管理室(衛星)		6860/6861	6876
ネットワーク管理室(フェニックス)		5805~5807	6891
防災情報室		3151	6380/6381
災害対策課防災係		3140	6380/6381

庁舎・衛星回線選択番号	地球局番号	内線番号	
		TEL	FAX
加古川庁舎・7	172	1200交換台	
東播磨県民局企画調整部		511/512	621/630
加古川土木事務所		521~523	621/637

1	2	3
衛星回線選択番号（発信元）	相手先地球局番号	内線番号
8 7	1 7 2	5 1 1

- ・例えば、県庁から東播磨県民局企画調整部へ電話する場合、上のおり「87-172-511」の順にダイヤルします。内線番号のあるFAX利用の際も同様の方法にて利用可能です。
- ※机上電話で使用でき、一般回線は「0」発信ですが、衛星電話の場合は「87」発信です。

衛星電話利用のコツ（市町・消防等への連絡時）

衛星電話は赤道上空36,000kmの通信衛星を利用するため、自分の声が相手に届くまで約0.25秒かかります。相手からの返事も約0.25秒かかり、往復で約0.5秒の間隔が空くため、話しづらいことがあります。この間隔による通話の混乱を避けるため、衛星電話では相手の話が終わるまでは聞き手側に専念し、相手が話し終わって一呼吸おいてから話し始める「ゆとりのある会話」を心がけてください。聞き手側があいづちを打ったり、割り込んだりすると相手の話がとぎれる原因となります。

衛星・地上系回線の優れた点

- 衛星及び地上系多重回線による電話・FAXは、無料です。一切通話料金がかりません。
- 災害発生時などNTT回線が輻輳しても、その影響を受けません。
- 県民局等へは地上系多重回線にて接続、市町等へは衛星回線にて接続

県庁・東京事務所

県	衛星番号	N T T 番号
兵庫県庁 (87発信)	局番 151	市外局番 078

庁舎 (代表)	2000	341-7711
(夜間・休日)	5361	362-9900

災害対策本部事務局

指揮者	5332	362-9862
総務局		
本部会議班	5330	362-9860
(情報整理)	5343	
広報班	5337	362-9867
県民窓口班	5342	362-9898
対策局		
総括班	5331	362-9861
情報収集班	5367	362-9907
調整支援班	5360	362-9872
被災者対策班	5363	362-9903
システム管理室	5815	362-9880
東京一斉	6875	362-3938
ネットワーク管理室 (衛星)	6882	362-9884
ネットワーク管理室 (フェニックス)	5805	362-9881
FAX	6380	362-9911
FAX	6381	362-9912

企画県民部 防災企画局

防災企画課	課長席	3130	362-9805
	防災企画班		
	(調整担当)	3161	362-9814
	防災企画班		
	(防災事業担当)	5352	362-9870
	FAX	6383	362-9914
防災計画課	課長席	3155	362-9838
	防災計画班	3135	362-9809
広域企画室	室長席	3156	362-9818
	広域計画班	3131	362-9806
		3829	362-9815
	FAX (計画・広域)	6394	362-9839
復興支援課	課長席	5862	362-4337
	復興調整班	5855	362-4335
	生活支援班	5857	362-4336
	震災20周年事業班	5856	362-9830
	FAX	5869	362-4459

企画県民部 災害対策局

災害対策課	課長席	5382	362-9981
	防災・危機管理班	3140	362-9988
	(危機管理担当)	3145	362-9833
	訓練・指導班	5383	362-9982
	(訓練・調整担当)	3139	362-9810
防災情報室	室長席	3150	362-9811
	防災情報班	3151	362-9812
	FAX (災対・防情)	6380	362-9911
	FAX (災対・防情)	6381	362-9912
消防課	課長席	3410	362-9820
	消防班	3411	362-9821
		3431	362-9831
	(危険物担当)	3417	362-9824
	FAX	6384	362-9915
産業保安課	課長席	3420	362-9825
	産業保安班	3422	362-9414
	(LP・冷凍ガス担当)	3423	362-9827
	FAX	6672	362-9916

県	衛星番号	N T T 番号
兵庫県庁 (87発信)	局番 151	市外局番 078

県土整備部 土木局

道路保全課	管理係	4395	362-3522
	FAX	6678	362-4278
河川整備課	防災班	4419	362-3531
	(河川開発担当)	4433	362-3534
	水防本部	4415	362-3571
	技術専門員	4429	362-9257
	FAX	6722	362-3922
港湾課	整備班	4452	362-3540
	(海岸・防災担当)		
	FAX	6680	362-4280
砂防課	砂防班 (防災担当)	4467	362-3544
	FAX	6681	362-4281

広域防災センター (7発信) 局番
152

事務所奥北'-室	511	
FAX上 (1F)		
無線室 (中2F)	512	
FAX (事務所奥北'-室)	611	

東京事務所 (76または77発信) 局番
048-300 市外局番
03

衛星電話	9-3608	5212-9040
FAX	9-3609	5212-9042

災害医療センター (7発信) 局番
283

情報指令センター (2F)	541	
FAX		
(情報指令センター)	641	

近隣府県

県	衛星番号	NTT番号
大阪府	局番 027-200-200	

危機管理室

防災企画課	総務・企画G	4872	
	計画推進G	4848	
災害対策課	危機管理・国民保護G	4847	
	災害対策G	4880	
	防災情報G	4850	
消防保安課	消防指導G	4876	
	保安G	6653	
	FAX	6654	

滋賀県	局番 025-100-2
-----	-----------------

防災危機管理局

	管理・情報チーム(管理)	3441	
	管理・情報チーム(情報)	3436	
	消防・保安チーム(消防)	3431	
	消防・保安チーム(保安)	3433	
	地震・防災チーム	3432	
	危機管理・国民保護チーム	3435	
	原子力・防災チーム	3445	
	FAX	4994	

京都府	局番 026-700
-----	---------------

府民生活部

防災・原子力安全課	調整・情報担当	4466	
	計画担当	4475	
	対策・被災地応援担当	4472	
	原子力安全担当	4473	
消防安全課	消防担当	4468	
	安全・救急担当	4471	

奈良県	局番 029-111
-----	---------------

総務部

防災統括室	企画・自衛隊誘致係	9009	
	危機対策係	9010	
	防災施設係	9011	
消防救急課	消防救急係	9029	

和歌山県	局番 030-300
------	---------------

総務部

危機管理局	危機管理課	8-2283	
	総合防災課	8-2271	
	消防保安課	8-2263	
	FAX	499	

県	衛星番号	NTT番号
三重県	局番 024-101-8	

防災対策部

防災対策総務課	企画総務班	2181	
	情報通信班	2157	
消防・保安課	消防班	2108	
	予防・保安班	2183	
防災企画・地域支援課	防災企画班	2184	
	市域支援班	2185	
災害対策課	災害対策班	2189	
	防災訓練班	2186	
危機管理課	危機管理班	2734	

鳥取県	局番 031-200
-----	---------------

危機管理局

危機管理政策課	総務担当	7790	
	企画担当	7584	
	広域防災担当	7894	
危機対策・情報課	危機管理・訓練担当	7878	
	災害情報センター	7950	
	情報システム管理担当	7788	
原子力安全対策課	安全対策担当	7854	
	防災対策担当	7974	
消防防災課	消防保安担当	7063	
	FAX	8137	

岡山県	局番 033-101
-----	---------------

危機管理課	危機管理・国民保護	2511	
	防災対策	2513	
	防災通信	2524	
消防保安課	消防担当	2512	
	保安担当	2518	
	FAX	5730	

神戸県民センター管内

県	衛星番号	N T T 番号
西神戸庁舎 (7発信)	局番 181	市外局番 078

(8)

[---]	代表	1200	
---------	----	------	--

神戸土木事務所

副所長	522	737-2381
管理課	521	737-2148
公園砂防課	523	737-2160
FAX	637	735-4059

有野水防ステーション (7発信)	局番 277	市外局番 078
------------------	-----------	-------------

(0)

[5 9 1]	事務室 (2F)	521	981-5201
	事務室奥ビル* 横	522	
	和室 (1F)	523	
	FAX (事務室)	637	981-5858

市役所・町役場・消防本部	衛星番号	N T T 番号
神戸市 (7発信)	局番 100	市外局番

危機管理室 (4号館2F)	52	
	53	
	54	
一斉FAX (危機管理室)	61	
東京一斉FAX (危機管理室)	63	

神戸市消防局	局番 100	市外局番
消防管制室 (4号館4F)	42	
消防管制室 (4号館4F) FAX	62	

神戸市消防局 (無線中継車)	局番 930	市外局番
電話	10	
FAX	20	

阪神南県民センター管内

県	衛星番号	N T T 番号
阪神南県民センター (89発信)	局番 171	市外局番 06

(0)

【---】

代表

1200

6481-7641

県民交流室

企画防災課	511	6481-4519
	512	6481-8072
FAX	611	6481-3664

西宮庁舎 (78発信)	局番 182	市外局番 0798
-------------	-----------	--------------

(0)

【---】

代表

1200

23-7788

西宮土木事務所

管理第2課	521	39-6131
道路保全課	522	39-6147
河川砂防課	1320	39-6135
FAX	637	34-2868

尼崎港管理事務所 (7発信)	局番 271	市外局番 06
----------------	-----------	------------

(8)

【591】

代表

114

6412-1361

無線室	521	4869-9200
施設課	522	
水防待機	523	
FAX	637	6413-1090

市役所・町役場・消防本部	衛星番号	N T T 番号
尼崎市 (7発信)	局番 202	市外局番 06

防災対策課	52	6489-6165
警備室	53	
一斉FAX (防災対策課)	61	6489-6166

西宮市 (7発信)	局番 204	市外局番 0798
-----------	-----------	--------------

代表		35-3151
災害対策課(6F)	52	35-3546
衛生室(B1)	53	
一斉FAX (災害対策課)	61	36-1990

芦屋市 (7発信)	局番 206	市外局番 0797
-----------	-----------	--------------

代表	51	31-2121
防災安全課	52	
	53	38-2093
一斉FAX (防災安全課)	61	38-2157

尼崎市消防局 (7発信)	局番 753	市外局番 06
--------------	-----------	------------

代表	41	6481-0119
企画管理課	42	6481-3962
指令室	43	6481-0119
一斉FAX(指令室)	62	6482-1995

西宮市消防局 (7発信)	局番 755	市外局番 0798
--------------	-----------	--------------

代表	41	26-0119
指令室	42	
警防課	43	26-0119
一斉FAX(指令室)	62	36-2460

芦屋市消防本部 (7発信)	局番 206	市外局番 0797
---------------	-----------	--------------

代表		32-2345
警防課	42	
通信指令室	43	32-2345
一斉FAX (通信指令室)	62	32-0119

阪神北県民局管内

県	衛星番号	N T T 番号
阪神北県民局 (7発信)	局番 278	市外局番 0797

(8)
[591]

総務企画室

企画防災課	1213	83-3115
	1223	83-3127
FAX	630	86-4379

宝塚土木事務所

道路第2課	521	83-3187
管理第2課	522	83-3183
河川砂防課	523	83-3180
FAX	637	86-4329

伊丹庁舎 (7発信)	局番 183	市外局番 072
------------	-----------	-------------

(8)
[---]

伊丹県税事務所

所付	1200	
----	------	--

伊丹業務所

待機室	523	
FAX	637	

三田庁舎 (78発信)	局番 184	市外局番 079
-------------	-----------	-------------

(8)
[---]

三田業務所

河川砂防担当	521	562-8876
道路担当	522	562-8884
河川砂防担当	523	562-8883
FAX	630	562-8243

青野ダム管理所 (7発信)	局番 291	市外局番 079
---------------	-----------	-------------

(0)
[591]

操作室(2F)	521	567-1110
事務室(2F)	522	
宿直室(1F)	523	

市役所・町役場・消防本部	衛星番号	N T T 番号
伊丹市 (7発信)	局番 207	市外局番 072

代表		783-1234
危機管理室(2F)	52	784-8166
災害対策本部(2F)	53	
一斉FAX (危機管理室)	61	784-8172

宝塚市 (7発信)

局番
214 市外局番
0797

代表	51	71-1141
総合防災課(2F)	52	77-2078
防災センター(6LF)	53	
一斉FAX (総合防災課)	61	77-2102

川西市 (7発信)

局番
217 市外局番
072

代表	51	740-1111
危機管理室(4F)	52	740-1145
宿直警備員室(1F)	53	
一斉FAX (危機管理室)	61	740-1320

三田市 (7発信)

局番
219 市外局番
079

代表	51	563-1111
防災安全課(3F)	52	559-5057
宿直室(1F)	53	
一斉FAX (防災安全課)	61	559-1254

猪名川町 (7発信)

局番
301 市外局番
072

代表		766-0001
総務部総務課 危機管理室(2F)	52	766-8703
宿直室(1F)	53	
一斉FAX (総務部総務課)	61	766-3732

伊丹市消防局 (7発信)

局番
757 市外局番
072

代表	41	783-0123
総務課長席(2F)	42	
情報管理課(3F)	43	
一斉FAX (情報管理課)	62	783-5578

宝塚市消防本部 (7発信)

局番
762 市外局番
0797

代表	41	73-1141
総務課課長席(3F)	42	73-1497
情報管制課(4F)	43	77-0119
一斉FAX (情報管制課)	62	73-0119

川西市消防本部 (7発信)

局番
765 市外局番
072

代表		759-0119
総務課(2F)	42	
消防課(2F)	43	
通信室(1F)	44	
一斉FAX(通信室)	62	759-5061

阪神北県民局管内

市役所・町役場・消防本部	衛星番号	N T T 番号
三田市消防本部（7発信）	局番 767	市外局番 079

代表		564-0119
総務課課長席(2F)	42	
指令室FAX上(3F)	43	
一斉FAX(指令室)	62	563-1230

猪名川町消防本部（97発信）	局番 769	市外局番 072
----------------	-----------	-------------

代表		766-0119
事務所入口(2F)	242	
通信指令室(1F)	243	
一斉FAX (通信指令室)	260	766-1216

東播磨県民局管内

県	衛星番号	N T T 番号
東播磨県民局 (7発信)	局番 172	市外局番 079
(0) [---]	代表	1200 421-1101

総務企画室

企画防災課	511	
	512	
	1216	421-9257
FAX(企画防災課)	630	424-6616

加古川土木事務所

工事業務課	521	
管理第2課	522	
道路第2課	523	
FAX	637	421-0072

明石業務所 (7発信)	局番 274	市外局番 078
(8) [591]	代表	115 912-3377

事務室	521	
	522	
待機室	523	
FAX(事務室)	637	913-8525

市役所・町役場・消防本部	衛星番号	N T T 番号
明石市 (60発信)	局番 203	市外局番 078

代表		912-1111
総合安全対策局(4F)	2409	
806A会議室(8F)	2880	
一斉FAX (総合安全対策局)	5402	918-5140

加古川市 (7発信)	局番 210	市外局番 079
------------	-----------	-------------

代表		421-2000
危機管理室	52	427-3622
(本館5F)	53	
一斉FAX (危機管理室)	61	427-3623

高砂市 (7発信)	局番 216	市外局番 079
-----------	-----------	-------------

代表	51	442-2101
企画総務部 危機管理室 (西庁舎・防災センター4F)	52	443-9008
一斉FAX (危機管理室)	61	442-9577

稲美町 (7発信)	局番 381	市外局番 079
-----------	-----------	-------------

代表	51	492-1212
経済環境部 危機管理課(2F)	52	492-9168
宿直室(食堂内1F)	53	492-1212
一斉FAX (危機管理課)	61	492-7792

播磨町 (7発信)	局番 382	市外局番 079
-----------	-----------	-------------

代表	51	435-0355
危機管理グループ 執務室(2F)	52	435-0991
宿直室管理人室 (1F)	53	
一斉FAX (危機管理グループ執務室)	61	435-7901

明石市消防本部 (7発信)	局番 754	市外局番 078
---------------	-----------	-------------

代表	41	921-0119
情報指令室 FAX上(4F)	42	
防災研修室(4F)	43	
一斉FAX (情報指令室)	62	927-0119

東播磨県民局管内

市役所・町役場・消防本部	衛星番号	N T T 番号
加古川市消防本部（7発信）	局番 759	市外局番 079

代表		424-0119
総務課(5F)	42	
警防課課長席 後窓側(5F)	43	
指令室(4F)	44	
一斉FAX(指令室)	62	425-7587

高砂市消防本部（7発信）	局番 764	市外局番 079
--------------	-----------	-------------

通信指令室(2F)	41	448-0119
	43	
事務室(2F)	42	
一斉FAX (通信指令室)	62	448-0124

北播磨県民局管内

県	衛星番号	N T T 番号
北播磨県民局 (7発信)	局番 185	市外局番 0795

(0)

[---]

代表

1200

42-5111

総務企画室

総務防災課	1204	42-9303
	1206	42-9304
FAX	630	42-4704

加東土木事務所

河川砂防課	531	42-9399
管理課	515	42-9387
道路第1課	433	42-9400
FAX	637	42-5137

三木庁舎 (7発信)

局番
186

市外局番
0794

(8)

[5 9 1]

三木業務所

事務所	521	82-2644
	522	
災害待機室	523	
FAX	637	

多可事業所 (7発信)

局番
273

市外局番
0795

(0)

[5 9 1]

事務所	245	32-1001
	521	
	522	
給湯室	523	
FAX	637	32-2791

加西業務所 (7発信)

局番
279

市外局番
0790

(0)

[5 9 1]

事務所	245	42-2103
	521	
	522	
給湯室	523	
FAX	637	

市役所・町役場・消防本部	衛星番号	N T T 番号
西脇市 (7発信)	局番 213	市外局番 0795

代表		22-3111
防災対策課FAX上 (2F)	52	22-3111
宿直室(1F)	53	
第一会議室(2F)	54	
一斉FAX (防災対策課)	61	22-1014

三木市 (66発信)

局番
215

市外局番
0794

代表	9	82-2000
特別会議室(4F)	2404	
危機管理課(4F)	2425	89-2370
警備員室(1F)	2106	
一斉FAX (危機管理課)	5414	82-2278

小野市 (7発信)

局番
218

市外局番
0794

代表		63-1000
市民安全部(4F)	52	63-3387
一斉FAX (市民安全部)	61	63-1093

加西市 (7発信)

局番
220

市外局番
0790

代表		42-1110
危機管理課 FAX上(3F)	52	42-8751
一斉FAX	61	43-1800

加東市 (7発信)

局番
341

市外局番
0795

代表	51	42-3301
防災課(4F)	52	43-0402
宿直室(B1F)	53	
一斉FAX (防災課)	61	42-5055

多可町 (7発信)

局番
361

市外局番
0795

代表	51	32-2380
防災無線室	52	32-2380
宿直室(旧館1F)	53	
一斉FAX (防災無線室)	61	32-3814

北播磨県民局管内

市役所・町役場・消防本部	衛星番号	N T T 番号
三木市消防本部（7発信）	局番 763	市外局番 0794

代表	41	82-0119
署長席(2F)	42	
指令室(1F)	43	
一斉FAX(指令室)	62	82-9167

小野市消防本部（7発信）	局番 218	市外局番 0794
--------------	-----------	--------------

代表	41	63-0119
指令室(3F)	42	
一斉FAX(指令室)	62	63-6699

北はりま消防本部（7発信）	局番 342	市外局番 0795
---------------	-----------	--------------

指令センター（3F）	52	48-0119
事務室（2F）	53	48-3115
一斉FAX(指令センター)	61	48-3149

中播磨県民センター管内

県	衛星番号	N T T 番号
中播磨県民センター (7発信)	局番 173	市外局番 079
(0) [591]	代表	1200 281-3001

総務企画室

企画防災課	1215	281-9051
	1222	281-9040
	511	
	512	
FAX	611	285-1102

姫路土木事務所

道路第2課	521	281-9504
管理課	522	281-9460
河川砂防課	523	281-9484
FAX	637	281-8529

福崎庁舎 (7発信)

(8)
[---]

福崎事業所

事務所	521	22-1290
	522	
災害待機室	523	
FAX	637	23-0784

姫路港管理事務所 (7発信)

(8)
[591]

事務所	240	235-0176
	521	
	522	
	523	
FAX	637	234-5172

生野ダム管理所 (7発信)

(0)
[591]

操作室	521	679-2433
	522	
宿直室	523	

菅生ダム管理所 (7発信)

(0)
[591]

操作室	521	336-1370
事務室	522	
宿直室	523	

安富ダム管理所 (7発信)

(0)
[591]

操作室	521	66-3721
事務室	522	
宿直室	523	

市役所・町役場・消防本部	衛星番号	N T T 番号
姫路市 (7発信)	局番 201	市外局番 079

代表	12200	221-2200
企画政策推進室 (本館3F)	52	221-2206
一斉FAX (企画政策推進室)	61	221-2384
危機管理室 (防災センター5F)	12200	221-2200
FAX(危機管理室)		223-9541

市川町 (7発信)

代表		26-1010
総務課FAX上(3F)	52	26-1010
宿直室・休養室 (1F)	53	
一斉FAX(総務課 奥窓側(3F))	61	26-1049

福崎町 (7発信)

代表		22-0560
総務課FAX上(2F)	52	
宿直室(1F)	53	
一斉FAX(総務課)	61	23-0687

神河町 (7発信)

代表		34-0001
住民生活課 課長席後(1F)	521	34-0963
管理人室(1F)	522	
総務課窓側(2F)	523	
一斉FAX (住民生活課)	621	34-1556

姫路市消防局 (7発信)

情報指令課 (防災センター4F)	42	223-0003
一斉FAX (情報指令課)	62	222-8222

西播磨県民局管内

県	衛星番号	N T T 番号
西播磨県民局 (7発信)	局番 189	市外局番 0791
(0) [---]	代表	1200 58-2100

総務企画室

企画防災課	1124	58-2112
	1125	58-2113
	1130	58-2120
FAX	630	58-2161

光都土木事務所

所長	522	58-2230
管理課	521	58-2235
河川砂防第1課	523	58-2244
FAX	637	58-2321

龍野庁舎 (7発信)	局番 188	市外局番 0791
(8) [---]		

龍野土木事務所

管理課	521	63-5207
河川砂防課	522	63-5216
工事業務課	523	63-5205
FAX	637	63-3744

佐用業務所 (7発信)	局番 276	市外局番 0790
(8) [591]		
事務室	521	
会議室	522	
防災待機室	523	

宍粟事業所 (7発信)	局番 275	市外局番 0790
(8) [591]		
砂防担当	521	62-0049
待機室	522	
第2会議室	523	
FAX	637	62-8904

引原ダム管理所 (7発信)	局番 294	市外局番 0790
(0) [591]		
操作室	521	73-0436
事務室	522	
会議室	523	
FAX	621	73-0431

西播磨広域防災拠点 (7発信)	局番 189	市外局番 0791
TEL	410~417 420~422 430, 450	58-0727
FAX	460	58-0733

県	衛星番号	N T T 番号
相生市 (7発信)	局番 208	市外局番 0791

代表		23-7111
総務課(2F)	52	23-7126
宿直室(1F)	53	
一斉FAX(総務課 横小会議室)	61	22-6439

たつの市 (7発信)	局番 211	市外局番 0791
------------	-----------	--------------

代表		64-3131
危機管理課(3F)	52 53	64-3219
一斉FAX (危機管理課)	61	62-9758

赤穂市 (7発信)	局番 212	市外局番 0791
-----------	-----------	--------------

代表	9	43-3201
危機管理担当 FAX上(3F)	2000	43-6866
守衛室(1F)	2001	
一斉FAX (危機管理担当)	2004	43-6892

宍粟市 (7発信)	局番 521	市外局番 0790
-----------	-----------	--------------

代表		63-3000
消防防災課 FAX上	52	
宿直室(1F)	53	
消防防災課 (3F)	54	
一斉FAX (消防防災課)	61	63-3064

宍粟市一宮市民局 (7発信)	局番 523	市外局番 0790
----------------	-----------	--------------

代表	51	72-1000
まちづくり推進課 FAX上(1F)	52	
まちづくり推進課 (1F)	53	72-1000
宿直室(1F)	54	
一斉FAX (まちづくり推進課)	61	72-1596

宍粟市波賀市民局 (7発信)	局番 524	市外局番 0790
----------------	-----------	--------------

代表		75-2220
まちづくり推進課 (1F)	52	75-2220
宿直室(1F)	53	
一斉FAX (まちづくり推進課)	61	75-3599

宍粟市千種市民局 (7発信)	局番 525	市外局番 0790
----------------	-----------	--------------

代表		76-2210
まちづくり推進課 FAX上(1F)	52	
用務員室(1F)	53	
一斉FAX (まちづくり推進課)	61	76-8020

西播磨県民局管内

市役所・町役場・消防本部	衛星番号	N T T 番号
太子町（7発信）	局番 464	市外局番 079

代表	51	277-1010
総務課FAX上 （北庁舎1F）	52	277-1010
総務課長席西側 （北庁舎1F）	53	
宿直室（北庁舎1F）	54	
一斉FAX（総務課）	61	276-3892

上郡町（7発信）	局番	市外局番
	481	0791

代表	51	52-1111
101会議室（1F）	52	
管理室（宿直室） 入口（2F）	53	52-1111
一斉FAX （総務課奥（3F））	61	52-5172

佐用町（71発信）	局番	市外局番
	501	0790

代表		82-2521
総務課	203	
防災対策室（2F）	276	82-0664
宿日直室（2F）	255	
一斉FAX（総務課）	260	82-0131

佐用町上月支所（7発信）	局番	市外局番
	502	0790

代表		86-1211
旧総務課FAX上（2F）	218	
一斉FAX （地域振興室）		86-0793

佐用町三日月支所（7発信）	局番	市外局番
	504	0790

代表	51	79-2001
地域振興室（1F）	52	
用務員室（1F）	53	
一斉FAX （地域振興室）	61	79-3633

市役所・町役場・消防本部	衛星番号	N T T 番号
赤穂市消防本部（7発信）	局番 761	市外局番 0791

代表		43-0119
災害作戦室（2F）	42	
通信指令室（2F）	43	
一斉FAX （通信指令室）	62	45-0119

西はりま消防組合	相生消防署（7発信）	局番	市外局番
		208	0791

代表		23-7119
通信室（1F）	42	
一斉FAX（通信室）	62	23-2119

西はりま消防組合	たつの消防署（7発信）	局番	市外局番
		211	0791

代表		63-3511
たつの署長席（2F）	42	
通信室（2F）	43	
通信事務室（2F）	44	
一斉FAX（通信室）	62	63-3042

西はりま消防組合	佐用消防署（7発信）	局番	市外局番
		858	0790

代表		82-3872
通信指令室FAX上 （1F）	42	
通信指令室（1F）	43	
一斉FAX （通信指令室）	62	82-0119

西はりま消防組合	宍粟消防署（7発信）	局番	市外局番
		918	0790

代表		62-0119
警防課課長席（2F）	42	
通信指令室（2F）	43	
一斉FAX （警防課）	62	63-0119

但馬県民局管内

県	衛星番号	N T T 番号
但馬県民局 (7発信)	局番 174	市外局番 0796
(8) [――]	代表	1200 23-1001

総務企画室

企画防災課	511	26-3618
	512	26-3616
FAX	630	24-3211

豊岡土木事務所

工事業務課	521	26-3740
管理課	522	26-3742
道路第2課	523	26-3753
FAX	637	24-5593

新温泉庁舎 (7発信)	局番 191	市外局番 0796
(8) [591]		

新温泉土木事務所

管理課	521	82-3141
道路第2課	522	82-5689
道路第1課	523	82-5687
FAX	621	82-3988

養父庁舎 (7発信)	局番 190	市外局番 079
(8) [591]		

養父土木事務所

道路第2課	521	662-2194
管理課	522	662-2173
工事業務課	523	662-2164
FAX	637	662-7384

但東業務所 (7発信)	局番 281	市外局番 0796
(8) [591]		
事務室	521	
	522	
待機室	523	
FAX	637	

香美業務所 (7発信)	局番 282	市外局番 0796
(8) [591]		
事務室	521	
	522	
休憩室	523	
FAX	621	

朝来業務所 (7発信)	局番 280	市外局番 079
(8) [591]		
事務室	521	
待機室	522	
OA室	523	
FAX	637	

但馬広域防災拠点 (7発信)	局番 174	市外局番 0796
TEL	540	42-5216
FAX	540	42-5184

市役所・町役場・消防本部	衛星番号	N T T 番号
豊岡市 (7発信)	局番 209	市外局番 0796

代表	51	23-1111
防災監席横	52	
宿直室 (本庁舎1F)	54	
一斉FAX 防災課 (本庁舎3F)	61	24-5932

豊岡市城崎支所 (7発信)	局番 541	市外局番 0796
---------------	-----------	--------------

代表	50	32-0001
総務係 FAX(1F)	52	32-0001
宿直室(1F)	53	32-0001
一斉FAX(総務係)	61	32-0023

豊岡市竹野支所 (7発信)	局番 542	市外局番 0796
---------------	-----------	--------------

代表	50	47-1111
危機管理室 フェニックス端末上(1F)	52	47-1111
宿直室(1F)	53	
一斉FAX(総務係)	61	47-1850

豊岡市日高支所 (7発信)	局番 544	市外局番 0796
---------------	-----------	--------------

代表	52	42-1111
無線放送室 (湯沸室奥(1F))	53	
一斉FAX (市民福祉係)	61	42-1120

豊岡市出石支所 (70発信)	局番 561	市外局番 0796
----------------	-----------	--------------

代表(総務係)	398	52-3111
FAX(市民福祉課)	397	52-3610
一斉FAX(総務係)	396	52-6033

豊岡市但東支所 (7発信)	局番 562	市外局番 0796
---------------	-----------	--------------

代表	52	54-1000
宿直室(1F)	53	
市民福祉係(1F)	54	54-1000
一斉FAX (市民福祉係)	61	54-1005

養父市 (7発信)	局番 601	市外局番 079
-----------	-----------	-------------

代表	51	662-3161
総務課(2F)	52	662-3161
宿直室(1F)	53	
市長室(2F)	54	
一斉FAX(総務課)	61	662-7491

養父市養父地域局 (7発信)	局番 602	市外局番 079
----------------	-----------	-------------

代表	51	664-0281
養父地域局	52	664-0281
宿直室(1F)	53	
一斉FAX (養父地域局)	61	664-1758

但馬県民局管内

市役所・町役場・消防本部	衛星番号	N T T 番号
養父市		

養父市大屋地域局	(7発信)	局番 603	市外局番 079
----------	-------	-----------	-------------

代表	52	669-0120
宿直室(1F)	53	
公民館	54	
一斉FAX (大屋地域局)	61	669-1682

養父市関宮地域局	(7発信)	局番 604	市外局番 079
----------	-------	-----------	-------------

代表	52	667-2331
FAX付近(1F)	53	
旧S Y Tスタジオ	54	
一斉FAX (関宮地域局)	61	667-3213

朝来市	(7発信)	局番 622	市外局番 079
-----	-------	-----------	-------------

代表	51	672-3301
総務課(0Aコーナ- FAX上(2F))	52	672-6115
一斉FAX(総務課)	61	672-4041

朝来市生野支所	(7発信)	局番 621	市外局番 079
---------	-------	-----------	-------------

代表	51	679-2240
地域振興課	52	679-5802
宿直室(1F)	53	
一斉FAX (地域振興課)	61	679-4638

朝来市山東支所	(7発信)	局番 623	市外局番 079
---------	-------	-----------	-------------

代表	51	676-2080
地域振興課	52	676-2080
宿直室(1F)	53	
一斉FAX (地域振興課)	61	676-2696

朝来市朝来支所	(7発信)	局番 624	市外局番 079
---------	-------	-----------	-------------

代表	51	677-1165
地域振興課	52	677-2110
宿直室(1F)	53	
一斉FAX (地域振興課)	61	677-1531

香美町	(7発信)	局番 543	市外局番 0796
-----	-------	-----------	--------------

総務課FAX上(2F)	52	36-1111
宿直室(1F)	53	
一斉FAX(総務課)	61	36-3809

香美町村岡地域局	(7発信)	局番 581	市外局番 0796
----------	-------	-----------	--------------

代表	51	94-0321
村岡地域局(1F)	52	94-0321
宿直室(1F)	53	
一斉FAX (村岡地域局)	61	98-1532

市役所・町役場・消防本部	衛星番号	N T T 番号
香美町小代地域局	(7発信)	局番 583 市外局番 0796

代表	51	97-3111
小代地域局(1F)	52	97-3111
一斉FAX (小代地域局)	61	97-2097

新温泉町	(7発信)	局番 582	市外局番 0796
------	-------	-----------	--------------

代表	51	82-3111
総務課FAX上(2F)	52	
健康福祉課 横ロッカー上(1F)	53	
宿直室(1F)	54	
一斉FAX(町民課)	61	82-2970

豊岡市消防本部	(7発信)	局番 929	市外局番 0796
---------	-------	-----------	--------------

警防課(2F)	42	
指令室(2F)	43	24-1119
一斉FAX (指令センター)	62	24-4253

美方広域消防本部	(7発信)	局番 928	市外局番 0796
----------	-------	-----------	--------------

代表	41	92-0119
通信室(1F)	42	
作戦室(1F)	43	
一斉FAX(事務室)	62	92-0594

南但消防本部	養父消防署	(7発信)	局番 864	市外局番 079
--------	-------	-------	-----------	-------------

警防課(2F)	42	
通信指令室(1F)	43	662-0119
一斉FAX (警防課横(2F))	62	662-7764

南但消防本部	朝来消防署	(7発信)	局番 914	市外局番 079
--------	-------	-------	-----------	-------------

消防課左ロッカー上 (3F)	42	
管理課(3F)	43	
通信指令室 FAX上(3F)	44	672-0119
一斉FAX (通信指令室)	62	672-5046

丹波県民局管内

県	衛星番号	N T T 番号
丹波県民局 (7発信)	局番 175	市外局番 0795
(0) [---]	代表	1200 72-0500

県民交流室

企画防災課	511	73-3719
	512	
FAX	630	72-3077

丹波土木事務所

工事業務課	521	73-3833
管理課	522	73-3835
道路第1課	523	73-3848
FAX	637	73-0034

篠山庁舎 (7発信)	局番 192	市外局番 079
------------	-----------	-------------

篠山業務所

事務所	521	
待機室	522	
電算室	523	
FAX	637	

市役所・町役場・消防本部	衛星番号	N T T 番号
篠山市 (14発信)	局番 661	市外局番 079

代表	9	552-1111
政策部行政経営課 FAX上(3F)	391	
宿直室(1F)	392	552-6054
一斉FAX (政策部行政経営課)	390	552-5665

丹波市 (7発信)

局番 642	市外局番 0795
-----------	--------------

代表	51	82-1001
総務課(2F)	52	
宿直室(1F)	53	
一斉FAX (防災対策室)	61	82-1821

篠山市消防本部 (7発信)

局番 871	市外局番 079
-----------	-------------

通信指令室(2F)	41	594-1119
庶務係(2F)	42	
通信指令室(2F)	43	
一斉FAX (通信指令室)	62	594-2070

丹波市消防本部 (7発信)

局番 911	市外局番 0795
-----------	--------------

代表	41	72-2255
通信指令室(2F)	42	
消防課課長席(2F)	43	
一斉FAX (通信指令室)	62	73-1250

淡路県民局管内

県	衛星番号	N T T 番号
淡路県民局 (7発信)	局番 176	市外局番 0799
(0) [---]	代表	1200 22-3541

総務企画室

企画防災課	512	26-2008
	511	26-2017
FAX	630	23-1250

洲本土木事務所

管理第1課	521	26-3227
道路第2課	522	26-3240
河川砂防課	523	26-3215
FAX	637	24-4513

市役所・町役場・消防本部	衛星番号	N T T 番号
洲本市 (7発信)	局番 205	市外局番 0799

消防防災課(3F)	52	22-3321
宿直室(1F)	53	
一斉FAX (2F事務室)	61	24-1722

洲本市五色庁舎 (7発信)	局番 685	市外局番 0799
---------------	-----------	--------------

農地整備課(2F)	53	33-0160
宿直室(1F)	54	
一斉FAX (2F事務室)	61	33-0222

淡路市 (7発信)	局番 681	市外局番 0799
-----------	-----------	--------------

消防防災課	52	64-2152
危機管理課	55	64-2555
一斉FAX (危機管理課)	65	64-2170

南あわじ市 (7発信)	局番 703	市外局番 0799
-------------	-----------	--------------

防災課	55	43-5006
一斉FAX(防災課)	65	43-5106

南あわじ市緑庁舎 (7発信)	局番 701	市外局番 0799
----------------	-----------	--------------

代表	51	44-3001
緑総合窓口 センター(1F)	52	
宿直室(1F)	53	
一斉FAX(緑総合 窓口センター)	61	44-3031

南あわじ市西淡庁舎 (7発信)	局番 702	市外局番 0799
-----------------	-----------	--------------

代表	51	37-3011
西淡総合窓口 センター(1F)	52	
宿直室(1F)	54	
一斉FAX(西淡 総合窓口センター)	61	37-3031

南あわじ市三原庁舎 (7発信)	局番 703	市外局番 0799
-----------------	-----------	--------------

代表	51	43-5021
税務課FAX上(1F)	52	
相談室2(1F)	53	43-5022
宿直室(1F)	54	
一斉FAX(税務課)	61	43-5122

淡路県民局管内

市役所・町役場・消防本部	衛星番号	N T T 番号
南あわじ市南淡庁舎 (7発信)	局番 704	市外局番 0799

代表	51	50-3031
南淡総合窓口 センター(本庁舎1F)	52	
南淡総合窓口 センター(本庁舎1F)	53	50-3035
宿直室(本庁舎1F)	54	
一斉FAX(南淡総合 窓口センター)	61	50-3051

淡路広域消防 事務組合消防本部 (7発信)	局番 906	市外局番 0799
--------------------------	-----------	--------------

総務課課長席(3F)	42	
警防課課長席(3F)	43	
指令室FAX上(2F)	44	24-0119
一斉FAX(指令室)	62	24-4575

防災関係機関等

防災関係機関	衛星番号	N T T 番号
第五管区 海上保安本部 (7発信)	局番 981	市外局番 078

運用司令センター FAX上 (8F)	33	391-6551 (内3272)
一斉FAX(運用 指令センター)	61	326-7330

神戸地方気象台 (7発信)	局番 982	市外局番 078
---------------	-----------	-------------

観測予報現業室 (7F)	33	222-8915
一斉FAX(観測予報 現業室(7F))	61	222-8945

陸上自衛隊 第3特科隊 (7発信)	局番 984	市外局番 079
----------------------	-----------	-------------

第3科事務室 FAX上 (2F)	31	222-4001 (内238)
当直室	32	
作戦室	33	
一斉FAX (第3科事務室)	61	222-4001 (内239)

陸上自衛隊 第3師団 (7発信)	局番 986	市外局番 072
---------------------	-----------	-------------

第3部防衛班(2F)	-	781-0021 (内3735, 3734)
司令部当直室(2F)	-	781-0021 (内3301)
一斉FAX (第3部防衛班)	-	781-0021 (内3724)

日本赤十字社 兵庫県支部 (7発信)	局番 986	市外局番 078
-----------------------	-----------	-------------

救護福祉課県支部 事務局FAX上 (6F)	33	241-1499
一斉FAX (県支部事務局)	61	241-6990

N H K神戸放送局 (7発信)	局番 987	市外局番 078
------------------	-----------	-------------

放送部北側壁付近 FAX上 (2F)	33	252-5100
一斉FAX(放送部)	61	252-5110

ラジオ関西 (7発信)	局番 988	市外局番 078
-------------	-----------	-------------

報道デスク(7F)	33	362-7380
一斉FAX(報道デスク)	61	362-7403

サンテレビジョン (7発信)	局番 989	市外局番 078
----------------	-----------	-------------

CD保管室(11F)	33	303-3168
一斉FAX (CD保管室(11F))	61	303-3158

兵庫エフエム放送網 (7発信)	局番 990	市外局番 078
-----------------	-----------	-------------

ニュースデスク(4F)	33	322-1010
一斉FAX(ニュースデスク)	61	322-1011

その他	衛星番号	N T T 番号
(財)自治体衛星通信機構	局番 048	

機構本部	電話	300-100	03-3434-7348
	FAX	300-101	03-3434-7349
山口管制局	電話	100	083-928-5270
	FAX	101	083-928-5274
美唄管制局	電話	150	
	FAX	160	

スカパーJ S A T (株)	局番 048	
-----------------	-----------	--

茨城ネットワーク	電話	999-4181	
管制センター	FAX	999-4182	

消防庁	局番 048-500	
-----	---------------	--

防災課	情報企画・通信企画係長	9043121	
	FAX	9049030	
応急対策室	応急対策係長	9043421	
	FAX	9049033	
防災情報室	企画係長	9043521	
	FAX	9049034	

宍粟市主要公共施設 連絡先一覧

地域	名称	担当部署等	電話	FAX	衛星電話
山崎	宍粟市役所	消防防災課	0790-63-3119	0790-63-3064	7-521-54
		代表(休日・夜間)	0790-63-3000	-	7-521-53
	西はりま消防組合宍粟消防署	-	0790-62-0119	0790-63-0119	7-918-42
	宍粟防災センター	-	0790-63-2000	0790-63-3300	-
	学遊館(衛星電話Ku-1ch)	-	0790-64-7700	0790-64-7711	042-523-9274
	公立宍粟総合病院	総務課	0790-62-2410	0790-62-0676	-
一宮	一宮市民局	まちづくり推進課	0790-72-1000	0790-72-1596	7-523-53
	三方町出張所(衛星電話Ku-1ch)	-	0790-74-0001	0790-74-1955	042-523-9271
	宍粟消防署一宮分署	-	0790-72-0119	0790-72-0119	-
	センターいちのみや	一宮生涯学習事務所	0790-72-2330	0790-72-0541	-
	一宮保健福祉センター	一宮保健福祉課	0790-72-2100	0790-72-2110	-
波賀	波賀市民局	まちづくり推進課	0790-75-2220	0790-75-3599	7-524-52
	宍粟消防署波賀出張所	-	0790-75-3119	0790-75-3119	-
	市民センター波賀	波賀生涯学習事務所	0790-75-2241	0790-75-2981	-
	波賀保健福祉センター	波賀保健福祉課	0790-75-8800	0790-75-2415	-
	波賀診療所	-	0790-75-2368	0790-75-2480	-
	道谷小学校(衛星電話Ku-1ch)	-	0790-73-0432	0790-73-0435	042-523-8356
千種	千種市民局	まちづくり推進課	0790-76-2210	0790-76-8020	7-525-52
	宍粟消防署千種出張所	-	0790-76-3119	0790-76-3119	-
	センターちくさ	千種生涯学習事務所	0790-76-2210	0790-76-8800	-
	千種保健福祉センター	千種保健福祉課	0790-76-8600	0790-76-8110	-
	千種診療所	-	0790-76-2017	0790-76-2683	-

ライフライン・公共交通機関 連絡先一覧

番号	名称	担当部署等	電話	FAX
1	関西電力	相生営業所 ※下段は災害対策体制時のみ	0800-777-8083 0791-25-0005※	0791-23-7200
2	NTT西日本	兵庫支店(神戸) 災害対策室	078-393-9440 078-393-8320	078-326-7363 078-325-1346
		兵庫支店(姫路) 公共担当	079-225-2877 0120-184244	079-225-2875
		電話の故障(住民通報先) ※下段は携帯電話から可	113 0120-444-113※	-
3	(株)ウエスト神姫	山崎営業所	0790-62-1720	0790-62-1722
4	西日本高速道路(株)	福崎管理事務所	0790-22-4903	0790-22-4918
5	ホンジョウプロパン(株)		0790-63-1234	0790-62-0096
6	(有)長尾商店		0790-62-0245	0790-64-0511
7	(有)平野商店		0790-65-0445	0790-64-7010
8	(株)JAドリーム山崎LPガスセンター		0790-62-8991	0790-63-1771
9	森元ガス(株)		0790-62-2211	0790-62-2212
10	三木ガス販売(株)山崎工場		0790-62-0429	0790-64-2037
11	三保産業(株)兵庫工場		0790-63-0695	0790-64-3785
12	(有)丸居商店		0790-72-1133	0790-72-1135
13	(有)志水礦油店		0790-72-0267	0790-72-0268
14	(有)一宮産業		0790-74-0143	0790-74-0143
15	(有)小林建材店		0790-72-0121	0790-72-0510
16	(株)グリーンホームハリマ		0790-72-1660	0790-72-1668
17	(協)波賀ガスセンター		0790-75-2252	0790-75-2252
18	(有)千種ガスセンター		0790-76-2502	0790-76-2502

老人福祉施設 連絡先一覧(平成27年4月1日時点)

番号	名称	電話	FAX	浸水想定	土砂災害警戒区域
1	養護老人ホーム だんだん	0790-65-0790	0790-65-0791	0m～0.5m	該当

障害者支援施設 連絡先一覧(平成27年4月1日時点)

番号	名称	電話	FAX	浸水想定	土砂災害警戒区域
1	はりま自立の家	0790-72-2135	0790-72-0082	0m	該当
2	しそ自立の家	0790-75-2275	0790-75-2606	0m	該当
3	チェシャー・ベーカリー	0790-62-1651	0790-62-1651	2.0m～3.0m	—
4	チェシャー・ショップ	0790-62-1651	0790-62-1651	2.0m～3.0m	—
5	さつき園	0790-62-6882	0790-62-6918	0m	該当
6	さつき作業訓練所	0790-62-8444	0790-62-8444	0m	該当
7	あおぞら太陽の家	0790-62-7690	0790-65-9007	1.0～2.0m	—
8	ワークプラザすぎの木	0790-65-0170	0790-65-0170	1.0m～2.0m	該当
9	フレンドゆう工房	0790-67-0002	0790-67-0002	0m	該当
10	作業所はりまっ子山崎店	0790-62-4124	0790-62-4124	1.0m～2.0m	—
11	福祉の店はりまっ子山崎店	0790-63-2670	0790-63-2670	0.5m～1.0m	—
12	あゆみ	0790-76-3800	0790-76-3810	0m	該当
13	ひまわりの家	0790-65-9205	0790-65-9205	0～0.5m	—
14	すみれ	0790-71-0618	0790-71-0618	0m	該当
15	グループホームハイツ山崎	0790-62-8278	0790-62-8278	0m	—

児童福祉施設等 連絡先一覧(平成27年4月1日時点)

番号	名称	電話	FAX	浸水想定	土砂災害警戒区域
1	戸原保育所	0790-62-1576	0790-62-1576	0m	該当
2	城東保育所	0790-62-6881	0790-62-6881	0m～0.5m	—
3	かしわの保育所	0790-62-7488	0790-62-7488	0.5m～1.0m	該当
4	一宮南保育所	0790-72-1974	0790-72-1974	0m～0.5m	—
5	一宮北保育所	0790-74-1628	0790-74-1628	1.0m～2.0m	該当
6	山崎聖旨保育園	0790-62-1137	0790-62-5606	0m	—
7	山崎若葉保育園	0790-62-3913	0790-62-3913	0m	該当
8	くりのみ保育園	0790-62-7540	0790-63-2757	1.0m～2.0m	—
9	ののはな保育園	0790-63-0170	0790-63-0169	0m～0.5m	—
10	みのり保育園	0790-62-7739	0790-62-7750	0m～0.5m	—
11	段ちびっこえん	0790-62-6382	0790-62-6382	0m～0.5m	該当
12	一宮ひかり保育所	0790-72-1998	0790-72-2568	1.0m～2.0m	—
13	波賀みどり保育園	0790-75-3641	0790-75-3641	0m～0.5m	—
14	ちくさ杉の子こども園【H27.9.1移転】	0790-76-3777	0790-76-3777	0m	該当
15	誠心学園保育園	0790-63-1389	0790-67-9125	0m	該当
16	姫路ヤクルト販売(株) 山崎センター託児所	0790-62-0562	FAX未設置	0m～0.5m	—
17	山崎幼稚園	0790-62-0019	0790-62-0019	0m	該当
18	菅野幼稚園	0790-62-1176	0790-62-1176	1.0m～2.0m	該当
19	城下幼稚園	0790-62-0861	0790-62-0861	0.5m～1.0m	—
20	河東幼稚園	0790-62-1563	0790-62-1563	0m～0.5m	—
21	神野幼稚園	0790-62-1184	0790-62-1184	0.5m～1.0m	該当
22	伊水幼稚園	0790-65-0123	0790-65-0123	1.0m～2.0m	—
23	都多幼稚園	0790-65-0364	0790-65-0364	0m～0.5m	該当
24	土万幼稚園【休園中】	0790-67-0700	0790-67-0700	0m	—
25	神戸幼稚園	0790-72-1987	0790-72-2987	0m～0.5m	—

児童福祉施設等 連絡先一覧(続き)

26	染河内幼稚園	0790-72-1986	0790-72-1986	0m	該当
27	下三方幼稚園	0790-74-0935	0790-74-0935	0m	該当
28	三方幼稚園	0790-74-0936	0790-74-0936	0m	該当
29	繁盛幼稚園	0790-74-0939	0790-74-0939	1.0m～2.0m	—
30	波賀幼稚園	0790-75-2094	0790-75-2094	0m	該当
31	ちくさ杉の子こども園【H27.9.1移転】	0790-76-2130	0790-76-2130	0m	該当

介護保険施設 連絡先一覧(平成27年4月1日時点)

番号	名称	電話	FAX	浸水想定	土砂災害警戒区域
1	特別養護老人ホーム ありがとう	0790-65-0790	0790-65-0791	0m～0.5m	該当
2	特別養護老人ホーム ちくさの郷	0790-76-2500	0790-76-3345	0m	—
3	特別養護老人ホーム かえで園	0790-75-2551	0790-75-2532	0m	該当
4	特別養護老人ホーム まどか園	0790-74-1622	0790-74-1640	0m	該当
5	グループホームまどか園	0790-74-1622	0790-74-1640	0m	該当
6	特別養護老人ホーム やまさき白寿園	0790-62-8833	0790-63-1322	0m～0.5m	該当
7	老人保健施設 むつみ園	0790-75-2810	0790-75-3810	0m	該当
8	グループホームやまなか	0790-62-8862	0790-62-8861	0m	—
9	いこいの家 土万	0790-67-0100	0790-67-0102	0m	—
10	笑顔	0790-76-2965	0790-76-2965	0m	—
11	グループホームささゆり	0790-75-3628	0790-75-3629	0m	—

居宅介護支援事業者 連絡先一覧(平成27年4月1日時点)

番号	名称	電話	FAX	浸水想定	土砂災害警戒区域
1	かえで園居宅介護支援センター	0790-75-2781	0790-75-2532	0m	該当
2	まどか園在宅介護支援事業所	0790-74-1622	0790-74-1640	0m	該当
3	居宅介護支援事業所 白寿	0790-62-8833	0790-63-1322	0m～0.5m	該当
4	居宅介護支援事業所 むつみ	0790-75-2810	0790-75-3810	0m	該当
5	居宅介護支援事業所 あすなる	0790-62-1015	0790-62-1015	0m～0.5m	—
6	垣尾メディカル(有) ケアサービス垣尾	0790-63-3883	0790-63-2022	2.0m～3.0m	該当
7	居宅介護支援事業所 ケアプランアイビー	0790-65-0814	0790-65-0814	0m～0.5m	該当
8	JA兵庫西高齢者生きがい発揮生活支援センター	0790-64-0600	0790-62-9601	0m～0.5m	—
9	シソウエダイン	0790-63-0024	0790-63-0010	1.0m～2.0m	該当
10	宍粟市社協やまさき	0790-62-5530	0790-62-1083	0m～0.5m	—
11	すこやかケアプランセンター	0790-63-2207	0790-63-2207	0m～0.5m	—
12	はるな整形外科内科	0790-63-1134	0790-63-1124	0m	—
13	らいふケアプラン	0790-65-9170	0790-65-9170	0m～0.5m	該当
14	宍粟市社協 いちのみや	0790-72-2211	0790-72-8788	1.0m～2.0m	該当
15	指定居宅介護支援事業所 天山泊	0790-72-1576	0790-72-0065	0m	該当
16	社会福祉法人協同福祉会 みどり苑	0790-74-1700	0790-74-1702	1.0m～2.0m	—
17	宍粟市社協 はが	0790-75-3631	0790-75-3650	0m～0.5m	—
18	株式会社 やまのほし	0790-75-2339	0790-75-2406	0m	該当
19	宍粟市社協 ちくさ	0790-76-3390	0790-76-3649	0m	—
20	あそびりクラブよりあい	0790-62-6116	0790-62-6116	0m～0.5m	—

通所介護事業者 連絡先一覧(平成27年4月1日時点)

番号	名称	電話	FAX	浸水想定	土砂災害警戒区域
1	デイサービスセンター ありがとう	0790-65-0790	0790-65-0791	0m～0.5m	該当
2	デイサービスセンター ちくさの郷	0790-76-2500	0790-76-3345	0m	—
3	デイサービスセンター かえで園	0790-75-2551	0790-75-2532	0m	該当
4	まどか園 デイサービスセンター	0790-74-1622	0790-74-1640	0m	該当
5	通所介護事業 やまさき白寿園	0790-62-8833	0790-63-1322	0m～0.5m	該当
6	あすなろ	0790-62-1999	0790-62-1999	3.0m～4.0m	—
7	JA兵庫西高齢者生きがい発揮生活支援センター	0790-64-0600	0790-62-9601	0m～0.5m	—
8	デイサービス ふる里	0790-65-0263	0790-65-0273	1.0m～2.0m	該当
9	宍粟市社会福祉協議会 やすらぎ介護センター	0790-72-2212	0790-72-8788	1.0m～2.0m	該当
10	社会福祉法人協同福祉会 みどり苑	0790-74-1700	0790-74-1702	1.0m～2.0m	—
11	デイサービス やまのほし	0790-75-2339	0790-75-2406	0m	該当
12	医療法人社団永研会 あそびりクラブよりあい	0790-62-6001	0790-62-6001	0m～0.5m	—
13	デイサービスセンター かわおと	0790-62-3137	0790-62-3137	2.0m～3.0m	—
14	デイサービスセンター すまいる	0790-63-3434	0790-63-3455	0.5m～1.0m	該当
15	ぶらっとホーム さつき	0790-63-2208	0790-63-2215	0m	該当
16	デイサービス マイフレンド	0790-65-9119	0790-65-9119	0m	—
17	介護ステーション 恋デイサービス	0790-64-5515	0790-64-5507	0m～0.5m	該当
18	さくらデイサービス	0790-76-2424	0790-76-2424	0m	該当
19	すこやかリハビリセンター	0790-63-2202	0790-62-2203	0.5m～1.0m	—
20	リハビリデイサービス大谷	0790-64-0666	0790-64-0667	0m～0.5m	—
21	グループホームささゆり	0790-75-3628	0790-75-3629	0m	—
22	デイサービスグリーンピース	0790-65-9140	0790-65-9141	1.0m～2.0m	該当
23	CHIAKIほおずき山崎デイサービス	0790-64-1101	0790-64-1102	0m～0.5m	—
24	デイサービスこころ	0790-65-9887	0790-65-9885	0.5m～1.0m	—

医療機関 連絡先一覧(平成27年4月1日時点)

番号	名称	電話	FAX	浸水想定	土砂災害警戒区域
1	いなもち医院	0790-62-8808	0790-63-1096	0m～0.5m	—
2	井上クリニック	0790-64-2000	0790-64-2001	1.0m～2.0m	—
3	上田医院	0790-63-0011	0790-63-0010	1.0m～2.0m	該当
4	ウスキ医院	0790-62-0098	0790-63-0982	0.5m～1.0m	—
5	太田医院	0790-74-0017	0790-74-1834	0m	該当
6	垣尾内科クリニック	0790-63-2020	0790-63-2022	2.0m～3.0m	該当
7	かなたに医院	0790-64-0535	0790-64-0536	0m～0.5m	—
8	川瀬クリニック	0790-64-3223	0790-62-2102	0.5m～1.0m	—
9	国民健康保険千種診療所	0790-76-2017	0790-76-2683	0m	—
10	国民健康保険波賀診療所	0790-75-2368	0790-75-2480	0m～0.5m	—
11	柴原耳鼻咽喉科	0790-63-0330	0790-63-0331	0.5m～1.0m	—
12	中川医院	0790-62-0819	0790-62-0819	0m～0.5m	—
13	八家診療所	0790-72-0008	0790-72-0989	0m	該当
14	はるな整形外科内科	0790-63-1114	0790-63-1124	0m	—
15	坂東医院	0790-62-0539	0790-62-9727	0m～0.5m	該当
16	広田医院	0790-74-1877	0790-74-1878	1.0m～2.0m	該当
17	藤多医院	0790-62-0622	0790-62-6912	0m～0.5m	—
18	藤田整形外科クリニック	0790-64-1515	0790-64-2525	0m～0.5m	—
19	ほしの皮ふ科クリニック	0790-63-3133	0790-63-3133	0m～0.5m	—
20	やまさき青山クリニック	0790-64-4111	0790-64-4114	0.5m～1.0m	—
21	みどり診療所	0790-72-2388	0790-72-2389	1.0m～2.0m	—
22	山岸診療所	0790-75-2011	0790-75-2577	1.0m～2.0m	該当
23	山中医院	0790-62-0036	0790-62-2975	0m～0.5m	該当
24	横川眼科	0790-63-1800	0790-63-1821	1.0m～2.0m	—
25	やました眼科	0790-64-1008	0790-64-1009	0m～0.5m	—
26	公立宍粟総合病院	0790-62-2410	0790-62-0676	0m～0.5m	—
27	尾崎病院	0790-77-0221	0790-77-0224		

薬局 連絡先一覧(兵庫県薬剤師会登録薬局のうち保険調剤が可能な薬局のみ 平成27年4月1日時点)

番号	名称	電話	FAX
1	あがた薬局 船元店	0790-62-1517	0790-63-3857
2	アルカ山崎薬局	0790-64-5100	0790-64-5101
3	くるみ薬局	0790-62-1112	0790-62-0056
4	ビオラ調剤薬局	0790-62-3490	0790-62-3491
5	ミズキ薬局	0790-63-1703	0790-63-1712
6	山崎調剤薬局	0790-63-0348	0790-63-0346
7	サツキ薬局	0790-63-1825	0790-63-1826
8	しそう薬局	0790-62-1144	0790-64-3576
9	ぼうしや調剤薬局 鹿沢店	0790-64-0833	0790-64-0834
10	スマレ調剤薬局	0790-63-1368	0790-62-3899
11	あがた薬局	0790-62-1515	0790-62-0816
12	ごこう薬局	0790-62-1190	0790-62-8717
13	ぼうしや調剤薬局 山崎店	0790-64-1733	0790-64-1733
14	ひとみ調剤薬局	0790-74-8400	0790-74-8400
15	アンリ薬局	0790-74-1736	0790-74-1736
16	しんせん薬局	0790-72-0055	0790-72-0055
17	小倉薬局	0790-75-8870	0790-75-8871
18	田口薬局	0790-76-2036	0790-76-2036

その他 防災情報FAX送信先

番号	名称	担当部署等	電話	FAX	衛星電話
1	宍粟警察署	-	0790-62-0110	0790-62-9110	-
2	宍粟消防署	-	0790-62-0119	0790-63-0119	7-918-43
3	兵庫県	災害対策課	078-362-9988	078-362-9911	7-151-3140
4	西播磨県民局	企画防災課	0791-58-2112	0791-58-2328	7-15187-189-1115
5	龍野土木事務所	管理課	0791-63-5207	0791-63-3744	7-15187-188-521
		宍粟事業所	0790-62-0049	0790-62-8904	7-15187-275-521
6	姫路河川国道事務所	総務課	079-282-8211	079-222-5843	-
		調査第一課	079-282-8503		
		道路管理第二課	079-282-8506	079-282-9477	-
		山崎維持出張所	0790-62-0714	0790-63-0204	-

孤立防止対策用衛星電話 取扱説明書

◆孤立防止対策用衛星電話の設置目的

孤立防止対策用衛星電話は、災害発生に伴う設備故障などにより一般の電話が不通になったときに、通信衛星を使用して通信の孤立を防止し、重要通信を確保するための電話設備です。「オペレータ扱い」による「非常扱い通話」・「緊急扱い通話」は、その他のオペレータ扱い通話より優先的に扱われることができます。

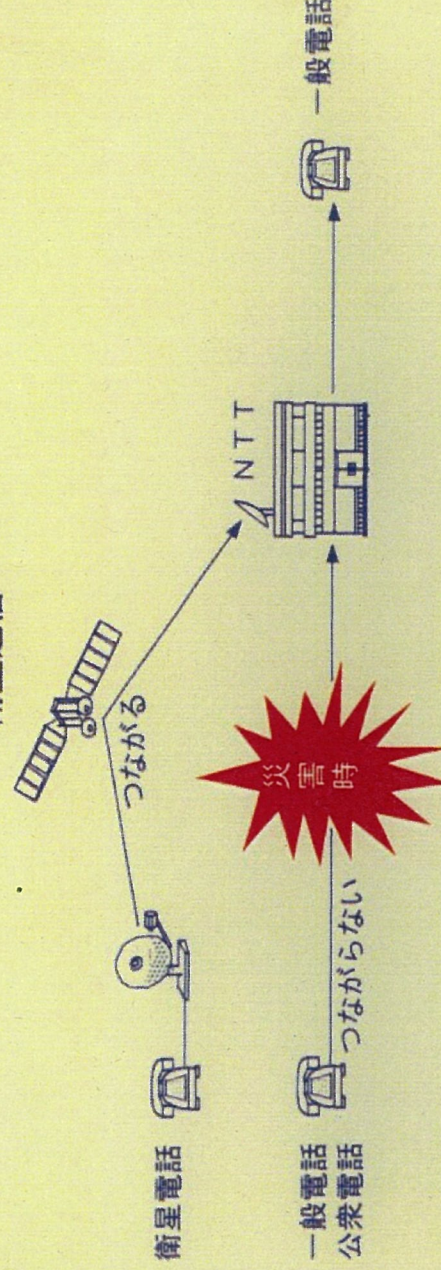
非常扱い通話とは

天災、事変などの非常事態が発生した場合（または発生するおそれがある場合）の救援、交通、通信、電力供給の確保および秩序の維持のために必要な事項を内容とするオペレータ扱い通話をいい、他のオペレータ扱い通話に優先して取り扱います。

緊急扱い通話とは

非常扱い通話のほか、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とするオペレータ扱い通話をいい、一般のオペレータ扱い通話に優先して取り扱います。

衛星通信



※「オペレータ扱い」による非常扱いおよび緊急扱い通話は、手動接続料金が適用されます。
 （有料）自動接続となつているとき（特設公衆電話扱い）の一般の通話は無料です。
 ※一般の電話が使用できるときは、接続をお断りすることがあります。

◆電話番号一覧

緊急時の連絡先

市外局番を省略することはできません。

以下の番号はMODEランプ点灯時（自動接続）のみ発信できます。110, 119は使用できません

機関等	電話番号
警察	
消防（救急）	
県庁（ ）	
市役所（ ）	

機関名

本電話機の設置場所

お問い合わせまたは故障時の連絡先

NTT衛星センタ

0120-103-225

◆電話機の使い方

●電話をかけるとき

★MODEランプ消灯時（オペレータ扱い）：通常はこの状態

- (1) 受話器をはずします。
- (2) 市外局番なしの「102番」をダイヤルします。
(注) MODEランプ消灯時は102、117以外は使用できません
- (3) オペレータが出ましたら下記のことをお告げください。

- ・衛星電話からの通話であること
- ・非常扱いの通話または緊急扱いの通話の申し込みであること
- ・お客様の機関の名称
- ・相手の電話番号
- ・お話になる内容

- (4) オペレータが通話を接続します。相手が出ましたらお話しください。

★MODEランプ点灯時（自動接続）：災害時などに遠隔で設定

- (1) 受話器をはずします。
- (2) お話ししたい相手の電話番号を市外局番からダイヤルします。
- (3) 応答がありまらしたらお話しください。

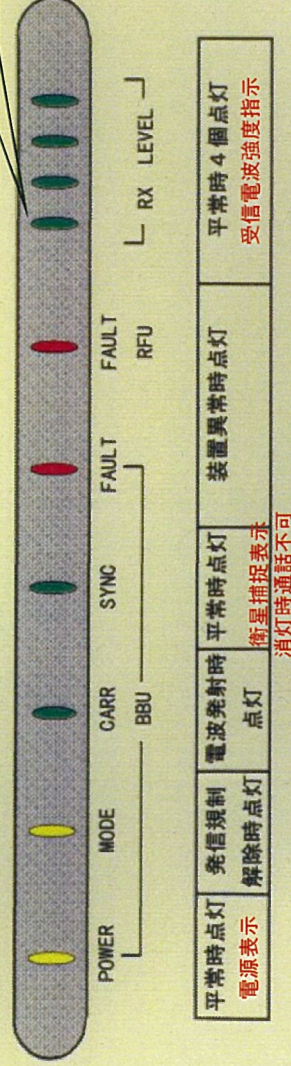
●呼び出しがあったとき

呼び出しベルが鳴りましたら受話器をお取りください。オペレータが通話をおこないます。

【参考】

装置前面（各種ランプ配置）

豪雨時はランプ数が増えます
低下時は通話不可になります



◆注意

- (1) 衛星装置の電源が入らないとき

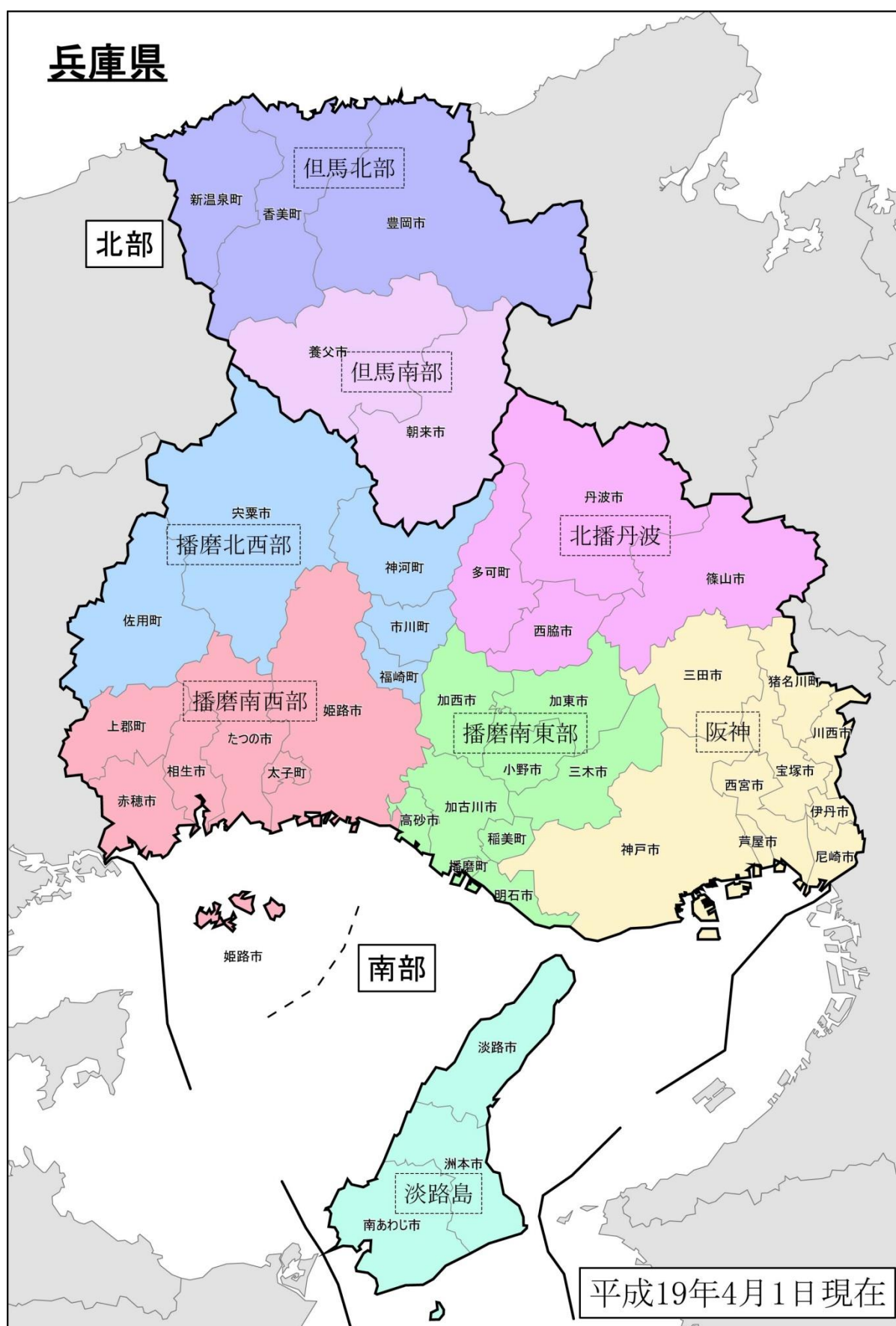
- ・電源コード、電源アダプタは正しく接続されていますか。
- ・停電などの場合、バッテリー給電スイッチを操作し、バッテリー給電に切り替えて下さい。電源投入後、装置が安定するまで10分程度かかりります。
(それまで通話できません)

- (2) 付属のバッテリー使用の場合、通話の有無に係らず使用時間は連続 3時間程度です。
(ご用件を手短かにお話し下さい)

* 電源は車のバッテリー（シガーライター等）からとることができます。

- (3) 装置が正常に動作していることを確認するため、月に1回程度117番（時報）をダイヤルしてください。この通話は無料です。
(故障の場合は前記の連絡先まですみやかにご連絡ください)

警報・注意報や天気予報の発表区域の図



※気象庁ホームページより

災害対応記録票

【総務対策部】 受信内容記入欄

記入者氏名	
受信時刻	
種別	①人命救助 ②交通規制 ③建物等被害 ④その他
現場住所	
内容	
通報者氏名	
通報者電話番号	

- ！ 人命救助を最優先します。その他の要請は自治会や消防団へ依頼するよう通報者に伝えます
 ！ 記録票はコピーを残し、原本を本部室へ回付します。
 ！ 照会は記入不要です。ホワイトボードなどで必要な情報を確認のうえ随時対応します。
 ！ 情報が把握できていない場合は、必ず「確認中」である旨を伝えます。



【本部室】 対応記入欄

対応時刻	
対応内容	

避難勧告等発令情報

兵庫県 宍粟市

送信日時 年 月 日 時 分

1 避難情報の別（今回発令分）

- ☐ 避難指示 （被害の危険が目前に切迫しており、避難のため住民を立退かせるもの）
☐ 避難勧告 （被害の危険が大きく、避難のため住民の立退きを勧め又は促すもの）
☐ 避難準備情報 （被害の危険があり、避難に時間がかかる住民には避難を、その他の住民にも避難の準備を勧め又は促すもの）

2 分類

- ☐ 新規
☐ 地域拡大 （
☐ 種別変更 ☐ 避難準備情報⇒避難勧告
☐ 避難準備情報⇒避難指示
☐ 避難勧告⇒避難指示
☐ 解除

3 詳細情報等

地区名（地区詳細）	避難区分	発令・解除時刻	対象世帯数	対象人数

4 発令の理由

- ☐ 大雨による河川の氾濫の恐れがあるため
（河川名 _____ 具体的な状況 _____）
☐ 大雨による土砂崩れの恐れがあるため
☐ 地震による家屋倒壊の恐れがあるため
☐ 地震による土砂崩れの恐れがあるため
☐ 地震による津波警報が発せられたため
その他（ _____ ）

5 付加情報（特に住民に伝えたい情報など）

連絡者所属・氏名 _____（担当： _____）
電話 0790（ _____ ） FAX 0790（ _____ ）

ご通行中のみなさまへ

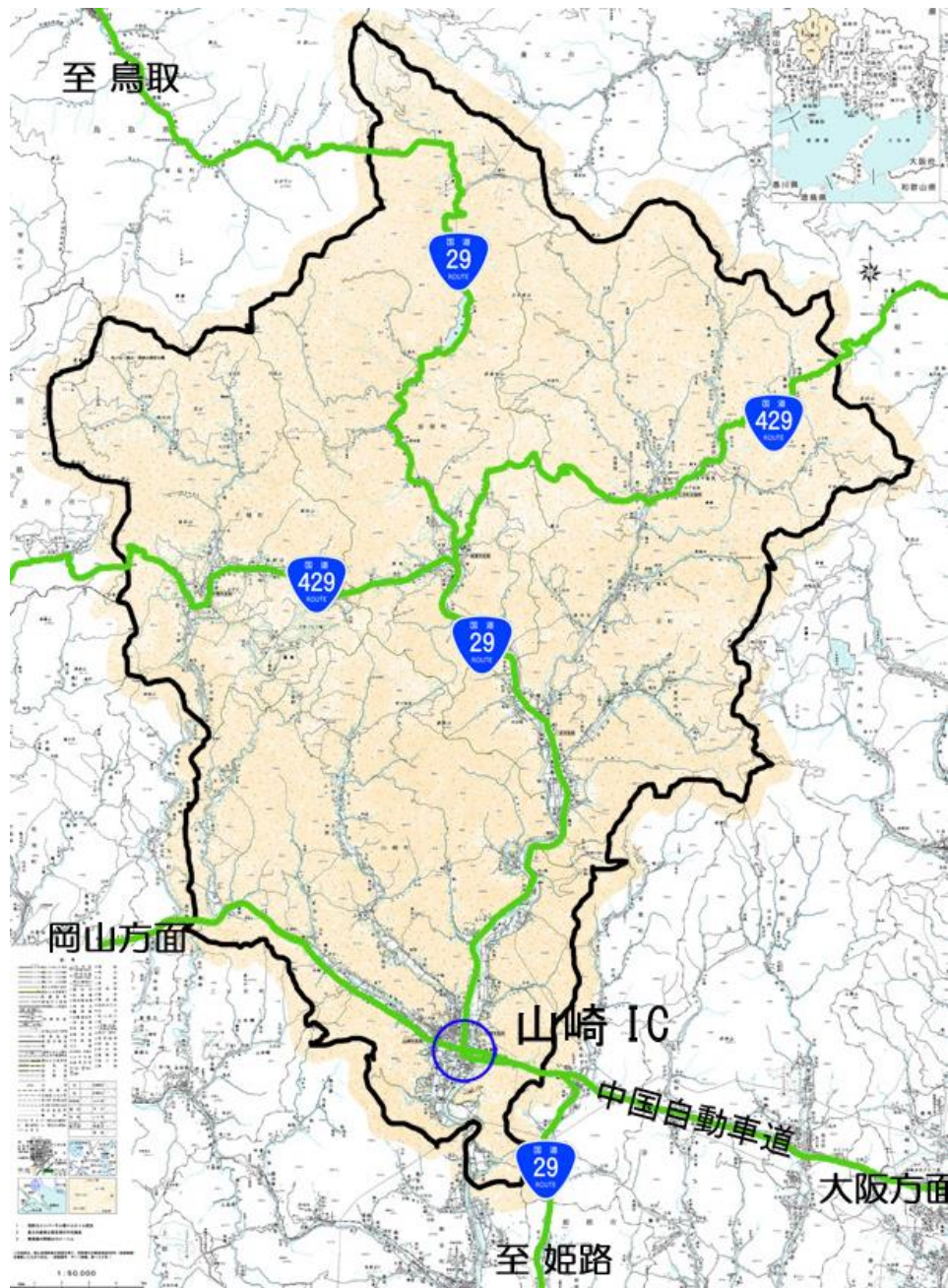
月 日 時 分、兵庫県宍粟市に避難勧告が発令されました

この方面に向かわれる方は十分に注意してください。警察や消防、道路管理者の指示がある場合は、これに従ってください。なお、気象状況によっては、区域や発令状況が変わることがあります。今後の災害情報、交通情報にお気をつけください。

お問い合わせ先

- ◇宍粟市役所：電話０７９０－６３－３０００
- ◇国土交通省山崎維持出張所：電話０７９０－６２－０７１４
- ◇兵庫県龍野土木事務所宍粟事業所：電話０７９０－６２－００４９
- ◇宍粟警察署：電話０７９０－６２－０１１０

兵庫県宍粟市（斜線部が該当する範囲）



水害 避難情報の文例

□ 大雨警報、洪水警報の発表【通常放送】

こちらは、宍粟市役所です。

___時___分、宍粟市に大雨警報、洪水警報が発表されました。宍粟市に予想される1時間最大雨量は___ミリです。___から___まで、低い土地の浸水や河川の増水に警戒してください。

□ 災害警戒本部の設置【通常放送】

こちらは、宍粟市役所です。

___川___観測所の水位が、水防団待機水位を超えました。

このため___時___分、宍粟市災害警戒本部を設置しました。低い土地の浸水や河川の増水に警戒してください。

□ 避難準備情報【緊急放送】

こちらは、宍粟市災害対策本部です。

___川___観測所の水位が、はん濫注意水位を超えました。

このため___時___分、___に避難準備情報を出しました。お年寄りなど、避難に時間がかかる方は、直ちに最寄りの小中学校、高等学校などの避難所、もしくは高く頑丈な建物へ避難してください。その他の方も、避難の準備を始めてください。できるだけ、となり近所にも声をかけてください。

□ 避難勧告【緊急放送】

こちらは、宍粟市災害対策本部です。

□ ___川___観測所の水位が、避難判断水位を超えました。

□ 近隣で土砂災害が発生しており、大変危険な状況です。

このため___時___分、___に避難勧告を出しました。直ちに最寄りの小中学校、高等学校などの避難所、もしくは高く頑丈な建物へ避難してください。すでに周囲が浸水している場合は、川の近くでない限り、頑丈な建物の2階以上の階へ避難してください。できるだけ、となり近所にも声をかけてください。

□ なお、___は（冠水・土砂災害）により通行できません。

□ 避難指示【緊急放送】

こちらは、宍粟市災害対策本部です。

□ ___川___観測所の水位が、はん濫危険水位を超え、大変危険な状態です。

□ 近隣で土砂災害が発生しており、大変危険な状況です。

このため___時___分、___に避難指示を出しました。直ちに最寄りの小中学校、高等学校などの避難所、もしくは高く頑丈な建物へ避難してください。すでに周囲が浸水している場合は、川の近くでない限り、頑丈な建物の2階以上の階へ避難してください。

□ なお、___は（冠水・土砂災害）により通行できません。

土砂災害 避難情報の文例

□ 避難準備情報【緊急放送】

こちらは、宍粟市災害対策本部です。

- これまでの雨や、今後の予想雨量から、土砂災害の発生が予想されています。
- 近隣の崖から湧き水が増えており、がけ崩れの恐れがあります。

このため__時__分、_____に避難準備情報を出しました。お年寄りなど、避難に時間がかかる方は、直ちに最寄りの小中学校、高等学校などの避難所、もしくは自治会の自主避難所へ避難してください。その他の方も、避難の準備を始めてください。できるだけ、となり近所にも声をかけてください。

□ 避難勧告【緊急放送】

こちらは、宍粟市災害対策本部です。

- 土砂災害が発生する危険が非常に高くなりました。
- _____の裏で前兆現象があり危険です。
- 近隣で土砂災害が発生しており、大変危険な状況です。

このため__時__分、_____に避難勧告を出しました。直ちに最寄りの小中学校、高等学校などの避難所、もしくは自治会の自主避難所へ避難してください。できるだけ、となり近所にも声をかけてください。

- なお、_____は（冠水・土砂災害）により通行できません。

□ 避難指示【緊急放送】

こちらは、宍粟市災害対策本部です。

- すぐにも土砂災害が予想される非常に危険な状態です。
- _____の裏で落石があり、すぐにも崖崩れが発生する非常に危険な状況です。
- 近隣で土砂災害が発生しており、大変危険な状況です。

このため__時__分、_____に避難指示を出しました。直ちに最寄りの小中学校、高等学校などの避難所、もしくは自治会の自主避難所へ避難してください。十分な時間がない方は近くの頑丈な建物に避難してください。

- なお、_____は（冠水・土砂災害）により通行できません。

避難情報を出すときの注意事項

- ▽各情報に至った理由を簡潔に伝達する。
- ▽避難の支障になることがある場合（道路冠水、がけ崩れ等）は、その状況も伝達する。

道路交通情報の文例

通行止め

こちらは、宍粟市災害対策本部です。

- ☐ ____時____分、____付近で（冠水・土砂災害・路肩の崩落）があったため、____道____線____付近は現在、通行できません。
- ☐ ____時____分、規定雨量に達したため、国道２９号、戸倉スキー場北側～若桜町小船（おぶね）までが通行止めとなりました。引き続き雨に注意してください。
- ☐ ____時____分、規定雨量に達したため、国道２９号、赤西口～道谷口までが通行止めとなりました。引き続き雨に注意してください。
- ☐ ____時____分、規定雨量に達したため、国道４２９号、高野峠（一宮町河原田～波賀町上野）が通行止めとなりました。引き続き雨に注意してください。

____時____分時点で通行ができない箇所は、

____道____線、	____	（付近・橋）
____道____線、	____	（付近・橋）
____道____線、	____	（付近・橋）
____道____線、	____	（付近・橋）
____道____線、	____	（付近・橋）
____道____線、	____	（付近・橋）
____道____線、	____	（付近・橋）
____道____線、	____	（付近・橋）
____道____線、	____	（付近・橋）

です。

公的備蓄品一覧(水防資機材を含む)

平成27年3月31日時点

物資(資機材)の種類	規格等	単位	目標数	備蓄数	内訳			
					中央防災センター	一宮市民局	波賀市民局	千種市民局
主食 計		食	5,110	6,571	2,946	2,153	572	900
アルファ米	五目ご飯	食	内数330	800	400	400		
アルファ米	山菜おこわ	食		300		300		
アルファ米	きのこご飯	食		984	484	100	150	250
アルファ米	海鮮おこわ	食		0				
アルファ米	わかめごはん	食		800	450	250	50	50
アルファ米	梅がゆ	食		360		200	10	150
アルファ米	田舎がゆ	食		50		50		
アルファ米	鶏そぼろ	食		100		100		
アルファ米	ドライカレー	食		200		100		100
アルファ米	白がゆ			250	200		50	
アルファ米	ひじきご飯			250	100			150
ビスケット等		食		741	400	269	72	
乾パン	5枚入り×16パック/缶	食		1,736	912	384	240	200
粉ミルク 計		缶	70	80	30	0	40	10
新生児用(アレルギー対応含む)	0ヶ月から	缶		55	30		20	5
育児用	9ヶ月から	缶		25			20	5
毛布 計		枚	2,070	2,174	1,285	368	322	199
毛布新品		枚		1,740	1,110	128	312	190
毛布中古クリーニング済		枚		434	175	240	10	9
タオル		枚	1,510	2,382	1,060	352	300	670
哺乳瓶	240ml	本	70	98	48	30	10	10
トイレットペーパー		パック	70	69		24	9	36
給水用ポリ袋(3～6リットル)		枚	1,510	350	180	120		50
折りたたみ水タンク(10リットル)		袋		840	840			
ポリバケツ(10リットル)		個		50	50			
バケツ		個		380	30	30	160	160
生理用品		枚	8,130	7,108	1,856	3,630	860	762
紙おむつ		パック	50	45	6	10	10	19
大人用紙おむつ		パック	40	37	10	2	10	15
懐中電灯		個	240	240	116	44	40	40
乾電池 計		個	240	980	648	176	96	60
乾電池単1		個		790	510	176	84	20
乾電池単2		個		32			12	20
乾電池単3		個		158	138			20
一般仮設トイレ 計		基	23	280	211	5	59	5
一般仮設トイレ1	マンホール対応型	基		11	11			
一般仮設トイレ2	簡易テント・便座・処理剤等	セット		10		5		5
一般仮設トイレ3	段ボール型・便座・処理剤等	セット		259	200		59	
身体障がい者用仮設トイレ	マンホール対応型	基	12	4	4	0	0	0
簡易トイレ	便座・処理剤等	セット		15		15		
簡易トイレ	袋・処理剤セット	枚		4,100	4,100			
トイレ用簡易テント		張		10	10			
飲料水	500ml 24本入り	本		120		120		
飲料水	2ℓ	本		18			18	
飲料水	500ml 20ℓ混合	箱		0				
日用品セット		セット		88		88		
紙コップ		個		1,298		1,190	108	
紙皿	ボウル	枚		1,120		1,120		
紙皿	プレート	枚		1,400		1,000	400	
割り箸		膳		800		800		
スプーン	プラスチック	本		700		300	400	
フォーク	プラスチック	本		700		700		
哺乳瓶消毒ケース		個		20	20			
哺乳瓶消毒液		本		20	20			
簡易テント		張		6	5	1		
寝袋		枚		106		6	100	

公的備蓄品一覧(水防資機材を含む)

平成27年3月31日時点

物資(資機材)の種類	規格等	単位	目標数	備蓄数	内訳			
					大栗防災センター	一宮市民局	波賀市民局	千種市民局
三角巾		枚		434	434			
担架		台		14	10	3	1	
拡声器		台		14	10		3	1
衣装ケース		箱		20		20		
ブルーシート		枚		123	111	7	5	
ロープ		本		36	21	4	9	2
バリケード		基		19	19			
カラーコーン		個		67	67			
コーンベットの		個		50	40		10	
コーンバー		本		60	57		3	
土のう	砂入り	袋		1,750		1,750		
土のう袋		枚		22,930	12,150	4,830	3,450	2,500
災害救助セット		基		10	10			
土留板(松)		枚		300		300		
コンパネ		枚		110		110		
鉄杭		本		247	164	40	43	
木杭		本		352	20	230	102	
番線		本		1,400	400	200	600	200
針金		巻		11	8		3	
無線機		台		10	10			
発電機付投光機		台		24	9	7	7	1
発電機		台		11	8	2		1
投光機		台		4	2	2		
チェンソー		台		3				3
ウインチ	可搬式	個		5			2	3
パワーカッター		台		2				2
クロージャッキ		台		3				3
ガソリン携行缶		缶		8	5	2		1
コードリール		台		12	9	2		1
斧		丁		10	10			
つるはし		丁		32	12		20	
スコップ		丁		92	60	15	17	
じょれん		丁		44	19	6	19	
パール		本		31	10		20	1
ハンマー		丁		41	32	2	7	
くわ		丁		10	10			
かま		丁		2			2	
ボルトクリッパー	番線切含む	本		16	12		4	
ジャッキ		本		2			2	
金づち		丁		5	5			
かけや		丁		25	18		7	
のこぎり		丁		42	23		19	
なた		丁		10	5		5	
ペンチ		丁		11	6		5	
シノー		本		18	13		5	
手み		個		40	30		10	
オイルフェンス		組		2	1			1

公的備蓄品一覧(新型インフルエンザ対策)

平成26年3月31日時点

物資(資機材)の種類	規格等	単位	目標数	備蓄数	内訳			
					大栗防災センター	一宮市民局	波賀市民局	千種市民局
消毒液	ウエルパス500mlポンプ付	本		400	400	0	0	0
サージカルマスク		枚		132,860	132,860			
防護服	簡易型防護服(レベルD)	セット		40	40			
防護服	簡易型防護服(レベルD)	セット		10	10			

災害派遣等從事車両標 発行台帳

[illegible]

災害派遣等従事車両標

緊急

登録(車両)番号

有効期限 平成 年 月 日

発行者 宍粟市長



矢栗市の自治会別世帯数と人口（住民基本台帳データ：平成24年6月18日時点）

地域名	世帯数	人数
山崎町合計	8,884	25,084
一宮町合計	2,927	9,375

地域名	世帯数	人数
波賀町合計	1,441	4,218
千種町合計	1,182	3,416

自治会名	世帯数	人数
西町	38	111
本町	84	217
山田町	50	122
福原町	41	104
北魚町	32	91
寺町	25	55
紺屋町	19	40
伊沢町	24	78
出水町	77	194
富士野町	75	180
鴻ノ町	58	141
旭町	74	189
大歳町	95	241
元山崎	47	124
上寺	162	466
横須	101	312
東横須	111	250
庄能北	166	456
庄能南	164	425
今宿	139	362
中広瀬	72	204
山田	174	426
東鹿沢	79	197
中鹿沢	48	102
本鹿沢	73	179
西鹿沢	233	616
門前	237	660
加生	224	585
地区計	2,722	7,127

自治会名	世帯数	人数
御名	95	300
千本屋	166	497
野	161	391
船元	73	204
下広瀬	40	105
中井	98	263
鶴木	96	296
春安	74	158
段	277	782
金谷	187	587
上比地	113	328
中比地	104	290
下比地	89	247
地区計	1,573	4,448

自治会名	世帯数	人数
川戸	184	556
宇原	168	499
下宇原	114	302
地区計	466	1,357

自治会名	世帯数	人数
須賀沢	210	607
出石	71	215
高所	90	276
中	92	269
中さつき	96	261
三谷	65	205
中山	105	279
神谷	120	377
矢原	87	305
岸田	153	458
野々上	94	318
地区計	1,183	3,570

自治会名	世帯数	人数
三津	144	382
梯	34	101
五十波	231	713
さつき台	40	135
田井	141	473
与位	180	619
清野	47	156
杉ヶ瀬	60	166
木ノ谷	21	49
母栖	1	2
地区計	899	2,796

自治会名	世帯数	人数
生谷	73	194
下町	142	409
宇野	62	189
片山	45	126
下牧谷	73	222
上牧谷	131	382
大谷	17	50
東下野	78	131
中野	117	350
上ノ下	115	340
上ノ上	71	198
小茅野	14	23
地区計	938	2,614

自治会名	世帯数	人数
葛根	109	315
十方	94	253
塩山	65	184
大沢	84	213
地区計	352	965

自治会名	世帯数	人数
本谷	140	355
市場	75	210
高下	254	816
青木	196	586
塩田	86	240
地区計	751	2,207

自治会名	世帯数	人数
曲里	127	407
嵯峨山	45	138
中安積	68	211
三林	33	111
杉田	79	251
西安積	80	278
関賀	79	267
東市場	226	743
須行名	170	559
伊和	169	468
安黒	80	272
嶋田	145	399
地区計	1,301	4,104

自治会名	世帯数	人数
下野田	43	181
上野田	44	145
能倉	95	341
福田	85	300
山田	57	188
中坪	42	134
本谷	44	167
地区計	410	1,456

自治会名	世帯数	人数
福中	32	100
福知	187	590
生栖	81	253
栗里	13	21
西深	77	219
深河谷	47	177
地区計	437	1,360

自治会名	世帯数	人数
三方町	140	413
森添	12	50
東公文	62	197
西公文	118	376
河原田	86	239
福野	46	167
地区計	464	1,442

自治会名	世帯数	人数
上岸田	79	282
百千家満	54	192
草木	13	35
千町	20	53
黒原	46	162
井内	17	48
横山	35	122
倉床	51	119
地区計	315	1,013

自治会名	世帯数	人数
日見谷	42	142
谷	127	412
小野	140	281
今市	36	120
安賀	104	330
齋木	217	641
有賀	69	210
上野	249	763
水谷	44	131
皆木	81	251
飯見	64	191
野尻	42	118
原有賀	29	85
原	79	223
日ノ原	18	47
音水	6	11
引原	5	7
鹿伏	35	102
戸倉	14	28
道谷	40	125
地区計	1,441	4,218

自治会名	世帯数	人数
千草	185	474
岩野邊	188	591
河呂	142	385
河内	72	192
西河内	109	318
奥西山	68	192
西山	31	67
室	69	221
七野	47	169
下河野	52	158
黒土	89	260
中島	44	112
鷹巣	86	277
地区計	1,182	3,416